

八幡平市地域防災計画



令和8年3月

八幡平市防災会議

用語凡例

1 略語

県本部	岩手県災害対策本部
防災会議	八幡平市防災会議
市本部	八幡平市災害対策本部
県計画	岩手県地域防災計画
市計画	八幡平市地域防災計画
県本部長	岩手県災害対策本部長
市本部長	八幡平市災害対策本部長
県地方支部	岩手県災害対策本部盛岡地方支部
防災関係機関	指定行政機関、県市町村その他地方公共団体の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体並びに防災上重要な施設の管理者
教育長	八幡平市教育委員会教育長
教育次長	八幡平市教育委員会教育次長
教育総務課長	八幡平市教育委員会事務局教育総務課長
教育指導課長	八幡平市教育委員会事務局教育指導課長

2 読替

災害対策本部が設置されていない場合の各章の用語の読替え

県本部長	岩手県知事
市本部長	八幡平市長
市副本部長	副市長、教育長

目 次

第1章	総 則	
第1節	計画の目的	1
第2節	市民の責務	1
第3節	計画の性格及び基本方針	1
第4節	八幡平市防災会議	2
第5節	災害の想定	3
第6節	目指すべき防災ビジョンと基本目標	3
第2章	災害予防計画	
第1節	防災知識普及計画	5
第2節	地域防災活動活性化計画	8
第3節	防災訓練計画	10
第4節	通信確保計画	12
第5節	避難対策計画	13
第6節	要配慮者の安全確保計画	20
第7節	食料・生活必需品等の備蓄計画	23
第8節	孤立化対策計画	25
第9節	防災施設等整備計画	27
第10節	風水害予防計画	28
第11節	土砂災害予防計画	31
第12節	雪害予防計画	35
第13節	建造物等安全確保計画	37
第14節	火災予防計画	38
第15節	林野火災予防計画	41
第16節	農業災害予防計画	43
第17節	事業継続対策計画	45
第3章	災害応急対策計画	
第1節	活動体制計画	47
第2節	気象予報・警報等の伝達計画	60
第3節	通信情報計画	62
第4節	情報の収集・伝達計画	64
第5節	広報広聴計画	69
第6節	交通確保・輸送計画	71
第7節	公安警備計画	73
第8節	消防活動計画	74
第9節	相互応援協力計画	76
第10節	自衛隊災害派遣要請計画	78
第11節	防災ボランティア活動計画	80
第12節	災害救助法の適用計画	82
第13節	避難・救出計画	84
第14節	医療・保健計画	99
第15節	生活必需品供給計画	101

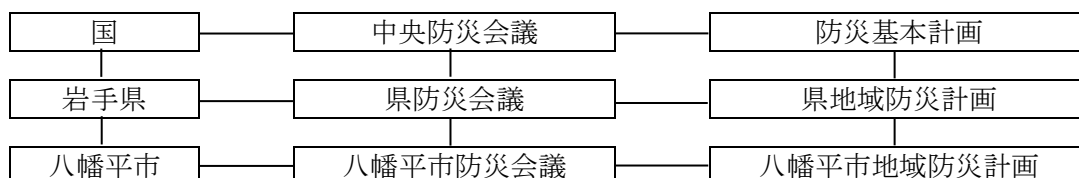
第 16 節	食料供給計画	103
第 17 節	給水計画	105
第 18 節	応急仮設住宅の建設及び応急修理計画	108
第 19 節	感染症予防計画	111
第 20 節	廃棄物処理・障害物除去計画	114
第 21 節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	119
第 22 節	応急対策要員確保計画	122
第 23 節	文教対策計画	123
第 24 節	道路施設等応急対策計画	126
第 25 節	ライフライン施設応急対策計画	127
第 26 節	危険物施設等応急対策計画	128
第 27 節	農畜産物応急対策計画	129
第 28 節	林野火災応急対策計画	131
第 4 章	災害復旧・復興計画	
第 1 節	被災者の生活確保計画	132
第 2 節	公共施設の災害復旧計画	137
第 3 節	災害住民相談計画	138
第 4 節	被災者へのメンタルケア計画	139
第 5 節	復興計画の作成	140
地震災害対策編		201
火山災害対策編		301
原子力災害対策編		401
資 料 編		501

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、八幡平市防災会議が作成する計画で、市、岩手県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関が、八幡平市の地域に係る防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を策定し、それぞれが全機能を有効に発揮するとともに相互協力により市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

【国、県及び八幡平市の防災会議並びに防災計画の体系】



第2節 市民の責務

市民は、みんなで取り組む防災活動促進条例(平成22年岩手県条例第49号)第4条に規定する県民の責務その他法令、県計画又はこの計画により防災上の責務とされている事項については、誠実にその任務を果たすほか、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するよう努める。

また、将来の災害に適切に対処するため、行政による対策はもとより、自らを災害から守る自助の意識を高めつつ、高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者、外国人等(以下「要配慮者」という。)への支援など地域を守る共助の気運を醸成しながら、みんなで防災に取り組むものとする。

第3節 計画の性格及び基本方針

1 計画の性格

この計画は、八幡平市域における災害対策を推進する上での基本となるものであって、国の防災基本計画及び岩手県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

2 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関等がとるべき災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策、その他必要な災害対策の基本的事項を中心に定めるものであり、各防災関係機関は、これに基づいて細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

なお、各対策の策定に当たっては、以下の点に留意する。

(1) 災害予防対策の充実

想定被害量を前提にすれば、全てを災害応急対策でカバーするのは不可能であり、想定被害量を軽減するために最も効果的な対策を明記する。

ア 防災知識の普及

防災教育等は、ともすれば忘れがちになる防災への認識を新たにさせる上で重要であり、学校教育、社会教育等を通じて各個人のライフステージに応じた防災教育に努める。

イ 自主防災組織の育成

阪神・淡路大震災や岩手・宮城内陸地震のような大規模災害の場合には、行政機関だけでは到底対応できない。このため、救助救出や初期消火活動の重要な戦力として自治会や地域振興協議会等を構成単位とする自主防災組織の育成を図る。

- ウ 防災訓練の実施
職員の参集、災害対策本部設置、運営訓練、通信訓練、住民避難、避難所運営訓練及び防災関係機関との連携による訓練等を実施し、職員の防災に関する実務の経験並びに防災関係機関との円滑な協力体制の確立を目指すとともに、市民参加の訓練が万が一の対策に生かされることから継続的に実施する。
- (2) 災害応急対策の工夫
想定被害量を踏まえると、初動期には、以下のような災害イメージを前提とした応急対策活動となる。
同時火災や要救出現場の多発による救出者の増大、負傷者などの大量の発生による医療救護需要の増大、土砂崩れなどの二次災害の警戒、避難指示など、また、職員も被災し、要員を確保できない、安否の問い合わせなどによる電話通報の殺到等、市にとっても危機的な状況となる。
このような危機をどのように管理し、局面を打開していくか、その方策を明記する。
- ア 応急対策活動の2段階編成化
応急対策活動を初動期（人命の救助救出、安全確保活動期）と救援期（ライフラインなどの復旧など重度の生活障害の解消期）の2段階に分類し、全庁が総力をあげて対応する。
- イ 本部機能の充実、強化を図る対策
(ア) 情報の管理を一元化し、情報の共有化を図る。
(イ) 広報機能を強化し、不要不急電話の抑制及び救助救出活動の喚起を促す広報を発災直後から実施する。
(ウ) 情報収集に優先順位をつけ、初動期は人的被害情報を優先する。
- (3) 災害復旧対策の強化
ア 災害住民相談所の開設
被災者の資金の借入など、多様な住民要望に応えられる相談所を開設する。
イ 被災者のメンタルケア
災害によって深く心の傷ついた心理状態(心的外傷後ストレス障害)をいやす。あるいは、軽減するための対策を講じる。
- (4) 個人情報取扱い
市は、災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるよう、法及び条例等の規定に従って、あらかじめ必要な取扱いを定めるよう努める。

第4節 八幡平市防災会議

1 所掌事務

八幡平市防災会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 八幡平市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 八幡平市の地域において災害が発生した場合、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）第25条の規定に基づく水防計画の策定に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

2 組織

八幡平市防災会議の組織は、会長を八幡平市長とし【資料編 別表1-1 P501】に示す各防災関係機関の長、又はその指名する職員によって構成する。

3 防災会議の招集

防災会議の招集は、会長が会議開催の5日前までに開催日時、開催場所及び議事を示して委員に通知して行う。

ただし、急を要する場合は、この限りでない。

第5節 災害の想定

災害の種類には、台風、大雨を要因とする風水害のように予知しうる災害と、地震、火山噴火災害等のようにほとんど予知できない突発的な災害に大別することができる。

そこで、本市の地理的条件、過去において発生した災害の態様等を勘案の上、次のように想定する。

1 水害

過去においては、河川の氾濫により大きな被害が発生したが、河川改修などで水害の危険は少なくなっている。

しかしながら、近年の集中豪雨、或は未改修の中小河川もあり、住家及び農地等への浸水、冠水、土砂崩れ等の被害が予想される。

2 地震災害

市域に隣接して活断層が存在することなどから、当面、次の前提条件に基づき想定するものとする。

- (1) 地震の規模 マグニチュード7程度
- (2) 市内の最大震度 震度6強
- (3) 想定被害量(阪神・淡路大震災級の想定被害量)【資料編 別表5-2 P519】参照

3 火山災害

八幡平市には、岩手山と八幡平の2つの活火山がある。その中でも、岩手山は、これまで、噴火を繰り返してきた大きな活火山である。一時的に火山活動が活発となった平成10年10月に、岩手山火山災害対策委員会が国・県・周辺市町村とともに作成した「岩手山火山防災マップ」

【資料編 別表8-6 P556】は、次の条件により作成されている。

- (1) 過去の噴火の仕方や火山観測状況から、噴火の可能性が高いと推定される西側の水蒸気爆発と東側のマグマ噴火が想定されている。
- (2) 西側の水蒸気爆発は、大地獄谷から姥倉付近を火口とした約3200年前の水蒸気爆発と同程度の規模を想定している。
- (3) 東側のマグマ噴火は、岩手山山頂を火口として、1686年の噴火と同程度の規模を想定している。

第6節 目指すべき防災ビジョンと基本目標

1 八幡平市が目指すべき防災ビジョン(基本理念)

八幡平市が目指す「安心して暮らせる安全なまち」を次のように設定する。

〔基本理念〕	人々が個々の防災能力を育み、万が一災害が発生したときは、それぞれの能力に応じた防災力を遺憾なく発揮するとともに、互いに助け合う地域社会を目指す「安心して暮らせる安全なまち」
〔将来像〕	次の3つが満たされたまち
	1 個々の防災力が高められた安全なまち
	2 互いが助け合い心通い合う安全なまち
	3 人々が健やかに暮らせる安全なまち

この基本理念から、八幡平市が企画、実施する防災施策は、以下の要件を満たす必要がある。

- (1) 個々の防災力が高められた、安全なまち
災害時に最も重要な初期救助活動は、行政の対応だけでは限界がある。住民一人ひとりが、「自分の身は自分で守る」という自覚のもとに、防災力が高められた地域防災の担い手を作る必要がある。

- (2) 互いが助け合い心通い合う安全なまち
要配慮者の視点からとらえたときに安心して暮らせるまちになっていることが必要である。そのために、互いが助け合い心がふれ合うまちをつくりあげるための視点を防災対策のなかに盛り込む。
- (3) 人々が健やかに暮らせる安全なまち
災害時だけでなく、平常時においても人々が健康で暮らせるまちであることが重要である。そのためには、要配慮者にやさしいまちをつくることが要求される。

2 計画の目標等

(1) 計画の目標

ア 人命危険の解消(対策)

八幡平市域における水害(浸水)については、水害に起因して発生する土砂崩れ等による生き埋め等人命損失にいたる災害が懸念される。

また、八幡平市の隣接地域には活断層の存在もあり、直下型地震の発生も懸念される。

阪神・淡路大震災など近年我が国が経験した直下型地震では、たとえマグニチュードが6クラスでも震源地付近で局所的に震度6以上と思われる揺れが発生しており、その被害は甚大である。

以上のことから、地震災害対策を重視することとする。また、その場合、人命危険防止対策を最優先する。

イ 地震災害による重度の生活障害の解消(対策)

人命危険の解消(対策)の状況を考慮しながら、順次、地震災害時の重度の生活障害軽減対策へ重点を移す。

ウ 水害による生活障害の解消(対策)

水害(浸水)については、地震による重度の生活障害の解消(対策)ほどの生活障害にいたらないものと想定されるが、中長期的に取り組む。

(2) 危険性とその内容

(1)で示した危険性の具体的な内容は、表1のとおりである。

【表1】危険性とその内容

目標	内容
地震火山災害による人命危険の解消	倒壊家屋の下敷き・生き埋め、転倒落下家具による人命損失、ブロック塀等の倒壊による人命損失、地震時火災による焼死、要配慮者の生活環境の悪化に伴う二次的人命損失、ライフラインの損壊や適切な診療機会の喪失に伴う要配慮者の人命損失 火山災害による火砕流や火山泥流による人命損失
地震災害による重度の生活障害の解消	長期の避難所生活、ライフライン(上下水道、電気、通信施設等)の長期機能停止・低下(衣食住の長期不安定)
水害による生活障害の解消	床上浸水、家屋の損壊・流失、土砂崩れによる生き埋め、道路の決壊、橋梁の流失
雪害による生活障害の解消	家屋の倒壊、雪崩による生き埋め、倒木等によるライフラインの損壊、交通の途絶

第2章 災害予防計画

第 1 節 防災知識普及計画

第 1 基本方針

市その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

第 2 対策

市民及び市職員が、それぞれの日常生活時において遭遇する可能性のある危険にはどのようなものがあり、その危険にどのように対処するべきであることを基準に据えた防災教育等を実施する。この場合、各人の役割や階層の特性に応じた内容を工夫するとともに、市職員に対しては、防災の要として必要とされる知識・技術に関する防災教育を行う。

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT 等）の視点にも配慮する。

対策の種類	担当課
1 住民等に対する防災知識の普及	防災安全課
2 児童、生徒等に対する教育	総務課
3 職員に対する防災教育	まちづくり推進課 市民課 地域福祉課 健康こども課 教育総務課

1 住民等に対する防災知識の普及

- (1) 市は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断でタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。
- (2) 防災関係機関は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、次の方法等を利用して、住民等に対する防災知識の普及に努める。
 - ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
 - イ インターネット、広報誌等の活用
 - ウ 起震車等による災害の擬似体験
 - エ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
 - オ 防災関係資料の作成、配布
 - カ 防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映、貸出し
 - キ 自主防災活動に対する指導
- (3) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。
 - ア 地域防災計画及び各防災関係機関の防災体制の概要
 - イ 気象警報、避難指示等の意味、内容及びとるべき行動
 - ウ 平時における心得
 - (ア) 地域の危険箇所や指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館などの避難場所、避難道路等を確認する。
 - (イ) 他地域を訪問する予定がある場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。
 - (ウ) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
 - (エ) いざというときの対処方法を検討する。
 - (オ) 防災訓練等へ積極的に参加する。
 - (カ) 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
 - (キ) 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。
 - (ク) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。
 - (ケ) 広域避難の実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

を確認する。

エ 災害時における心得、避難誘導

(ア) 所在（居住または滞在）する自治体等から災害情報や避難情報を収集する。

(イ) 所在（居住または滞在）する自治体による防災対策に従う。

オ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置

カ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等

キ 災害危険箇所に関する知識

ク 過去における主な災害事例

ケ 災害に関する基礎知識

コ 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえた上で行うようにするなど被災地支援に関する知識を整理するとともに、その普及に努める。

サ 防災知識の普及啓発等に当たっては、地域の地理的状況及び過去の災害の発生状況等を考慮する。

(4) 市は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

(5) 市は、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、暴力の防止に向けた教育・啓発の促進に努める。

2 児童、生徒等に対する教育

(1) 市は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。

(2) 市は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校等においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(3) 市は、学校において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育が推進されるよう努めるものとする。

3 職員に対する防災教育・研修

災害の発生時には、職員個々の正確な状況判断が要求される。

市職員をはじめ、防災関係機関の職員が自発的に、責任をもって行動しうよう、以下の防災教育・研修を行う。

(1) 新任研修

あらたに職員として採用された者に対して、防災研修を実施する。

実施の内容は、おおむね次のとおりとする。

ア 活動の概要

イ 防災関係職員としての心構え

ウ 役割の分担（特に、初動時の役割について周知徹底を図る。）

エ 防災行政無線の運用について

(2) 職場研修

市は、定期的に訓練等実技習得研修を実施し、その内容は、担当の応急対策活動の事務分担により、実際に設営して実技習得に努める。

(3) その他の研修、講習会

その他必要に応じ、研修、講習会を実施するとともに、県又は防災関係機関が行う研修会、講習会、講演会に職員を派遣する。

ア 防災講習会

職員を対象とし、学識経験者及び関係機関の専門職員を講師として招き、災害の原因、対策等の専門的知識の習得を図る。

イ 災害救助実務研修会

災害発生時における災害救助体制に万全を期するため、関係職員に対し、災害救助法実務研修会を実施する。

ウ 研修会

災害対策関係法令及びその他の防災関係法令並びに地域防災計画の内容等の説明を行い、趣旨の徹底と円滑な運営を図るとともに、土木、建築その他災害対策に必要な技術の習得を図る。

第 3 防災文化の継承

- 1 防災関係機関等は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に生かすことにより、地域防災力の向上を図る。
- 2 防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。
- 3 住民等は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関等は、各種資料の活用等により、これを支援する。

第 4 防災と福祉の連携

市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、要配慮者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

第 5 専門家の活用

市は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報等に関する専門家の活用を図るものとする。

第 2 節 地域防災活動活性化計画

第 1 基本方針

- 1 市は、地域住民が「自分達の地域は、自分達で守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織や防災士等の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。
- 3 市は、市内の一定の地区内の住民等から市計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、市計画に地区防災計画を定める。
- 4 市は、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。また、平時及び災害時の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

第 2 対策

1 自主防災組織の育成強化

- (1) 自主防災組織の結成促進及び育成
 - ア 市は、町内会、自治会等の既存の地域コミュニティを中心として、防災活動を自主的かつ組織的に実施する自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。
 - イ 市は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、研修会、講習会等の開催等を通じて、自主防災活動の地域リーダーの育成に努める。
 - ウ 市は、自主防災組織の結成及び自主防災活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するため、必要な指導、援助を行う。
- (2) 自主防災組織の活動
 - 市は、自主防災組織が効果的な防災活動を行えるよう、あらかじめ、自主防災組織が実施する業務を定め、平時及び災害時に分担する任務を、班編成等により明確にする。
 - ア 平時の活動
 - (ア) 防災知識の普及
 - (イ) 消火訓練、避難訓練、避難所運営訓練その他防災訓練の実施
 - (ウ) 情報の収集、伝達体制の確立
 - (エ) 家庭及び地域の火気使用設備、器具等の点検
 - (オ) 防災用資機材等の備蓄及び管理
 - (カ) 地域の危険箇所や避難場所等の把握、発災時における地域内での連絡体制の構築
 - イ 災害時の活動
 - (ア) 安否確認及び避難誘導
 - (イ) 出火防止及び初期消火
 - (ウ) 住民に対する避難指示等の伝達、確認
 - (エ) 地域内の被害状況等の情報収集
 - (オ) 救出、救護活動の実施及び協力
 - (カ) 炊出し及び救援物資の配分等避難所運営に対する協力

2 消防団の活性化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進し、その育成を図るため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。

- ア 「消防団活動計画」の策定
- イ 消防団の施設・設備の充実強化
- ウ 消防団員の教育訓練の充実強化
- エ 報酬・出動手当の引上げ、表彰制度の充実等による処遇改善
- オ 消防団総合整備事業等の活用
- カ 競技会、行事等の開催
- キ 青年層、女性層及び公務員の消防団への加入促進

ク 地域防災及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請

3 住民等による地区内の防災活動の推進

- (1) 市の一定の地区内の住民及び事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自主的な防災活動の推進に努める。
- (2) 市の一定の地区内の住民及び事業所を有する事業者は、必要に応じて、計画提案を行う等、市と連携する。
- (3) 市は、計画提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、市地域防災計画に地区防災計画を定める。
- (4) 市は、計画提案の制度について、その普及に努める。

第 3 節 防災訓練計画

第 1 基本方針

市及びその他の防災関係機関は、次の目的のために、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を、単独又は合同して、毎年度、計画的に実施する。

- 1 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力の醸成
- 2 防災関係機関相互の協力体制の確立
- 3 地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

第 2 実施要領

1 実施方法

- (1) 市は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、広く防災関係機関に参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にした上で、防災訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通して成果及び課題を明らかにし、その改善に努める。
- (2) 訓練は、毎年 1 回以上、防災の日を中心とする防災週間中など、地域の実情に応じた適宜の時期に実施日及び実施会場を設定し、定期的を実施する。
- (3) 訓練は、図上訓練又は実動訓練により実施し、地域において発生する可能性の高い複合災害も想定するなど、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とするよう努める。
 - ア 図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い、各々の対策要員が災害発生時の活動要領を確認、検証するため実施する。
 - イ 実動訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと、実動により防災活動に習熟するため実施する。
- (4) 地震、風水害、火山噴火等の想定に基づき実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。
 - ア 災害対策本部設置・運営訓練
 - イ 通信情報連絡訓練
 - ウ 職員非常招集訓練
 - エ 避難訓練
 - オ 避難所開設・運営訓練
 - カ 救出・救助訓練
 - キ 医療救護訓練
 - ク 消防訓練
 - ケ 水防訓練
 - コ 自衛隊災害派遣要請訓練
 - サ 要配慮者を対象とした訓練
 - シ 遺体対応訓練
 - ス 多言語対応訓練
 - セ 施設復旧訓練
 - ソ 交通規制訓練

2 実施に当たって留意すべき事項

市は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 地域の実情を踏まえた災害想定
訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件や過去の災害履歴等を考慮し、より実際的な災害想定を行う。
- (2) 広域的な訓練の実施
 - ア 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
 - イ 広域応援体制の確立を図るため、県境を越えた近隣県や、管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく広域応援要請訓練その他の各種訓練を実施する。

(3) 地域住民、教育機関等の参加促進（統合）

訓練の実施に当たっては、自主防災組織、NPO・ボランティア等、民間企業、非常通信協議会、水防協力団体等各種団体に訓練への参加を呼びかけ、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成等を図るため、地域住民の積極的な参加を得て実施する。

また、児童・生徒の参加は防災意識・教育上の地域への普及の核心となることから、管内の幼稚園、保育所、小中学校、高等学校等の参加を得る。

(4) 主要防災関係機関の参加

防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、管内外の主要防災関係機関の参加を得て各種訓練を実施すること。

(5) 広域的な訓練の実施

有事の際の実際的な対応を想定し、関係機関が自己の所有する専用車両、資機材を有効に活用し合同、あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施する。

第 4 節 通信確保計画

第 1 基本方針

- 1 市、その他の防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。
また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。
- 3 効率的・効果的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。
- 4 市、電気通信事業者等は、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。

第 2 通信施設・設備の整備等

1 県防災行政無線

県のデジタル方式による衛星通信施設の整備により、防災行政情報通信ネットワークの機能拡充を図る。

2 市防災行政無線

- (1) 防災行政無線の保守及び屋外拡声器、戸別受信機の増設等の整備に努め、その機能強化を図る。
- (2) 防災行政無線の通信施設に係る非常用電源設備の保守と整備等に努める。

3 防災相互通信用無線の整備

市本部長は、大規模な災害が発生した場合において、消防、警察等の防災関係機関が協力して、災害時の活動を円滑に行うことができるよう、これらの防災関係機関相互で共通運用する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。

4 その他の通信施設の整備

- (1) 防災関係機関は、気象予報・警報の伝達、災害情報収集等のため、防災関係機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。
- (2) 防災関係機関は、災害時における円滑な情報の収集及び連絡を実施するため、専用通信施設（災害優先電話を含む。）、コンピュータ等に係る非常用電源設備の整備とその燃料の備蓄及び通信手段の複線化、耐震化に努める。

5 災害時優先電話の指定

市その他の防災関係機関は、災害等によるふくそう時においても通信を確保するため、あらかじめ、通信事業者に災害時優先電話用の電話番号を申請し、承認を受ける。

6 通信運用マニュアルの作成等

- (1) 市その他の防災関係機関は、災害時における通信回線のふくそう及び混信、通信施設・設備の損壊に際しても、通信を確保できるよう、あらかじめ、災害応急対策に必要な通信機器の需要動向等を踏まえ、通信運用マニュアルを作成するなど、効果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急復旧に必要な資機材及び要員の確保等に努める。
- (2) 衛星携帯電話による通信を含めた複数の通信手段について定期的な訓練等の実施、防災関係機関間の衛星携帯を含む電話番号情報の共有に努める。
- (3) 防災関係機関は、情報通信関係施設の災害に対する機能を維持するため、定期的に、点検を実施する。

第 5 節 避難対策計画

第 1 基本方針

- 1 市は、火災、水害等の災害から住民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び指定避難所（以下「避難所」という。）（以下「避難場所等」と総称する。）、避難道路等の整備を進めるとともに、住民への周知徹底を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。
- 3 市は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。
- 4 市は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。
- 5 市は、岩手県と共同運用する被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。

第 2 対策

対策の種類	担当課
1 避難場所等の選定	防災安全課
2 避難場所等の整備	企画財政課
3 避難所の運営体制等の整備	市民課
4 避難に関する広報	地域福祉課
5 避難行動要支援者に対する救援措置	健康こども課
6 観光(宿泊)施設管理者との連携	商工観光課

※ 避難行動要支援者とは、要配慮者のうち避難の際に支援が必要な者をいう。

1 避難場所等の選定

- (1) 避難場所等を選定する場合は、災害時の安全性(避難場所等や経路など)を検討の上、選定するものとする。
 この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。
 第 3 章第 13 節「避難・救出計画」を参照
 避難場所：切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所
 避難所：災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所
- (2) 広域避難及び広域一時滞在
 - ア 市は、災害が発生するおそれがあり、自らの区域内で、住民等の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、住民等の県内他市町村又は他都道府県への避難（以下「広域避難」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。
 - イ 市は、災害が発生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難者の県内他市町村又は他都道府県への一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村、その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。
 - ウ 市は、他市町村からの避難者又は一時滞在者の受入れ（以下「広域避難等」という。）を想定し、受け入れ可能な施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受入方法を定めたマニュアル等の整備に努める。

2 避難場所等の整備

- (1) 市は、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定するとともにその整備に努める。

この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じた随時見直しを行う。
- (2) 市は、避難場所等を指定する際は、広域避難等の用にも供することについて定めるなど、他市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (3) 避難場所
 - ア 火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地であること。
 - イ 崖崩れ、津波、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。
 - ウ 避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること。
 - エ 避難者 1 人当たりの必要面積をおおむね 2 平方メートル以上（新型コロナウイルス感染症に対応する場合、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン等を参考に設定）とし、対象避難地区全ての住民（昼間人口を考慮する。）を収容できるような場所であること。
 - オ 避難する際に、できるだけ主要道路、鉄道、河川等を横断しなくてすむ場所であること。
 - カ 水害に対する緊急避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、滞水により孤立するおそれのない場所であること。
 - キ 必要に応じて、避難場所を近隣市町村に設けるように調整を図る。
- (4) 避難所
 - ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
 - イ 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
 - ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
 - エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
 - オ 給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。
 - カ 暖房施設・器具を有し、又は容易に暖房器具を確保できるものであること。
 - キ 指定緊急避難場所及び指定避難所は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを住民等へ周知するよう努める。
 - ク 市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
 - ケ 市は災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
 - コ 市は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源を確保するなど、必要な配慮に努めるものとする。
 - サ 福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
 - シ 市は、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。
 - ス 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。
 - セ 市は、必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

(5) 避難道路の整備等

市は、次の事項に留意し、地域の実情に応じ、地区ごとに避難道路を選定するとともに整備に努める。

ア 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。

イ 通行不能となった場合の代替経路の確保が可能な道路であること。

ウ 浸水等の危険のない道路であること。

エ 避難道路は、原則として相互に交差しないこと。

オ 避難道路の選定に当たっては、避難経路を確保するため、必要に応じ交通規制の実施者と協議のうえで、交通規制計画を定めること。

(6) 避難場所等の環境整備

ア 市は、次の事項に留意し、平時から避難場所等の環境整備を図る。

(ア) 住民に各種情報を確実に伝達できるような双方向の通信機材の配備

(イ) 非常用電源の配備とその燃料の備蓄

(ウ) 避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備等の設置

(エ) 避難場所等での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等必要な資機材の整備

(オ) 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備

(カ) 毛布及び暖房器具、暖房施設等の整備

(キ) 高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した環境の整備

(ク) プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した環境の整備

(ケ) 避難の長期化に応じた入浴及び洗濯等の環境の整備

イ 市が避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

ウ 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見等を有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

(7) 災害時必需品の備蓄

ア 避難所には、災害時の生活に必要な以下の物品について備蓄、調達体制の整備を図るとともに、定期的に点検及び更新を行う。

イ 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。各家庭においては、家族の3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検、更新を行うよう努める。

【仮設トイレ、テレビ、ラジオ、懐中電灯・ローソク、電池、医薬品、カセットコンロ、石油ストーブ、毛布、食料、飲料水、乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）など】

(8) 鍵の管理

避難所となる施設の鍵については、施設の鍵保管者名簿を作成し、避難所の開設が迅速に行えるようにしておく。

3 避難所の運営体制等の整備

市は、指定避難所を円滑に設置し運営するため、県の支援を受け、あらかじめ指定避難所の設置及び運営に係るマニュアル等を作成し、訓練を通じて、その内容について住民への普及啓発に努める。この際、住民等が主体的に指定避難所を運営できるような配慮に努める。

4 避難に関する広報

- (1) 市は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平時から、避難場所、避難経路、危険箇所及び過去の浸水区域等を示した防災マップ、広報誌、パンフレット等を作成し、講習会、避難防災訓練、ホームページやアプリケーションなど、多様な手段により、避難に関する広報活動を行い、住民に周知徹底を図る。

避難場所等に関する事項	ア 避難場所等の名称及び所在地並びに避難所と避難場所の別 イ 避難場所等への経路 ウ 災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方
避難行動に関する事項	ア 平時における避難の心得 イ 避難指示等の用語の意味 ウ 避難指示等の伝達方法 エ 避難の方法 オ 避難後の心得
災害に関する事項	ア 災害に関する基礎知識 イ 過去の災害の状況

- (2) 避難手段は、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難場所等までの距離や避難行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。

5 避難行動要支援者に対する救援措置

災害時に避難援護が必要とされる者の避難支援に関して、次の事項を内容とした避難支援計画を作成する。

- (1) 避難行動要支援者の把握
- (2) 避難指示等の伝達
- (3) 避難者の誘導及び避難の確認
- (4) 避難行動要支援者の避難支援者及び支援団体
- (5) 避難場所等における配慮及び福祉避難所の設置、活用による支援
- (6) 防災関係課と福祉関係課との連携
- (7) 避難行動要支援者名簿の作成等

市は、避難行動要支援者の最新状況の把握に努め、避難行動要支援者の避難支援及び安否確認等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成し、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- (ア) 高齢者等（施設等入所者及び家族等の介助により避難に支障がない者等を除く。）

- a ひとり暮らし高齢者
- b 高齢者のみで構成される高齢者世帯
- c 日中等に一人になる日中独居高齢者
- d 介護保険の要介護 3 以上の者

- (イ) 障がい者（施設入所者を除く。）

- a 身体障がい者程度等級の級別「1 級及び 2 級」の身体障がい者
- b 療育手帳判断基準「A」の知的障がい者
- c 精神障がい者保健福祉手帳の障害等級「1 級」の精神障がい者

- (ウ) ひとり親世帯

ひとり親の世帯で、日中若しくは夜間に児童が一人で在宅となる世帯

- (エ) その他市長が認める者

(ア) から (ウ) に準ずる者で、災害時の避難支援を希望する者のうち、市長が必要と認める者

イ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- (ア) 避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係課で把握している高齢者、障がい者、児童等の情報を集約する。

- (イ) 記載事項

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所

- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g その他避難支援等の実施に関し市長が認める事項

ウ 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は、転出・転入、出生・死亡、障がいの発現等により地域において絶えず変化するものであることから、市は、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿に記載された情報（以下「名簿情報」という。）を最新の状態に保つように努める。

エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報を市の関係課内で活用するとともに、本人の同意を得ることにより、又は、市の条例の定めにより、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防団、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、介護保険制度関係者、障がい者団体の福祉関係者、自治会、自主防災組織、その他の避難支援等に携わる者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、事前に名簿情報を提供するものとする。ただし、災害が発生、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると市長が認めるときは、本人の同意の有無に関わらず避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

オ 名簿情報を提供する場合における配慮

市は、名簿情報を避難支援等関係者へ提供する場合、個人情報保護のために、次に掲げる事項について配慮するものとする。

- (ア) 名簿情報は、当該要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (イ) 名簿情報が無用に共有、利用されないよう避難支援等関係者に対し指導する。
- (ウ) 災害対策基本法に基づく守秘義務が課せられていることを避難支援等関係者個人に対し十分に説明する。
- (エ) 避難行動要支援者名簿は必要以上に複製せず、また、その保管については、適正かつ厳重に行える場所等で行うよう指導する。
- (オ) 団体への名簿情報の提供である場合は、その団体内部で名簿情報を取扱う者を限定するように指導する。
- (カ) 名簿情報の提供先に対し、名簿情報の取扱いには十分に注意するよう周知し、啓発する。

カ 避難支援等関係者の秘密保持義務

名簿情報の提供を受けた避難支援関係者、若しくはその当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者、又はこれらの者であった者は、正当な理由なく名簿情報に係る要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

キ 避難のための情報伝達における要支援者への配慮

市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、避難準備情報等の発令及び伝達に当たり、それぞれの避難行動要支援者に合った伝達方法により必要な情報を一人ひとりに的確に伝わるよう配慮しなければならない。

ク 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、避難支援において、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを優先することとする。

市及び関係機関は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等に対し、避難行動要支援者名簿の意義、在り方及び避難支援等関係者の安全確保についても十分に周知する。

6 観光(宿泊)施設管理者との連携

本市は、岩手山、八幡平、安比高原、七時雨山に代表される自然に恵まれており、多くの観光客が訪れることから、これら不特定多数の人々が避難する際の手引きとしてチラシを作成するなど、円滑に避難ができるよう、上記(3)(4)を進めるに当たり、観光施設及び宿泊施設管理者との連携を図るものとする。

第 3 避難計画作成における留意事項

- 1 避難計画作成に当たっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- 2 防災担当課と福祉担当課との連携の下、消防団、自主防災組織及び平時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者等と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。また、避難誘導体制の整備に当たっては、木造住宅密集地域における大規模な火災の発生など、二次災害の発生も考慮する。
- 3 市は、「避難情報に関するガイドライン」を参考に高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下本編中「避難指示等」という。）の具体的な発令基準を策定し、市地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示等を適切に発令することができるよう、具体的な避難指示等の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。
- 4 避難計画に盛り込む避難指示等の発令基準は、地域の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報等を取り扱う国及び県の機関との連携に努める。この場合において、国及び県の機関は、市町村による避難指示等の基準の策定又は見直しを支援する。
- 5 災害発生時における児童、生徒、園児の安全な避難のため、学校、幼稚園、保育所との連絡、連携体制の構築に努める。
- 6 夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援等実施者（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。
- 7 避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口の確認等必要な準備を整える。
- 8 市は、避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施及びハザードマップ等の作成・配布等を行うよう努める。
なお、ハザードマップ等の作成に当たっては、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努め、住民等の参加も考慮する。
- 9 市は県に対し、ハザードマップ等の作成に関して必要な助言等を求めることができる。
- 10 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人が指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国土交通省、気象庁及び県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

第 4 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

- 1 学校、病院、社会福祉施設、事業所、地下街等など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図る。

- 2 施設の管理者は、市、消防機関、警察機関等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により、避難体制の確立に万全を期す。
- 3 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を含めた水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保計画を関係機関の協力を得て作成し、これを市長に報告するとともに、計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。
- 4 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- 5 学校・幼稚園・保育所においては、児童、生徒、園児を集団的に避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等のほか、災害発生時における児童等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。
- 6 病院においては、患者を他の医療機関等に集団的に避難させる場合に備えて、移送可能施設の把握、移送方法、入院患者に対する保健、衛生の実施方法等を定める。
- 7 地下街等の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成する。特に、浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。
- 8 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、これを市長に報告する。
- 9 観光施設等の不特定多数の者が集まる場所においては、来訪者に対する避難指示等の周知方法、避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法等を定める。

第 6 節 要配慮者の安全確保計画

第 1 基本方針

- 1 市は、要配慮者施設等への情報が確実に伝達されるよう、情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めるとともに個別避難計画の作成に努める。また、実際に避難訓練等を行うなど、国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。
- 2 市は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

第 2 対策

対策の種類	担当課
1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画	防災安全課
2 災害情報等の伝達体制の整備	まちづくり推進課
3 避難誘導	地域福祉課
4 避難生活	健康こども課
5 社会福祉施設等の安全確保対策	商工観光課
6 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施	
7 外国人の安全確保対策	

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

- (1) 市は、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平時から収集し、避難行動要支援者名簿を整備の上、電子データ、ファイル等で管理、関係機関と共有するとともに、一人一人の避難行動要支援者に対して複数の避難支援等実施者を定める等、避難支援プランを策定する。
- (2) 市は、市計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の実行に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- (3) 市は、市計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。
- (4) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、必要な配慮をするものとする。
- (5) 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- (6) 市は、避難行動要支援者情報の収集・共有や個別避難計画の作成について、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。
- (7) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

2 災害情報等の伝達体制の整備

- (1) 避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した高齢者等避難を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援等実施者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。
- (2) 市は、情報伝達のため、消防団や自主防災組織等への情報伝達責任者（班）を明確にする。
- (3) 消防団、自主防災組織等は、情報伝達網の複数ルート化等に配慮するとともに、福祉・医療関係者と連携し、避難支援プラン等を基に情報伝達を実施する。
- (4) 市は、平時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者との連携を深め、発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。
- (5) 市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難指示等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。
- (6) 市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (7) 市は、障がい者の種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 避難誘導

市は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等と協力し、避難行動要支援者を優先した避難誘導体制の整備を図る。

4 避難生活

- (1) 市は、関係機関と連携し、避難所における要配慮者の支援窓口の設置、保健師等による健康相談、岩手県災害派遣福祉チームの受入れなど、福祉関係職員等による生活支援体制を整えとともに、避難行動要支援者の避難支援のための連絡会議を開催するなど、各支援者と緊密な連携を図れるよう支援体制の構築を図る。
- (2) 避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障がい者用トイレ（オストメイトを含む。）及びスロープ等の段差解消設備の速やかな仮設、福祉施設職員等による応援体制の構築などに努める。

5 社会福祉施設等の安全確保対策

- (1) 社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等に努める。
特に、スロープ等の段差解消設備等を設置し、施設内部や周辺のバリアフリー化に努めるとともに、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資についても配備するよう努める。
- (2) 社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、平時から基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。
また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立するとともに、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。

6 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施

市は、地域において要配慮者を支援する体制を確認するなど、要配慮者に十分配慮しながら避難計画に基づき防災訓練等の実施に努める。

7 外国人の安全確保対策

- (1) 防災教育、防災訓練の実施
防災関係機関は、県、市及び国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対し、多言語による防災知識の普及に努める。
また、市は、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。
なお、市は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習の開催を働きかける

ように努める。

(2) 避難計画

市は、第 2 章第 5 節に定める避難計画の作成に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在留外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。

また、避難所においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行う。

(3) 情報伝達及び案内標示板等の整備

ア 市は、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、多言語ボランティア等の協力を得て、多言語等による避難指示等の伝達手段の確保に努める。

また、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、ピクトグラムを活用等によりわかりやすく効果的なものにするとともに、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

イ 市は、県や国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

(4) 情報の提供

ア 市は、インターネット等を活用した多言語及びやさしい日本語による災害情報の提供に努める。

イ 市は、災害時に避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。

(5) ボランティアの育成等

市は、国際交流関係団体等の協力を得て、災害時において通訳等を行う多言語ボランティアの養成、登録、研修に努める。

(6) 生活相談

市は、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対する相談体制の整備に努める。

第 7 節 食料・生活必需品等の備蓄計画

第 1 基本方針

- 1 市は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、市民及び事業所における物資の備蓄を促進する。
- 2 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-P L o）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるように、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や解説手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。
- 3 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーテーション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に 1 回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低 3 日間、推奨 1 週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。
- 4 県及び市は、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

第 2 備蓄の種類

備蓄の種類については、次のとおりである。

- (1) 災害に備え、県、市、事業所、市民が主体となり備蓄する食料、飲料水等の物資（備蓄物資）
- (2) 災害発生時、被災地方公共団体に対して被災地外の住民や民間事業者、団体等から善意で寄せられる物資で、調達費用等の対価が生じないもの（義援物資）
- (3) 県又は市が、災害に備え、民間事業者等とあらかじめ締結した協定等に基づき、災害時に必要量調達する物資で、原則、調達費用等の対価が生じるもの（流通在庫備蓄）
- (4) 国が、被災地方自治体からの具体的な要請を待たず、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する仕組（プッシュ型支援）

第 3 市の役割

- 1 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあつては、性別、性的マイノリティ（L G B T 等）のニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由により食事制限のある者、乳幼児及び妊産婦等（要配慮者）の多様なニーズに配慮する。
- 2 備蓄計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を行う。
- 3 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。
- 4 備蓄は、指定避難所等に分散して、災害時に避難者が取り出して使用できるようにする。
- 5 物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、他の市町村及び関係団体からの物資調達に係る体制を整備する。

第 4 市民及び事業所の役割

1 市民の役割

各家庭において、家族の 3 日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

【 家庭における備蓄品の例 】

飲料水、食料（アレルギー対応含む）、ラジオ、懐中電灯・ローソク、予備電池、
医薬品、携帯トイレ、下着・衣類、生理用品、赤ちゃん用品、紙おむつ、タオル、
毛布、軍手、貴重品、カセットコンロ、石油ストーブ等

2 事業所の役割

事業所は、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員のための物資を備蓄又は確保をし、定期的に点検及び更新に努める。

第 8 節 孤立化対策計画

第 1 基本方針

市は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するとともに、消防団員等から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、予防対策に努める。

第 2 災害時孤立化想定地域の状況

平成 20 年岩手・宮城内陸地震、平成 23 年東北地方太平洋沖地震への対応等を踏まえ、孤立化するおそれのある地域の状況は次のとおりである。

- 1 孤立化の発生原因としては、「集落に通じるアクセス道路の全てが損傷、道路への土砂堆積のおそれがある場合」及び「集落へのアクセス道路が 1 本しかない場合」である。
- 2 孤立化想定地域は次のとおりである。
 - (1) 固定電話以外の通信手段がない、若しくは 1 種類の通信手段のみの集落
 - (2) 救助・救出のためのヘリコプターの離着陸可能な場所がない集落
 - (3) 集落内に指定避難所又は避難可能な場所がない集落
 - (4) 自主防災組織化されていない地域
 - (5) 平成 21 年 5 月中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生に係る状況調査による市内孤立集落
 - ア 野口（暮坪）
 - イ 岩木
 - ウ 岩屋
 - エ 切通
 - オ 瀬ノ沢
 - カ 戸鎖

第 3 孤立化想定地域への対策の推進

1 通信手段の確保

- (1) 市は、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、市防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。
- (2) 市は、県で定める防災ヘリコプター等による空中偵察に対し、住民側から送る合図の方法をあらかじめ周知する。

〔県統一合図〕

- | |
|-----------------------------|
| ア 赤旗（負傷者等があり、早急な救助を求める場合） |
| イ 黄旗（負傷者等はいないが、救援物資等を求める場合） |
| ウ 白旗（異常なし又は存在を知らせる場合） |

- (3) 市は、孤立化のおそれがある場合に、地域の代表者に積極的に電話をするなど、住民の安否確認を行う体制・連絡網を整備するように努める。

2 避難先の検討

市は、集落内に避難場所等がない場合には、災害時に集合する集落内の安全な場所や家をあらかじめ定めるなど、避難先の確保に努める。

3 救出方法の確認

市は、孤立可能性のある地域においてヘリコプターが離着陸できる場所又はヘリコプターにより上空から救助ができる場所（以下「防災ヘリポート」という。）の確保に努める。

また、地域内に防災ヘリポートを確保できない場合は、隣接する地域において防災ヘリポートを確保するよう努める。

4 備蓄の奨励

市は、孤立化のおそれがある地域においては、孤立しても住民が支え助け合うことができるよう、備蓄を推進する。

5 防災体制の強化

市は、住民自らが、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう、自主防災組織の育成強化に努める。

第 9 節 防災施設等整備計画

第 1 基本方針

災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、災害時における応急活動体制の整備を推進する。

第 2 防災施設等の機能強化

市は、防災施設等の整備を進め、次に掲げる機能の強化を図る。

- (1) 災害応急対策活動における中枢機能
- (2) 市庁舎等の被災時におけるサブ機能
- (3) 防災ヘリコプター等による、災害応急活動の支援を受けるための防災ヘリポート機能
- (4) 住民に対する防災知識の普及、教育及び訓練機能
- (5) 人員、物資等の輸送、集積機能
- (6) 災害対策用資機材の備蓄機能
- (7) 自家用発電装置、太陽光発電その他の再生可能エネルギー利用設備等による非常時電源供給機能
- (8) 被災住民の避難、収容機能
- (9) 警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点
[ヘリポート及び補給基地 資料編 別表 11-3 P586]

第 3 公共施設等の整備

- 1 市は、避難路、避難場所等を整備するとともに、避難所となる学校等の公共施設の耐震化、不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。
- 2 防災関係機関は、災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数を収容する重要施設等についての耐震化、不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める

第 4 消防施設の整備

市は、地域の実情に即した消防車両、消防無線、消防水利、その他の消防施設、設備を整備拡充し、常時点検整備を行う。

第 5 防災資機材等の整備

市は、広域的又は大規模な災害において、災害応急対策活動を実施するため、次の資機材を整備し、定期的に点検を行い、必要な補充を行う。

- (1) 水防用資機材
- (2) 林野火災消防用資機材

第 10 節 風水害予防計画

第 1 基本方針

- 1 洪水等による水害を予防するため、県及び市は、風水害に強いまちづくりを進めるとともに、河川改修事業、ダム建設事業、砂防事業、農地防災事業、障害防止対策事業及び治山事業を計画的に実施する。
- 2 災害時に適切な措置をとることができるよう、施設の維持管理体制を整備する。
- 3 市その他の防災関係機関は、風害対策やその知識の普及啓発を図る。
- 4 市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第 2 風水害に強いまちづくり

- 1 市は、大雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、評価結果を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- 2 県及び市は、大雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や居室を有する建築物の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- 3 市は、溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、大雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

第 3 河川改修事業

土地利用の高度化とともに、防災上の要請から、緊急度が高く、防災効果の大きい河川の改修を促進するものとする。

第 4 砂防事業

- 1 砂防事業は、流域における荒廃地域の保全及び土砂災害から人命、財産を守ることを目的として、国及び県と連携してえん堤工、溪流保全工等の整備を進める。
- 2 火山地域における火山砂防事業を重点的に推進する。
- 3 土石流対策の砂防事業を重点的に推進する。

第 5 農地防災事業

- 1 用排水路の改修・整備等を実施し、農地及び農業用施設における洪水等による災害を防止するとともに、定期的な点検を実施する。
- 2 防災重点ため池の管理者は、随時、施設の安全点検を実施し、災害発生のおそれがある場合、直ちに監視及び緊急点検を実施し、決壊・越流等による被害を最小限にするものとする。

※ 防災重点ため池：高石野ため池

第 6 治山事業

- 1 本市における治山事業の対象地は、広大な林野の各所に散在しているため、比較的小規模な施設を各所に多数配置し、その濃密化により漸次効果を高めていくものとする。
- 2 山地災害の多発化・激甚化傾向に対処するため、既存荒廃地への復旧治山、荒廃危険地への予防治山等の山地治山を強化し、山地災害の未然防止を図る。特に集落の地域的な保全強化を目的とした防災対策総合治山事業を積極的に推進する。
- 3 県は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策に加え、市町村における避難体制の整備に資する山地災害危険地区に関する地図情報等の提供や市町村との連携・協力による監視体制及び連絡体制の強化等ソフト対策の一体的な実施による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。

第 7 河川情報基盤整備事業等

壊滅的な水害を軽減するため、降雨、水位、土砂災害及びダム情報等の各種観測施設並びにデータ処理施設の整備を促進する。

第 8 施設の管理

- 1 市は、洪水防御又は内水排除等のために河川法指定河川に設置された水門、樋門及び樋管については、洪水時等における緊急操作の必要性に鑑み、管理事務の一部を県の委託を受けて実施する。
- 2 市は、施設ごとの責任者を定める等必要な計画を定め、有事に即応した適切な措置を講じられるよう、管理体制を整備する。

第 9 浸水想定区域の公表及び周知

- 1 市は、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
- 2 市は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下、「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項について定める。
- 3 国土交通省及び県は、想定し得る最大規模の降雨により洪水予報河川又は水位周知河川（以下、本節中「洪水予報河川等」という。）が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとともに、洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表し、関係市町村に通知する。
- 4 市は、洪水予報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。
- 5 市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として、住民、滞在者及びその他の者へ周知するものとする。

- 6 地域防災計画において、浸水想定区域内にある地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があるもの、要配慮者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるもの、又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者若しくは管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものにあつては、これらの施設の名称及び所在地について定めるとともに、これらの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定める。
- 7 大雨警報が発表されたときは、水害を未然に防ぐため松川、安比川はテレメータの水位情報を確認するとともに、各河川の警戒巡視を行い水位の観察を行う。関係機関からの情報を受け、氾濫注意水位等を超えた場合は、水防団及び住民に対する水防団待機、避難指示等を行う。

第 10 風害予防の普及啓発

市その他の防災関係機関は、暴風や竜巻等突風による災害等を踏まえ、風害対策やその知識の普及啓発を図る。

第 11 関係者間の密接な連携体制の構築

- 1 水害については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。
- 2 県及び市町村は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。
また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第 11 節 土砂災害予防計画

第 1 目的

集中豪雨等による土砂災害を防止するため、国や県と連携し、土石流対策、急傾斜地崩壊対策、地すべり防止対策、山地災害予防対策を促進する。

また、土砂災害が発生するおそれがある区域について、その周知、警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある区域については、一定の開発行為制限や、住宅移転を促進するなど土砂災害防止対策を推進する。

第 2 対策

対策の種類	担当課
1 土石流対策事業	農林課
2 急傾斜地崩壊対策事業	建設課
3 地すべり防止対策事業	安代総合支所
4 山地災害予防事業	防災安全課
5 土砂災害防止対策の推進	

1 土石流対策事業

- (1) 土砂災害警戒区域（土石流）は、99 溪流となっている。
- (2) 土石流対策事業は、国の社会資本総合整備計画及び岩手県地震防災緊急事業五箇年計画 以下「社会資本総合整備計画等」という。）に基づき、特に土石流が発生するおそれの高い溪流、保全対象となる人家又は公共的施設の多い溪流を重点に事業を推進する。
【土砂災害警戒区域（土石流） 資料編 別表 7-2 P538】

2 急傾斜地崩壊対策事業

- (1) 土砂災害警戒区域（急傾斜地）は、64 箇所となっている。
- (2) 急傾斜地崩壊対策事業は、社会資本総合整備計画等に基づき、要配慮者が利用する施設や避難所がある箇所等緊急性の高い箇所を重点とし推進する。
- (3) がけ崩れ危険住宅移転促進事業による住宅移転を促進する。
【土砂災害警戒区域（急傾斜地） 資料編 別表 7-3 P547】

3 地すべり防止対策事業

- (1) 土砂災害警戒区域（地すべり）は、6 箇所となっている。
- (2) 地すべり防止対策事業は、国や県の計画と並行して、危険度の高い地区から順次対策を講ずる。【土砂災害警戒区域（地すべり） 資料編 別表 7-4 P551】

4 山地災害予防事業

- (1) 土砂災害警戒区域（地すべり危険地区及び雪崩危険地区を除く。）は、163 箇所あり、このうち、治山事業の採択基準に合う箇所については、県と連携し、対策工事を推進する。
- (2) 治山事業の採択基準に満たない小規模な山腹崩壊地で、公共施設、人家等に直接被害を及ぼす箇所については、県単独治山事業を継続して実施する。
【土砂災害警戒区域 資料編 別表 7-2, 3 P538, P547】

5 土砂災害防止対策の推進

- (1) 市は、危険箇所に関する情報を地域住民に提供し、適切な土地利用及び日頃の防災活動、降雨時の対応等について周知を図る。
- (2) 市は、県による土砂災害警戒区域等の指定があったときは、市地域防災計画に当該警戒区域ごとに次の事項について定める。
 - ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
 - イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ウ 防災訓練として土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
【要配慮者利用施設一覧 資料編 別表 7-5 P551】

- (3) 国土交通省及び地方公共団体は、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。
- (4) 県及び市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

第 3 土砂災害警戒情報の発表

1 目的及び発表機関

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。

2 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、県内の全ての市町村を発表対象とする。

3 発表・解除基準

(1) 発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中に、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が 1km メッシュごとの監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したとき、そのメッシュを含む市町村単位で発表される。

また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。

(2) 解除基準

監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときに解除する。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合には、基準を下回っても解除しない場合がある。

4 利用に当たっての留意点

- (1) 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対策が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害はそれぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできない。
- (2) 土砂災害警戒情報の対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害等については、発表対象とするものではないことに留意する。
- (3) 市長が行う避難指示の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況、土砂災害危険度情報（土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標）等も併せて総合的に判断する。
- (4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合は、警戒レベル 5 緊急安全確保の発令を検討すること。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において「災害切迫（黒）」（実況で大雨特別警報（土砂災害）の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル 5 緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル 5 緊急安全確保を発令する。

5 避難指示等のための情報提供

県は補足情報として、危険度を表示した地図情報や危険度の時間変化を知らせる参考情報を総合防災情報ネットワークで提供するとともに、県民には県ホームページで提供する。

土砂災害危険度情報

危険度	表示	状況
災害切迫 【警戒レベル 5 相当】	黒	実況値が大雨特別警報（土砂災害）の基準値以上となった場合
危険 【警戒レベル 4 相当】	紫	実況値又は 2 時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準以上となった場合
警戒 【警戒レベル 3 相当】	赤	実況値又は 2 時間先までの予測値が大雨警報（土砂災害）の基準以上となる場合
注意 【警戒レベル 2 相当】	黄	実況値又は 2 時間先までの予測値が大雨注意報の基準以上となる場合
今後の情報等に留意	白	—

※ 警戒避難判定参考情報として、危険度を 1km メッシュごとに色分けした地図情報を市町村に提供する。

※ 災害切迫【警戒レベル 5 相当】：緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

第 4 土砂災害緊急情報の発表

1 目的

県及び国土交通省は、重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報を関係市町村に通知し、併せて一般住民に周知し、適切な避難に資するものとする。

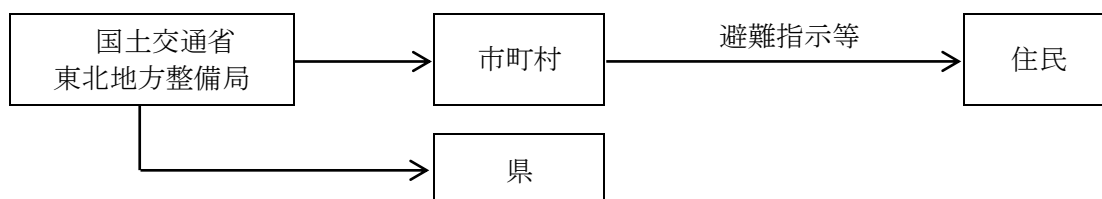
2 土砂災害緊急情報

県又は国土交通省は、避難指示等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を、県にあっては市町村に、国土交通省にあっては県及び市町村に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知する。

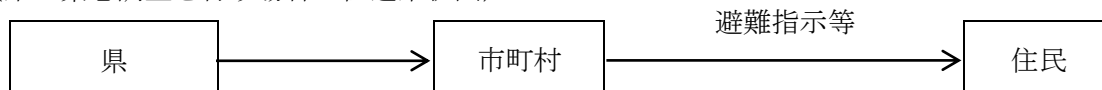
3 情報の伝達体制

情報の伝達は、次に掲げる系統図により行う。

（国土交通省が緊急調査を行う場合の伝達系統図）

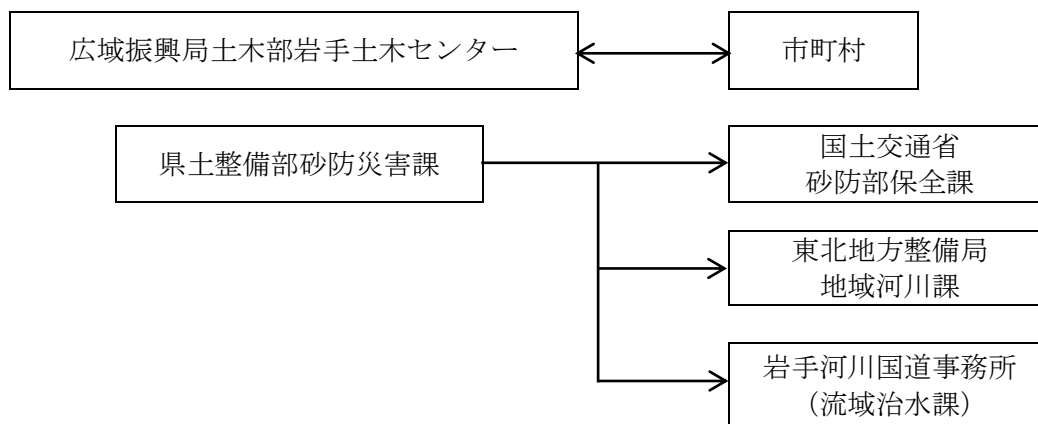


（県が緊急調査を行う場合の伝達系統図）



第 5 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統

県及び市は、地すべり、土石流、崖崩れ、雪崩が発生した際には被害状況の早期把握に努め、報告系統のとおり報告する。



第 12 節 雪害予防計画

第 1 目的

積雪期における道路交通の確保は、地域住民の民生安定と産業の振興を図る上に欠くことのできない必要条件であることから、冬期間の交通確保を最優先事項として実施する。

なお、必要に応じて適宜雪崩対策を実施する。

第 2 対策

対策の種類	担当課
1 道路交通の確保	建設課
2 雪崩危険箇所の調査及び周知	安代総合支所

1 道路交通の確保

(1) 除雪対策

ア 市は、除雪を行い、主要路線の交通を確保する。

イ 市は、積雪及び路面凍結による自動車のスリップ事故を防止するため、早期除雪及び路面凍結防止剤の散布を効果的に実施する。

ウ 道路管理者は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下、本節中「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の確保等を行うよう努めるものとする。

エ 道路管理者は、集中的な大雪に対しては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

オ 市は、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

カ 道路管理者は、集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。

キ 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。

ク 道路管理者は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。

ケ 市は、地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じるものとする。

コ 道路管理者及び関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うことができるよう、支援体制の構築に努めるものとする。

(2) 除雪路線

ア 一般国道

原則として県管理区間については、県が行う。

イ 県道

原則として県で行うが、権限委譲県道 6 路線（田代平西根線、焼走り線、大更停車場線、柏台松尾線、荒屋新町停車場線、田山停車場線）は、市で行う。

ウ 市道

原則として市が行う。

(3) 除雪計画

ア 県除雪路線

県が除雪を分担する一般国道及び地方道については、次の路線となり、除雪を実施する。

国道 282号

県道 渋民田頭線、岩手大更線、岩手平舘線、大更八幡平線、葛巻日影線、雫石

東八幡平線、二戸五日市線、田山花輪線

イ 市除雪路線

市が行う通常除雪路線は、毎年除雪計画を作成し、これに基づき市で管理する権限委譲県道を含め交通量の多い重要路線（高速道のIC、駅、医療機関、公共施設等への連絡道路、バス路線を含む。）を優先して実施した後、生活幹線道路の除雪を実施する。

除雪路線の除雪延長

(単位：km)

種別	車道	歩道	計
市道	597.89	56.84	654.73
権限委譲県道	25.07	13.10	38.17
計	622.96	69.94	692.90

2 雪崩危険箇所の調査及び周知

適期に、雪崩の発生が予測される箇所を調査し、注意標識の設置その他の方法により、関係者に対し、適切な周知を行う。

第3 雪害予防の普及啓発

1 市は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及促進を図るものとする。

2 雪道を運転する場合には、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、道路状況及び気象情報等を事前に入手し、スタッドレスタイヤ・チェーンタイヤの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう心掛けるものとする。

第 13 節 建造物等安全確保計画

第 1 目的

本市の建物の現況は、木造が大半を占め、火災に対する危険度は非常に高い現況にある。

防火上から見れば、耐火建築物が理想とされるが、現況は、個々の経済上の問題などもあり早急な改善は望み得ないが、難燃化を促進していく必要がある。

第 2 対策

1 各種対策事業の推進

(1) 防火思想の普及と啓発

住民の防火に対する関心を高め、防火知識を徹底させ日常的に火災予防活動が行われるよう啓発を行う。

(2) 宅地開発等に係る指導

宅地造成に伴う災害及び洪水、出水などによる災害の防止を図るため、適切な指導を行うとともに、地震・台風・豪雪・火災等に対する構築物の構造及び防災上の安全を確保するため、関係者に対する指導を行う。

(3) その他の防災対策

ア 消防法に定める指定防火対象物の防火管理体制の強化を図るため、消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備などの設置及び維持管理の充実を図るよう指導する。

イ 消防法に定める既存特定防火対象物の火災から人命の安全確保を図るため、現行基準に基づく消防用施設などの設置の促進並びにその適正なる維持管理を推進するよう指導する。

ウ 事業所、住家、その他の防火対象物から火災の発生と被害の軽減を図るため、防火査察の強化並びに一般住民に対する防火思想及び防火知識の普及活動を推進し、火災予防の徹底を期するよう積極的に指導する。

エ 耐震性が不足する建築物は、耐震性を確保するよう周知を図る。

オ 学校・病院・庁舎などの主要建築物については、大災害発生時における避難及び救助活動の拠点建造物として位置づけ、積極的にその機能を確保するよう努める。

カ 災害時に、適切な管理のなされていない空家に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第 14 節 火災予防計画

第 1 基本方針

- 1 火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
- 2 消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

第 2 出火防止、初期消火体制の確立

1 火災予防の徹底

- (1) 市は、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配付、その他火災予防週間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。
- (2) 市は、出火防止又は火災の延焼拡大防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器（火災警報器）、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について、指導の徹底及び普及啓発を図る。

対象	指導内容
一般家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての住民が参加できるよう全区域を対象に防災指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等についての知識の普及を図る。 ○ 火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止等に関する適切な指導啓発を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 火気使用設備の取扱方法 イ 消火器の設置及び取扱方法 ウ 耐震自動消火装置付石油ストーブの普及促進及び点検履行 エ 住宅用防災機器（火災警報器）の設置及び取扱方法 ○ 寝たきりの高齢者、独居の高齢者等に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。
職場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及、高揚を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害発生時における応急措置要領の作成 イ 消防用設備等の維持管理及び取扱方法の徹底 ウ 避難、誘導體制の確立 エ 終業後における火気点検の励行 オ 自衛消防隊の育成

2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

市は、火災時において、消防機関の活動とともに、地域住民が自主的に初期消火活動等を行えるよう、防火防災訓練の実施や民間防火組織の育成に努める。

- (1) 防火防災訓練の実施

防災関係機関の訓練と併せ、自主防災組織と連携し、住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火等に関する知識及び技術の普及を図る。
- (2) 民間防火組織の育成
 - ア 幼年少年消防クラブの育成

幼年少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児、小中学生を対象とした消防クラブ等の組織づくりの推進及び育成に努める。
 - イ 女性防火委員の育成・支援

自主防災組織における防火思想、初期消火知識、救急救命知識の普及を図るため、女性防火委員の育成及び活動の支援に努める。

3 予防査察の強化

- (1) 消防機関は、防火対象物の予防査察を年間行事計画等により、定期的を実施する。
- (2) 火災発生時において人命に危険があると認められる防火対象物及び公共施設等については、一般査察のほか、随時、特別査察を行う。

4 防火対象物の防火体制の推進

消防機関は、多数の者が出入りする防火対象物について、次の事項を指導し、当該対象物の防火体制の推進を図る。

- ア 防火管理者の選任
- イ 消防計画の作成
- ウ 消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施
- エ 消防用設備等の点検整備
- オ 火気の使用又は取扱方法
- カ 消防用設備等の設置

5 危険物等の保安確保指導

- (1) 石油類
 - ア 消防機関は、危険物等による災害を未然に防止するため、必要に応じて危険物施設への立入検査を実施し、当該施設の位置、構造及び設備その他管理状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかを査察指導する。
 - イ 危険物施設の所有者、管理者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保有を励行させ、災害発生の防止に努める。
 - ウ 危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に関する諸活動が円滑に運用され、応急対策が完全に遂行されるよう、自主保安体制の確立を図る。
- (2) 化学薬品

消防機関は、事業所、病院、学校等が保有している化学薬品について、転倒落下の衝撃、他の薬品との混合に伴う発火発熱を防止するため、適切な貯蔵、保管場所の不燃化等について指導する。

第 3 消防力の充実強化

市は、大火災等に対処しうる消防力を確保するため、消防力の充実強化に努める。

1 総合的な消防計画の策定

消防活動に万全を期すため、次の事項を掲げた総合的な消防計画を策定する。

災害警防計画	消防機関が、適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。
火災警防計画	火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
危険区域の火災 防御計画	木造建築物の密集地域及び消防水利の不備等により火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
特殊建築物等の 防御計画	建物の構造、業態、規模から判断して、火災が発生した場合、延焼拡大し、人命救助の必要がある高層建築物等について定める。
危険物の防御計 画	爆発、引火、発火その他火災の防御活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。
ガス事故対策計 画	ガス漏えい事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ防災関係機関相互の協力のもとに、被害の軽減を図るための対策について定める。

2 消防活動体制の整備強化

- (1) 火災発生時における初動体制を確立するため、消防屯所等の適正配置、消防機械装備の近代化等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。
- (2) 「消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）」に基づき地域の実情に即した適切な消防体制の整備を図る。

3 消防力等の増強

(1) 消防団の育成強化

ア 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防機関と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

イ 消防団の育成・強化策の推進

(ア) 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への入団、協力の環境づくりを進める。

(イ) 消防団への入団促進

消防団への入団者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進、消防行事等への学校児童生徒の参加等を通じて、消防団への入団を促進する。また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

(2) 施設・資機材の整備

ア 老朽化する消防屯所については整備計画により改修又は建替え等の整備を図る。

イ 防火水槽については、国の補助制度を活用して積極的に整備を行う。

ウ 消火栓については、市水道計画と併せて整備を図る。

エ 消防ポンプ車の更新については、整備計画により更新整備を図る。

オ 災害応急対策活動時に防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備を図る。

カ 資機材の整備については、整備計画を策定し計画的に増強を図る。

4 消防施設等の点検と水利の確保

消防団及び市は、火災が発生した場合、迅速に消防活動が実施できるよう、日頃から消防施設等の点検と水利の確保に努める。

(1) 消防施設等維持管理点検

毎月一回、消防屯所施設、消防ポンプ車及び各種物品の点検を行う。

(2) 水利の確保

水道施設、用水路、河川等の水利について現状を把握し、厳冬期、積雪時には凍結防止措置の実施、又は除雪作業を実施し、消防水利の確保に努める。

第 15 節 林野火災予防計画

第 1 目的

山火事の原因は様々あるが、たき火、タバコによるものが多数を占めている状況にある。

その対策としては、林業技術的な方法（防火帯等）、森林愛護思想の高揚など種々の方策が考えられるが、山火事防止対策協議会等を設け、山火事防止の普及啓発を進めるとともに、火災の発生しやすい季節を中心に消防団等による林野の巡回監視の充実を期するなど、関係者に対する指導を行い、火災予防の周知徹底を図る。

第 2 対策

対策の種類	担当課
1 各種対策事業の推進	農林課
2 関係機関別の実施事項	防災安全課

1 各種対策事業の推進

(1) 気象予警報の把握

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素であるため、気象予警報を適確に把握し、気象状況に応じた対策を講ずる。

(2) 火入れ対策

- ア 火入れに関する条例の周知徹底を図る。
- イ 警報発表又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- ウ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者の確認を受けさせる。
- エ 森林法で規制している火入れ以外についても指導する。

(3) 林内事業者対策

- ア 林内事業者は、火気責任者を定め、事業区内に巡視員を配置する。
- イ 事業箇所に喫煙所ならびに焚火、ごみ焼場を設け、標識及び消火設備を完備する。
- ウ 火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を期す。
- エ 道路整備、その他の事業者は事業区域内より失火することがないように森林所有者と協議し、万全の予防措置を講ずる。

(4) 一般入林者対策

- ア タバコ、焚火による失火について十分な啓発を図る。
- イ 掲示板などを設置して啓発に努める。
- ウ 森林火災危険期に、山火事防止運動期間を設ける。

2 関係機関別の実施事項

機関	実施事項
盛岡地方气象台	暴風警報、強風注意報、乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の発表及び迅速な伝達と周知徹底
県	(1) 県が保有する広報媒体を利用した林野火災防止広報 (2) 航空機及び広報車による巡回広報 (3) 横断幕、ポスター、標板等の配布 (4) 県林務関係職員によるパトロールの実施
消防機関	(1) 火災警報等の警報伝達及び巡視警戒 (2) たき火、火入れの把握と現場監督者等の指導
森林管理署等	(1) 暴風警報、強風注意報、乾燥注意報発表時のたき火、喫煙等に対する出火防止広報資材の配備 (2) 職員によるパトロールの実施 (3) 防火線、防火林、防火用施設の設置及び資機材の整備 (4) 林野火災発生時の応急対策のための組織体制の整備

林業団体等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 火入れの許可・指示事項の遵守 (2) 暴風警報、強風注意報・乾燥注意報発表時における出火防止の周知徹底 (3) 林内作業員等に対する林野火災防止に関する趣旨の周知徹底 (4) 一般入山者に対する防火思想の普及啓発 (5) 林内作業中の喫煙、たき火等の完全消火の励行 (6) 作業小屋の厳正な火気管理及び消火器具の設置 (7) 作業小屋周辺の防火帯の設置 (8) 林野火災注意報、火災警報等の情報をキャッチするための携帯ラジオの携行
農業関係機関	<ul style="list-style-type: none"> (1) 火入れの許可・指示事項の遵守 (2) 林野火災注意報、火災警報等発表時における火気厳禁の周知徹底 (3) 有線放送等を利用した、農家に対する防災意識の啓発
その他の機関等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 関係職員等に対する防火思想の普及啓発 (2) 林野火災防止対策における関係機関及び団体への協力

第 16 節 農業災害予防計画

第 1 目的

農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の季節予報及び注意報等の迅速な伝達を図ることによって、作付の当初から安定技術の普及を計画する。

- (1) 異常気象を媒体とする病虫害発生に備えて防除施設の整備を図る。
- (2) 被害の程度に応じて、代作、種苗確保、対応技術指導を行う。
- (3) 生鮮食品については、輸送力の確保を図る。
- (4) 家畜については、飼料の確保に努め、栄養の保持と家畜伝染病の発生防止を図る。

第 2 対策

対策の種類	担当課
1 各種予防対策の推進 (1) 冷害防止対策 (2) 凍霜害防止対策 (3) 水・雨害防止対策 (4) 干害防止対策 (5) 風害防止対策 (6) 雪害防止対策 (7) 病虫害発生予防	農林課

1 各種予防対策の推進

現在、農作物及び畜産物の災害をもたらす異常気象をコントロールする方法はなく、冷害の防止対策は、被害を軽度にするための対策しかないが、県の農業気象情報などにより、気象状況を農家に周知し、気象災害防止を図る。また、霜害及び冷害による農作物被害も未然に防止するため、災害発生のおそれがある場合は、広報車、防災行政無線、チラシ等の方法により、予報及び技術対策の周知を図るものとする。

- (1) 冷害防止対策
 - ア 耐冷性品種の育成普及
 - イ 作期別、育苗技術等の指導
 - ウ 簡易ビニールハウスの活用
 - エ 季節予報の伝達
- (2) 凍霜害防止対策
 - ア 低温注意報、霜注意報等の早期伝達
 - イ 樹園地における燃料の燃焼、散水の準備と励行
 - ウ 野菜のビニール栽培におけるこもかけ等の励行
- (3) 水・雨害防止対策
 - ア 水稻の品質向上のための乾燥施設の利用
 - イ 長雨、過湿により発生しやすい黄化萎縮病、白葉枯病、疫病等の防除及び家畜の伝染病の予防
- (4) 干害防止対策
 - ア 水源(ダム、水利施設)の確保
 - イ 井戸、揚水機、スプリンクラー等の整備
- (5) 風害防止対策
 - ア 防風林、防風垣の設置
 - イ 耕土の風蝕防止のための等高線栽培、ベルト栽培等の実施
 - ウ 樹園地における枝折れ防止(支柱の準備等)
 - エ 落果防止のための薬剤散布

(6) 雪害防止対策

- ア 麦等の雪腐れ防除のための薬剤散布(積雪前)
- イ 消雪の促進
- ウ 牛乳、飼料等の輸送路の確保
- エ 牧草の雪害防止のため秋まき草の適期播種の励行
- オ 施設園芸等ハウスの倒壊防止のための除雪の励行
- カ 樹園地の枝折れ防止(支柱、樹上除雪、埋雪枝の引き起こしなど)

(7) 病虫害発生予防

- ア 県病虫害防除所などからの病虫害発生予察情報の早期伝達
- イ 県有貸付、補助導入による防除機具の整備と活用

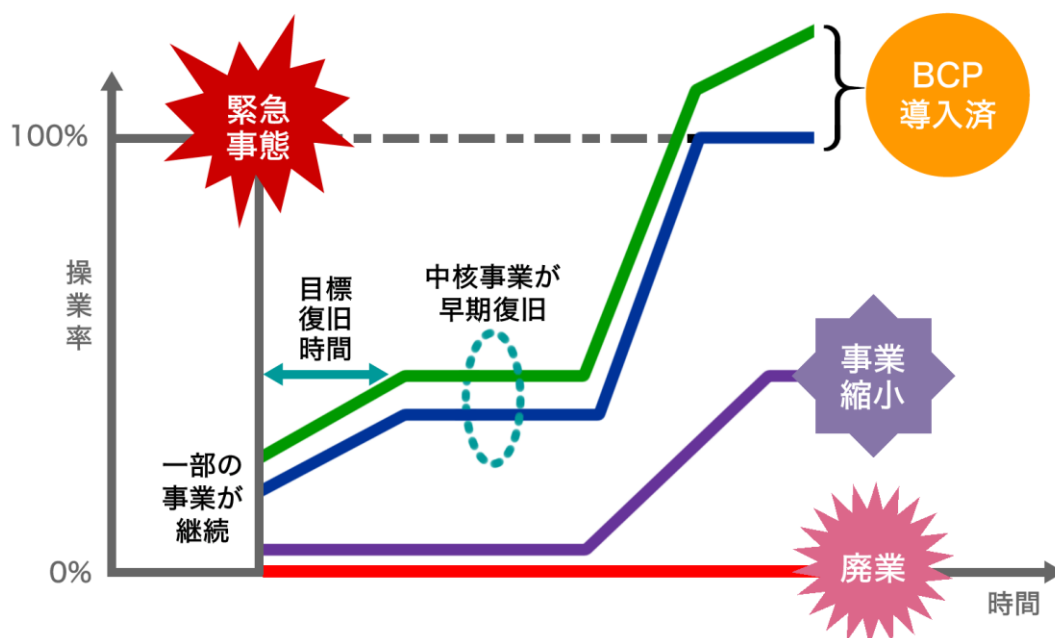
第 17 節 事業継続対策計画

第 1 基本方針

- 1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、自ら防災体制の整備や防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めるなど防災力向上を図る。
- 2 市及び関係団体は、企業等の防災力向上及び事業継続計画（BCP）※の策定の促進に努める。

※ 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

[企業の事業復旧に対するBCP導入効果のイメージ]



- 3 市及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
- 4 市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。
- 5 市は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。

第 2 事業継続計画の策定

- 1 企業等は、各企業等において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画を策定するよう努める。
- 2 市及び関係団体は、各企業等における事業継続計画の策定に資する情報提供等を進める。
- 3 市は、災害時に重要業務を継続するため、業務の継続に必要な事項を内容とする業務継続計画を策定するよう努める。

4 業務継続計画には、概ね次の内容について定めるものとする。

- (1) 災害時において優先して実施すべき業務
- (2) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (3) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎
- (4) 電気・水・食料等の確保に関する事項
- (5) 通信手段の確保に関する事項
- (6) 行政データのバックアップに関する事項

第 3 企業等の防災活動の推進

- 1 企業等は、県及び市との協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害の復旧計画策定、各計画の点検・見直しの実施等防災活動の推進に努める。
- 2 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。
- 3 市は、地域コミュニティの一員である企業の防災力向上を促進するため、次の事項に取り組む。
 - (1) 企業等の職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係わる取り組みの積極的評価等により企業の防災力向上を促進する。
 - (2) 地域の防災訓練等への積極的参加を企業等に呼び掛け、防災に関する情報提供やアドバイスをを行う。

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節 活動体制計画

第 1 警戒避難活動体制

活動概要	担当課
1 基本方針 2 市の活動体制 (1) 災害警戒本部 (2) 災害対策本部 3 自治会長、地域振興協議会及び自主防災組織等との連携	防災安全課 総務課 まちづくり推進課

1 基本方針

- (1) 市は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県計画及び市計画の定めるところにより、県その他の防災関係機関との連携のもとに、災害応急対策を実施する。
- (2) 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- (3) 職員の動員計画においては、職員の安全の確保に十分に配慮し、また職員の健康管理等を徹底しつつ、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。
- (4) 市は、災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。
- (5) 市本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県計画に準ずるものとし、特に、台風等、災害の発生が予測される場合には、災害発生前であっても、災害応急対策を実施するための全庁的な体制に移行する。
- (6) 市は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる配備体制を構築する。
- (7) 市は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。
- (8) 市は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。
- (9) 市は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置など、必要な調整を行う。
- (10) 市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最低限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行うものとする。
- (11) 重要事項の決定
 - ア 勤務時間外

勤務時間外において突発的な豪雨などによる災害発生の予想又は地震が発生した場合は、市本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、下記ウ項からカ項について協議し、必要な意思決定を行う。

この場合、企画総務部長は、一般加入電話又は携帯電話等により、連絡可能な最上位意思決定者との間で協議し、必要な指示を得るとともに、迅速な判断を要求される事項については専決する。
 - イ 勤務時間内

勤務時間内に大雨などによる災害発生の予想又は地震が発生した場合は、市本部長、副本部長、本部員は下記ウ項からカ項について協議し、必要な意思決定を行う。

なお、迅速を要するときは、在庁又は連絡可能な最上位意思決定者において専決する。

- ウ 災害対策本部の設置の決定
- エ 避難指示等の決定
- オ 自治会長等に対する応急対策の要請
- カ その他の重要事項の決定
 - (ア) 本部の非常配備体制の切り替え及び廃止
 - (イ) 重要な災害情報及び被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針
 - (ウ) 災害対策に要する経費
 - (エ) その他

2 市の活動体制

市は、市域に災害が発生し、又は発生が予測される場合は、その所掌事務に係る応急対策を実施するため、八幡平市災害警戒本部(以下、「災害警戒本部」という。)又は八幡平市災害対策本部(以下、「災害対策本部」という。)を設置する。

(1) 災害警戒本部

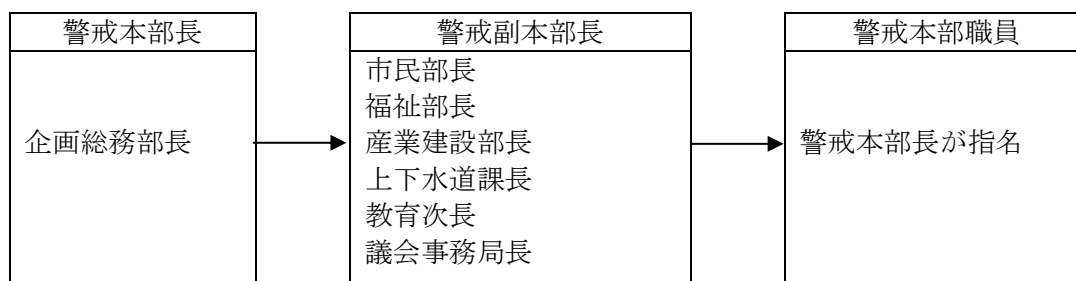
災害警戒本部は、警戒配備体制をとり、災害警戒本部を設置し、主に災害情報の収集を行う。

ア 設置基準

- (ア) 市内に気象警報又は洪水警報が発表されたとき。
- (イ) 市内で震度 4 以上を観測する地震が発生したとき。
- (ウ) 岩手山に噴火警報(火口周辺)のうち噴火警戒レベル 3 又は八幡平に噴火警報(火口周辺)のうち入山危険が発表されたとき。
- (エ) 大規模な火災、爆発等による災害が発生した場合で防災安全課長が必要と認めるとき。
- (オ) 県から原子力災害対策指針で示された警戒事態に該当する事象等の発生に関する通知があったとき。
- (カ) その他、企画総務部長が必要と認めるとき。

イ 組織

災害警戒本部の組織は、次のとおりとする。



ウ 警戒配備

区分	配備体制
1号警戒配備	企画総務部
2号警戒配備	市民部 福祉部 産業建設部 上下水道課 教育委員会事務局 議会事務局

エ 所掌事務

災害警戒本部の所掌事務は、次のとおりである。

- (ア) 気象警報等の受領
- (イ) 火山異常現象の情報収集
- (ウ) 気象及び河川の水位等情報収集
- (エ) 被害の発生状況の把握
- (オ) 関係機関への伝達及び市民への周知
- (カ) その他情報の収集

オ 関係部等及び所掌事務

関係部等及び所掌事務は、次のとおりである。

関係部等	所掌事務
企画総務部	警戒本部全般に関すること。
市民部	住家及び、人体、林業、道路及び河川等に関すること。
福祉部	医療及び社会福祉課等に関すること。
産業建設部	農業、林業、道路及び河川に関すること。
上下水道課	上下水道等に関すること。
教育委員会事務局	学校及び児童等に関すること。
その他警戒本部長が必要と認める課等	警戒本部長が指示する事項

カ 廃止基準等

- (ア) 警戒本部長は、気象警報などの解除、被害情報の確認などにより災害警戒本部の存続の必要がないと認めるときは、これを解除する。
 - (イ) 警戒本部長は、災害による被害が相当規模を越えると見込まれるときは、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。
- (2) 災害対策本部

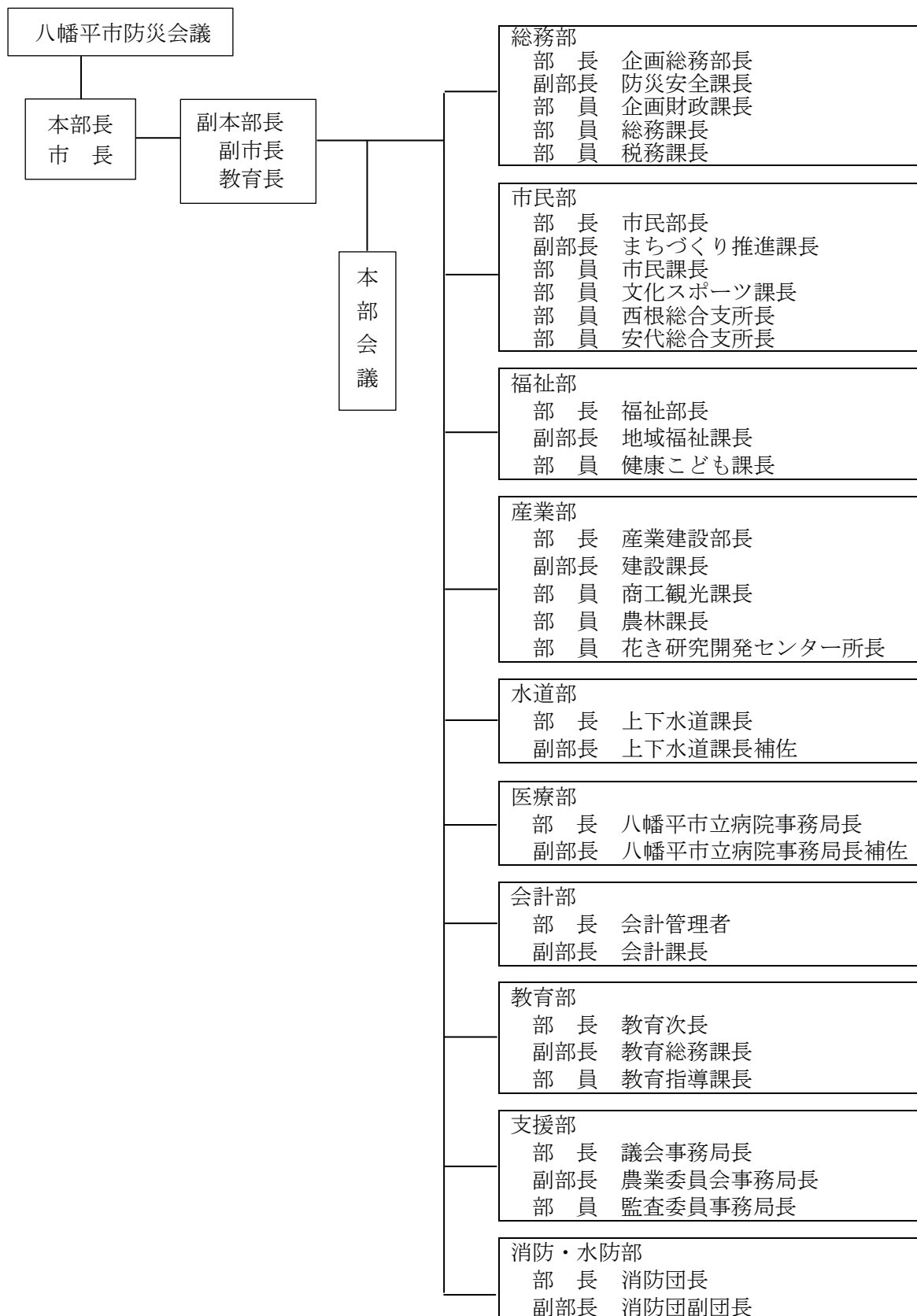
市災害対策本部長は、災害対策基本法第 23 条の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。

ア 設置基準

区分	設置基準	配備体制
警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> 1 市内に気象警報又は洪水警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、本部長が警戒配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 2 市内に気象特別警報が発表されたとき。 3 市内で震度 5 強を観測する地震が発生したとき。 4 岩手山に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル 4 又は八幡平に噴火警報（居住地域）が発表されたとき。 5 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が警戒配備の必要があると認めたとき。 6 県から原子力緊急事態の発生に関する通知があり、かつ、当該原子力緊急事態の影響が市内に及ぶおそれがある場合並びに県又は原子力事業者から事業所外運搬事故による特定事象又は原子力緊急事態の発生に関する通知又は通報があり、かつ、当該特定事象又は当該原子力緊急事態の影響が市内に及ぶおそれがある場合において、本部長が警戒配備の必要があると認めたとき。 7 その他本部長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 部長及び相当職 2 部長が指名する所管職員

<p>1号非常 配備</p>	<p>1 市内に気象警報又は気象特別警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、本部長が1号非常配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>2 市内で震度6弱を観測する地震が発生したとき。</p> <p>3 岩手山に噴火警報(居住地域)のうち噴火警戒レベル5が発表されたとき。</p> <p>4 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が1号非常配備の必要があると認めたとき。</p> <p>5 県から原子力緊急事態の発生に関する通知があり、かつ、原子力緊急事態宣言に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域に本市に隣接する県の区域が含まれる場合において、本部長が1号非常配備の必要があると認めたとき。</p> <p>6 その他本部長が必要と認めたとき。</p>	<p>1 部長及び相当職</p> <p>2 本部連絡員</p> <p>3 部長が指名する所管職員</p>
<p>2号非常 配備</p>	<p>1 大災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合であって、本部の全ての組織、機能をあげて防災活動の推進を図る必要があると認めるとき。</p> <p>2 市内で震度6強以上を観測する地震が発生したとき。</p> <p>3 その他本部長が必要と認めたとき。</p>	<p>全職員をもって当たる。</p>

イ 災害対策本部組織図



※ 副部長及び部員となる者が、他の職を兼ねる場合は、部長が指名する者をもって充てる。

ウ 事務分掌

部別及び責任者	分掌事務
<p>総務部 部長：企画総務部長 副部長：防災安全課長 部員：企画財政課長 部員：総務課長 部員：税務課長 (組織) ・ 企画財政課 ・ 総務課 ・ 防災安全課 ・ 税務課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議に関する事。 2 災害対策本部に関する事。 3 防災関係機関との連絡調整に関する事。 4 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。 5 避難、警報等の指令に関する事。 6 職員の動員に関する事。 7 消防団の動員に関する事。 8 気象予警報、地震情報等の収集及び伝達に関する事。 9 要救出現場の把握及び救出に関する事。 10 行方不明者の捜索に関する事。 11 避難指示等の伝達に関する事。 12 避難所の開設及び管理運営に関する事。 13 固定資産に係る災害現況把握及び罹災証明に関する事。 14 市税の減免に関する事。 15 住家及び人的被害の調査に関する事。 16 市民等への活動喚起・行動指示に関する事。 17 交通安全対策及び避難誘導に関する事。 18 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 19 他市町村との相互応援協定締結に関する事。 20 公共機関との連絡調整に関する事。 21 市内諸団体への協力要請に関する事。 22 災害情報の広報及び伝達に関する事。 23 被災現場等の撮影記録に関する事。 24 救助活動等の記録収集整理に関する事。 25 報道対応に関する事。 26 通信手段の確保・統制に関する事。 27 防災行政無線局の管理及び運用に関する事。 28 庁内 LAN による情報伝達に関する事。 29 本部運営に係る GIS 機器等の操作に関する事。 30 負傷者、被災者の輸送に関する事。 31 輸送力の確保及び輸送車両の配車に関する事。 32 緊急車両の確認申請に関する事。 33 災害救助法の適用事務に関する事。 34 災害応急対策に要する経費に関する事。 35 部内の配備体制に関する事。 36 各部との連絡調整に関する事。 37 その他本部長の命ずる事項に関する事。 38 その他他部に属さない事項

部別及び責任者	分掌事務
<p>市民部 部長：市民部長 副部長：まちづくり推進課長 部員：市民課長 部員：文化スポーツ課長 部員：西根総合支所長 部員：安代総合支所長</p> <p>(組織)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくり推進課 ・ 市民課 ・ 文化スポーツ課 ・ 西根総合支所 ・ 西根地区市民センター ・ 安代総合支所 	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び管理運営に関する事。 2 市民等の避難誘導に関する事。 3 住家及び人的被害の調査に関する事。 4 遺体の検案に関する事。 5 遺体収容施設の開設及び名簿作成に関する事。 6 遺体の処理・埋火葬に関する事。 7 災害廃棄物、し尿処理など清掃に関する事。 8 文化財の被害調査に関する事。 9 道路及び河川の障害物の撤去に関する事。 10 農業用水の調整に関する事。 11 交通途絶個所及び交通迂回路線の表示に関する事。 12 保育所児童等の避難及び保護に関する事。 13 災害時の住民相談に関する事。 14 所管事項の県への災害報告に関する事。 15 部内の配備体制に関する事。 16 所管事務に係る部内調整に関する事。 17 その他本部長の命ずる事項に関する事。
<p>福祉部 部長：福祉部長 副部長：地域福祉課長 部員：健康こども課長</p> <p>(組織)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉課 ・ 健康こども課 ・ 寺田保育所 ・ 松尾保育所 ・ 柏台保育所 ・ 田山保育所 	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 被災傷病者の医療措置及び助産に関する事。 3 医師会との連携調整に関する事。 4 医療施設の被害調査及び応急対策に関する事。 5 医師及び助産師等医療従事者への協力要請に関する事。 6 医療薬品衛生資機材の確保及び配分に関する事。 7 感染症予防に関する事。 8 避難所の開設、管理運営及び福祉避難所の開設支援に関する事。 9 避難行動要支援者の避難援護に関する事。 10 社会福祉施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。 11 保育所児童等の避難及び保護に関する事。 12 要配慮者の調査及び避難援護に関する事。 13 日本赤十字社、社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 14 ボランティアの受入れに関する事。 15 住家及び人的被害の調査に関する事。 16 所管事項の県への災害報告に関する事。 17 災害義援金の受付保管、給与に関する事。 18 災害弔慰金に関する事。 19 その他保健福祉分野に関する事。 20 部内の配備体制に関する事。 21 所管事務の部内調整に関する事。 22 その他本部長の命ずる事項に関する事。

部別及び責任者	分掌事務
<p>産業部 部長：産業建設部長 副部長：建設課長 部員：農林課長 部員：商工観光課長 部員：花き研究開発センター長 (組織) ・ 農林課 ・ 花き研究開発センター ・ 商工観光課 ・ 建設課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び管理運営に関する事 2 商工関係及び観光施設の被害状況調査及び応急対策に関する事 3 応急用米に関する事 4 農林畜産関係の被害調査及び応急対策に関する事 5 家畜の輸送に関する事 6 農業災害関係の融資に関する事 7 農業用水の調整に関する事 8 観光客の保護及び避難所への収容に関する事 9 商工団体等との連絡調整に関する事 10 商工業者に対する融資に関する事 11 道路、河川、橋梁等の被害調査及び応急対策に関する事 12 土砂災害の被害調査、報告、応急措置に関する事 13 道路及び河川の障害物の撤去に関する事 14 救出及び道路復旧等のための建設業者との連絡調整に関する事 15 交通途絶箇所及び交通迂回路線の標示に関する事 16 砂防、地すべり、雪崩防止施設の被害調査及び応急対策に関する事 17 公営住宅等の被害調査及び応急対策に関する事 18 応急仮設住宅の設置に関する事 19 被災宅地危険度判定士の派遣要請に関する事 20 被災建築物の応急危険度の判定に関する事 21 その他管理施設の被害状況、応援復旧に関する事 22 水防資材の調達、指導に関する事 23 臨時ヘリポート施設の設置及び運営に関する事 24 所管事項の県への災害報告に関する事 25 部内の配備体制に関する事 26 所管事務の部内調整に関する事 27 その他本部長の命ずる事項に関する事
<p>水道部 部長：上下水道課長 副部長：上下水道課長補佐 (組織) ・ 上下水道課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び管理運営に関する事 2 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事 3 上下水道の利用及び使用の広報に関する事 4 所管事項の県への災害報告に関する事 5 部内の配備体制に関する事 6 所管事務の部内調整に関する事 7 その他本部長の命ずる事項に関する事
<p>医療部 部長：八幡平市立病院事務局長 副部長：八幡平市立病院事務局長補佐 (組織) ・ 八幡平市立病院 ・ 安代診療所 ・ 田山診療所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療施設の災害対策及び被害調査に関する事 2 応急医療及び遺体検案処理に関する事 3 災害拠点病院の開設に関する事 4 トリアージ(負傷者選別)に関する事 5 医療班の編成及び医療救護活動への協力に関する事 6 所管事項の県への災害報告に関する事 7 部内の配備体制に関する事 8 所管事務に係る部内調整に関する事 9 その他本部長の命ずる事項に関する事

部別及び責任者	分掌事務
会計部 部長：会計管理者 副部長：会計課長補佐 (組織) ・ 会計課	1 応急対策に関する経費の経理に関すること。 2 災害義援金等の出納保管に関すること。 3 部内の配備体制に関すること。 4 所管事務に係る部内調整に関すること。 5 その他本部長の命ずる事項に関すること。
教育部 部長：教育次長 副部長：教育総務課長 部員：教育指導課長 (組織) ・ 教育総務課 ・ 教育指導課 ・ 学校給食センター ・ 小学校 ・ 中学校 ・ 図書館	1 避難所の開設及び管理運営に関すること。 2 災害時の児童、生徒の保護・避難等に関すること。 3 児童、生徒、教職員の被害調査に関すること。 4 被災児童・生徒に対する学用品等の供給、あっせんに関する こと。 5 学校、社会教育及び体育施設の被害調査及び応急対策に関する こと。 6 災害対策のための教職員の確保・動員に関すること。 7 学校給食施設による炊き出しに関すること。 8 学校給食の応急対策に関すること。 9 所管事項の県への災害報告に関すること。 10 教育団体との連絡調整に関すること。 11 部内の配備体制に関すること。 12 所管事務に係る部内調整に関すること。 13 その他本部長の命ずる事項に関すること。
支援部 部長：議会事務局長 副部長：農業委員会事務 局長 部員：監査委員事務局長 (組織) ・ 農業委員会事務局 ・ 議会事務局 ・ 監査委員事務局	1 支援物資の集積場所の設置及び運営に関すること。 2 被災者及び出勤職員等への給食に関すること。 3 食料品の確保、給与に関すること。 4 生活必需品の確保、貸与等に関すること。 5 所管事項の県への災害報告に関すること。 6 部内の配備体制に関すること。 7 所管事務に係る部内調整に関すること。 8 その他本部長が命ずる事項に関すること。
消防・水防部 部長：消防団長 副部長：消防団副団長 (組織) ・ 八幡平市消防団	1 災害の警戒に関すること。 2 人命に関わる災害情報の収集、報告に関すること。 3 捜索に関すること。 3 救出及び救急協力に関すること。 4 火災防御、水防等の災害防御活動に関すること。 5 避難指示等による住民等の避難誘導に関すること。 6 要配慮者の保護・移送に関すること。 7 部内の配備体制に関すること。 8 その他本部長が要請する事項に関すること。

エ 災害対策本部の設置準備

次の手順により、災害対策本部の設置準備を行う。

- (ア) 庁舎の被害状況(建物、室内、電気、通信機器)の把握、火気・危険物の点検を行う。また、停電の場合は、自家発電機を点検し、本部機能の維持に支障がないかどうかを把握する。自家発電機故障の場合は、修理業者へ連絡するか、あるいは東北電力ネットワーク株式会社盛岡電力センターに高圧発電機車の配備を要請する。
- (イ) 以上を総合的に判断して、庁舎内での本部設置の可能性を判断する。
- (ウ) 庁舎内に本部設置が可能と判断した場合は、庁舎 3 階大会議室で本部室の設営に入る。
- (エ) 電話回線を確保する。
 - a 災害時優先電話の使用ルールを確認する。
災害時優先電話は、幹部職員が使用するものとし、他の職員には災害時優先電話のふくそう輻輳を避けるため、電話番号を公表しない。
 - b 一般加入電話の輻輳により、防災対策に支障を来したときには、衛星通信車載局、災害時用公衆電話(特設公衆電話)の配備について東日本電信電話(株)岩手支店と協議する。
- (オ) 衛星携帯電話の活用
災害時有線電話のほか、衛星携帯電話についても活用計画を定め、通信確保に努める。
- (カ) 県との間で通信手段の確保を行い、被害の第 1 報を報告する。
なお、第 1 報は迅速を旨とし、人命に係わる災害情報の集約に時間を要すると考えられる場合は、第 1 報は報告者等周囲の者が把握している範囲のものを報告する。
 - a 勤務時間外
 - (a) 自主参集時に収集した人命に係わる災害情報の概数
 - (b) 庁舎周辺の被害状況
 - b 勤務時間内
庁舎及び庁舎周辺の被害状況
- (キ) 来庁者、庁舎内にいる職員等の安全を確認し、来庁者を避難所等安全な箇所へ誘導する。
- (ク) ラジオ、テレビ等から台風、地震等災害情報の視聴体制をとる。
- (ケ) 対策用地図(避難所、危険地域、消防団屯所、重要道路、給水拠点等、応急対策用に作成した 2 万 5 千分の 1 縮尺程度の地図)を用意する。
- (コ) 被害状況などを表示するための掲示板を用意する。
- (サ) 防災関係機関の名簿・連絡先・連絡手段を確保する。
- (シ) 応急対策に従事する者の食糧の調達及び場所の確保を行う。
- (ス) 活動に当たって、職員の安全確保に十分に配慮するとともに、こころのケア対策に努める。
- (セ) 市は、新興感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

オ 設置場所

災害対策本部は、本庁舎 3 階大会議室に設置する。

カ 災害対策本部会議

災害対策本部会議は、市本部長、副本部長、各部の部長、市本部長の指定する関係機関の代理者等により行う。

(ア) 開催

- a 災害対策本部会議は、市本部長が必要の都度招集し開催するものとする。
- b 各部の部長は、会議の招集を必要と認めるときは、市本部長に申し出るものとする。
- c 各部の部長は、それぞれの分掌事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- d 市本部長が必要と認めるときは、防災関係機関を会議に出席させるものとする。

(イ) 協議事項

応急対策など、的確かつ迅速な防災活動を実施するに当たっての基本方針を協議し、早急を実施すべき事項を決定する。

なお、災害対策本部会議を招集・開催するいとまのないときは、在庁(又は、連絡可能な)最上位意思決定者において専決する。

協議事項の概要は、1-(1)の「勤務時間外における重要事項」の決定に示した事項に準ずる。

(ウ) 決定事項の周知

会議の決定事項のうち関係職員に周知を要するものについては、副部長等を通じて、速やかにその徹底を図るものとする。

キ 災害対策本部事務局を防災安全課内に置く。

ク 災害対策本部設置の通知及び公表

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次のとおり通知及び発表するとともに、本部の掲示板を本部設置施設正面玄関に掲示するものとする。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担当課
市本部各部	内部情報システム、庁内放送、電話、電子メール配信等	防災安全課 総務課
県復興防災部防災課	県防災行政無線又は電話等	

ケ 災害対策本部の廃止

市本部長は、災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合は、市災害対策本部を廃止する。

なお、廃止した場合の公表などについては、設置の場合に準じる。

3 自治会長、地域振興協議会及び自主防災組織等との連携

災害対策本部が設置された場合、八幡平市災害対策本部は警戒避難活動を遂行するが、災害の状況によっては市職員だけでは、対策に不足を生じる場合がある。

そのためにも、市民一人ひとりが、必要な場合は早めに避難するとともに、他の市民などに対し避難を呼びかけ・誘導する必要がある。また、要配慮者に対しては、協力して避難誘導・移送・救援活動に取り組むことが必要である。

そのため、風水害等の発生が予想される場合や地震、火山活動等による災害が発生した場合には、本部と自治会長、地域振興協議会及び自主防災組織等との密接な連携を図り、適切な応急対策活動を進めていく。

(1) 災害の警戒

(2) 早めの避難、避難の呼びかけ、避難誘導

(3) 倒壊家屋による生き埋め者等の把握と救出

(4) 出火防止、初期消火活動

(5) 負傷者の応急救護及び搬送

(6) 要配慮者の安否確認・保護及び避難が必要な場合の移送

(7) 避難所の開設・運営への協力又は自主的運営

(8) 給水、給食等の援護活動

第 2 動員計画

活動概要	担当課
1 自主参集（勤務時間外のみ）	防災安全課 総務課
2 動員配備の区分の決定	
3 動員配備の伝達	
4 動員の方法	
5 応援職員の要請	

【勤務時間外のみ】

1 自主参集

勤務時間外に災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、職員は、警戒配備及び非常配備の設置基準に照らし、動員指令を待つことなく自己の判断により、直ちにあらゆる手段をもって所定の参集場所に参集する。

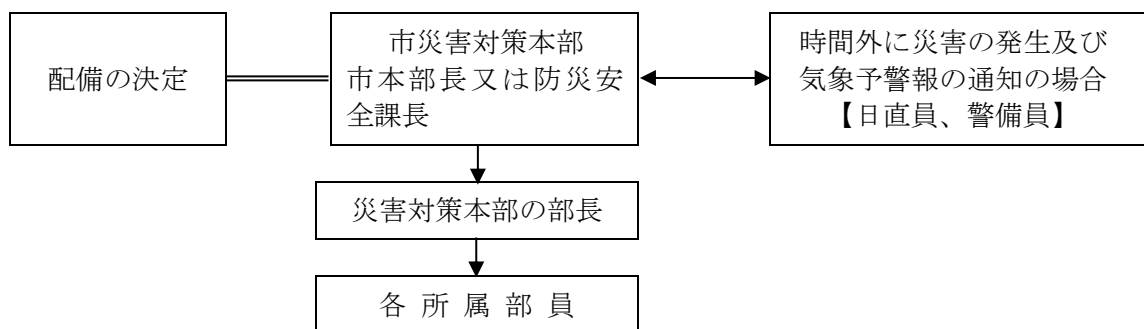
2 動員配備の区分の決定

災害が発生した場合、又はそのおそれのある場合、防災安全課長は、警戒配備及び非常配備の設置基準をもとに、市本部長は副本部長、本部の部長と協議し、動員配備区分を決定する。

3 動員配備の伝達

「2 動員配備の区分の決定」を受け、次に示す伝達系統図により、関係職員に伝達し動員する。

伝達系統図



なお、テレビ、ラジオ等の気象情報及び地震情報等が「1 自主参集」の基準に該当した場合は、動員指令を待つことなく自己の判断により行動するものとする。

4 動員の方法

- (1) 各部の部長は、市本部への配備が指示されたときは、職員非常招集要領により、必要な職員を動員(招集)するものとする。
- (2) 各部の部長は、職員の動員が迅速かつ、円滑に行われるように、次の事項を内容とした職員非常招集要領をあらかじめ定めておくものとする。
 - ア 非常招集の系統、順位
 - イ 非常招集通知の方法
 - ウ 職員ごとの出勤所要時間
 - エ 非常招集事務の内容及び担当者
 - オ その他必要な事項

5 応援職員の要請

災害対策本部の各部長は、災害対策活動を実施するに当たり職員が不足し、他部班の職員の応援を受けようとする場合は、次の様式により防災安全課長あてに要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は事後提出する。

応援職員要請書

様式第〇号	応 援 職 員 要 請 書
防炎安全課長 あて	年 月 日 時 分
	〇〇部長
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
勤務(従事場所)	
勤務(従事内容)	
必要人員	
携行品	
集合日時・場所	
その他参考事項	

6 応急措置の代行

- (1) 県は、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法の規定により、その実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村に代わって行う。
- (2) 指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、被災都道府県知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、上段の応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。
- (3) 市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、都道府県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。
- (4) 市は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、都道府県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

第 2 節 気象予報・警報等の伝達計画

第 1 警戒避難活動体制

活動概要	担当課
1 気象警報等の受領伝達 2 異常現象を発見した者のとるべき措置 3 異常現象発生時の通報要領	防災安全課

1 気象警報等の受領伝達

- (1) 警備員は、気象台発表の情報が気象特別警報、警報であった場合、又は県から非常配備基準に該当する情報等を受けた場合は、直ちに防災安全課長にその旨を報告し、その指示を受けるものとする。
- (2) 防災安全課長は、「気象警報等伝達系統図【資料編 別表 9-1 P557】」により、県その他の関係機関から通知される警報及び情報を受領したときは、「住民への伝達【資料編 別表 9-4 P560】」に基づき、当該警報を関係連絡先に伝達するとともに、庁内各部長及び各総合支所長に対しても所要の伝達を行う。この場合、伝達の確実を期すため、警報及び注意報については伝達された原文のとおり伝達する。
- (3) 各部長は、(2)による通報を受けたときは、必要に応じてその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、「市内所在官公署団体等に対する気象警報等伝達先【資料編 別表 9-5 P559】」に従って関係先へ所要の連絡を行う。
- (4) 気象警報等以外に地震動を原因とした重大な災害が起こるおそれがある場合、強い揺れが予想される地域に対しては、気象庁は緊急地震速報を発表するが、地震動発生までの時間が予知できないことから、(1)から(3)に準じた取扱いを基本とするも、現状に合わせた対応をとるものとする。

2 異常現象を発見した者のとるべき措置

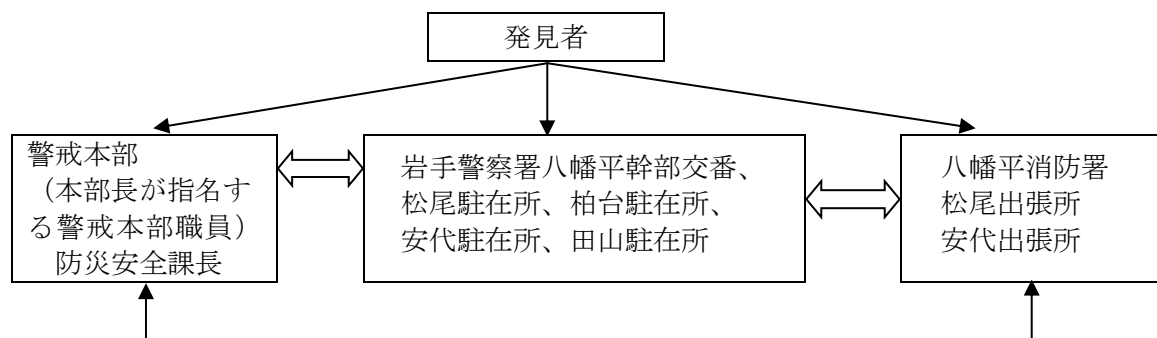
- (1) 異常現象を発見した者は、警戒本部長、警察官又は消防署に通報する。
 - (2) 異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官、消防署員は、直ちに警戒本部長に通報するとともに、適切な処置をとる。
- (注) 異常現象とは、竜巻、ひょう、強い突風、噴火現象がみられたとき、また、堤体に小さな水漏れがあり、放置すれば決壊のおそれがあるなどの災害の発生がある有力な兆候をいう。

3 異常現象発生時の通報要領

- (1) 異常現象発見者の通報義務
災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに警戒本部長、警察官又は消防署に通報するものとする。
前記の通報を受けた警察官又は消防署は、その旨を警戒本部長に通報するとともに、次の(2)に定める担当機関の長に通報するよう努める。
- (2) 警戒本部長の通報先
前項により通報を受けた市本部長は、異常の種類に応じて、次の区分に従い担当機関に通報するものとする。

種類	担当機関	通報を要するものの範囲
水防に関するもの	国土交通省岩手河川国道事務所、盛岡広域振興局土木部岩手土木センター、岩手県復興防災部	国又は県の管理に属する河川にかかわるもの
気象、地象、水象に関するもの	盛岡地方気象台、岩手県復興防災部	気象、地象、水象にかかわる全てのもの
その他に関するもの	岩手県復興防災部	国又は県が予防等の措置が必要と認められるその他の現象

(3) 異常な自然現象発見者からの通報伝達は、次の系統図のとおりとする。



第 3 節 通信情報計画

第 1 通信の確保

1 基本方針

- (1) 災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡システムを定め、通信手段の適切な運用を図る。
- (2) 災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。
また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。

2 通信施設・設備の整備等

- (1) 防災行政無線
市は、防災行政無線の整備に努め、屋外拡声器、戸別受信機等の増設などにより、その機能強化に努める。
また、その他の通信施設に係る非常用電源設備の整備等にも努める。
- (2) 防災相互通信用無線
大規模な災害が発生した場合において、消防、警察等の防災関係機関が協力して、災害時の活動を円滑に行うことができるよう、これらの防災関係機関相互で共通運用する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。

第 2 警戒避難活動期

活動概要	担当課
1 電話の指定及び連絡責任者の選任	防災安全課
2 有線通信途絶の場合の措置	総務課
3 公衆通信設備の優先利用	西根総合支所
4 災害時用公衆電話(特設公衆電話)の利用	安代総合支所

1 電話の指定及び連絡責任者の選任

- (1) 連絡用電話の指定
 - ア 市及び防災関係機関は、連絡用の電話を指定し、窓口の統一化を図る。
 - イ 災害時には、指定電話を平常業務に使用することを制限し、通信連絡に当たる。
- (2) 連絡責任者
 - ア 市においては、防災安全課長を連絡責任者とし、各防災関係機関においても連絡責任者を定めるものとする。
 - イ 連絡責任者は、防災関係機関内各所属及び関係機関との連絡や協力に関する調整を行う。
- (3) 市の通信統括
市の通信の統括は総務課が行う。

2 有線通信途絶の場合の措置

災害により、有線通信施設が被災し、通信連絡が困難となったときは、衛星携帯電話、無線設備又は伝令などにより通信連絡を確保する。

- (1) 県との通信連絡
現在、市と岩手県との間には、岩手県防災行政無線が開設されているので、この回線を利用して交信を行う。
- (2) 市各部職員との連絡
 - ア 災害現場等に出動している各部職員との連絡は、市に設置している防災行政無線(車載、携帯型等)及び電子メール配信により行う。なお、防災行政無線は、各総合支所ごとに無線周波数が異なることから、災害対策本部から各総合支所、総合支所から各部職員との連絡を行わざるを得ないため、連絡に当たっては、通信の円滑化に努めるものとする。
 - イ 必要に応じて、伝令を災害現場に派遣する。

- ウ 防災行政無線の使用に当たっては、通信の混乱が生じないよう適切な無線統制を実施し、迅速、円滑な通信の確保に努める。
- エ 通信統制は、次により実施する。
 - (ア) 重要通信の優先(救助、避難指示(緊急)等重要性の高い通信を優先する。)
 - (イ) 統制者の許可(通信に際しては、統制者の許可を得る。)
 - (ウ) 子局間通信の禁止(子局間通信の場合は、統制者の許可を得る。)
 - (エ) 簡潔通話の実施(通信は、簡潔かつ明瞭に送信する。)
 - (オ) 専任の通信担当者の設置(各子局の担当者はできるだけ変更しないこととする。)
- (3) 東北総合通信局による通信支援
災害対策用移動通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源(移動電源車)について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。
- (4) アマチュア無線の活用
有線が途絶し、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線免許所有職員からの情報及び他のアマチュア無線の協力を依頼する。なお、市においても無線局を有しており、市コールサイン「JE7YPY」を活用し、情報の収集を図る。
- (5) 通信運用マニュアルの作成等
 - ア 災害時における通信回線の輻輳や混信、通信施設・設備の損壊に際しても、通信を確保できるよう、あらかじめ、災害応急対策に必要な通信機器の需要動向等を踏まえ、通信運用マニュアルを作成するなど、効果的な通信手段の確保や運用、通信施設等の応急復旧に必要な資機材及び要員の確保等に努める。
 - イ 衛星携帯電話による通信を含めた複数の通信手段について定期的な訓練等の実施、防災関係機関間の衛星携帯を含む電話番号情報の共有に努める。
 - ウ 情報通信関係施設の災害に対する機能を維持するため、定期的に点検を実施する。

3 公衆通信設備の優先利用

災害時において、公共の利益のため緊急に通信を行う必要がある通話については、非常又は緊急通話として取扱い、他に優先して取扱う。

優先利用の請求は、特別の事情がある場合を除き、あらかじめ通信事業者の承諾を受けた番号の加入電話(災害時優先電話)による。

○ 災害時優先電話番号

八幡平市役所 0195-74-4090、74-4092、74-4093、74-4094、74-4096

西根総合支所 0195-76-2115、76-2116

安代総合支所 0195-72-2115、72-2116、72-2555、72-3440

4 災害時用公衆電話(特設公衆電話)の利用

災害時に電話通信が困難な場合は、通信事業者に対して、避難所など公共的施設への災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置を要請する。

第 3 救援期

一般加入電話等による通信遮断地域を解消するため、応急復旧を通信事業者に要請するなど、通信手段の確保に努める。

なお、復旧に当たっては、防災基幹施設(庁舎、医療施設、避難所)など緊急度の高いものから順次復旧する。

第 4 節 情報の収集・伝達計画

第 1 警戒避難活動期

活動概要	担当課
1 警戒避難活動に関わる情報の収集と報告 (1) 警戒避難活動に関わる情報の収集と本部での集約 ア 勤務時間外 イ 勤務時間内 (2) 警戒避難活動に関わる情報に基づく意思決定及び情報の共有化 (3) 警戒避難活動に関わる情報の県への報告 2 住民からの通報等への対応	防災安全課 企画財政課

1 警戒避難活動に関わる情報の収集と報告

(1) 警戒避難活動に関わる情報の収集と本部での集約

ア 勤務時間外

(ア) 警備員がとるべき対応

警備員は、気象台発表の情報が非常配備基準に該当する情報や警報等であった場合、又は県から情報を受けた場合は、直ちに防災安全課長にその旨を報告し、その指示を受けるものとする。

(イ) 情報収集

警戒避難活動期において収集すべき情報は、警戒活動を実施する上での判断情報である。

(ウ) 収集方法

a 降雨情報の収集

盛岡地方気象台、岩手県から収集する。

b 河川水位、災害事象に関する情報の収集

(a) 担当職員は、直接、所定の情報収集担当区域に赴き情報を収集する。

収集した情報の本部への報告は、電話、無線、バイク、自転車、徒歩等の手段により、現地から若しくは庁舎へ参集し、担当部長に対して行うものとする。

(b) 担当以外の市職員においても、参集途上で情報を収集する。

(c) 消防団は、所定の任務分担に基づき、警戒活動に関わる情報を収集し、電話、無線等の手段により本部に連絡する。

(d) 住民から市及び消防署並びに警察等へ通報のあった情報も判断材料とする。

イ 勤務時間内

ア勤務時間外の(イ)情報収集、(ウ)収集方法に準じる。

(2) 警戒避難活動に関わる情報に基づく意思決定及び情報の共有化

ア 災对本部庶務担当班において、降雨情報、河川水位情報、災害事象に関する情報を分析し、警戒の呼びかけ、避難指示等の必要性を判断し、在庁(又は連絡可能)最上位意思決定者に進言する。

イ 在庁(又は連絡可能)最上位意思決定者は、その進言に基づき意思決定を行う。

ウ これらの情報については、全職員においても共有化を図り、活動に統一性を与える。

(3) 警戒避難活動に関わる情報の県への報告

市内における降雨の状況、災害事象の状況、避難活動の状況等を県に対して適宜報告する。
(災害対策法第 53 条)

第 2 災害（被害）発生時

活動概要	担当課
被害発生及び応急対策の状況の情報収集（調査）	防災安全課
避難指示等の状況の情報収集（調査）	企画財政課
消防施設被害の情報収集（調査）	
庁舎等被害の情報収集（調査）	総務課
人的被害の情報収集（調査）	市民課
住家被害の情報収集（調査）	税務課
衛生施設被害の情報収集（調査）	市民課
火葬場・墓地被害の情報収集（調査）	
医療施設被害の情報収集（調査）	健康こども課 八幡平市立病院 安代・田山診療所
社会福祉施設被害の情報収集（調査）	地域福祉課 健康こども課
観光施設被害の情報収集（調査）	商工観光課
商工関係被害の情報収集（調査）	
高圧ガス・火薬類施設被害の情報収集（調査）	
農作物等被害の情報収集（調査）	農林課
家畜等関係被害の情報収集（調査）	
農地農業用施設被害の情報収集（調査）	
林業関係被害の情報収集（調査）	
水産関係被害の情報収集（調査）	
公共土木施設被害の情報収集（調査）	建設課 商工観光課
市営住宅等被害の情報収集（調査）	建設課
上水道・簡易水道施設被害の情報収集（調査）	上下水道課
下水道施設被害の情報収集（調査）	
児童、生徒及び教職員等被害の情報収集（調査）	教育総務課 学校
学校・学校給食センター被害の情報収集（調査）	教育総務課 学校給食センター 学校
社会教育施設被害の情報収集（調査）	まちづくり推進課
文化施設被害の情報収集（調査）	文化スポーツ課
文化財被害の情報収集（調査）	
体育施設被害の情報収集（調査）	

1 災害情報の収集と報告

(1) 災害情報の収集

ア 勤務時間外

(ア) 警備員がとるべき対応

警備員は、災害情報があった場合、直ちに防災安全課長及び担当課にその旨を報告し、その指示を受けるものとする。

(イ) 情報収集

a 災害情報の収集に当たっては、災害の規模の把握及び災害応急対策の実施において重要な被害情報を優先的に収集する。

b 災害発生の当初においては、住民の生命身体に対する被害状況及び住民が当面の生活を維持することに直接関係する住居、医療衛生施設、交通施設、通信施設等の被害状況を重点的に収集する。

- c 担当以外の市職員においても、参集途上で情報を収集する。
- d 消防団は、所定の任務分担に基づき、警戒活動に関わる情報を収集し、電話、無線等の手段により本部に連絡する。
- e 情報収集に当たっては、消防署及び警察並びに関係機関と緊密に連絡を行うものとする。

イ 勤務時間内

ア 勤務時間外の(イ)情報収集、(ウ)収集方法に準じる。

(2) 災害情報の報告

ア 報告を要する災害及び基準

- (ア) 市の管轄地域内において生じた、人的被害又は物的被害
- (イ) 市災害対策本部の設置
- (ウ) 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- (エ) 災害による被害に対し、国の特別な財政援助（激甚法、災害復旧国庫負担法等による国庫補助の摘要がなされること。）を要するもの。
- (オ) 災害が当初は軽微であっても、今後拡大するおそれがあるもの又は市内における災害は軽微であっても県内及び全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- (カ) 災害の状況及びこれが及ぼす社会的影響からみて、報告する必要があると認められるもの。

イ 報告の担当及び報告様式

報告区分	担当課	報告様式		報告受領機関 (岩手県災害対策本部 盛岡地方支部)	
		初 期	被害額		
被害発生及び応急対策	防災安全課	1		総務班	
避難指示等の状況	防災安全課	1 - 1			
消防施設被害	防災安全課	6	6		
庁舎等被害	総務課	3	3		
人的及び住家被害 (住家被害)	市民課 (税務課)	2	2	福祉環境班	
		2 - 1	2 - 1		
		2 - 2	2 - 2		
衛生施設被害	市民課	5	5		
		5 - 1	5 - 1		
火葬場・墓地被害	市民課	C	5		
医療施設被害	健康こども課	5	5	保健医療班	
		5 - 1	5 - 1		
社会福祉施設被害	地域福祉課	4	4	福祉環境班	
観光施設 被害	自然公園施設 観光施設	商工観光課	D	7	福祉環境班
			D	7	総務班
商工関係被害		E	8		
高圧ガス・火薬類施設被害 の情報収集(調査)		9	9		
農作物等被害	農林課	F	1 3 13-1	農林班	
家畜等関係被害		F	1 4		
農地農業用施設被害		F	1 5		
林業関係被害		F	1 6	農林班	
水産関係被害		F	1 0	水産班	
公共土木 施設被害		河川・道路・橋 都市公園	建設課 商工観光課	G G	1 7 1 7
公営住宅等被害	建設課	G	1 8	土木班	

上水道・簡易水道施設被害	上下水道課	B	5	福祉環境班
下水道施設被害		G	17	土木班
児童、生徒及び教職員等被害	教育総務課	H	19	教育事務所班
学校被害		H	20	
社会教育施設被害	まちづくり推進課	4	4	教育事務所班
文化施設被害	文化スポーツ課	4	4	教育事務所班
文化財被害		4	21	
体育施設被害		4	4	教育事務所班

※ 様式は、岩手県地域防災計画様式による。【ページ 6-1-1】

ウ 報告の系統

報告担当課は、収集された災害情報を分析し、市災害対策本部総務部、県災害対策本部担当班に報告する。

(3) 災害対策基本法に基づく報告

ア 災害対策基本法第 53 条第 2 項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告する災害は次のとおりで、県に報告できない場合は、消防庁へ報告する。

(ア) 市災害対策本部の設置

(イ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて特に報告する必要があると認められる程度の災害

(ウ) (ア)又は(イ)に定める災害になるおそれのある災害

イ 上記報告は、消防庁に対して行うものとし、消防組織法第 40 条の規定に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行う。

ウ 消防庁への報告先

区分	平日(9:30~18:15) 〔消防庁応急対策室〕	左記以外 〔消防庁宿直室〕
NTT 回線	TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553
消防防災無線 ※ マイクロ電話	TEL (7-)90-49013 FAX (7-)90-49033	TEL (7-)90-49102 FAX (7-)90-49036
地域衛星通信ネットワーク	TEL (9-20-)048-500-90-49013 FAX (9-20-)048-500-90-49033	TEL (9-20-)500-90-49012 FAX (9-20-)500-90-49036

2 災害情報の共有化

災害情報については、災害対策本部全職員においても共有化を図り、活動に統一性を与える。

3 住民からの通報等への対応

災害発生直後から、住民による本部への電話通報、駆け込み通報等各種通報が寄せられ、その対応に追われることが想定される。

住民からの問い合わせは、多くの場合安否の問い合わせ、ライフラインの復旧の見通し等、人命関係被害情報の収集に直接結びつかない場合が多い。

このことから、以下の方法により、住民からの電話通報の抑制を図るとともに、本部機能の強化を図るものとする。

なお、併せて電話通報の抑制に関する広報を積極的に実施する。

(「第5節 広報広聴計画」参照)

救助救出に直結しない情報	対応策
(1) 被災者の安否に関する問い合わせ	・ 電話回線を絞り込み、相談窓口担当が対応する。
(2) ライフラインの復旧見通しの問い合わせ	・ 広報担当がライフライン事業者を通じて広報させる。
(3) 報道機関からの取材の申込み	・ 相談窓口担当が対応し、報道室へ案内する。
(4) 義援物資、ボランティアの申込み	・ 広報担当が報道機関を通じて、その取扱いについて情報を提供する。
(5) 直接庁舎へ来る被災者	・ 相談窓口担当が対応し、避難所へ誘導する。

第3 救援期

被災者から寄せられる電話通報等から、被災者の要望にあった各種情報を取りまとめ、広報等を通じて情報を伝達する。

第5節 広報広聴計画

第1 警戒避難活動期

活動概要	担当課
1 基本方針	防災安全課 企画財政課
2 市(災対本部)が実施する広報 (1) 広報内容 (2) 広報手段	
3 報道機関に対する広報要請並びに発表 (1) 放送局に対する広報要請 (2) 報道機関に対する広報要請 (3) 広報活動の内容 (4) 広報の優先順位	
4 ライフライン関係機関等への要請	
5 関係機関との調整	
6 広聴活動	

1 基本方針

警戒避難活動期には、人命の安全確保、人心の安定及び行政と市民の防災活動を支援する広報を優先する。

2 市(災対本部)が実施する広報【広報案文 資料編 別表 10-1～10-3 P578～P580】

(1) 広報内容

- ア 地すべり等土砂災害危険地域住民への警戒呼びかけ(避難誘導)、避難指示等
- イ 自主防災組織、住民等への活動喚起・行動指示
 - (ア) 出火の防止、初期消火の喚起・指示
 - (イ) 土砂災害等の生き埋めになっている人命の救出活動の喚起・指示
 - (ウ) 隣近所の避難行動要支援者の安否確認の喚起・指示
 - (エ) 転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示
- ウ 地域別の避難所
- エ デマ情報に対する注意喚起の広報など混乱防止の呼びかけを行う。
- オ 本部への電話通報などの抑制の広報(安否等の問い合わせを軽減する広報)
- カ 被災者救援活動方針及び内容に関する広報
- キ その他本部への電話通報等から市民が求めている情報を把握し、広報する。

(2) 広報手段

市の実施する広報は、防災行政無線放送、広報車、有線、消防団車両等により実施する。

3 報道機関に対する広報要請並びに発表

(1) 放送局に対する広報要請

広報担当者は、人命の安全確保、人心の安定及び行政と市民の防災活動について迅速かつ確実を期すべきもので、放送による広報が適当なものは放送局に広報を依頼する。

放送局に対する広報の依頼は、原則として県知事に要請して行う。

県との連絡がつかない場合は、放送局に対して直接依頼し、県へは事後報告する。

(2) 報道機関に対する広報要請

広報担当者は、災害の種別、発生場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜報道機関に発表する。

発表は、以下の要領で行う。

- ア プレスルームを確保する。
- イ 発表担当者は、副本部長を基本とする。
- ウ 事前に報道発表などの広報ルールを定めておく。
- エ 警察、消防、県との情報交換を的確に行い、広報内容の一体性を保つ。

- (3) 広報活動の内容
 - ア 災害の発生状況
 - イ 気象警報等及び災害発生時の注意事項
 - ウ 避難指示等の発令
 - エ 避難所の開設状況
 - オ 救護所の開設状況
 - カ 道路及び交通情報
 - キ 各災害応急対策の実施状況
 - ク 災害応急復旧の見通し
 - ケ 人身安定のために必要な事項
 - コ 安否情報
 - サ 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況

(4) 広報の優先順位

災害広報は、発災後の時間経過、被害の拡大の状況等を考慮しながら、次の事項について優先的に広報活動を行う。

- ア 災害の発生状況
- イ 災害発生時の注意事項
- ウ 避難指示等の発令状況
- エ 道路及び交通情報
- オ 医療機関の被災情報及び活動状況
- カ 給食、給水の実施
- キ 毛布等の生活関連物資の配給
- ク 安否情報
- ケ ライフラインの応急復旧の見通し
- コ 生活相談の受付
- サ 各災害応急対策の実施状況

4 ライフライン関係機関等への要請

災害後、市(災対本部)に寄せられる市民などからの通報には、ライフラインに関する問い合わせ(復旧の見通し等)も多いと予想される。

そのため、常に、市民からの通報内容を聴取し、必要があるときは、ライフライン事業者に対し、広報担当セクションの設置や増強を要望する。

5 関係機関との調整

- (1) 災害対策本部が広報を実施したとき
市本部は、広報を実施したときは直ちに関係機関に報告する。
- (2) 関係機関が広報を実施したとき
関係機関が広報を実施したときは、直ちに市本部に通知すること。
通知の内容は、「広報を実施した日時、広報の目的、広報内容の概要」である。
このうち、実施した日時については、混乱防止の上で特に重要である。

6 広聴活動

- (1) 市本部長は、被災者の精神的不安を解消するため、被災者の相談、要望、苦情などを広く聴取し、その早期解決に努める。
- (2) 市本部長は、庁舎内に相談窓口を、避難所に臨時災害相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施する。

第 2 救援期

基本的には、警戒活動期の広報広聴活動を踏襲するが、市民からの通報内容を聴取し、市民の要望にあった広報広聴活動を実施する。

第 6 節 交通確保・輸送計画

第 1 警戒避難活動期

活動概要	担当課
1 基本方針	防災安全課
2 防災拠点等の指定	建設課
3 緊急輸送の確保	総務課
4 交通規制	まちづくり推進課
5 災害時における車両の移動等	
6 民間協力団体との調整	

1 基本方針

- (1) 災害が発生した場合に、警戒避難活動期は、人命の救助救出活動を円滑にするため、救援期にあっては、救援物資の輸送、ボランティア活動を円滑にするため、緊急交通路の確保を図ることが重要であり、輸送手段の確保と併せて一般車両の交通規制を実施する。
- (2) 防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。
- (3) 緊急輸送の実施に当たっては、県及び市の物資集積・輸送拠点を経て、各指定避難所等へ物資が届けられるよう緊急輸送ネットワークの形成を図る。

2 防災拠点等の指定

災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、交通の確保の重要拠点として、災害応急活動の中核となる防災拠点、緊急物資の輸送、集積等の中核となる輸送拠点及び交通拠点を定める。

- (1) 防災拠点
市庁舎、西根総合支所、安代総合支所、八幡平市立病院、安代診療所、田山診療所、八幡平消防署、同松尾出張所、同安代出張所
- (2) 輸送拠点
八幡平市総合運動公園体育館、松尾総合運動公園多目的屋内運動場
- (3) 交通拠点
西根インターチェンジ、松尾八幡平インターチェンジ、安代インターチェンジ

3 緊急輸送の確保

- (1) 緊急輸送道路の指定
 - ア 市本部長は、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。
 - イ 緊急輸送道路は、次に該当する道路から指定する。
 - (ア) 防災拠点、輸送拠点及び交通拠点へのアクセス道路
 - (イ) 上記の代替道路
- (2) 緊急輸送の確保
以下の要領で実施する。
 - ア あらかじめ、指定された緊急交通路の被害状況を確認する。
 - イ アを踏まえて、陸上ルート、航空ルート（ヘリコプターの臨時離発着場の確保）を決定する。
航空ルートについては【資料編 別表 11-3 ヘリポート及び補給基地 P586】参照
 - ウ 状況によっては、指定された交通路以外のルートを緊急交通路とする場合があり、当該ルートが県道、国道のときは、県及び国と連携し、道路警戒を実施する。
警戒作業を実施するときは、事前に盛岡広域振興局土木部に連絡するものとする。
なお、緊急の場合は、事後に報告するものとする。
 - エ 警戒避難活動期には、一般車両の交通規制と併せて、人命の救助活動、傷病人への医療活動等に直接結びつかない緊急通行車両（食料の輸送等）の通行を極力規制する。

- (3) 孤立可能性のある地域において、防災ヘリコプター等の飛行場外離着陸場その他防災ヘリコプター等が離着陸できる場所又は防災ヘリコプター等により上空から救助ができる場所（以下「飛行場外離着陸場等」という。）の確保に努める。
また、地域内に飛行場外離着陸場等が確保できない場合は、隣接する地域等において飛行場外離着陸場等の確保に努める。

4 交通規制

被災者の輸送、被災地への緊急物資等の緊急輸送を確保するため、必要であると認める時は、県公安委員会に要請して次の処置を行うものとする。

- (1) 交通が渋滞し、円滑な緊急輸送を阻害しているときは、緊急の度合いに応じて交通規制を行う。
- (2) 前項の規定により規制された車両には、迂回路線等を指示する。
- (3) 道路の状況により通行止め、車両通行止め等を実施した時は、広報車及び報道機関を通じて、住民に周知するものとする。

5 災害時における車両の移動等

- (1) 道路管理者は、放置車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。この場合において、運転手等がない場合等には、道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う。
- (2) 道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる。
- (3) 道路管理者は、車両等の破損によって生じた損失について、当該車両等の所有者等と協議の上、補償する。
- (4) 道路管理者は、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。
- (5) 市は、県公安委員会から、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等の要請があった場合は、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等を行う。
- (6) 市は、県から市道を緊急通行車両の通行ルートとして確保する要請があった場合は、必要な処置を講じる。

6 民間協力団体との調整

災害時の道路の復旧を迅速に行うため、あらかじめ資機材を有する建設業者(市建設協同組合等)との間で協力体制の確立を図る。

災害時の人員、資機材、救援物資等の輸送を円滑に行うため市内のバス、トラック輸送業者等の車両を活用する。

7 交通マネジメント

- (1) 東北整備整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通規制により、復旧活動及び日常生活への混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会」を組織する。
- (2) 市は、「災害時交通マネジメント検討会」による交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等が必要であると認めるときは、県を通じて検討会の開催を要請できる。
- (3) 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、市は協力することとする。

第 2 救援期

救援期においても、基本的に警戒活動期の活動を踏襲するが、道路などの復旧状況によって交通規制を、随時緩和していく。

第 7 節 公安警備計画

第 1 警戒避難活動期及び救援期共通

活動概要	担当
1 基本方針	岩手県警察本部
2 任務と活動	岩手警察署
3 警備体制	

1 基本方針

災害警備に当たって警察は、岩手県警察災害警備計画、岩手県警察警備実施規程及び岩手県警察災害警備実施要綱により、地域防災計画との関係を検討しながら、災害警備活動を推進する。

2 任務と活動

- (1) 災害情報の収集、整理及び統計報告
- (2) 救出・救助、行方不明者の手配及び捜索の協力
- (3) 危険区域居住者等の避難誘導
- (4) 交通規制及び交通指導
- (5) 検視・死体調査及び身元不明死体の身元調査
- (6) 被災地の犯罪の予防と取締り
- (7) 救助隊が行う災害応急措置に対する協力
- (8) その他治安上必要な事項

3 警備体制

災害警備の体制は、岩手県警察本部長がその都度、発令する。

ただし、発令がない場合であっても、岩手警察署長は、本市における災害発生状況に応じて、必要と認められる警備体制を確立する。

第 8 節 消防活動計画

第 1 警戒避難活動期

活動概要	担当課
1 災害発生時における消防団の活動 (1) 活動の基本方針 (2) 消防団分団屯所等への参集 (3) 自主防災組織、住民等に対する活動協力要請・喚起 (4) 消火活動 (5) 救出活動 (6) 避難誘導 2 八幡平消防署との連携	防災安全課 消防団 自主防災組織

1 災害発生時における消防団の活動

消防活動は、消防団が中心となっていく。

(1) 活動の基本方針

ア 警戒避難活動期は、「分散防御(それぞれの担当区域での防災活動)」により対応し、特定の地域で大火の危険が拡大した場合等は、「集中防御(団の防災力の集中的な運用による防災活動)」により対応する。

イ 自主防災組織、住民等との協力

大規模な災害の際には、消防団の力だけでは対応できないため、自主防災組織、住民等の協力を得て対応する。

ウ 優先する活動

(ア) 土砂災害危険地域市民等に対する警戒・避難の呼びかけ

(イ) 消火活動(特に、木造密集地域では重要)

(ウ) 倒壊家屋、崖崩れ等による生き埋め者の救出

(2) 消防団分団屯所等への参集

災害が発生した場合、消防団員にあっては、「風水害時の非常配備基準」及び「職員の非常配備計画表」に照らして、動員指令を待つことなく自己の判断により、直ちにあらゆる手段をもって所定の参集場所へ参集し、担当地域における所定の活動に従事する。

団長及び災害対策本部副部長である副本部長は、災害対策本部へ、副団長は消防署及び出張所へ参集し、各分団員においては、所属する分団屯所に参集する。

参集途上においては、可能な限りの被害情報(特に人命危険に関する情報)を収集し、団本部に報告する。

(3) 自主防災組織、住民等に対する活動協力要請・喚起

消防団の担当者は、自主防災組織の役員や住民に対して、出火防止・初期消火、家族や隣近所の保護・救出等に協力するよう要請する。

(4) 消火活動

ア 災害発生直後は、居住地付近住民及び自主防災組織に対し、出火防止(転倒したプロパンガスの閉栓呼びかけを含む。)を指示し、速やかに火災発生状況を把握する。

イ 火災が発生した時は、自主防災組織等と連携し、初期消火の徹底を図る。

また、事務所等に設置されている自衛消防組織についても、可能な限りの協力を得て連携の上、火災防御活動を進める。

ウ 八幡平消防署の消火活動が確立された時は、これの指揮の下に消火活動を行う。

エ 火災が多発した時は、市本部へ盛岡地区広域消防組合消防本部の集中応援及び県内消防本部の広域応援要請を行う。

(5) 救出活動

ア 消火活動と並行して救出活動を行う。この場合も、自主防災組織、住民の協力を得て実施する。

イ この場合、消防団員を中心に救出隊を編成し、担当区域内をローラー作戦で回ることとする。

(6) 避難誘導

ア 延焼火災等により住民の避難の必要性が生じたときは、これを住民に正確に伝達し避難誘導する。

イ 避難指示等又は警戒区域の設定による避難誘導についても上記アによる。

2 八幡平消防署との連携

通常、火災発生に伴う住民からの 119 番通報は、いわて消防指令センターへ通報されるが、以下のことを考慮し、消火活動等の円滑化に努める。

(1) 本部設置後、速やかに八幡平消防署との連絡体制をとる。

(2) 被害情報については、随時連絡をとり、可能な限りの活動を要請する。

第 2 救援期

消防活動は、基本的に初動活動で終了するが、救援期においても、土砂災害警戒区域等を中心に、市内を定期的にパトロールする等、予防警戒活動を実施する。

第 9 節 相互応援協力計画

第 1 警戒避難活動期

活動概要	担当課
1 基本方針 2 他団体への応援要請 (1) 国、県への協力要請 (2) 他市町村等への応援要請 3 県及び他市町村職員の受入体制 4 被害規模に伴う留意事項	防災安全課 企画財政課 総務課

1 基本方針

- (1) 大規模災害が発生し、市の関係機関だけで対応することができない場合、又は困難な場合は「国土交通省防災業務計画」及び「大規模災害における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき、国をはじめ県及び他市町村に応援を要請し、応急対策又は災害復旧の万全を期する。
- (2) 市は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。
 なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。
 また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
- (3) 市は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点を確保等を図り、訓練を実施するなど、実効性の確保に努め、日頃から災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。
- (4) 市は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。
 また、応急対策職員派遣制度による対口支援について必要な準備を整えるものとする。
- (5) 市は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。
- (6) 市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。
- (7) 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

2 他団体への応援要請

- (1) 国、県への協力要請
 国、県本部長（県知事）への応急措置等を要請するに当たっては、県地方支部長を通じて、口頭又は電話をもって行い、後日文書を提出する。
 この場合、以下の事項をあらかじめ明らかにした上で国、県本部長に要請する。
 （災害対策基本法第 68 条）
 ア 被災者の他地区への移送を要請する場合
 (ア) 移送を要請する理由
 (イ) 移送を目的とする被災者の数
 (ウ) 希望する移送先
 (エ) 他地区に収容を要する予定期間
 (オ) その他必要事項
 イ 県部局への応援要請又は応援措置の実施を要請する場合
 (ア) 被害の種類及び状況
 (イ) 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
 (ウ) 応援を希望する職種別人員
 (エ) 応援場所及び応援場所への経路
 (オ) 応援の期間
 (カ) その他必要事項

(2) 他市町村等への応援要請

他の市町村、指定地方行政機関に対する応援依頼に係る県本部長への要請は、以下の事項を明らかにして県を通じて行う。

(災害対策基本法第 30 条)

災害の状況及び応援を要する理由、期間、場所などについては、上記(1)のイの(ア)～(カ)に準じる。

3 県及び他市町村職員の受入体制

(1) 活動拠点となる施設を提供する。(宿泊施設、資機材置場、車両の駐車スペースの提供等)

(2) 派遣職員が、現地で活動し易いように、地図等地理情報を提供する。

(3) 派遣職員の給与及び経費負担

派遣職員の給与及び経費負担については、災害対策基本法第 32 条、第 92 条、同法施行令第 17 条、第 18 条、第 19 条に定めるところによる。

4 被害規模に伴う留意事項

(1) 八幡平市の被害が軽微な場合

八幡平市の被害が軽微な場合は、周辺自治体に被害が大きい場合もあるので、人命の安全確保にかかわる職員について、緊急派遣ができる体制をとり、その旨県へ報告し、指示を待つ。

しかし、大規模災害の場合、情報が入ってこないことがあるので、県からの指示を待たずに、独自の判断で被災地へ物資、要員等を投入する。

(2) 八幡平市の被害が激甚である場合

八幡平市の被害が激甚である場合は、通信の途絶など国、県及び他市町村との連絡が絶たれる場合や情報を受けることができない場合が想定され、全ての応急対策業務を市対策本部、市域内だけで対応することは不可能であり、要請をできないまま国、県及び他市町村からの緊急対応を受入れる場合も想定する。

広域応援等を活用して、次の事項を視野に入れることが重要である。

ア ボランティア、救援物資の受入れ拠点となる自治体への協力要請

イ 災害対策本部内施設の市域外設置の要請(代替施設の倒壊等があったとき等)

ウ 避難施設(ホテル等宿泊施設)の提供

エ 国、県及び他市町村からの緊急対応の受入れ。

オ その他応急対策業務に関すること。

第 2 救援期

被災状況、復旧状況を勘案の上、法令及び相互応援協定等に基づき広域応援を活用する。

第 10 節 自衛隊災害派遣要請計画

第 1 警戒避難活動期及び救援期共通

活動概要	担当課
1 基本方針 2 派遣要請の依頼 (1) 災害派遣要請基準 (2) 災害派遣要請の手続き 3 派遣要請部隊の受入れ体制	防災安全課

1 基本方針

大規模災害に関して自衛隊の派遣が特に必要と判断されたときは、市本部長は県本部長に災害派遣要請を依頼するものとする。

2 派遣要請の依頼

(1) 災害派遣要請基準

人命救助及び財産保護のため緊急の措置を必要とする場合の自衛隊に対する災害派遣要請の基準は、以下のとおりとする。

- ア 車両や航空機等、状況に適した手段による被害状況の把握が必要なとき。
- イ 避難者の誘導、輸送等避難のため援助が必要なとき。
- ウ 人命救助のための応援を必要とするとき。
- エ 主要道路、堤防、護岸の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- オ 人員及び物資の緊急輸送の応援を必要とするとき。
- カ 応急措置のための医療、感染症予防、給水、炊飯及び通信支援等の応援を必要とするとき。

(2) 災害派遣要請の手続き

市本部長は、大規模災害により自衛隊の派遣が特に必要と判断したときは、県本部長に対して自衛隊の派遣について、次の事項を明示した文書をもって要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭又は電話で要請し、後日、文書をもって措置する。

通信の途絶等により県本部長に自衛隊の災害派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又は岩手駐屯地司令へ通知することができる。ただし、通知したときは、速やかに県本部長へその旨を報告しなければならない。

市本部長は、自衛隊が災害派遣活動が終了したと判断したときは、撤収日時を記載した文書により、県本部長に撤収要請を依頼する。

- ア 災害の状況、通信途絶の状況及び派遣を要する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となる事項（派遣を希望する部隊の種類、車両、航空機の概数等）

※ なお、県の連絡窓口は復興防災部防災課（電話 019-629-5155）、自衛隊の連絡先は（電話 019-688-4311 内線 昼間：288、287 夜間・当直：490、499）である。

3 派遣要請部隊の受入れ体制

市本部長は、災害派遣部隊の活動が十分達成されるよう、次の点に留意する。

- (1) 派遣部隊との連絡職員を指名する。
- (2) 派遣要請に当たっては可能な限り、総合調整のとれた作業計画を作成し、効率的な支援活動ができるよう準備する。また、自衛隊連絡幹部（LO）に本部での調査結果（できるだけ詳細な災害の規模、必要人員、装備、集合場所、移動手段、移動経路にあたる道路、橋梁の状況等）を連絡し、部隊の迅速な移動ができるようにする。
- (3) 自衛隊の活動が他の機関の活動と競合しないよう調整するなど、現地連絡所を設け、部隊指揮官と連絡調整を図る。
- (4) 拠点施設等の提供
市は、宿泊施設、ヘリコプター臨時離発着場を準備し、自衛隊員の受入れ体制を確立する。

(5) 経費の区分

自衛隊の応急対策又は災害復旧作業の実施に要した経費は、次の基準により市が負担する。

- ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費(自衛隊の装備品を稼働させるため、通常必要とする燃料を除く。)、水道料、汚物処理料、電話等通信費(電話設備費を含む。)及び入浴料
- ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材の調達、借上げ、運搬、修理費
- エ 有料道路の通行料

第 11 節 防災ボランティア活動計画

第 1 警戒避難活動期

活動概要	担当課
1 基本方針 2 防災ボランティアの受入体制の整備 (1) 防災ボランティアの受入体制及び窓口 (2) 防災ボランティアに対する協力要請 (3) 防災ボランティアの受入れ (4) 防災ボランティアの活動内容 3 ボランティアの受入れに伴う補償措置	地域福祉課 健康こども課 市社会福祉協議会

1 基本方針

大規模災害の場合には、行政機関だけでは対応できないことから、被災者へのきめ細かい対応を図るため、時宜に応じた様々な防災ボランティア活動を支援していく。

2 防災ボランティアの受入体制の整備

(1) 防災ボランティアの受入体制及び窓口

防災ボランティアの受入窓口には、全国各地から希望者の電話が殺到し、窓口の混乱が予想されるため、想定される被害状況に応じて、次の事項をあらかじめ定めることにより、受入体制を整備する。

なお、市の窓口は、地域福祉課とし、市の被災状況及び防災ボランティア活動を把握するとともに八幡平市社会福祉協議会に防災ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整を行う事務所を置き、相互の連携により円滑に進めるものとする。

- ア 防災ボランティアに提供する情報
- イ 防災ボランティアに提供する装備、資機材
- ウ 防災ボランティアの宿泊する施設の有無等
- エ 防災ボランティアの活動拠点
- オ 防災ボランティアとの連絡調整の方法
- カ その他必要な事項

(2) 防災ボランティアに対する協力要請

市本部長は、災害時において防災ボランティアの協力が必要と認めた場合は、日赤県支部、日赤地区等、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会と連携して、防災ボランティアに対して協力を要請する等連絡調整を図る。

市内の防災ボランティアのほか、更に多くの防災ボランティアを必要とする場合は、県本部長に対して次の情報の提供を行い、協力を要請する。

- ア 防災ボランティアの活動内容及び人数等
- イ 防災ボランティアの集合日時及び場所
- ウ 防災ボランティアの活動拠点
- エ 防災ボランティア活動に必要な装備、資機材の準備状況
- オ その他必要な事項

(3) 防災ボランティアの受入れ

ア 市本部長は、市社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

イ 市社会福祉協議会は、災害時において防災ボランティアの受付を行い、次の事項についてオリエンテーションを行う。

- (ア) 防災ボランティア活動の内容
- (イ) 防災ボランティア活動の期間及び活動区域
- (ウ) 防災ボランティア活動のリーダー等の氏名
- (エ) 防災ボランティア活動の拠点及び宿泊施設(場所)
- (オ) 被害状況、危険箇所等に関する情報
- (カ) 交通機関、医療機関、通信網等に関する情報
- (キ) その他必要な事項

ウ 県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。イ 市社会福祉協議会は、災害時において防災ボランティアの受付を行い、次の事項について

エ 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

(4) 防災ボランティアの活動内容

防災ボランティアに期待される活動内容は、次のとおりである。

ア	炊き出し	イ	清掃	ウ	後片付け	エ	避難所の運営
オ	入浴サービス	カ	募金活動	キ	介助	ク	引越し
ケ	給食サービス	コ	理容サービス	サ	話し相手		
シ	負傷者の移送	ス	物資仕分け	セ	洗濯サービス		
ソ	シート張り	タ	物資輸送	チ	移送サービス		
ツ	安否確認・調査活動						
テ	その他応急危険度判断、医療、無線などの専門知識、技術を生かした活動						

3 防災ボランティアの受入れに伴う補償措置

災害応急対策に従事し、事故による負傷、死亡、又は疾病、更には障がい者となることも危惧されることから、「ボランティア保険(災害特約付)」への加入を呼びかける。

第 2 救援期

救援期においても、警戒避難活動期の防災ボランティア活動計画を踏襲する。

第 12 節 災害救助法の適用計画

第 1 警戒避難活動期

活動概要	担当課
1 基本方針	防災安全課
2 住家被害等災害救助法適用に関する被害状況の収集と判断	税務課
3 災害救助法適用申請と運用	市民課 地域福祉課

1 基本方針

- (1) 災害救助法を速やかに適用することにより、食料、医療などの応急的救助が可能となり、もって、被災者の保護と社会秩序の維持を図る。
 なお、警戒避難活動期においては、人命関係情報の概要をもって県への情報提供とし、災害救助法の適用申請に代える。
- (2) 県及び市町村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。

2 住家被害等災害救助法適用に関する被害状況の収集と判断

- (1) 住家被害等災害救助法適用に関する被害状況を収集する。
- (2) 災害救助法適用申請要否の判断
 災害救助法は、市の人口に応じて一定の基準に達したときに県本部長が法の適用を決定する。
 【資料編 第3 P508】

3 災害救助法適用申請と運用

- (1) 災害救助法の適用を、県地方支部福祉環境班長を通じて県本部長へ情報提供する。
- (2) 災害救助法に基づく救助の実施
 - ア 実施責任者
 県本部長(県知事)。ただし、あらかじめ県本部長から救助の実施に関する職権が委任されている救助については、市本部長が行うものとする。
 - イ 救助の内容
 災害救助法による救助の内容は、おおむね次の事項とする。
 - (ア) 収容施設の供与(避難所、応急仮設住宅)
 - (イ) 炊き出しその他による食品の給与
 - (ウ) 飲料水の供給
 - (エ) 被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与
 - (オ) 医療及び助産
 - (カ) 被災者の救出
 - (キ) 被災住宅の応急修理
 - (ク) 生業に必要な資金の貸与
 - (ケ) 学用品の給与
 - (コ) 不明者の捜索、遺体の処理・埋葬
 - (ク) 障害物の除去
 - ウ 応急救助の実施状況等の報告
 災害救助法を適用し、応急救助を実施した場合は、その実施状況等を次により報告するものとする。
 - (ア) 救助実施記録日計票の作成等
 市災害対策本部各部班は、救助実施記録日計票(以下「日計票」という。)を作成する。
 日計票の作成、取りまとめ等の事務処理については、それぞれの実情にあった方法を採用し、適宜運用して差支えないものとする。

(イ) 救助実施状況等

市災害対策本部各部班は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、毎日救助の実施状況を担当課に報告するものとする。

なお、この報告は、前記の事項をできる限りの範囲内で掌握し、電話やファックスなどの方法により、その結果を県に報告する。

第 13 節 避難・救出計画

第 1 警戒避難活動期

活動概要	担当課
1 基本方針	防災安全課
2 避難、誘導、警戒区域の設定	まちづくり推進課
3 救出活動	税務課
4 避難場所等の開設	市民課
5 避難所の設置、運営	地域福祉課
6 帰宅困難者対策	健康こども課
7 避難所以外の在宅避難者に対する支援	西根総合支所
8 広域避難	安代総合支所
9 広域一時滞在	
10 住民等に対する情報等の提供体制	

1 基本方針

災害の発生で一時的に避難した後、住居の喪失等により避難生活を余儀なくされる市民に対し、避難所を開設し収容保護を図る。

なお、避難対策は、避難行動要支援者に配慮したものとするため、次の点に留意する。

- (1) 民生委員、消防団、自治会、地域振興協議会等を中心に避難行動要支援者の安否を確認する。
- (2) 介助を必要とするものは、避難所まで付添い誘導する。
- (3) 避難所へ収容した後、要配慮者の種類に対応した移送手段を講ずる。

例)

ア 医療の分野の支援が必要な者は、特殊医療の受けられる市内外の医療機関へ移送する。

イ 福祉分野の支援が必要な者(障がい者等)は、市内外の福祉施設へ移送する。

ウ 言葉や文化の違いから特別の介護を要する外国人については、市内外の安全な所へ移送する。

エ 移送手段としては、バス、ヘリコプター又はリフトカー等を利用する。

オ 要配慮者のうち特に、ア及びイの者への医療及び福祉サービスは、きめ細かく、専門的なケアが必要となるので、多様な医療・福祉団体とのネットワークを活用する。

- (4) 市は、避難指示等の発令が円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。

2 避難、誘導、警戒区域の設定

- (1) 避難誘導については、避難行動要支援者を重点に対応する。
- (2) 災害発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難指示並びに屋内安全確保の指示のほか、避難行動要支援者その他の特に避難行動に時間を要する者に対して、高齢者等避難を伝達するとともに、避難支援等実施者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。

(3) 実施責任者等については、次の表のとおりである。

実 施 責 任 者

実施責任者	災害の種類	指示などの内容	根拠法
市長(指示)	災害全般	災害の危険がある場合、必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示とともに併せて立退き先を指示する。	災害対策基本法第 60 条
知事(避難の指示代行)	災害全般	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が避難のための立ち退きの指示に属する措置の全部、又は一部を市長に代わって実施する。	災害対策基本法第 60 条
警察官(指示)	災害全般	市長が避難の指示するいとまがないとき、又は市長から要求があったときは避難のための立退きを指示する。 災害の危険がある場合、警告を発し、急を要する場合は避難をさせ、又は通常必要な措置を命じる。	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
知事又はその命を受けた吏員(指示)	洪水	洪水又は高潮の氾濫並びに地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき、区域内の居住者に対し避難のため立退くべきことを指示する。	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条
水防管理者(市長)(指示)	洪水	洪水又は高潮の氾濫並びに地すべり等により著しい危険が切迫していると認められる時、区域内の居住者に対し避難のために立退くべきことを指示する。	水防法第 29 条
自衛官(指示)	災害全般	災害の危険により避難を要する場合に、警察官等がその場にはいない場合に限り居住者に対し避難のための立退きを指示する。	自衛隊法第 94 条 警察官職務執行法第 4 条(準用)

(4) 避難指示等の実施及び報告

ア 避難指示等の基準(一例)

- (ア) 気象警報等が発表され、避難を要すると判断されるとき。
- (イ) 防災関係機関から災害に関する通知があり、避難を要すると判断されるとき。
- (ウ) 河川が警戒水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。
- (エ) 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。
- (オ) 崖崩れ、土石流、地すべり等が発生し、更に民家等まで拡大するおそれがあるとき。
- (カ) 短時間かつ局地的な集中豪雨等により、崖崩れ、土石流、地すべり等の危険性があるとき。
- (キ) 火災が拡大するおそれがあるとき。
- (ク) その他危険が切迫していると認められるとき。

イ 市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

ウ 実施責任者は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、対象地域を適切に設定し、時期を失することなく、避難指示等を行う。

エ 市本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めること及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で高齢者等避難を発令することを検討する。

- オ 本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避などの行動を促すため、緊急安全確保を指示することができる。
- カ 市本部長は、避難指示等の対象地域又は解除等について助言を求めることができるよう、県その他の防災関係機関との連携体制をあらかじめ整備するよう努める。
- キ 県は、「風水害対策支援チーム」で検討した、避難指示等発令を判断するための情報や助言内容等について、市長等へ伝達する。
- ク 市は県からの伝達を踏まえ、できるだけ早期の避難情報、特に避難指示の発令と日中の避難完了に努める。
- ケ 市本部長は、避難指示等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。
- コ 実施責任者は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。
- (5) 避難に当たっての注意事項
- ア 避難に際しては、必ず火気危険物等を始末し、戸締りを完全に行うこと。
- イ 会社工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類、ドラム缶の流出防止、発火しやすい薬品、電気ガス等の保安措置を講ずること。
- ウ 避難者は2食程度の食料、水、手ぬぐい、チリ紙、最少限の着替肌着、照明具、救急薬品を携行すること。
- エ 服装は軽装とするも、素足を避け、必ず帽子等を着し、必要に応じて雨具等や防寒衣を携行すること。
- オ 単独行動は避け、自治会や地域振興協議会、自主防災組織を中心に、一定の地域、事業所単位ごとに集団で避難すること。
- カ できれば氏名票を肌にもたせ携行すること。(住所、氏名、年齢、血液型を記入したもので、水に濡れてもよいもの)
- キ 貴重品以外の荷物(大量の家具衣類等)は持たないこと。
- ク 避難は、原則として徒歩によるものとし、車両による避難は混乱を伴う危険発生のおそれがないと認められる場合に限ること。
- ケ その他平素用意しておける物品、なお、携行品は非常の標示をした袋に入れておくこと。
- (6) 警戒区域の設定(実施責任者)
- ア 災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があるときは、市本部長は警戒区域を設けて、応急対策従事者以外の者の立入りを制限、禁止し、又はその区域からの退去を命ずることができる(災害対策基本法第63条第1項、警戒区域設定権)。
- ※ 警戒区域の設定が、避難の指示(同法第60条)と異なる点は、第1に、避難の指示が对人的にとられて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定権は、地域的に捉えて、立入り制限、禁止、退去命令により、その地域の居住者等の保護を図ろうとするものである。
- 第2に、警戒区域の設定権は、災害がより急迫している場合に行使する。
- 第3に、警戒区域設定権に基づく禁止、制限又は退去命令については、その履行を担保するために、その違反について罰金又は拘留の罰則が科される(第116条第2項)ことになっており、避難の指示については罰則がない。
- 市長の警戒区域設定権は、地方自治法第153条第1項に基づいて市職員に委任することができる。

イ 実施責任者等については、次の表のとおりである。

設定権者	災害の種類	内容(要件)	根拠法
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で生命、又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第 63 条
警察官	災害全般	同上の場合においても、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第 63 条
自衛官	災害全般	同 上	自衛隊法第 94 条
消防吏員又は消防団員	水害を除く災害全般	災害の現場において、活動確保を主目的に設定する。	消防法第 28 条、第 36 条
水防管理者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において設定する。	水防法第 14 条

ウ 警戒区域設定の時期と範囲

警戒区域設定は、災害がより急迫しており、人的、物的に大きな被害を招くことが予想される場合にとられる措置であることから、時期を失することのないよう迅速に実施する必要があるが、災害の種別によっては、円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考えて段階的に実施することもある。

警戒区域の設定範囲は、災害現場の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。

警戒区域の設定は、市民等の行動を制限するものであるから不必要な範囲にまで設定することのないように留意する必要がある。

(7) 避難指示等及び警戒区域の設定についての住民への周知方法

ア 避難指示等及び警戒区域の周知内容

区分	避難指示等	警戒区域
内 容	発令者	発令者
	避難指示等の日時	警戒区域設定の日時
	避難指示等の理由	警戒区域設定の理由
	避難対象地域	警戒区域設定の地域
	避難先	その他必要な事項
	避難経路	
	その他必要な事項	

イ 避難指示等の周知方法

(ア) 市は、台風接近時等において、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、避難指示等発令の今後の見通し、発令時にとるべき避難行動について、逐次、住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。

(イ) 避難指示等の内容を、市防災行政無線をはじめ、Lアラート、テレビ、ラジオ及び携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。また、観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあってもあらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。

(ウ) 災害の種別に応じた避難指示等の伝達文をあらかじめ作成しておく。

(エ) 市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

- (オ) 避難指示等の周知に当たっては、必要に応じ、避難行動要支援者に配慮し住居を戸別に巡回するなどの方法を併せて実施する。
また、観光客、外国人等の地域外からの来訪者に対する案内看板や避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。
- (カ) 緊急を要する場合のほかは、あらかじめ、警告を発し、住民等に避難の準備をさせる。
- (キ) 市本部長は、感染症予防の観点から、避難者が特定の避難所に集中しないよう配慮する(分散避難)。
- (ク) 避難指示等に使用する信号の種類及び内容は次のとおりとする。

災害の種類	種類及び内容		備考
	鐘 音	サイレン	
火 災	○-○-○-○-○	3秒2秒3秒2秒3秒 △ △ △	近火信号をもって避難信号とする。
水 災	○-○-○-○-○	3秒2秒3秒2秒3秒 △ △ △	水防法に基づく避難信号

ウ 警戒区域設定の周知方法

警戒区域設定の内容を、防災行政無線を始め、Lアラート、テレビ、ラジオ及び携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等のあらゆる伝達手段の複合的な活用により、地域住民等への周知徹底を図る。

(8) 避難指示等及び警戒区域の設定についての関係機関相互の連絡

避難指示等及び警戒区域の設定を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

ア 避難指示等及び警戒区域の報告又は通知事項

区分	避難指示等	警戒区域
内 容	避難指示等を行った者	警戒区域設定を行った者
	避難指示等の理由	警戒区域設定の理由
	避難指示等の発令時刻	警戒区域設定の発令時刻
	避難対象地域	警戒区域設定の地域
	避難先	
	避難者数	

イ 法令に基づく報告又は通知義務

(ア) 避難指示等

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
市長	知事	災害対策基本法第 60 条第 3 項
知事又はその指示を受けた職員	当該区域を管轄する警察署長	地すべり等防止法第 25 条
水防管理者 知事又はその指示を受けた職員		水防法第 22 条
警察官	市長	災害対策基本法第 61 条第 2 項
警察官	公安委員会	警察官職務執行法第 4 条第 2 項
自衛官	大臣が指定する者	自衛隊法第 94 条第 1 項

(イ) 警戒区域の設定

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
知事	市長	災害対策基本法施行令第 30 条第 3 項
警察官		災害対策基本法第 63 条第 2 項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官		災害対策基本法第 63 条第 3 項

(9) 避難の誘導

ア 市本部長は、あらかじめ避難行動要支援者、特に自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮して、避難計画を定める。

イ 実施責任者は、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。

ウ 避難行動要支援者の避難に当たっては、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するよう努める。

エ 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。

(ア) 幼稚園、保育所、小学校、病院、社会福祉施設等の児童、患者、入所者等の避難

(イ) 在宅の高齢者、障がい者等の避難

(10) 避難者の確認等

市職員、消防団員、民生児童委員等は、危険な場合を除き、それぞれが連携・分担しながら、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。

ア 避難場所（避難所）

(ア) 避難した住民等の確認

(イ) 特に、自力避難が困難な避難行動要支援者の安否の確認

イ 避難対象地域

(ア) 避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認

(イ) 避難が遅れた者等の避難誘導、救出

(11) 避難経路の確保

市本部長は、避難の障害となるおそれのある物件等を除去し、安全性を確保する。

(12) 避難支援等実施者の安全確保

市本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援等実施者の安全の確保を図る。

3 救出活動

倒壊家屋の下敷きになっている者等、生命の危険にさらされている者への救助救出を最優先で実施する。

(1) 救出隊の設置

消防分団ごとに（又は行政区、自治会等ごとに）救出隊を設置する。

救出隊の構成は、消防団、自主防災組織、住民等で編成する。

(2) 救出活動の実施

救出隊ごとに、地域内をローラー作戦で救出活動を実施する。

なお、建設重機等を必要とする救助困難地域については、市建設協同組合等へ協力を要請する。

(3) 要救出現場数の把握

警戒避難活動期に救出現場数を把握し、応援職員等に的確な情報を提供する。

(4) 関係機関との連携

ア 緊急に救出を要する住民等が多数であり、救出隊において救出困難と認められるときは、自衛隊の派遣を要請する。

イ 警察との連絡

被災者救出については、所轄警察署と十分な連絡をとり円滑な活動を実施する。

ウ 医療機関との連絡協調

救出業務を実施するに当たり、傷病者を受入れるべき医療機関との連絡協調については、地元医師会を通じ、消防団と随時連絡協調を図り、協力体制の確立を期する。

4 避難場所等の開放

(1) 市は、避難指示等を発令した場合は、必要に応じ、災害の種類に応じた避難場所を開放する。

(2) 避難場所を開放した場合は、開放日時及び場所等について、住民等に周知する。

(3) 市は、避難場所の開放を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な開放に努める。

5 避難所の設置、運営

(1) 避難所の設置

- ア 市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- イ 避難所運営事務所を設置し、被災者から分かるよう「運営事務所」の表示を出す。
- ウ 避難所の被災状況及び避難者名簿を作成し、本部へ報告する。
- エ 飲料水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ等、避難生活に必要な物資の調達を図る。
- オ 福祉避難所の円滑な設置、運営など、要配慮者等に配慮した環境の確保に努める。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- カ 市本部長は、市が設置する指定避難所をできる限り多く開設する。あらかじめ指定した指定避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により、指定避難所の確保に努める。
 - (ア) 他の市町村長と協議し、当該市町村に避難所の設置及び運営を委託し、又は建物若しくは土地を借上げて指定避難所を設置する。
 - (イ) 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を指定避難所とする。
 - (ウ) 隣接市町村長及び県本部長は、受入れ体制を整備するとともに、その運営に協力する。また、市本部長は、所属職員の内から管理者を定め、当該指定避難所の運営に当たる。
- キ 市本部長は、避難所を開設したときは、次の事項を住民等に周知するとともに、県本部長に報告する。
 - (ア) 開設日時及び場所
 - (イ) 開設箇所数及び各避難所の避難者数
 - (ウ) 開設期間の見込み
 - (エ) 指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D
- ク 指定避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。

区分	対象者
災害により、現に被害を受けた者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住家が被害を受け、居住の場所を失った者 ○ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者など、現実に災害を受けた者
災害により、現に被害を受けるおそれのある者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難指示等をした場合の避難者 ○ 避難指示等はないが、緊急に避難することが必要である者

- ケ 避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。
 - コ 避難所の設置を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な設置に努める。
 - サ 市本部長は、指定避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況等を適切に県に報告する。
 - シ 市本部長は、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を実施する。
- ### (2) 避難所の運営
- ア 市は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、避難所の円滑な運営に努める。この場合において、避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チーム等の活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。
 - イ 市本部長は、避難所における感染症対策については、県が作成しているガイドライン等も参考とし、必要な措置を講じるものとする。
 - ウ 避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

- エ 避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、特定の避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- オ 避難者数、防災ボランティア数、物資の種類及び数量等について偏ることのないよう、調整を行う。
- カ 避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。
- (ア) 避難者、住民組織、防災ボランティア等の連携による、被災者の自治組織の育成
 - (イ) 食料、生活必需品等の物資の需要把握体制の整備
 - (ウ) 生活相談、こころのケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備
 - (エ) ホームヘルパー等による介護の実施
 - (オ) 保健衛生の確保
 - (カ) 避難所のパトロールの実施等による安全の確保
 - (キ) 可能な限りのプライバシーの確保及び性別、性的マイノリティ(LGBT等)や高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の多様なニーズへの配慮
 - (ク) 応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用
- キ 関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。
- ク 学校を避難場所として使用する場合には、応急教育の支障とならないよう校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。
- ケ 指定避難所等における性暴力・DVの防止対策を講じ、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

6 帰宅困難者対策

- (1) 市本部長は、災害の発生に伴い通勤・通学、出張、買い物、旅行等により、自力で帰宅することが極めて困難となった者(以下「帰宅困難者」という。)に対し、関係機関と協力して、必要な情報の提供その他の帰宅のための支援を行う。
- (2) 帰宅困難者のうち、救援が必要になった者又は避難所への収容が必要となった者に対し、物資の提供及び避難所への収容を行う。

7 避難所以外の在宅避難者に対する支援

- (1) 在宅避難者の把握
 - ア 市本部長は、自宅、車中その他の避難所以外の場所にいる者であって、ライフラインや物流の途絶により物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難な者(以下「在宅避難者等」という。)の人数、必要とする支援等を早期に把握する。
 - イ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の安否等の確認に努め、把握した情報を市本部長に提供する。
- (2) 在宅避難者に対する支援
 - ア 市本部長は、市役所における配布や在宅避難者等がいる集落又は避難所の巡回により物資の支給を行う。
 - イ 在宅避難者等に対し、物資や食料の配布の広報の実施、被災者生活支援に関する情報提供等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受取ることのできる体制の整備を図る。
 - ウ 在宅避難者等に対する広報や情報提供は、在宅避難者等が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

8 広域避難

(1) 県内広域避難

ア 災害の予測規模、予想される災害の事態等に鑑み、県内広域避難の必要があると認めた市本部長は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他市町村長（以下、本節中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受け入れを協議する。

イ 市本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

ウ 協議先市町村長は、避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

エ 協議先市町村長は、受け入れる広域避難者の避難等の用に供するための施設（以下、本項中「受入施設」という。）を決定し、提供する。

オ 市本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

カ 県本部長は、市町村本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、避難者の輸送手段の確保等、県内広域避難の実施に関し必要な助言等を行う。

[法令に基づく報告又は義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
市本部長	県内広域避難の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第 61 条の 4 第 2 項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法第 61 条の 4 第 6 項、災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 2 項
	県内広域避難の必要がなくなったと認めるとき	1 協議先市町村長 2 市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	災害対策基本法第 61 条の 4 第 7 項、災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 2 項
協議先市長 村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 61 条の 4 第 4 項、災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 1 項
		市本部長	災害対策基本法第 61 条の 4 第 5 項
	県内広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 61 条の 4 第 8 項、災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 1 項

(2) 県外広域避難

ア 県外広域避難の必要があると認める市本部長は、県本部長に対し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受け入れについて協議することを求める。

イ 県本部長及び市本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域避難の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法第 61 条の 5 第 3 項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 市本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第 61 条の 5 第 9 項
	県外広域避難の必要がなくなつたと認めるとき	1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第 61 条の 5 第 12 項
市本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 61 条の 9 第 10 項、災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 4 項
	県外広域避難の必要がなくなつたと認めるとき	1 県本部長 2 公示 3 市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 61 条の 9 第 11 項、災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 4 項

(3) 他都道府県からの広域避難受入れ

- ア 県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受け入れの協議があったときは、受け入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受け入れについて協議すべき市町村を決定し、受け入れを協議する。
- イ 県本部長の協議を受けた市町村長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- ウ 市町村長は、受入施設を決定し、提供する。
- エ 県本部長又は市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議先都道府県知事	災害対策基本法第 61 条の 5 第 8 項
	他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	市町村長	災害対策基本法第 61 条の 5 第 13 項、災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 4 項
市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 61 条の 5 第 6 項
		県本部長	災害対策基本法第 61 条の 5 第 7 項
	他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 61 条の 5 第 14 項、災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 4 項

9 広域一時滞在

(1) 県内広域一時滞在

- ア 災害の規模、避難者の受け入れ状況等に鑑み、県内広域一時滞在の必要があると認めた市町村本部長（以下、「協議元市町村本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受け入れを協議する。
- イ 協議元市町村本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- ウ 協議元市町村本部長は、協議先市町村本部長との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、協議先市町村本部長は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。
- エ 協議先市町村長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- オ 協議先市町村長は、受け入れる被災者の県内広域一時滞在の用に供するための施設（以下、「受入施設」という。）を決定し、提供する。
- カ 協議元市町村本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- キ 県本部長は、市町村本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、被災者の輸送手段の確保等、県内広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を行う。

- ク 県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、他の市町村長との協議ができないと推測される場合には、市町村本部長に代わって当該要求を行う。

[法令に基づく報告又は義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元市町村本部長	県内広域一時滞在の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第 86 条の 8 第 2 項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法第 86 条の 8 第 6 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 2 項
	県内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	1 協議先市町村長 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	災害対策基本法第 86 条の 8 第 7 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 2 項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 86 条の 8 第 4 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 1 項
	受入施設を決定したとき	協議元市町村本部長	災害対策基本法第 86 条の 8 第 5 項
	受入施設を決定したとき	協議元市町村本部長	災害対策基本法第 86 条の 8 第 5 項
	県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 86 条の 8 第 8 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 1 項

(2) 県外広域一時滞在

ア 県外広域一時滞在の必要があると認める市町村本部長は、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受け入れについて協議することを求める。

イ 県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、協議を求めることができないと推測される場合には、市町村本部長に代わって当該要求を行う。

ウ 県本部長及び協議元市町村本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域一時滞在の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法第 86 条の 9 第 3 項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 協議元市町村本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第 86 条の 9 第 9 項
	県内広域一時滞の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第 86 条の 9 第 12 項
協議元市町村本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 10 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 4 項
	県外広域一時滞の必要がなくなったと認めるとき	1 県本部長 2 公示 3 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設、その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 11 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 4 項

(3) 他都道府県広域一時滞在受け入れ

- ア 県本部長は、他の都道府県知事（以下、「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受け入れの協議があったときは、受け入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受け入れについて協議すべき市町村を決定し、受け入れを協議する。
- イ 県本部長の協議を受けた市町村長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- ウ 協議先市町村長は、受入施設を決定し、提供する。
- エ 県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法第 86 条の 9 第 8 項
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	協議先市町村長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 13 項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 6 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 4 項の規定により準用する同条第 1 項
		県本部長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 7 項
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 14 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 4 項の規定により準用する同条第 1 項

10 住民等に対する情報等の提供体制

- (1) 県及び市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。
- (2) 県及び市は、安否情報の適切な提供のため必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。
- (3) 安否情報の提供に当たって、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から危害を受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該加害者に居所が知られることがないように個人情報の管理を徹底する。
- (4) 広域避難等をした者に対しては、県本部長及び被災者を受け入れた市町村が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

- (5) 県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。
- (6) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。
- (7) 県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第 2 救援期

救援期の活動は、避難所の運営活動が中心となる。

運営活動は、おおむね次のとおりである。

1 避難者名簿の作成

避難者名簿は以後の食料、生活用品の供給対応に必要であり、また、市民からの安否の問い合わせ等に応じるためにも作成する必要がある。

名簿作成後は、メール又はファックス等を活用し本部に報告する。

2 部屋割り、班編成

部屋割及び班編成は、避難所内での指示伝達、意見の把握をより効率的に行うために行うものである。

部屋割及び班編成は、自治会や地域振興協議会、行政区単位等で編成する。

情報の伝達などは、各部屋及び班の代表者を經由して行う。

3 食料、生活必需品の請求、受払

各避難所で集約した食料や生活必需品のうち、調達不可能なものは、本部に要請する。

4 避難所状況報告と運営記録

避難所の運営に際し、傷病人の発生等、必要に応じて本部へ報告する。

避難所の運営状況について、避難所日誌に記録する。

5 避難所の開設期間

災害救助法の適用を受けたときは、同法の規定により避難所の開設期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、状況により期間を延長する場合は、避難所開設期間内に県知事の承認を受ける必要がある。

第 14 節 医療・保健計画

第 1 警戒避難活動期

活動概要	担当課
1 基本方針	健康こども課
2 医療救護需要の把握	八幡平市立病院
3 医療救護活動の留意点	八幡平市立安代診療所
4 医療救護・助産の実施	田山診療所
5 傷病者の搬送体制	岩手西北医師会 岩手八幡平歯科医師会

1 基本方針

- (1) 災害時の医療救護活動は、限られた医療資源で最大の効果をあげるため、救護所に搬送された被災者のうち、生存のための医療措置が直ちに必要な者を優先するものとしており、あらゆる患者に最善を尽くすという日常医療活動とは、異なった活動となる。
- (2) 救急・救助の初動体制を確立し、災害派遣医療チーム（以下、「岩手DMAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。
- (3) 精神医療の初動体制を確立し、災害派遣精神医療チーム（以下、「岩手DPAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。
- (4) 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。

2 医療救護需要の把握

医療施設の被害状況、重軽傷者数等から医療救護需要を把握する。

3 医療救護活動の留意点

- (1) 救護所において、適切なトリアージ(医療によって得られる効果が大きい順によって患者を分類するシステム)を実施する。すなわち救護所に搬送された被災者を分類し、重傷者のみを後方医療機関へ搬送する。軽傷者は、救護所で治療する。
- (2) 後方医療機関(病院)においては、退院可能患者を退院させるなどして、ベッド数を確保する。
- (3) 市内の医療機関で対応出来ない場合は、市外の医療機関へ「ヘリコプター」等で搬送する。市外の医療機関については、県との連携及びネットワークを活用する。

4 医療救護・助産の実施

- (1) 救護班(医療班)の編成及び救護所の設置

ア 救護班(医療班)の編成

被災者に対する医療及び助産を実施するため、岩手西北医師会、岩手八幡平歯科医師会、保健所等の医療関係者の協力をもって救護班(医療班)を編成し、救護所の開設あるいは巡回により医療(歯科医療を含む。以下同じ)及び助産にあたるものとするが、災害の規模及び患者の発生状況によっては、県をはじめ日赤、県医師会等の関係機関に応援を要請するものとする。

なお、救護班(医療班)の編成基準は、おおむね医師1名、看護師3名、事務職員兼運転手1名を単位とする。

イ 救護所の設置

市本部長は、被害の状況及び規模に応じて、次の場所に救護所を設置する。

(7) 緊急避難場所	(イ) 避難所	(ウ) 災害現場	(エ) 医療施設
------------	---------	----------	----------

- (2) 拠点医療施設の指定

市内に拠点医療施設を指定する。

- (3) 医薬品等の確保

医療及び助産を実施するために必要な医薬品及び衛生材料は、各病院に備蓄しているものを使用するものとし、なお不足するときは、県地方支部福祉環境班長を通じて県本部長へ調達又はあっせんを要請する。(大量の医薬品等で早急に必要とするときは、直接県本部長へ要請する。)

5 傷病者の搬送体制

(1) 傷病者の搬送の手続き

ア 被災地内の災害拠点病院及び救護所の責任者は、医療又は助産を行った後、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。

イ 医療救護班は、傷病者の搬送を行う場合には、市本部長、県本部長及び防災関係機関と密接な連携を図る。

ウ 傷病者の搬送は、医療救護班が保有する自動車により搬送するものとし、これが不可能な場合においては、市本部長、県本部長又はその他の関係機関に対して、搬送車両の手配・配車を要請する。

エ 市本部長は、必要に応じてヘリコプターを要請し、傷病者の搬送を行う。

(2) 傷病者の搬送体制の整備

ア 市本部長は、あらかじめ、医療機関の規模、位置、診療科目等から搬送先病院の順位を定める。

イ 市本部長は、あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペース等を考慮し、ヘリコプターによる搬送が可能な医療機関との連絡体制を整備する。

第 2 救援期

1 市内の医療機関

救援期においても、警戒避難活動期の医療救護活動を踏襲するが、警戒避難活動期は、主に外科的医療が中心になるものの、救援期においては、流行性感冒などの内科的医療や被災者のこころのケア等精神的医療にも配慮し、内科医、精神科医の確保が重要である。

[八幡平市内医療機関一覧]

機関名	住所	電話番号
エールクリニック八幡平	田頭 37-103-1	75-2355
東八幡平病院	柏台 2 丁目 8-2	78-2511
八幡平中央整形外科・内科クリニック	大更 25-117-2	76-2318
吉田内科呼吸器科医院	大更 21-79-3	70-1100
八幡平市立病院	大更 25-328-1	76-3111
八幡平市立安代診療所	荒屋新町 144-1	72-3115
八幡平市立田山診療所	丑山口 18-8	73-2126
にしね眼科クリニック	大更 24-29-1	70-2711
アオキ歯科医院	荒屋新町 109	72-3372
一戸歯科クリニック	大更 24-30	75-1411
岡田歯科医院	大更 25-117-2	76-3613
小原歯科医院	清水 90-2	72-2464
佐藤歯科医院	大更 22-162	76-2154
たかしま歯科医院	大更 18-88-96	76-4182
東八幡平病院 (歯科)	柏台 2 丁目 8-2	78-2511
前田歯科医院	平舘 9-238-1	74-3545
山口歯科医院	大更 35-63-44	75-1166

2 健康管理活動の実施

- (1) 市は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、次の区分により、「健康管理活動班」の編成に努め、健康管理活動を行う。

健康管理活動班数	編成基準
3 班	保健師 1名以上 管理栄養士（栄養士） 1名

- (2) 健康管理活動班は、医療救護班と合同で健康管理活動を行うものとし、原則として、救護所の同一の場所に保健相談室を設置して行う。また、必要に応じて被災地の避難所及び応急仮設住宅等を巡回等して健康管理活動を行う。
- (3) 健康管理活動班は、おおむね、次の業務を行う。
- ア 被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導、栄養・食生活支援活動、こころのケア
 - イ 避難所や車中等で過ごしている被災者に対する健康教育
 - ウ 被災者に対する保健サービスについての連絡調整

第 15 節 生活必需品供給計画

第 1 警戒避難活動期及び救援期共通

活動概要	担当課
1 基本方針	議会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局
2 生活必需物資の需要の把握	
3 生活必需物資の種類	
4 生活必需物資の供給	
5 災害救助法が適用された場合の考え方	

1 基本方針

災害により、生活上必要な被服寝具その他日常用品等（以下「生活必需物資」という。）を喪失又は毀損し、日常生活を営むことが困難な者に対し、給与又は貸与する。

2 生活必需物資の需要の把握

生活必需物資の供給対象者は、次のとおりとする。なお、物資の種類及び供給は、被災程度で異なることから、住家被害程度別に把握する。

(1) 住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水の被害を受けた者
(2) 被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財等を、災害により消失した者
(3) 被服、寝具その他生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者

3 生活必需物資の種類

支給物資は、おおむね、次のとおりとする。

なお、被災状況や物資調達の状況に応じ、品目を変更し、又は特定品目に重点をおいて支給する。

区分	支給物資
外衣	洋服、作業衣、子ども服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着類
寝具	タオルケット、毛布、布団等
身回品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具等
食器	はし、茶わん、皿等
日用品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、ビニールシート等
光熱材料	マッチ、ローソク、木炭、灯油、プロパンガス等

高齢者、障がい者、乳幼児等については、介護用品、育児用品等の態様に応じた物資の調達に十分配慮する。

また、男女別の物資が受け取りやすいよう支給方法等を工夫するとともに、性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する。

4 生活必需物資の供給

(1) 生活必需物資の調達

市本部長は、上記3の生活必需物資について、業者調達可能量を把握するとともに、必要な物資を速やかに業者などから調達することに努めるものとするが、調達できない場合は、県が定める「世帯構成員別被害状況」に基づく必要物資及び必要数量を物資購入(配分)計画表に明示し、県地方支部総務班長を通じて、県本部長に要請する。

(2) 生活必需物資の輸送

市本部長は、輸送手段、緊急輸送路を確保し、迅速な生活必需物資の輸送体制を図るものとするが、困難な場合は、県本部長が物資の輸送を行う。

(3) 生活必需物資の配布

ア 原則として、物資は支給することとし、指定したものに限り貸与する。

イ 物資の支給は、受給者の便益及び物資の適正な配分に留意し、総合支所を単位に行う。

ただし、被災状況又は被災者の態様等から、必要と認めるときは、個々の世帯を巡回して支給する。

ウ 支給に当たって必要と認めるときは、被災住民、自治会長、地域振興協議会及び自主防災組織等の団体に対して、協力を求める。

5 災害救助法が適用された場合の考え方

費用の限度額及び期間については、「第 12 節 災害救助法の適用計画」を参照のこと。

第 16 節 食料供給計画

第 1 警戒避難活動期及び救援期共通

活動概要	担当課
1 基本方針	議会事務局
2 食料需要の把握	監査委員事務局
3 供給能力の把握及び供給方針の決定	農業委員会事務局
4 給食	教育総務課 学校給食センター

1 基本方針

災害により、日常の食事に支障を生じた者及び救助活動に従事する者に対して、炊き出しその他の方法により食料を確保する。

なお、警戒避難活動期は、要配慮者を優先にした給食活動を図る。

2 食料需要の把握

次の表を参考に避難者数、調理不能者(ガス供給停止等による)数、防災要員数等を把握する。この場合、ミルクを必要とする乳児の数についても把握する。

- | |
|---|
| (1) 避難場所等に避難した者で食料の持合わせのない者
(2) 住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水等の被害を受け、炊事ができない者
(3) 住家の被害が床下浸水であっても、炊事道具の流失等により、水や燃料が得られなくなり、炊事ができない者
(4) 旅館やホテル等の宿泊者、一般家庭の来訪者、列車の旅客等で食料の持参又は調達のできない者(東日本旅客鉄道株式会社等において、必要な食料の給与を行う場合を除く。)
(5) 被害を受け、一時縁故先に避難する者で、避難先に到着までの間、食料の持合わせのない者
(6) 在宅、社会福祉施設等の高齢者、障がい者等で、食料の供給を必要とする者
(7) 被災現場において防災活動に従事している者で、食料の供給を必要とする者 |
|---|

3 供給能力の把握及び供給方針の決定

給食関係施設の被害状況及び業者調達可能量を調査し、給食能力を把握する。

(1) 給食基準

ア 食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

イ 供給品目は、米穀、炊き出しによる米飯、弁当、パン又は麦製品(乾うどん等)及び副食品(缶詰、漬物等)とする。

ウ 供給数量は、被災者に炊き出しとして供給する場合、一人1食当たり精米換算 200g 以内とする。災害救助従事者には、1食当たり精米換算 300g 以内とする。

(2) 給食の方法

ア 各現場ごとに責任者を定め、炊き出し及び食品の給与を実施する。

イ 速やかに炊き出しが行われるよう、給食可能設備を有する施設を調査し、協力を要請する等、炊き出し体制の確立を図る。

ウ 状況により、地域の団体、日赤奉仕団、ボランティア又は自衛隊等の協力を得て実施する。

4 給食

(1) 食料等の調達

ア 米穀、パン等

市本部長は、必要に応じて市内販売業者から調達する。必要な食料の確保又は炊き出しができない場合は、次の事項を明示し、県地方支部総務班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

区分	明示事項
食料及び給食原材料等の調達又はあっせん要請	品目、数量、送付期日、場所その他参考事項
炊き出し要員等の応援要請	人員、器具、数量、期間、場所その他参考事項

イ 簡易ガスコンロの調達

ガス供給の停止により、調理不能な状況にある者については、簡易ガスコンロを貸与する。

(2) 食料の輸送

輸送手段、緊急輸送路を確保し、迅速な食料の輸送体制を構築する。

なお、緊急交通路の確保については、「第 6 節 交通確保・輸送計画」を参照のこと。

(3) 食料の配布

ア 避難者等への食品の配布を行う。

なお、事態がある程度落ち着いた段階に入ったときは、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る。

イ 食料の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由により食事制限のある者等に配慮する。なお、これらの食料の備蓄、輸送、配食等に当たっては、管理栄養士の活用を図ることとする。

第 17 節 給水計画

第 1 警戒活動期及び救援支援期共通

活動概要	担当課
1 基本方針 2 給水需要の把握 3 給水方針の決定 4 給水 5 応急給水用資機材の調達 6 給水の方法 7 水道施設被害汚染対策 8 災害救助法における給水の考え方	上下水道課

1 基本方針

災害により飲料水が枯渇又は汚染して、現に飲料水を得ることができない人に対し供給するとともに、飲料水の確保を図る。

2 給水需要の把握

飲料水を得ることができない者を把握する。

3 給水方針の決定

水道施設の応急復旧順位は、給水需要の程度や水道施設の被害状況・復旧見込み、場所、施設の重要度等を参考に、その都度市本部長が指示し、給水量、供給方法を決定する。

なお、以下に給水量、給水方法の目安を示す。

(1) 給水量

供給する一人 1 日当たりの所要給水量は、災害発生後 3 日間は最低限 3 リットル程度とし、災害の復旧状況により順次増量を図る。

(2) 供給の方法

供給の方法は、拠点給水及び運搬給水など、現場の実情に応じた適宜な方法により行う。

4 給水

(1) 水源の確保

災害時において、応急給水が円滑に実施できるよう、水道施設の復旧に努めるとともに、水源の確保に努める。

地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。

(2) 給水班の編成

職員を主体に給水班を編成し、次の業務を行い、必要に応じて、市指定給水装置工事事業者等関係者に協力を求める。

ア 給水業務

イ 飲料水の水質検査

ウ 汚染水の使用禁止・停止・制限

(3) 応援の要請

ア 自らの活動のみによっては、飲料水の確保若しくは供給ができないと認めた場合、又は被災地域やその隣接地域に感染症が発生し、若しくはその疑いのある者が出た場合は、次の事項を明示し、県地方支部福祉環境班長を通じて県本部長に応援を要請する。

(ア) 給水対象地域

(イ) 給水対象人数

(ウ) 職種別応援要員数

(エ) 給水期間

(オ) その他参考事項

イ 給水のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、第 10 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

ウ 災害の規模、状況等により、県本部職員の応援及び自衛隊の災害派遣の措置によって飲料水を確保できないと認めた場合、又は早期の復旧が必要と認める時は、第 9 節「相互応援協力計画」に基づき、被災地以外の県内市町村への応援要請、国や他の都道府県等に対し要員の派遣要請をする。

エ 応急給水を円滑に行うことができるよう、自衛隊等防災関係機関と情報交換を行いながら、相互に連携を図る。

5 応急給水用資機材の調達

(1) 調達方法

ア あらかじめ、地域内の水道関係業者、団体と応援協定を締結する等、災害時における応急給水資機材の確保を図る。

イ 業者等から調達する器具、機材等は、品名、数量等を確認の上受領し、保管する。

(2) 応援の要請

応急給水用資機材の調達が困難又は不十分であると認める場合は、次の事項を明示し、県地方支部福祉環境班長を通じて県本部長に応援を要請する。

ア 応急給水用資機材の種別、数量

イ 使用期限

ウ 運搬先

エ その他参考事項

6 給水の方法

(1) 水の消毒及び給水器具の衛生的処理

ア 水道水（被災水道施設を除く。）以外の水を供給する場合は、浄水基地を設けてろ過し、かつ、塩素剤により遊離残留塩素濃度を 0.2mg/l 以上になるよう消毒する。

イ 水を搬送して給水するときは、運搬途中において消毒残留効果を測定し、給水時における遊離残留塩素濃度が 0.2mg/l 以上に確保する。

ウ 給水用器具は、全て衛生的処理を完全に行い使用する。

(2) 給水車等の運行可能な地域の給水

給水車（給水車に代用できる撒水車、消防車等を含む。）、ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送器具に取水して、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(3) 給水車等の運行不可能な地域の給水

浄水基地を設置し、浄水基地から直接給水又はポリエチレン容器に取水して、軽車両等で搬送し、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(4) 医療施設等への優先的給水

ア 医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行う。

イ 浄水基地及び給水基地の設置は、応急的な水源、被災しない水道施設の位置に配慮しながら、医療施設等への優先的給水が容易に行える場所とする。

7 水道施設被害汚染対策

(1) 災害による給水施設の破損、汚染に備えるため、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、次の措置を講じる。

ア 必要な技術要員を待機させ、必要な資材の整備を図る。

イ 緊急修理用資材及び消毒剤を確保し、出動体制を整える。

ウ 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

(2) 水道施設が被災し、又は水道水が汚染する等の場合は、次の措置を講じる。

ア 施設の破損、漏水等に係る応急復旧を行う。

イ 水道水が汚染し、飲料水又は生活用水として使用することが、健康維持上、有害と認めるときは、直ちに使用禁止の措置をとる。

ただし、生活用水については、その使用範囲を制限することにより目的を達することができる場合、使用範囲の制限を行う。

- (3) 市の応急措置だけでは、飲料水の供給ができないと認めた場合は、次の事項を明示し、県地方支部福祉環境班長を通じて県本部長に応援を要請する。
- ア 水道被害の状況（施設の破損、水道水の汚染状況）
 - イ 給水対象地域
 - ウ 給水対象世帯、人員
 - エ 人員、資材、種類、数量
 - オ 応援を要する期間
 - カ その他参考事項

8 災害救助法における給水の考え方

- (1) 供給のための費用
- ア 給水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費
 - イ 浄水用の薬品及び資材費
- (2) 期間
- 災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害救助法による救助が実施された場合は、県本部長を通じ、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

第 18 節 応急仮設住宅の建設及び応急修理計画

第 1 応急仮設住宅の建設

活動概要	担当課
1 基本方針 2 供与対象世帯数の把握 3 応急仮設住宅の建設 4 入居者の選定・使用貸借契約の締結 5 災害救助法が適用された場合の考え方	市民課 建設課

1 基本方針

災害により、住宅を失い居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に対して、応急仮設住宅を供与する。

2 供与対象世帯数の把握

次に示す供与対象世帯の数を把握する。

供与対象世帯

住家が全壊(焼)流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者(世帯単位)

3 応急仮設住宅の建設

(1) 規模及び費用限度額 【資料編 第 3 (2) P509】

(2) 設置場所

応急仮設住宅は、公有地を優先して選定する。

選定に当たっては、次の事項に留意する。

ア 災害地の応急措置の用に供するときは、国有財産の無償貸与を受けることができることとなっているが、財務大臣あて普通財産の貸付を申請する必要がある。(国有財産法第 22 条)

イ 水道、電気等供給施設の布設可能な場所及び汚水処理についても留意する。

ウ 交通機関、教育機関等利便性等についても留意する。

エ 学校の敷地を応急仮設住宅の敷地として選定するときは、学校の教育活動に十分配慮する。

4 入居者の選定・使用貸借契約の締結

(1) 入居者の選定

応急仮設住宅に受入れる入居者は、次の対象者のうち、要配慮者の入居を優先し選定する。

ただし、災害救助法が適用された場合は、県本部長が決定するが、市本部長に委任された場合は、市本部長が決定する。

次のいずれにも該当する者

ア 災害のため住家が全壊(焼)、流出した者

イ 居住する仮の住家がなく、又は借家等の借上げができない者

ウ 自己の力では、住宅を確保することができない者

(2) 使用貸借契約の締結

入居させる際は、入居対象者に対し、応急仮設住宅の趣旨、遵守事項等について十分認識させ、「応急仮設住宅使用貸借契約書」を締結するものとする。

5 災害救助法が適用された場合の考え方

(1) 着工期間

災害発生の日から 20 日以内に着工するものとする。

ただし、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

(2) 貸与期間

応急住宅貸与期間は、建築工事完了の日から 2 年以内とする。

第 2 住宅の応急修理

活動概要	担当課
1 基本方針 2 供与対象世帯数の把握 3 応急修理の基準等 4 災害救助法における応急修理の考え方	建設課

1 基本方針

災害により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者において日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。

2 供与対象世帯数の把握

次に示す供与対象世帯の数を把握する。

住家が半壊(焼)又は一部流失し、日常生活を営むことができず、自らの資力では、住宅の応急修理を行うことのできない世帯

3 応急修理の基準等

- (1) 修理の範囲は、居所、炊事場、便所等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。
- (2) 修理の期間は、災害発生の日から 1 か月以内とする。

なお、市本部長は、1 か月以内に修理することができないと認めるときは、県本部長に期限延長を申請するものとする。

4 災害救助法における応急修理の考え方

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は「第 12 節 災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第 3 被災者に対する住宅情報の提供、公営住宅への入居あっせん

活動概要	担当課
1 基本方針 2 住宅情報の提供 3 公営住宅への入居あっせん	建設課

1 基本方針

- (1) 災害により住宅が被災し、住宅に困窮したものに対して、住宅情報の提供及び公営住宅等のあっせんを行う。
- (2) 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とする。

2 住宅情報の提供

応急仮設住宅への入居手続、被災住宅の応急修理に係る申請手続、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等の周知を図るため、相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。

3 公営住宅への入居あっせん

公営住宅への入居資格を持つ被災者に対し、公営住宅等のあっせんを行うとともに、自らが管理する公営住宅への入居について速やかに手続を行う。

また、公営住宅等への入居に係る特例を定めた「被災市街地復興特別措置法」が適用される場合には、他の都道府県等の公営住宅等も含めて入居のあっせんを行う。

第 4 被災宅地の危険度判定

活動概要	担当課
1 基本方針 2 被災宅地の危険度判定士の業務 3 市本部長の措置	建設課

1 基本方針

市本部長は、二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定の実施が必要と認める場合は、県本部長に対し、被災宅地危険度判定士の派遣を要請し、被災宅地の危険度判定を円滑に行うための措置を講ずる。

また、被災宅地危険度判定士の協力を得て応急危険度判定を行う。

2 被災宅地の危険度判定士の業務

被災宅地危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を講じる。

- (1) 判定実施を決定したときは、災害対策本部のもとに実施本部を設置し、判定業務に当たる。
- (2) 実施本部は、以下の業務に当たる。
 - ア 宅地に係る被害情報の収集
 - イ 判定実施計画の作成
 - ウ 宅地判定士・判定調査員の受入れ及び組織編成
 - エ 判定結果の調整及び集計並びに市本部長への報告
 - オ 判定結果に対する住民等からの相談への対応
 - カ その他判定資機材の配布
- (3) 県が主催する危険度判定に関する講習会に市の技術職員の受講を推進し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

3 被災建築物の応急危険度判定

全国被災建築物応急危険度判定協議会作成「被災建物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき、建築物ごとの調査票を記入し判定を行う。

- (1) 判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置し、判定業務に当たる。
- (2) 実施本部は、以下の業務に当たる。
 - ア 被害状況の把握
 - イ 判定実施計画の策定
 - ウ 県本部長への支援要請
 - エ 被災建築物応急危険度判定士の受入れ
 - オ 判定の実施及び判定結果の集計、報告
 - カ 住民への広報
 - キ その他、判定資機材の配布

第 19 節 感染症予防計画

第 1 警戒避難活動期及び救援期共通

活動概要	担当課
1 基本方針	市民課
2 感染症予防を必要とする地域の把握	健康こども課
3 感染症予防方針の決定	市立病院
4 消毒班等の編成	安代診療所
5 感染症予防用薬剤・資機材の調達	田山診療所
6 感染症情報の収集及び広報	岩手西北医師会
7 感染症予防措置事項	岩手八幡平歯科医師会
8 感染症予防活動の実施	

1 基本方針

被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に、必要な措置を講じる。

2 感染症予防を必要とする地域の把握

市本部長は、被災地域における衛生状況から、市公衆衛生組合連合会その他関係機関の協力を得て、感染症又はその疑いのある患者の発見その他感染症予防を必要とする地域の把握に努める。

3 感染症予防方針の決定

(1) 消毒方針の決定

保健所等と協議の上、消毒方針を決定する。

(2) 消毒地域の優先順位の決定

衛生状態が極めて悪い地域等、感染症予防効果の高い地域の消毒を優先する。

4 消毒班等の編成

被災地の感染症予防、衛生活動を迅速、かつ的確に実施するため、市本部長は県地方支部保健環境班の協力を得て、消毒班等を編成する。

(1) 消毒担当班の種類及び名称は、資料 1 のとおりとする。

(2) 消毒担当班の構成人員数は、資料 1 の数を基準とするが、災害の規模や様相、季節、応援要員の数によりその都度定めるものとする。

【資料 1】 災害消毒担当班構成表

班の種類	構成	内容
消毒班	衛生技術者 1人 事務職員 1人 作業員 3人	1 消毒作業 2 ねずみ族、昆虫等の駆除 3 薬剤散布 4 感染症予防指導
疫学調査協力班	看護師又は保健師 1人 助手 1人	県本部が行う疫学調査への協力
感染症予防班	県本部長の指示に基づき、災害の規模及び状況に応じ、適当な人員	感染症予防

5 感染症予防用薬剤・資機材の調達

(1) あらかじめ、関係業者・団体と協力協定を締結する等、消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等の確保を図るものとする。

(2) 必要な感染症予防用資機材を調達することができない場合は、次の事項を明示し、県地方支部福祉環境班長を通じて、県本部長にその調達又はあつせんを要請する。

ア 感染症予防用資機材の調達数量

イ 送付先

ウ 調達希望日時

エ その他参考事項

6 感染症情報の収集及び広報

- (1) 感染症情報の収集は、地区衛生組織その他関係機関の協力を得て、感染症又はその疑いのある患者の発見その他感染症に関する情報の把握に努める。
- (2) 感染症情報の広報は、第 5 節「広報広聴計画」に定める広報媒体に、次の方法を加えて行う。
 - ア 疫学調査、消毒の実施等、被災者と接する機会を通じての広報
 - イ 避難所、仮設住宅等の巡回を通じて個々の被災者に対して行う広報

7 感染症予防措置事項

感染症予防上必要があると認める場合は、災害の規模及び状況に応じ、範囲、期間を定めて、次に掲げる事項をもとに、県本部長の指示により感染症予防措置を行う。

- (1) 清潔方法及び消毒方法の施行（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 27 条）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除（同上第 28 条）
- (3) 生活の用に供される水の供給（同上第 31 条）
- (4) 臨時予防接種（予防接種法第 6 条）

8 感染症予防活動の実施

市は、県本部が行う疫学調査に協力するものとする。

- (1) 感染症の発生の状況及び動向の把握（サーベイランス）（疫学調査班及び疫学調査協力班）
 - ア 県は、医療機関、医療救護班、避難所等の協力により、臨時のサーベイランス体制を構築し、集団感染等の兆候を早期に探知する。
 - イ 県は、サーベイランスにより得られた情報を、市、医療関係機関等の関係者に対し定期的に情報提供する。
- (2) 積極的疫学調査（疫学調査班及び疫学調査協力班）

県は、サーベイランスにより得られた情報により、集団感染が疑われ、感染拡大のおそれがあると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条の規定に基づき、疫学調査を実施し、感染拡大の防止を図る。
- (3) 健康診断（疫学調査班及び疫学調査協力班）

県は、疫学調査班により、必要があると認める地域の住民に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 17 条第 1 項の規定に基づく健康診断を実施する。
- (4) 清潔方法（消毒班）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び第 20 節「廃棄物処理・障害物除去計画」に定めるところにより、道路、溝きよ、公園等公共の場所を中心として、ごみ、し尿処理等を実施するとともに、被災地及びその周辺地域の住民に清潔方法を実施させる。
- (5) 消毒方法（消毒班）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 27 条の規定に基づき、同法施行規則第 14 条の定めるところにより、県本部長が指示した場所について、消毒を実施する。
- (6) ねずみ族、昆虫等の駆除（消毒班）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 28 条の規定により、県本部長が定めた地域において、同法施行規則第 15 条の定めるところにより、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う。
- (7) 生活の用に供される水の供給（消毒班）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 31 条の規定に基づき、第 17 節「給水計画」に定めるところにより供給を行う。

なお、生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度の被災であっても、井戸水、水道水の衛生処理について指導する。
- (8) 臨時予防接種（感染症予防班）

臨時予防接種を実施し、これができない場合は、県本部長にその実施を求める。

- (9) 患者等に対する措置（疫学調査班及び疫学調査協力班）
被災地域に一類感染症又は二類感染症の患者が発生した場合は、次の措置をとる。
- ア 患者輸送車、トラック、ヘリコプター等を利用し、速やかに感染症指定医療機関に収容する。
 - イ 交通途絶のため、感染症指定医療機関に収容することができないときは、被災地域以外の場所の感染症指定医療機関に収容する。
 - ウ やむを得ない理由により感染症指定医療機関に収容することができない患者等に対しては、感染症指定医療機関以外の医療機関であって、県本部長が適当と認める医療機関に収容する。
- (10) 避難所における感染症予防活動（主に感染症予防班及び疫学調査班）
- ア 市本部長又は県本部長は、週に 1 回以上避難所を巡回し、次の方法により感染症予防について指導等を行う。
 - (ア) 避難者の健康状況を 1 日 1 回以上確認する。
 - (イ) 避難所の自治組織を通じて、感染症予防についての指導の徹底を図る。
 - (ウ) 避難所の給食従事者は、できるだけ健康診断を終了した者を専従とする。
 - (エ) 飲料水等については、消毒班又は県地方支部保健医療班において水質検査を実施し、消毒措置の指導を行う。
 - イ 市本部長は、避難所における過密抑制に配慮する。

第 20 節 廃棄物処理・障害物除去計画

第 1 廃棄物処理

活動概要	担当課
1 基本方針 2 廃棄物処理施設の被害状況及び処理能力の把握 3 廃棄物収集処理 4 廃棄物収集運搬用資機材の確保 5 災害廃棄物仮置き場の確保及び衛生保持 6 廃棄物処理への住民等への協力要請	市民課

1 基本方針

災害により排出され又は処理量の増加した廃棄物を迅速かつ確実に収集処理し、環境衛生の万全を期す。

定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

2 廃棄物処理施設の被害状況及び処理能力の把握

廃棄物処理施設の被害状況を勘案の上、処理能力を把握する。

3 廃棄物収集処理

- (1) 市は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、あらかじめ、廃棄物の種類ごとに収集順位、集積場所、収集運搬方法、処理方法、最終処分場等を定める。
- (2) 廃棄物の収集は、次の施設を優先して行う。
 - ア 医療施設
 - イ 社会福祉施設
 - ウ 避難所
- (3) 廃棄物処理は関係機関と連携を図り、次により行う。

区分	処理内容
第 1 次対策	ア 一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等の生活衛生上速やかに処理を必要とするごみについて処理する。 イ 最終処分場等での大量処分が困難である場合においては、臨時廃棄物集積所を確保の上、廃棄物収集が可能になった時点から収集する。
第 2 次対策	災害廃棄物仮置場に搬入された廃棄物については、第 1 次対策が終了後、中間処理（破砕・選別・焼却等）を行い最終処分地等へ搬入する。
第 3 次対策	ア 倒壊建築物等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の運搬は、原則として当該建築物の所有者が行う。 イ 搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、第 2 次対策終了後、関係機関の処理方法の検討後、協力を得て速やかに処理を行う。 ウ これらの廃棄物のうち建設廃材等については、路盤材等に再利用するように努める。

- (4) 災害廃棄物処理に当たっては、可能な限り再生利用及び減量化するよう努める。
- (5) 事業者は、事業系一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の廃棄物処理業者に委託して処理する。
- (6) 事業者は、自己処理又は委託処理が困難なときは、市本部長に報告し、処理方法について指示を受ける。

4 廃棄物収集運搬用資機材の確保

- (1) 市本部長は、あらかじめ、地域内の廃棄物処理業者と応援協定を締結する等、ごみ収集車、ダンプ車、ブルドーザ、トラクタショベル、バックホー等の廃棄物収集運搬用資機材の確保を図る。

- (2) 市本部長は、自らの廃棄物処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、廃棄物処理ができない場合においては、近隣市町村の廃棄物処理施設にその処理を依頼する。
- (3) 市本部長は、必要な廃棄物収集運搬用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、県地方支部福祉環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 廃棄物収集運搬用資機材の調達、あっせん要請

- (ア) 資機材の種類、数量
- (イ) 送付先
- (ウ) 調達希望日時
- (エ) その他参考事項

イ 廃棄物収集運搬要員のあっせん要請

- (ア) 人員
- (イ) 期間
- (ウ) 場所
- (エ) その他参考事項

5 災害廃棄物仮置き場の確保及び衛生保持

- (1) 市本部長は、中間処理施設（破碎・選別・焼却等）や最終処分地への搬入が困難な廃棄物を一時的に集積するため、衛生環境に支障がない公有地等を利用して、災害廃棄物仮置き場を確保するものとし、あらかじめ、所有者、管理者等と調整する。
- (2) 市本部長は、必要に応じて、薬剤散布等の消毒を実施し、災害廃棄物仮置き場、中間処理施設（破碎・選別・焼却等）及び最終処分場の清潔保持に努める。
- (3) 消毒方法については、第 19 節「感染症予防計画」に定めるところによるものとし、消毒班と連携して行う。

6 住民等への協力要請

- (1) 必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の住民組織及び防災ボランティアに対して廃棄物の運搬等について協力を求める。
- (2) 市本部長は、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地方公共団体は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

7 建築物等の石綿の飛散及び有害物質の漏えい防止

建築物等への被害があり、石綿の飛散及び有害物質の漏えいが懸念される場合は、環境省、県及び市又は事業者は、石綿の飛散及び有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第 2 し尿処理

活動概要	担当課
1 基本方針	市民課 上下水道課
2 し尿処理施設の被害状況及び処理能力の把握	
3 し尿の収集処理	
4 し尿処理用資機材の確保	

1 基本方針

し尿等を迅速確実に収集処理し、環境衛生の万全を期す。

2 し尿処理施設の被害状況及び処理能力の把握

し尿処理施設の被害状況を勘案の上、処理能力を把握する。

3 し尿の収集処理

- (1) 市は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、あらかじめ、し尿及び浄化槽汚泥について処理順位、収集運搬方法、処理方法、処分地等を定める。
- (2) し尿処理は、次の施設を優先して行う。また、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については早急に処理する。
 - ア 医療施設
 - イ 福祉施設
 - ウ 避難所
- (3) し尿処理は、関係機関と連携を図り、次により行う。

区分	処理内容
医療施設 福祉施設 避難所	ア 仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
地区	ア 公園等に共同の便槽付きの仮設トイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。 エ 臨時貯留場所を設置する。
一般家庭	ア 地区内に設置された仮設トイレを利用する。 イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。 エ 水道給水管の破損等により、水洗トイレの使用が不可能になった場合は、風呂おけ等の溜置きした水を利用する。
事業所	ア 仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。 エ 水道給水管の破損等により、水洗トイレの使用が不可能になった場合は、溜置きした水を利用する。

- (4) 自らの処理能力を上回ったこと等により、し尿処理ができない場合においては、近隣市町村のし尿処理施設にその処理を依頼する。

4 し尿処理用資機材の確保

- (1) 仮設トイレ、簡易トイレ、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。
- (2) 必要なし尿処理用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、県地方支部福祉環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。
 - ア し尿処理用資機材の調達、あっせん要請
 - (ア) 資機材の種類、数量
 - (イ) 送付先
 - (ウ) 調達希望日時
 - (エ) その他参考事項
 - イ し尿処理要員のあっせん要請
 - (ア) 人員
 - (イ) 期間
 - (ウ) 場所
 - (エ) その他参考事項

第 3 障害物除去

活動概要	担当課
1 基本方針	建設課 農林課 安代総合支所
2 処理方法	
3 障害物除去用資材の確保	
4 応援の要請	
5 災害救助法を適用した場合の考え方	
6 除去後の障害物の処理	
7 災害救助法を適用した場合の考え方	

1 基本方針

被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路の利用や河川等の機能確保の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護及び交通の確保等を図る。

2 処理方法

(1) 市災害対策本部産業部を中心に障害物除去班を編成する。

(2) 障害物除去は、次の障害物を優先して実施する。

- ア 災害応急対策の実施に障害となっている障害物
- イ 被災地住民の直接の障害となっている障害物
- ウ 放置することによって災害が拡大するおそれのある障害物

(3) 市本部長及び道路等管理者は、次により障害物を処理する。

ア 住居関係障害物の除去

市本部長は、「障害物除去対象リスト」を作成し、障害物を除去する。

災害救助法が適用された場合における障害物の除去に関わる対象、費用の限度額、期間等は「第 12 節 災害救助法の適用計画」の定めるところによる。

なお、災害救助法が適用されない場合においても、災害対策基本法第 62 条の規定に準じて障害物の除去を行う。

(災害対策基本法第 62 条)

(市町村の応急措置)

第 62 条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）をすみやかに実施しなければならない。

2 市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。

イ 道路関係障害物の除去

市本部長及び道路管理者は、その所管する道路上の障害物の状況をパトロール等により把握し、相互に連携し、協力して障害物の除去を行う。

ウ 河川関係

河川管理者は、河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。

3 障害物除去用資材の確保

市本部長及び道路等の管理者は、自ら保有する障害物除去用資機材について適正に配置、保管するとともに、あらかじめ関係業者・関係団体と応援協定を締結する等、障害物除去用資機材の確保を図る。

4 応援の要請

- (1) 市本部長は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、近隣市町村長、あるいは、県地方支部福祉環境班長又は土木班長を通じて県本部長に応援を要請する。
 - ア 障害物除去に必要な職種及び人員
 - イ 障害物除去用資機材の種類・数量
 - ウ 応援を要する期間
 - エ 障害物除去地域、区間
 - オ その他参考事項
- (2) 道路等の管理者は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、相互に、あるいは、市本部長又は県本部長に応援を要請する。
 - ア 障害物除去に必要な職種及び人員
 - イ 障害物除去用資機材の種類・数量
 - ウ 応援を要する期間
 - エ 障害物除去地域、区間
 - オ その他参考事項

5 障害物の臨時集積場所の確保

- (1) あらかじめ、除去した障害物を集積する場所を選定する。
- (2) 臨時集積場所は、次の事項に配慮して選定する。
 - ア 障害物の搬入に便利で、地域住民の衛生及び日常生活に影響の少ない公有地を選定する。
 - イ 公有地を選定できない場合は、上記に準じて私有地を選定し、あらかじめ所有者との調整を行う。
- (3) 災害発生後、臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第 64 条第 1 項及び同法施行令第 24 条の規定により、他人の土地を一時使用する。

6 除去後の障害物の処理

- (1) 土砂、がれきについては、汚水の浸透したものは消毒を行い、次の場所に集積する。
 - ア 臨時集積場所
 - イ 住民の日常生活又は農林水産業その他の生産活動に支障がない場所
 - ウ 埋立予定地
- (2) 所有者が所有権を放棄、又は所有者不明の木竹、家具、家財等の可燃物で、加工、修理しても使用できないと認められるものについては、集積場所等で焼却等適切な処理を行う。
- (3) 加工、修理を加えることにより、使用可能な工作物又は物件を除去した場合においては、次の措置を講じる。

措置者	措置内容
市本部長	災害対策基本法第 64 条第 2 項から第 6 項及び同施行令第 25 条から 27 条の定めるところにより、保管その他の措置を講じる。
警察官	災害対策基本法第 64 条第 8 項、第 9 項及び同施行令第 25 条から 27 条の定めるところにより、除去した工作物又は物件の設置されていた地域を管轄する警察署長等に差出し、警察署長等は、保管その他の措置を講じる。

7 災害救助法を適用した場合の考え方

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、「第 12 節 災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第 21 節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画

第 1 警戒避難活動期及び救援期共通

活動概要	担当課
1 基本方針	防災安全課 市民課 健康こども課 地域福祉課 岩手西北医師会 岩手八幡平歯科医師会
2 行方不明者及び遺体の搜索	
3 遺体の収容	
4 遺体の処理	
5 遺体の一時安置	
6 遺体の埋葬	
7 遺体処理対策の留意事項	
8 遺体埋葬の広域調整	
9 災害対策基本法を適用した場合の行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋葬	

1 基本方針

行方不明者の搜索、遺体の収容処理及び埋葬を実施する。

2 行方不明者及び遺体の搜索

(1) 搜索の手配

ア 次の事項を明らかにして、県地方支部警察署班長に搜索の手配をするとともに、手配した内容等を県地方支部総務班長を通じて、県本部長に報告する。

(ア) 行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等

(イ) 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び行方不明者数

イ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県本部長に連絡する。

ウ 市本部長は、行方不明者として把握した者が、外国人の場合には、県本部長に連絡する。

(2) 搜索の実施及び検視

ア 市災害対策本部総務部職員、消防団により「搜索班」を編成し、警察官と協力し行方不明者の搜索及び遺体の収容を行う。

イ 必要に応じて、次の措置を講じる。

(ア) 自主防災組織等の住民組織及び防災ボランティアに対して搜索班への協力を要請する。

(イ) 県地方支部警察署班長、県地方支部総務班長を通じて、県本部長に対して、航空機等による広域的な搜索の実施を要請する。

ウ 搜索班は、行方不明者又は遺体を発見した場合は、次の措置をとる。

(ア) 生存している場合は、医療班と協力して、直ちに応急医療を行い、医療機関に搬送する。

(イ) 遺体を発見、又は住民から発見の通報を受けたときは、警察官又は市災害対策本部福祉部へ発見場所等を通知し、遺体の検視及び検案等の処理について連絡する。

(ウ) 遺体を発見し、その状態が犯罪に関係する疑いがある場合においては、速やかに警察官に通報するとともに、遺体及び遺体の発見場所を保存する。

(エ) 警察官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、市本部長に通知の上、遺体収容所に搬送し、検視を行う。

3 遺体の収容

(1) 遺体の収容は、搜索班が行う。ただし、家族等が収容しようとするときは、次の措置が終わった後に収容させる。

ア 医師の検案

イ 異常遺体に関する検視

ウ 遺体請書の徴収

(2) 災害によって多数の死者が発生し、現地における遺体の処理が困難であると認めるときは、遺体収容所を設置する。

- (3) 遺体収容所を設置するときは、次の事項に留意の上、施設の管理者の合意を得て、可能な限り施設の確保を図る。
 - ア 病院、診療所、寺院、教会その他遺体の状態を公衆の面前にさらさない場所を選定する。
 - イ 遺体の洗浄、縫合等の遺体の処理作業に適したところを選定する。
 - ウ 遺体の検視、身元確認が容易に行える場所を選定する。
 - エ 遺体の数に相応する施設であること。
 - オ できるだけ駐車場があり、かつ、長期間使用できる施設であること。

4 遺体の処理

- (1) 災害によって多数の死者が発生した場合においては、医師、看護師等による「遺体処理班」を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。
- (2) 遺体処理用資機材を事前に準備できない場合は、従事する医療機関関係者（医療機関）の資機材を使用するものとし、資機材が不足したときは、市で調達する。
- (3) 遺体処理用資機材の調達ができない場合は、県地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に調達、又はあっせんを要請する。

5 遺体の一時安置

- (1) 身元不明の遺体を一時安置する。
- (2) 一時安置する遺体が多数あるときは、遺体ごとに一連番号を付して納棺し、台帳に記載する。
- (3) 前記(2)の遺体の着衣、携帯品等は、遺体の番号と同一番号を付して梱包して別に保存する。
この場合において、現金、貴金属等については、盗難、紛失のおそれのない方法で保管する。
- (4) 遺体は、番号順に並べて安置するものとする。
- (5) 一時安置した遺体の身元が判明し、遺族等に引渡すときは、次により行うものとする。
 - ア 検案書を交付すること。
 - イ 遺体請書をとること。
 - ウ 着衣、携帯品等の受領書をとること。

6 遺体の埋葬

災害により死亡した者に対し、その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合を対象とし、応急的に実施する。

- (1) 方法
次の範囲内で、なるべく現物をもって実際に埋葬する者に支給する。
 - ア 棺(附属品を含む。)
 - イ 埋葬又は火葬(人夫賃を含む。)
 - ウ 骨つぼ又は骨箱
- (2) 埋葬する者がいない遺体の埋葬は、市災害対策本部福祉部が行う。
- (3) 原則として火葬するものとする。
 - ア 身元の判明している遺体を先に行う。
 - イ 身元不明の遺体は、その状況、相貌、慰留物件その他本人の認識に必要な事項を記録した後に行う。
- (4) 一時安置した多数の遺体を埋葬するときは、安置の際に付した遺体番号の順に行う。
- (5) 埋火葬を行う際には、遺体に対する礼意を失しないように行う。
- (6) 埋葬用品等の調達ができない場合は、県地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に調達又はあっせんを要請するものとし、災害の規模により大量の埋葬用品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあっせんを要請する。

7 遺体処理対策の留意事項

大規模災害が起きた場合は、火葬場の物的被害及び死者数の増大に伴い、火葬能力が大幅に低下することが想定される。従って、以下の点に留意する。

- (1) 広域応援による遺体の搬送及び火葬処理の実施
- (2) 監察医の確保
- (3) 夏期等、気温の高い時期における遺体の損傷を防止するため、ドライアイスの確保及び調達

8 遺体埋葬の広域調整

遺体の埋葬量が自らの火葬能力を上回る事等により、自ら火葬ができない場合にあっては、県地方支部保健医療班長を通じて県本部長に広域火葬を要請する。

9 災害救助法を適用した場合の行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋葬

災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、「第 12 節 災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第 22 節 応急対策要員確保計画

第 1 警戒避難活動期及び救援期共通

活動の概要	担当課
1 基本方針	防災安全課 総務課
2 要員の確保	
3 確保の方法	
4 要員に対する従事命令等	

1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員の確保を図る。

2 要員の確保

災害応急対策の各実施機関における要員の確保は、次の場合に行う。

- (1) 所属職員、他の機関からの応援職員、自主防災組織等の住民組織及び防災ボランティア等によっても要員に不足を生じるとき。
- (2) 他の機関からの応援職員の支援を待つ余裕がないとき。

3 確保の方法

防災関係機関は、次の事項を明示して、岩手労働局長に要員の確保を申込む。

(1) 目的	(2) 作業内容	(3) 必要技能及びその人員	(4) 期間
(5) 災害応急対策の実施場所	(6) その他参考事項		

要員に対する賃金は、法令その他特別の定めがある場合を除き、岩手労働局の業種別標準賃金を参考とする。

4 要員に対する従事命令等

災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は、【資料編 別表 11-2 要員の従事命令等 P582】によって、従事命令、協力命令を発するものとする。

第 23 節 文教対策計画

第 1 警戒避難活動期及び救援期共通

活動概要	担当課
1 基本方針 2 学校施設の対策 3 応急教育の留意事項 4 学用品等の給与 5 教職員の確保 6 学校納付金等の減免、育英資金の貸与 7 学校保健安全対策 8 学校給食 9 その他文教関係の対策	教育総務課 教育指導課 学校給食センター 教育総務課

1 基本方針

- (1) 災害により、通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- (2) 災害により、教科書、学用品等を喪失又は毀損した児童、生徒に対して、就学上の支障を来さないよう、学用品等の給与を行う。
- (3) 児童生徒の学びの継続のために、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D-E-S-T）を活用し、国〔文部科学省〕の職員や地方公共団体等の学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等を派遣するものとする。

2 学校施設の対策

- (1) 学校施設の応急対策
市本部長は、学校施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講じる。
- (2) 応急教育予定場所の設定
市立学校が被害を受けた場合においては、その状況に応じて、次により応急教育の場所を確保する。

被害の状況	応急教育予定場所
校舎等の被害が軽微な場合	当該施設の応急措置を行い使用する。
校舎等の被害が相当に大きい、一部が使用可能な場合	1 特別教室、屋内体育施設等を使用する。 2 一斉に授業ができない場合は、二部授業、又は同一市内の他の学校の校舎若しくは地域の公共施設を使用して分散授業を行う。
校舎等が全面的に使用困難な場合	1 市内の他の学校の校舎等の公共施設を使用する。 2 校舎敷地又は近隣に仮設校舎を設置することが可能な場合は、これを早急に整備する。
市内の教育施設の確保が困難な場合	他の市町村の学校の校舎等の公共施設を使用する。

- (3) 他の施設を使用する場合の手続き
ア 他の学校又は公共施設を使用し応急教育を実施する場合は次の手続きにより、施設管理者の協力を得る。

区分	手続き
市内の施設を利用する場合	市本部において、関係者が協議を行う。
同一教育事務所班管内の他市町村施設を利用する場合	県地方支部教育事務所班長に対して、施設のあっせんを要請する。

イ 他の学校又は公共施設の使用に係る協力又はあっせん要請は、次の事項を明示して行う。

- (ア) あっせんを求める学校名
- (イ) 予定施設名又は施設種別
- (ウ) 授業予定人員及び室数
- (エ) 予定期間
- (オ) その他参考事項

3 応急教育の留意事項

応急教育の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 児童、生徒の精神の安定と保健・安全に努める。
- (2) 教科書、学用品等の損失状況を把握し、児童、生徒の学習に支障のないよう配慮する。
- (3) 教育の場が学校施設以外の場合は、教育方法に留意する。
- (4) 災害に伴う交通機関の状況又は他の施設利用による通学手段の確保その他の通学に関する事項を考慮する。
- (5) 授業が不可能となる場合が予想される場合は、家庭学習の方法を講じる。
- (6) 授業を長期にわたり行うことができないときは、学校と児童、生徒との連絡網の整備を図り指示伝達事項の徹底を図る。

4 学用品等の給与

- (1) 市立学校の被災児童、生徒に対して学用品等を給与する。
- (2) 学用品等の給与が困難な場合は、県地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に対して学用品等の調達又はあっせんに要請する。
- (3) 災害救助法を適用した場合の学用品等の給与
災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、「第 12 節 災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

5 教職員の確保

- (1) 災害により被災した小中学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により教職員を確保する。
 - ア 校長は、市本部長に対して教職員の派遣を要請する。
 - イ 市本部長は、県地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に教職員の派遣又は派遣のあっせんに要請する。
- (2) 教職員の派遣要請は、次の事項を明示して行う。
 - ア 派遣を求める学校名
 - イ 授業予定場所
 - ウ 教科別（小学校・中学校）派遣要請人員
 - エ 派遣要請予定期間
 - オ その他参考事項

6 学校納付金等の減免、育英資金の貸与

- (1) 必要に応じて、市立学校の被災児童、生徒に対する学校納付金等の減免を行う。
- (2) 被災生徒が育英資金及び奨学金の措置申請を行う場合の手続きは、平常時の取扱いに準ずるが、申請に当たっては、罹災証明書を添付する。

7 学校保健安全対策

災害時における児童、生徒の保健及び安全の確保を図るため次の事項に留意する。

- (1) 欠席児童、生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故、疾病の状況を把握する。
- (2) 学校内において、特に感染症又は中毒が発生した場合においては、校医又は県地方支部福祉環境班長に連絡し、その判断に基づき給食の停止、休校等の処理をとるとともに、この旨を県本部長に報告する。
- (3) 通学道路等の危険箇所の点検・補強、迂回路の設定等により、登下校の安全確保を図る。
- (4) 各学校で実施している避難訓練及び交通安全教室等の指導事項を遵守するよう指導し、事故の未然防止に努める。

8 学校給食

- (1) 給食施設の破損、炊き出し実施等により給食が実施できない場合は、応急給食を実施するように努める。
- (2) 市本部長は、原材料又はパン、ミルク等の食材・食料の補給が困難な場合は、県本部長に連絡し、その指示を受け、物資の調達を図り実施する。

9 その他文教関係の対策

- (1) 社会教育施設、文化施設及び体育施設の対策
被害状況の把握に努めるとともに必要な対策を講じる。
- (2) 文化財の対策
文化財保護審議会委員の意見を参考として、その価値を可能な限り維持するよう、所有者及び管理団体等に対して、次の事項を指示し、指導する。
 - ア 文化財の避難
 - イ 文化財の補修、修理
 - ウ 二次災害からの保護措置の実施

第 24 節 道路施設等応急対策計画

第 1 警戒避難活動期及び救援期共通

活動概要	担当課
1 基本方針	建設課 安代総合支所
2 緊急交通路以外の道路施設被害状況の把握	
3 道路施設被害の応急復旧方針の決定	
4 道路施設被害の応急復旧	

1 基本方針

災害により市の管理する道路施設が決壊、流出、埋没その他により交通が途絶した場合、応急復旧を行う。応急復旧に際しては、道路以外に河川管理施設及び砂防施設等が挙げられるが、警戒避難活動期においては、道路と一体性をなすものとし、緊急交通路を優先して復旧するものとする。

緊急交通路の確保については、「第 6 節 交通確保・輸送計画」を参照

2 緊急交通路以外の道路施設被害状況の把握

緊急交通路以外の道路(橋梁)施設の被害状況を把握する。

3 道路施設被害の応急復旧方針の決定

人口の密集地域等、復旧効果の高い道路から優先して、応急復旧する。

4 道路施設被害の応急復旧

(1) 復旧道路の応急復旧

復旧道路(橋梁)に対して実施するものとする。

(2) 道路、橋梁等の応急工事

道路が決壊、流出、埋没並びに橋梁の損傷、埋没等の被害のうち、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強盛土、又は埋土の除去、橋梁部の応急補強等必要な措置を講じ、交通の確保を図る。

(3) 応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害箇所の上記応急対策と同時に付近の適当な場所を選定し、一時的付替道路の設置等、道路交通の確保を図る。

第 25 節 ライフライン施設応急対策計画

第 1 警戒避難活動期及び救援期共通

活動概要	担当課
1 基本方針	防災安全課 上下水道課 総務課
2 被害状況の把握	
3 ライフラインの応急復旧等	

1 基本方針

- (1) 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら応急対策を実施し、ライフラインの確保を図る。
- (2) 市は、収集した航空写真等について、被害状況の早期把握のため、ライフライン施設の事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

2 被害状況の把握

ライフライン事業者は、所管する施設、防災基幹施設及び地域の被害状況を把握するとともに、その状況について被災地域に広報を実施する。

防災基幹施設とは、以下の施設をいう。

- (1) 医療機関・老人福祉施設
- (2) 避難所(小中学校等)
- (3) 市災害対策本部等(八幡平市役所、西根総合支所、安代総合支所)
- (4) 八幡平消防署、同松尾出張所及び同安代出張所
- (5) その他防災上重要な施設

3 ライフラインの応急復旧等

- (1) 防災基幹施設へのライフラインの優先復旧

上記の防災上の基幹施設に対しては、最優先で応急復旧活動を実施するものとする。

なお、各防災基幹施設の被災状況を勘案し、人命の救助救命活動として重要な医療機関等へは、復旧までの間、水、電気(非常用電源が稼働しない場合等)、ガス、電気通信施設等の緊急供給を実施するものとする。

- (2) 各ライフライン施設の応急復旧の基本方針

住民生活は、上下水道、電気、情報通信システム等に大きく依存しており、一時的、局地的な障害が発生しても、その影響は多方面に及び、被害が連鎖的に拡大する危険性がある。このため、ライフラインの防災性を高め、災害時の被害の規模を最小限に止めるよう努める。

- (3) ライフライン事業者との協力

電力事業者等各ライフライン事業者が、設備の被害が大きく復旧のため大規模な応援隊等の動員を行った場合には、各種車両の駐車場、資機材の積降ろし及び保管に利用できる土地の確保並びに宿泊施設の手配が必要になるため協力し、復旧作業に迅速に着手できるように努める。

第 26 節 危険物施設等応急対策計画

第 1 警戒避難活動期及び救援期共通

活動概要	担当課
1 基本方針	防災安全課 総務課
2 被害状況の把握と連絡	
3 要員の確保	
4 応急措置	
5 情報の提供及び広報	

1 基本方針

火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物を置く施設等について、速やかに応急措置を実施する。

また、自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊に災害派遣を要請する。

2 被害状況の把握と連絡

危険物を置く施設の責任者は、災害発生後、速やかに、市本部、消防署等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況について、随時報告する。

3 要員の確保

危険物を置く施設の責任者は、防災要員を確保できるよう、あらかじめ、所内自衛防災組織を編成するとともに、災害時の要員確保対策を講じる。

4 応急措置

危険物を置く施設の責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

- (1) 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。
- (2) タンク破損等により漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
- (3) 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

5 情報の提供及び広報

危険物を置く施設の責任者は、災害が発生し事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合には、周辺住民に対して、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供するとともに、住民の不安を増大させないよう災害広報活動を実施する。

第 27 節 農畜産物応急対策計画

第 1 警戒避難活動期及び救援期共通

活動概要	担当課
1 基本方針 2 協力機関 3 防除対策 4 畜産対策	農林課

1 基本方針

- (1) 被災地域における農作物の病害虫の発生及びまん延を予防し、被害の防止を図る。
- (2) 家畜の被害を最小限に止めることができるよう、適切な措置及び指導を行う。

2 協力機関

- (1) 市本部長は、次の関係機関の協力を得て対策を講ずる。
 - ア 岩手県
 - イ 全国農業協同組合連合会岩手県本部
 - ウ 岩手県農業共済組合
 - エ 新岩手農業協同組合
 - オ 岩手県獣医師会岩手支部
 - カ 岩手中央酪農業協同組合

3 防除対策

- (1) 防除の実施
 - ア 業務を円滑に実施するため、次の班を編成する。

班名	担当業務
調査班	巡回調査を行い、発生状況、病害虫の種類、発生区域、まん延状況、防除状況等の把握に努める。
指導班	防除組合等へ防除技術や活動促進等について指導、普及を行い、被害防止に努める。

- イ 次の事項を定め、防除措置を講ずる。
 - (ア) 防除時期
 - (イ) 防除資機材（防除器具、農薬、車両等、その他）の種類及び数量
 - (ウ) 防除体制（人員、車両等の動員、配置）
- ウ 防除に関する必要な指示、指導を県地方支部農林班長を通じて、県本部長に要請する。
- (2) 防除資機材の調達
 - ア 必要な資機材、人材、車両等の確保、調達を図る。
 - イ 必要な防除資機材等を確保、調達できない場合は、次の事項を明示し、県地方支部農林班長を通じて、県本部長に調達又はあつせんを要請する。
 - (ア) 資機材の種類、数量
 - (イ) 送付先
 - (ウ) 調達希望日時（期間）
 - (エ) その他参考事項

4 畜産対策

- (1) 家畜診療班及び家畜防疫班の編成
 - ア 必要に応じて、市本部長は協力機関と「家畜診療班」及び「家畜防疫班」を編成する。
 - イ 「家畜診療班」及び「家畜防疫班」の基準は、次の表のとおりとするが、被害の規模や様相、季節、応援要員の数によりその都度定める。

「家畜診療班」及び「家畜防疫班」構成表

班の種別	構成	内容
家畜診療班	獣医師 1 人	1 家畜の診療及び治療 2 家畜の防疫指導
	事務職員 1 人	
	作業員 1 人	
家畜防疫班	事務職員 1 人 作業員は、防疫作業の規模及び状況に応じ、適当な人員	1 家畜の防疫 2 家畜の防疫指導

(2) 家畜の診療

災害時における家畜の診療は、次により行う。

ア 家畜の診療は、市本部長が実施するが、それが困難な場合は、県地方支部農林班長に応援を要請する。

イ 家畜診療班を速やかに現地に派遣し応急診療を実施し、必要に応じて被災地域内に家畜診療班詰所を設け、常時待機する。

ウ 応急診療の範囲は次のとおりとする。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療用資機材の支給

(ウ) 治療等の処置

(3) 家畜の健康診断

家畜の健康診断の必要を認めるときは、家畜診療班を派遣し、巡回して健康診断に当たる。

(4) 家畜避難所の設置

必要に応じ、家畜避難所を設置する。

(5) 家畜防疫

災害時における家畜の防疫は、家畜伝染病予防法及び家畜防疫対策要綱(平成 11 年 4 月 12 日付け 11 畜 A 第 467 号農林水産省畜産局長通達)の関係規定により実施するものとし、県地方支部農林班長が実施する畜舎等の消毒、緊急予防注射その他の防疫措置に協力する。

(6) 家畜の避難

水害による浸水等の発生が予想され、又は発生したときの避難は、次の方法により行う。

ア 県地方支部農林班長その他の協力機関と連絡を密にし、避難場所等について協議する。

イ 家畜を避難させる必要を認めるときは、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指導する。

(7) 飼料等の確保

避難家畜に対する飼料等が現地において確保できないときは、市本部長は、県地方支部農林班長へ確保あっせんについての要請を行う。

要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

事項	明細
要請する飼料の種類及び数量	
納品又は引継ぐ場所及び時期	
その他必要事項	

(8) 青刈飼料等の対策

飼料作物、牧草等が風水害により被害を受けたときは、次の応急措置を実施する。

ア 全滅又は回復の見込が少ない場合は、速やかに再播措置について指導する。

イ 部分被害で回復の見込があるものは、速効性の液肥を施用し、成育の促進が図られるよう指導する。

ウ 災害発生時において、飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができないときは、市本部長は県地方支部農林班長を経由して県本部長に確保のためのあっせんに要請する。

(9) 牛乳の集乳対策

被災地域内において酪農家が生産した牛乳が災害に伴う交通途絶等により集乳搬送ができないときは、市本部長は、県地方支部農林班長に集乳搬送についての協力を要請する。

第 28 節 林野火災応急対策計画

第 1 警戒避難活動期及び救援期共通

活動概要	担当課
1 基本方針	防災安全課
2 市本部長の措置	農林課

1 基本方針

林野火災拡大を防止するため、消防機関及び防災関係機関との連携のもとに、火災防御活動等を行うとともに、被害軽減のための措置を講ずる。

2 市本部長の措置

- (1) 林野火災が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、八幡平消防署長・市消防団長に対し、消防職員・団員の出動若しくは出動準備を要請・指示する。
- (2) 林野火災が拡大し、必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への応急活動の従事者以外の立入を制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずる。
- (3) 消防機関が行う消防応急活動等を支援する。
- (4) 消防機関が行う消防応急活動等によっては、対応できないと判断した場合は、次のとおり応援を要請する。
 - ア 応援協定を締結している市町村に応援を要請するとともに、県本部長に対して消防部隊の応援の要請を行う。
 - イ 第 10 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続きにより、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (5) 地上からの消防応急活動等によっては、対応できないと判断した場合は、岩手県防災ヘリコプター応援協定に定める手続きにより、防災ヘリコプターの応援の要請を行うほか、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの応援要請を行う。
- (6) ヘリコプターの応援要請を行った場合においては、受入体制の整備を図る。特に、空中消火のための派遣を要請した場合は、ヘリポート及び補給基地を確保するとともに、消火薬剤補給のための要員を配備する。【資料編 別表 11-3 ヘリポート及び補給基地 P584】
- (7) 林野火災による被害を軽減するため、次により、林野火災防御計画を定める。
 - ア 重要対象物の指定

優先的に防御する施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、市民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。
 - イ 延焼阻止線の設定

林野火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、その地形、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。
 - ウ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

第4章 災害復旧・復興計画

第 1 節 被災者の生活確保計画

1 基本方針

災害時には、多くの市民が負傷したり、家や家財等を喪失し、また、電気、電話の途絶等により、混乱状態に陥ることが想定される。

これらの混乱を速やかに收拾し、民生の安定と社会秩序の回復、及び被災市民が被災から速やかに再起できるよう、関係防災機関等と協力し、生活確保のための緊急措置を講ずるものとする。

2 生活福祉資金の貸与

災害によって被害を受けた低所得者に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度によって、民生委員、市社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金及び住宅資金を予算の範囲内において支援するものとする。

(1) 生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付

貸付対象者	災害によって困窮し、自立更生のための資金を必要とする低所得世帯
貸付限度	1 世帯 150 万円以内
償還期間	据置期間：1 年以内 据置期間経過後 7 年以内
利 率	年 1. 5 パーセント。ただし、据置期間中は無利子

(2) 生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付

貸付対象者	住宅を増築、改築、拡張、補修、保全、又は公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 2 条第 2 号に規定する公営住宅を譲受ける等のための資金を必要とする低所得世帯
貸付限度	250 万円以内
償還期間	据置期間：6 月以内 据置期間経過後 7 年以内
利 率	年 1. 5 パーセント。ただし、据置期間中は無利子

(3) 資金貸付条件の緩和等の措置

災害援護資金、住宅資金は、借入者の自立更生を促進するため、特に必要があると認められる場合は、重複して貸付けることができる。

なお、この資金は他の資金から借入することができない者に対して貸付けるものである。

3 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)に基づき、自然災害(以下「災害」という。)により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸付ける災害援護資金がある。八幡平市が実施主体となり、条例に基づき実施する。

(1) 災害弔慰金の支給

対象災害	ア 災害により災害救助法が適用された市町村が 1 箇所以上ある場合の災害 イ アのほか、当該市町村の区域内で 5 世帯以上の住居の滅失があった災害 ウ ア、イと同様と認められる特別の事情がある場合の自然災害
支給対象	ア 上記の災害による死亡者(3 か月以上の行方不明者を含む。) イ 住居地以外の市町村の区域内(県外含む。)で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者(事実婚を含む。)、子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は対象としない。ただし、死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は、祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者)を対象とする。
支給額	ア 死亡者が遺族の生計を維持していた場合 500 万円以内 イ ア以外の場合 250 万円以内
費用負担	国 1/2、県 1/4、市 1/4 ただし、県・市負担分は、特別交付税で財政措置

(2) 災害見舞金の支給

対象災害	ア 災害により災害救助法が適用された市町村が1箇所以上ある場合の災害 イ アのほか、当該市町村の区域内で5世帯以上の住居の滅失があった災害 ウ ア、イと同様と認められる特別の事情がある場合の自然災害
支給対象	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者
支給額	ア 上記支給対象者が世帯の生計を維持していた場合 250万円以内 イ ア以外の場合 125万円以内
費用負担	災害弔慰金と同様

(3) 災害援護資金の貸付

【資料編 第3(3) P514】

4 被災者生活再建支援制度の活用

(1) 市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(2) 市は、災害によりその居住する住宅が全壊した世帯又はこれと同様の被害を受けたと認められる世帯であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な被災世帯に対し、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号。以下「支援法」という。)による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に、相談・指導等を実施する。

(3) 県が実施主体となり、市が申請書類の受付窓口となるが、支給に関する事務については、被災者生活再建支援基金に指定された公益財団法人都道府県センターに委託し実施する。

(4) 市は、申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に係る業務の実施体制の整備等を図る。

(5) 対象となる自然災害は、暴風、大雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、支援法の対象となる自然災害は次のとおりである。

ア 災害救助法施行令第1条第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)における自然災害

オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、アからウの区域に隣接する市町村(人口10万人未満に限る。)における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満のものに限る。)又は2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る。)

(6) 支援金の支給対象は、被災者生活再建支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯

ア 居住する住宅が「全壊」した世帯

イ 居住する住宅が半壊、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ない事由により、解体し、又は解体されるに至った世帯(解体世帯)

ウ 災害による危険な状態が継続することその他の事由により、住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯(長期避難世帯)

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

オ イからエまでの世帯を除き、住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(中規模半壊世帯)

(7) 支援金の支給

ア 複数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯等 解体世帯 長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
中規模半壊世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借	—	25	25

イ 単数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯等	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
中規模半壊世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借	—	18.75	18.75

5 農林業復旧資金

災害によって損失を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体は、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資制度、日本政策金融公庫、自作農維持資金融通法に基づき融資を受けることができる。

6 中小企業復興資金

市長は、被災した中小企業者の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等によって施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が円滑かつ早期に行われるよう県に要請する。

7 住宅復興資金

火災、地震等の大災害によって住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定によって災害復旧住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

(1) 災害復興住宅資金

【資料編 第3(4) P515】

(2) 県及び市の措置

ア 災害復興住宅資金

県及び市は、災害地の滅失家屋の状況を速やかに調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入手続きの促進を図られるように努める。

イ 災害特別資金

災害によって滅失家屋がおおむね 10 戸以上となった場合は、市長は被災者の希望によって災害の実態を調査した上で、被災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構東北支店に申出るとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入れ申込み希望者に対して借入れの指導を行うものとする。

8 租税の徴収猶予及び減免

市が賦課する税目に関して、被災者に対する租税の徴収猶予及び減免等の措置は、地方税法及び市条例に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免等、それぞれの実態に応じて随時、適切な措置を講じるものとする。

9 日本郵便での郵便局の社会貢献業務

天災その他の災害があった場合、被害者の救済活動・サービス、料金の無料扱いを実施する。

(1) 災害救助法が適用被災者への郵便はがき等の無償交付

(2) 被災者が差出す通常郵便物の料金免除

(3) 災害地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救援用物資を内容とする郵便物の料金免除。なお、取扱いの実施については、日本郵便本社等が決定し取扱局へ指示する。

10 罹災証明書の交付

(1) 罹災証明書、家屋等の損壊の事実を証明するための書類で、損害保険会社への請求や金融機関からの融資、市税の減免その他被災者支援策を実施するに当たって必要とされる家屋等の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長又は八幡平消防署長が確認できる被害について証明し交付する。

(2) 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第 2 条第 1 項に規定する災害により被害を受けた家屋等について、以下の項目の証明を行う。

ア 全壊、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水等

イ 火災による全焼、半焼、水損等

(3) 罹災届出証明等

市長は、住家以外又は動産等が罹災した場合において、罹災届出証明を、人的被害又は動物等の被害を受けた場合は、被災証明をそれぞれ必要に応じて交付する。

(4) 罹災証明者

罹災証明は、市長又は八幡平消防署長が行う。(火災によるものは、主に八幡平消防署長が行う。)

(5) 市は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住宅被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

(6) 被災者台帳の作成

ア 市は、必要に応じて、被災者台帳システムを活用し、個々の被災者の被害の状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

イ 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

(7) 市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

(8) 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

第 2 節 公共施設の災害復旧計画

1 基本方針

災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後、災害復旧事業の実施責任者において、各施設の原形復旧にあわせて、再災害の発生防止のため必要な施設の新設、改良を行う等の事業計画を速やかに確立し、民心の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施するものとする。

2 災害復旧事業計画

災害復旧事業の種類は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業
 - イ 道路公共土木施設災害復旧事業
 - ウ 単独災害復旧事業
 - (ア) 河川災害復旧事業
 - (イ) 道路災害復旧事業
- (2) 都市災害復旧事業
 - ア 街路災害復旧事業
 - イ 下水道施設復旧事業
 - ウ 都市排水施設災害復旧事業
 - エ 公園等施設災害復旧事業
 - オ 堆積土砂排除事業
- (3) 農林水産業施設災害復旧事業
- (4) 上水道施設災害復旧事業
- (5) 下水道施設災害復旧事業
- (6) 住宅災害復旧事業
- (7) 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業
- (8) 公共医療施設、病院等災害復旧事業
- (9) 学校教育施設災害復旧事業
- (10) 社会教育施設災害復旧事業
- (11) その他災害復旧事業

3 激甚災害の指定促進

災害が発生した場合は、速やかに公共施設の災害の実態を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるように努めるものとする。

第3節 災害住民相談計画

1 基本方針

被災者から寄せられる多様な生活上の不安に対応できるような総合相談窓口を早期に開設し、被災以前の状態への早期回復を図っていく。

なお、住民相談所の開設に当たっては、以下の点に留意する。

- (1) 早期に被災者からの多様な要望等に対処するため、相談内容とスタッフを充実させる。
- (2) 相談所へ行けば、罹災証明、応急危険度判定の手続き等の事務手続きが1回で済むようにする。
- (3) (2)のため、国、県及び行政以外のライフライン関係者を交えたスタッフ体制をとる。
- (4) 多様な相談があるため、相談者ごとに個別に相談内容の記録を作成し、2回目、3回目と何度も相談を必要とする被災者の相談を受ける際に相談内容の把握をできるようにする。

2 災害住民相談所の開設

被災者は、被災直後から厳しい生活環境におかれ、将来への不安を抱え込むことになる。

そのような不安を解消するために、目安として避難所が開設した時から(発災後3～4日目)避難所ごとに災害相談窓口を開設する。

なお、避難所が多数の場合は、自動車等による巡回相談の形式をとる。

3 相談内容の充実強化

被災者からの要望を「聞きっぱなし」に終わらせることのないよう、相談体制の充実強化を図る。

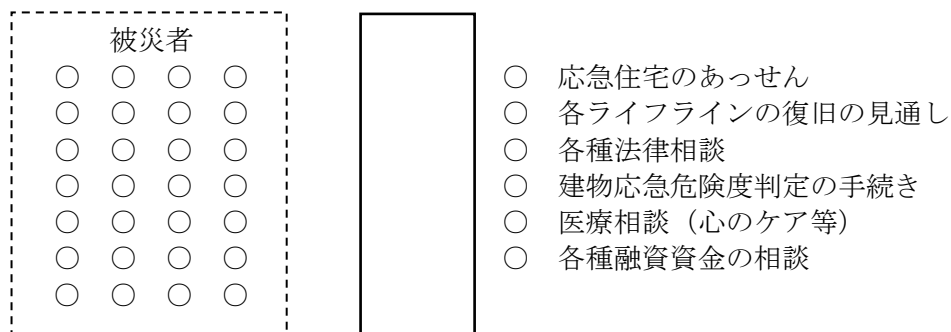
(1) 相談内容

- ア 応急住宅のあっせん
- イ 各ライフラインの復旧の見通し
- ウ 各種法律相談
- エ 建物応急危険度判定の手続き
- オ 医療相談(心のケア等)
- カ 各種融資資金の相談

(2) 相談スタッフの充実

相談内容に的確に対応するためには、国及び県の担当部局と連携し専門家等の派遣を要請する。また、行政以外の弁護士、各ライフライン関係者をも参加してもらえるような体制をとるものとする。

【災害住民相談所のイメージ】



第 4 節 被災者へのメンタルケア計画

1 基本方針

災害に伴い被災者は、様々な精神症状に陥ることがある。これらの症状に対しては、個別的な対策を行うことが必要であり、被災者が精神的に癒され、生活再建の意識を持つことができるよう対策を講じるものとする。

2 各種対策

(1) 被災者への情報提供、啓発活動

ア ストレスによる心身の変化や相談窓口等の情報を分かりやすく提供する。

イ 被災者へのメンタルケアに関する情報提供を行う。

ウ 広報紙の発行、被災者向けの講演会等による啓発活動を実施する。

(2) 精神保健相談の実施

ア 県や各関係機関の協力を得て、専門家による巡回相談を実施する。

イ 精神科医などの専門家による精神保健相談やカウンセリングを実施する。

3 関係機関との連携

DPAT から連携を受けたケースのフォローアップ、障害者、独居高齢者、母子、児童などへのアウトリーチ活動を実施する。

また、専門性の高い支援が必要になるケースについては、関係機関との連携を積極的に図り、ケース会議を開催するなどして情報共有を図る。

■ 想定される被災者の精神症状

- ・無感情、無表情な状態反応、無気力など
- ・睡眠障害、不安、孤独感、疎外感、怒り、落ち込み、生き残ったことへの罪悪感など
- ・家族等を失ったための、ショック、否認、怒り、抑うつ状態など
- ・集中困難、短期の記憶喪失、判断力や決断力の低下など
- ・飲酒や喫煙の増加、拒食・過食、子どもがえり
- ・頭痛・筋肉痛、高血圧・心臓病、胃腸疾患、免疫機能の低下による疾患など
- ・心的外傷後ストレス症候群（PTSD）

第 5 節 復興計画の作成

1 基本方針

大規模な災害により、甚大な被害を受けた地域については、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図るものとする。

2 復興方針・計画の作成

(1) 計画策定組織の整備

学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする計画策定検討組織を設置する。この場合において、女性や要配慮者の意見が反映されるよう、女性等の参画促進に努める。

(2) 計画策定の目標

被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより、安全・安心で、かつ、環境保全等にも配慮した防災都市・地域づくりによる復興を実現する。

(3) 復興計画の作成

ア 計画の策定に当たっては、建築物や公共施設の耐震、不燃化等を基本的な目標とする。

イ 計画の作成に当たっては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮する。

ウ ライフラインの共同収容施設の整備については、各事業者と調整を図りながら進める。

エ 防災とアメニティの観点から、既存不適格建築物の解消を図る。

オ 市街地の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地地区画整備事業、市街地再開発事業の活用を図る。

(4) 復興事業の実施

激甚災害に対する特別な財政措置は、次のとおりである。

項目	事業名
1 公共土木施設 災害復旧事業等 に関する特別の 財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅等災害復旧事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業 (9) 障がい者支援施設等災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業 (12) 感染症予防事業 (13) 堆積土砂排除事業 ア 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る推積土砂排除事業 イ 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業 (14) 湛水排除事業
2 農林水産業に 関する特別の助 成	(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（天災融資法が発動された場合適用） (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助 (8) 森林災害復旧事業に対する補助

3 中小企業に関する特別の助成	(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
4 その他の特別の財政援助及び助成	(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 (5) 水防資材費の補助の特例 (6) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助 (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

3 災害記録編纂計画

市等は、防災対策の向上のため、災害等の状況や被害、それに伴う防災対応について、正確に記録を残し、とりまとめる。

地震災害対策編

地震災害対策編 目次

第1章 総則

第1節 計画の目的	201
第2節 計画の性格	201
第3節 地震の想定	201

第2章 災害予防計画

第1節 都市防災計画	202
第2節 交通施設安全確保計画	203
第3節 ライフライン施設等安全確保計画	204
第4節 地盤災害予防計画	204
第5節 火災予防計画	205

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画	206
第2節 地震情報等の伝達計画	206
第3節 情報の収集・伝達計画	206

第4章 災害復旧・復興計画

第4章 災害復旧・復興計画	207
---------------	-----

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、市及び公共機関等の各防災関係機関が、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

なお、この計画は、本市における過去の地震及び阪神・淡路大震災や平成23年3月11日の東日本大震災等の大規模な地震災害が発生している状況を踏まえ、家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度6弱以上の陸地を震源地とする大規模な地震にも対応できる体制の整備を図ることを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて作成されている「八幡平市地域防災計画」の「地震災害対策編」として八幡平市防災会議が作成する計画である。

この計画に定めのない事項については、「八幡平市地域防災計画」の定めるところによる。

第3節 地震の想定

第1 地震の想定の基本となる考え方

今後の防災対策については、地震の規模が想定よりも大きい可能性も十分に視野に入れて、日本海溝・千島海溝沿いの地震及び過去の最大クラスの海溝型の地震と内陸直下型地震を想定する。

第2 想定する地震の考え方

本県に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型地震については北上低地西縁断層帯北部地震及び北上低地西縁断層帯南部地震を想定し、海溝型地震については日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの地震及び2011年（平成23年）東北地方太平洋沖地震を含む過去に発生した最大クラスの地震を想定する。

第2章 災害予防計画

第1節 都市防災計画

第1 基本方針

都市災害を防止し、震災の被害を最小限に食い止めるため、都市における建築物の耐震化、不燃化の促進、防災空間の確保、市街地の再開発等を推進することにより、都市の防災化を図る。

第2 建築物の耐震性向上の促進

1 防災上重要な建築物等の耐震性確保

(1) 防災上重要な建築物の設定

市は、庁舎、病院、消防署、学校等被災後応急・復旧活動の拠点となる公共性の高い施設を「防災上重要な建築物」として位置付け、耐震性の確保に努める。

(2) 市施設の耐震強化

ア 防災上重要な建築物の内、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない県及び市町村の既存建築物については、耐震性を確保するため、耐震診断の実施及びその結果に基づく耐震改修の促進を図る。

イ 道路は、防火帯としての役割を果たすなど、災害予防上重要な施設である。また、道路や橋梁の被害により交通が途絶した場合には、救助活動、復旧作業及び住民の経済活動に重要な影響を及ぼすことになる。そのため、道路及び橋梁の重要度や老朽度を考慮して耐震性を強化する。

(3) 設備・備品の安全対策

防災上重要な建築物については、設備・備品の転倒、破損等による被害を防止するため、テレビ、パソコン、事務機器、書棚、医療機器等の固定・転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る。

2 木造住宅の耐震性確保

木造住宅の耐震性を確保するため、市民に対し、耐震性確保の重要性を啓発するとともに、建物所有者が行う耐震性能の自己診断方法についての普及を図り、必要に応じた改修の実施を促進する。

3 一般建築物の耐震性確保

(1) 建築物の耐震性の確保について広く市民に普及啓発を行い、既存建築物については必要に応じた耐震診断の実施を促進する。

(2) 新規に建設される建築物についての耐震性を確保するため、関係団体等に対し、設計、工法、監理についての指導を行う。

4 落下物等対策

地震発生時には、建築物の窓ガラス、外装タイル及び広告物等、多くの落下物等が予想されることから、通学路及び避難場所周辺については、市においても点検を行い、改修を要する建築物の所有者に対しては、改修指導を行う。

5 既存コンクリートブロック塀の耐震性確保

地震発生時には、ブロック塀の倒壊による人体への危険が予想されるとともに、避難、救援活動等の障害にもなることから、特に、通学路沿い及び避難場所周辺のコンクリートブロック塀の所有者に対しては、定期点検補強を指導するとともに、市においても定期的に点検する。

6 家具等の転倒防止対策推進

負傷の防止や避難路の確保の観点から、住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚、書棚等の家具及びブロック塀等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について、広報紙等により市民への啓発、普及を図る。

7 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つとして、県及び市町村は、その制度の普及や加入促進に努める。

第3 建築物の不燃化の促進

1 公営住宅の不燃化促進

公営住宅、改良住宅等の公的住宅の不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図る。

2 民間住宅の不燃化促進

市街地における住宅の不燃化等、防災面での行政指導を強化し、民間住宅の不燃化を積極的に促進する。

第4 市街地開発事業による都市整備

1 土地区画整理事業の推進

市街地内の公共施設の整備とともに宅地の利用増進を図るべき地域においては、道路、公園、緑地を確保し、防災機能の充実を図るため、土地区画整理事業を推進する。

2 市街地再開発事業の推進

市街地内の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るべき地域においては、防災機能を一層充実するため、市街地開発事業を推進する。

第2節 交通施設安全確保計画

第1 基本方針

震災による道路施設、鉄道施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設の耐震性の向上や、災害対策用資機材の整備等を図る。

第2 道路施設

1 橋梁の整備

震災時において、橋梁の機能を確保するため、所管する橋梁について、道路法施行規則に基づく定期点検及び健全性の診断を行い、必要な修繕等を実施する。また、所管する橋梁の耐震性能が「橋、高架の道路等の技術基準」（道路橋示方書）に適合しない橋梁については、必要な補強等を実施し、所定の耐震性能を確保する。

2 横断歩道橋等の整備

震災時において、横断歩道橋、シェルター、シェッド、大型カルバート、門型標識等の道路を跨ぐ大型道路構造物からの部材落下等により交通障害が発生することを防止するため、所管する大型道路構造物について、道路法施行規則に基づく定期点検及び健全性の診断を行い、必要な修繕や補強等を実施する。

第3 鉄道施設

1 鉄道施設の耐震性の向上

橋梁、木工造物等の線路建造物及び電気、建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進し、耐震性の向上を図る。

2 防災業務施設・設備の整備

気象予報・警報等の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備する。

第3節 ライフライン施設等安全確保計画

第1 基本方針

震災による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設等の耐震性の向上、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

第2 電力施設

電気事業者は、震災による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、電力施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

第3 ガス施設

1 ガス事業者は、災害によるガス施設の被害の防止又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱方法等の周知徹底に努める。

2 防災広報活動

震災時における二次災害の防止等を図るため、平常時から、需要家に対し、次の事項についての周知徹底を図る。

- (1) ガス栓の閉止等、地震が発生した場合においてガス器具に対してとるべき措置
- (2) ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置

第4 上下水道施設

水道事業者及び下水道施設の管理者は、震災による上下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図る。

第5 通信施設

電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図る。

第4節 地盤災害予防計画

第1 基本方針

1 地震の発生による地すべり、山崩れ、崖崩れ等の地盤災害を防止するため、危険区域の実態を調査するとともに、危険箇所における必要な措置を実施する。

2 地盤の弱体化を招く宅地造成工事の規制、えん堤施設の保全に関する適切な管理、指導を行う。

第2 宅地防災対策

1 防災パトロールを強化して、違反宅造、危険宅地の発見に努め、これに対して是正措置を強力に指導し、宅地防災対策について万全を期する。

2 市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

第3 ため池防災対策

市は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。

第5節 火災予防計画

第1 基本方針

- 1 地震発生時における同時多発的な火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
- 2 消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

【本編第3章第1節「活動体制計画」参照】

第2 市の活動体制

市は、市内に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、本編第3章第1節「活動体制計画」の定めるところにより、八幡平市災害警戒本部、若しくは八幡平市災害対策本部を設置し、関係機関の協力を得て応急活動を実施する。

第2節 地震情報等の伝達計画

第1 基本方針

- 1 地震情報及び地震に関する異常な現象に係る伝達、通報を迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、地震情報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施要領

1 地震動の警報及び地震情報の種類

【資料編 別表9-6 気象予報・警報等の種類及び伝達【P570、571、572参照】】

2 地震情報等の伝達

- (1) 市長は、地震情報を受領した場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。

【本編第3章第2節「気象予報・警報等の伝達計画」参照】

- (2) 市長は、あらかじめ、通知をすべき機関及び通知方法を定める。

3 異常現象発生時の通報

(1) 異常現象発見者の通報義務

ア 地震に関する異常な現象を発見した者は、速やかに最寄りの市町村長又は警察官に通報する。

イ 異常現象の通報を受けた警察官は、その旨を当該市町村長に通報する。

(2) 市長等の通報先

通報を受けた市長等は、盛岡地方気象台及び県防災課に通報する。

【本編第3章第2節「気象予報・警報等の伝達計画」参照】

(3) 異常現象の種類

通報を要する気象、地象、水象に関する異常現象は、おおむね、次のとおりである。

区分	異常現象の内容
地震に関する事項	数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
その他に関する事項	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

第3節 情報の収集・伝達計画

【本編第3章第4節「情報の収集・伝達計画」参照】

第4章 災害復旧・復興計画

【本編第4章「災害復旧・復興計画」参照】

火山災害対策編

火山災害対策編 目次

第1章 総則

- 第1節 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 301
- 第2節 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 301

第2章 災害予防計画

- 第1節 火山防災協議会活動・・・・・・・・・・・・・・・・ 303
- 第2節 防災知識の普及・・・・・・・・・・・・・・・・ 304
- 第3節 防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・ 306
- 第4節 気象業務等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 307
- 第5節 避難対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 308
- 第6節 入山規制・・・・・・・・・・・・・・・・ 309

第3章 災害応急対策計画

- 第1節 活動体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 310
- 第2節 火山に関する予報・警報・情報等の伝達・・・・・・・・ 310
- 第3節 避難・救出・・・・・・・・・・・・・・・・ 312

第4章 災害復旧・復興計画

- 第1節 公共施設等の災害復旧・・・・・・・・・・・・・・・・ 314
- 第2節 生活の安定確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 314
- 第3節 復興計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・ 314
- 第4節 風評被害防止・・・・・・・・・・・・・・・・ 314

第5章 継続災害への対応方針

- 第1節 避難対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 315
- 第2節 安全確保対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 315
- 第3節 被災者の生活支援対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 316

- 岩手山の噴火警戒レベル・・・・・・・・・・・・・・・・ 317

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、市民の生命、身体及び財産を火山災害から保護するため、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の規定により、この計画に定めるべきとされた事項については、今後、火山防災協議会の意見を踏まえて規定するものである。

第2節 基本方針

第1 関係機関との連携

- 1 火山災害は、次のような特徴を有することから、行政機関、防災関係機関、学識者においては、県及び市が共同で設置する火山防災協議会の検討を通じて、役割分担を明確にした上で、互いに連携し、火山防災対策を進めることが必要である。
特に、火山災害の特殊性に鑑み、学識者等専門家との緊密な連携を図るものとする。
 - (1) 噴火に伴って発生する現象が多岐にわたる。
 - (2) 長期化するおそれがある。
 - (3) 被害が複数の市町村に及ぶ。
 - (4) 被害や影響が多方面にわたる。
- 2 市は、平時から、火山防災協議会その他の会議等の場を活用し、行政機関、防災関係機関及び学識者等と連携しながら、火山活動等に関する情報の共有や火山防災対策の充実・強化に努める。
- 3 大規模噴火に伴う降灰は広域に影響を及ぼすことから、国、地方公共団体及び関係機関は、住民の安全確保策など、広域に降り積もる火山灰への対策の推進に努めるものとする。対策の検討に当たっては、可能な限り降灰域内に留まって自宅等で生活を確保することを基本としつつ、状況によっては直ちに命に危険がある場合も想定して避難等の行動をとる必要があることを考慮するものとする。

第2 火山

「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在噴気活動が認められる火山」が活火山と定義されている。本市に影響を与える火山は、岩手山、八幡平及び十和田である。

1 岩手山の状況

玄武岩～安山岩質の西岩手山・東岩手山の2つの成層火山から成る。東岩手山の方が新しく、薬師火口内にある中央火口丘・妙高岳では、数箇所弱い噴気が認められる。有史後の噴火は、西岩手山大地獄谷（現在も噴気活動活発）での小爆発1回のほかは、全て東岩手山である。爆発型噴火が特徴であるが溶岩を流出したこともある（17・18世紀）。

平成7年に初めて火山性微動が観測されて以降、平成10年2月から地震活動が活発化し、6月には盛岡地方気象台から今後さらに火山活動が活発化した場合には噴火のおそれもあるとの臨時火山情報が出された。その後、地震回数は減少したものの、通常の状態に比べ高いレベルにあり、低周波地震・単色地震の発生、黒倉山・大地獄谷の活発な噴気現象などから予断を許さない状況が続いた。

岩手山の噴火の歴史については、【資料編 別表8-5 P555】のとおり。

2 八幡平の状況

主に安山岩の成層火山群で頂部は高原状。火口湖・八幡沼などの小湖沼に富み、山麓には噴気孔・温泉・泥火山が多い。有史以降の噴火記録はないが、昭和48年、平成8年に地震が群発した。令和2年中頃から、膨張性の地盤変動がみられており、その推移に留意する必要がある。

3 十和田の状況

現在見られる十和田カルデラの原形は、約 15000 年前の大規模噴火によって形成された。最新の噴火は、約 1000 年前の平安時代に発生し、プリニー式噴火・マグマ水蒸気噴火による降下火砕物・火砕サージの後、火砕流が発生した。

4 岩手山で想定される火山災害

岩手山の火山活動に伴い予想される噴火規模、現象は岩手山火山防災マップによる。

【資料編 別表 8-6 P556】

(1) 噴火規模・態様

区分	態様	規模
西岩手	水蒸気噴火	約 3,200 年前の噴火と同程度（噴出量 1,000 万 ^m ）
東岩手	マグマ噴火	1686 年の噴火と同程度（噴出量 8,500 万 ^m ）

(2) 火山噴火の現象

区分	降下火砕物 (火山灰)	大きな噴石	溶岩流	火砕流	火砕サージ	土石流	火山泥流
西岩手	○	○	—	—	—	○	—
東岩手	○	○	○	○	○	○	○

(注 1) 火砕流とは、噴火により放出された破片状の固体物質と火山ガス等が混合状態で、地表に沿って流れる現象のこと。火砕流の速度は時速百 km 以上、温度は数百℃に達することもあり、破壊力が大きく、重要な災害要因となりえる。

(注 2) 火砕サージとは、火砕流の一種で、火山ガスを主体とする希薄な流れのこと。流動性が高く、高速で流れ、尾根を乗り越えて流れることがある。

(注 3) 土石流とは、土砂や岩屑などが水とともに高速度で流下する現象である。

(注 4) 融雪型火山泥流とは、高温の火山噴出物とその熱により大量の雪や氷が溶けた水とでできる泥流である。

第2章 災害予防計画

第1節 火山防災協議会活動

第1 基本方針

- 1 活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）に指定された県及び関係市町村は、共同して火山防災協議会を設置する。
- 2 県及び関係市町村は、火山防災協議会において、警戒避難体制の整備に関する事項について、協議する。
- 3 県及び関係市町村は、火山防災協議会の意見を踏まえ、当該警戒地域ごとに、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定める。

第2 火山防災協議会の組織

- 1 警戒地域に指定された関係県及び関係市町村は、共同して火山防災協議会を設置する。
火山災害警戒地域【資料編 別表 8-1, 3 P552、P554】
- 2 火山防災協議会は、関係県、関係市町村、気象台、地方整備局、自衛隊、警察、消防機関、学識者、観光事業者等により構成する。
- 3 火山防災協議会は、必要に応じて、検討事項に応じた作業部会等を設置する。

第3 火山防災協議会における協議事項等

- 1 県、関係市町村その他の防災関係機関は、火山防災協議会において、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定等、一連の警戒避難体制の整備に関する取組について、地域の実情に応じて必要な事項を協議する。
- 2 市は、火山防災協議会で協議した火山ハザードマップに避難場所その他の防災上必要な情報を付加した火山防災マップを作成する。
- 3 県、関係市町村その他の防災関係機関は、火山防災協議会の場を活用して退避壕及び退避舎等の必要性等、避難施設の整備等について検討する。

第4 警戒地域の指定に基づき地域防災計画に定める事項

- 1 警戒地域の指定のあった市は、火山防災協議会の意見を踏まえ、市地域防災計画において、警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項、火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項、噴火警戒レベルの運用による入山規制及び避難指示等、避難のための措置について市長が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、火山現象に係る避難訓練に関する事項、救助に関する事項、その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。
- 2 市は、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（以下「避難促進施設」という。）について、名称及び所在地を市地域防災計画に規定する。【資料編 別表 8-2 P551】
- 3 市は、避難促進施設について、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、市地域防災計画に火山現象の発生及び推移に関する情報、予報並びに警報等の伝達方法等を定める。

第2節 防災知識の普及

第1 基本方針

市その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して火山に関する知識や火山噴火の特性等、火山防災に関する防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。

なお、防災知識の普及を図る際は、高齢者、障がい者等要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

第2 住民等に対する防災知識の普及

- 1 市及び防災関係機関は、住民・登山者・観光客等滞在者の防災に対する意識の高揚を図り、火山災害時において、正しい知識と判断をもって行動できるよう、観光事業者及び防災士その他防災に関する知識を有する者と連携しながら防災知識の普及徹底を図る。
- 2 防災意識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。
 - (1) 火山に関する知識及び火山災害の特性
 - (2) 噴火警報、噴火警戒レベル、避難指示等火山災害対策に係る用語の意味
 - (3) 平時における心得
 - (4) 災害時における心得、避難方法
 - (5) 心肺蘇生法、止血法等の応急措置
 - (6) 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等
 - (7) 過去における主な災害事例
 - (8) 火山災害対策の現状
 - (9) 火山に係る異常現象を発見した場合の通報
 - (10) 登山時における火山活動状況の確認・情報収集
 - (11) 登山における必要な装備等の用意、登山者カード（登山計画書）の提出
 - (12) 火山活動異常時における速やかな下山
 - (13) 8月26日の「火山防災の日」の周知
- 3 火山災害の特性、平時における心得、災害時における心得、避難方法については、次の事項を基本として普及を図る。
 - (1) 火山災害の特性
 - ア 火山災害は、前兆現象が把握されずに突発的に発生することがあること。
 - イ 噴火に伴い発生する現象が多岐にわたること。
 - ウ 長期化するおそれがあること。
 - エ 被害や影響が多方面にわたること。
 - (2) 平時における心得
【本編第2章第1節「防災知識普及計画」参照】
 - (3) 災害時における心得
 - ア 市長から避難指示等が発せられた場合には、速やかに避難する。
 - イ 市、警察、消防等の正しい情報をつかみ、デマ・うわさに惑わされないようにする。
 - ウ 緊急時には避難を最優先にする。
 - エ あわてずに落ち着いて（冷静に）行動する。
 - (4) 避難方法（噴火時、又は噴火の危険性が高い場合）
 - ア 噴石
噴石の多くは火口から数 km 程度以内に落下するため、火口から十分に離れた箇所では危険性はない。火山に近づかないようにする。
風に流されるような小さな噴石は、火口から 10km 以上遠方まで到達し落下する場合もあり、屋内への退避が必要になることもある。
 - イ 火砕流・火砕サージ
火砕流・火砕サージは高速（時速 100km 以上）で流れ下るため、発生してからの避難はほとんど困難である。
噴火の危険性が高い状況になった場合は、火山情報などに十分注意し、速やかに到達範囲の外に避難する。

ウ 溶岩流

溶岩流は一般に速度が遅く、徒歩でも逃げる事が可能な場合が多い。落ち着いて、到達範囲の外に避難する。

エ 火山灰などの降下

火山灰がたくさん積もった場合には、家屋がつぶれないよう、屋根の上の火山灰を除去する。少量でも火山灰が降り出したら、タオルやマスクなどで吸い込まないようにする。帽子を用意する。昼間でも暗くなることがあり、火山灰が道路に降り積もることによりスリップ事故を引き起こすことや、通行不能になることがある。

オ 土石流

土石流は雨により発生し、高速（流速は時速数十 km に達することもある）で流れるため、噴火後台風の接近など、あらかじめ大雨が想定される場合には、土石流の到達範囲から避難する。

万が一、避難が遅れた場合には、沢から離れた少しでも高いところに避難する。

カ 融雪型火山泥流

融雪型火山泥流は高速（流速は時速数十 km に達することもある）で流れるため、速やかな避難が必要である。

噴火の危険性が高い状況になった場合は、火山情報などに十分注意し、できるだけ早く到達範囲の外に避難する。万が一、避難が遅れた場合には、少しでも高いところに逃げる。

4 県は、気象台及びその他防災に関する知識を有するものと連携し、ホームページ及びいわてモバイルメール等を活用して、住民等に対し定期的に火山に関する情報を提供する。

5 市は、県が行う住民等に対する定期的な情報提供の取組に協力する。

第3 岩手山火山防災情報ステーション

岩手山の火山活動が活発化した平成 12 年に整備開設された岩手山火山防災情報ステーション（イーハトーブ火山局）は、防災、災害時には次の業務を行う。

平常時には、市と国土交通省岩手河川国道事務所で火山、火山災害の関係資料の展示、監視カメラのライブ映像などでの火山災害に対する防災知識の普及及び広報施設として運営を行う。

岩手山火山防災情報ステーションは、国土交通省の現地災害対策本部として活用できる機能が整備されており、岩手山の火山活動が活発化した際には、各種の情報収集、情報交換及び周辺市町村への情報提供及び支援に当たる。

第3節 防災訓練

第1 基本方針

県、市その他防災関係機関は、火山災害時における防災活動を円滑に実施するため、単独又は合同して、災害に関する各種の訓練を実施する。

防災訓練の実施に当たっては、要配慮者利用施設、避難行動要支援者等に配慮するほか、突発的な噴火や、登山者、観光客等への対応についても想定する。

第2 実施要領

1 火山噴火の想定に基づき実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。

- (1) 災害対策本部設置・運営訓練
- (2) 避難訓練
- (3) 避難所開設・運営訓練
- (4) 上空・地上偵察訓練
- (5) 救出・救助訓練
- (6) 医療救護訓練
- (7) 消防訓練
- (8) 水防訓練
- (9) 要配慮者を対象とした訓練
- (10) 遺体対応訓練
- (11) 多言語対応訓練
- (12) 施設復旧訓練
- (13) 交通規制訓練

2 実施に当たって留意すべき事項

火山防災マップや噴火シナリオ等を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件等を考慮し、より実際的な災害想定を行う。

第 4 節 気象業務等の整備

第 1 基本方針

災害による被害の防止・軽減を図るため、観測体制の整備等により気象予報・警報等の防災情報の資質向上を図るとともに、適時・適切な伝達体制の整備を図る。

第 2 情報収集、伝達体制の整備

- 1 仙台管区气象台（盛岡地方气象台）は、県内の火山について異常を認めた場合、又は他の機関から火山に関する情報を受け、異常と認めた場合は、火山に関する予報・警報・情報を発表（伝達）する。
- 2 火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、仙台管区气象台は「警戒が必要な範囲」と関係機関・住民等が「とるべき防災対応」を 5 段階に区分した噴火警戒レベルを付して、噴火警報・予報を発表する。
 - (1) 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容
 - (2) 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報
 - (3) 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報
 - (4) 岩手山の噴火警戒レベル判定基準

【資料編 別表 9-6 P574～P576】

- 3 市及び関係機関等は、火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等並びに火山活動に関する異常現象について、迅速かつ確実に収集・伝達するシステムを構築するとともに、住民等への広報についても伝達体制の整備を図る。
- 4 市は、山小屋の管理人及び住民等が火山活動に関する異常現象を発見した場合には、発見者から市、県及び盛岡地方气象台等に迅速かつ確実に通報するよう、周知徹底する。

異常現象の内容	
① 噴火現象	噴火（噴石、火砕流、火砕サージ、溶岩流、土石流、火山泥流等）及びこれに伴う降灰等
② 噴火以外の異常現象	ア 火山地域での地震の群発 イ 火山地域での鳴動の発生 ウ 火山地域での顕著な地形変化（山崩れ、地割れ、土地の昇沈陥没等） エ 噴気、噴煙の顕著な異常現象（噴気孔・火孔の新生拡大、移動、噴気・噴煙の量、色、臭、温度、昇華物の異常変化） オ 火山地域での湧泉の顕著な異常変化（湧泉の新生、湧出量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等） カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大、移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ等 キ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化（量、濁度、臭、色の变化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等）

- 5 火山観測体制の充実・強化
火山噴火による災害を軽減するためには、平常時から火山の監視観測に努め、いち早く噴火の前兆現象を把握することなどが重要であることから、火山監視観測体制の充実等の促進に努める。
- 6 火山灰調査体制
国、県、市その他の防災関係機関は、火山周辺の降灰状況について、迅速な調査体制を整備する。

第5節 避難対策

第1 基本方針

- 1 市は、火山災害から住民、登山者及び観光客等の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民及び観光客等への周知徹底を図る。
なお、避難計画の作成の際には、異常データ観測・活動活発期における注意喚起、自主避難・避難行動要支援者等の事前避難に対応する内容や、気象庁が発表する噴火警戒レベル及び噴火警報の内容に適合した内容を盛り込む。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。
- 3 住民は、災害時に的確な避難行動をとれるよう、平常時から火山災害に対する備えに努める。

第2 避難計画の作成

1 市の避難計画

- (1) 警戒地域に指定された市町村は、火山防災協議会での協議を踏まえて策定した避難計画の内容について、地域防災計画に規定する。
- (2) 市は、円滑かつ迅速な避難のために、火山ハザードマップに避難対象地域等の避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説、情報伝達に関する事項など、実際に避難行動をとる住民や登山者に必要な防災情報を付け加えた火山防災マップを作成し、住民等に周知する。

2 避難促進施設における避難確保計画

- (1) 市は、火山災害発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な集客施設等を避難促進施設に指定し、当該施設に避難確保計画を作成させるとともに、名称及び所在地を市地域防災計画に記載する。
- (2) 避難促進施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成、公表し、市に報告する。
- (3) 避難促進施設の所有者又は管理者は、作成した避難確保計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果について市に報告する。
- (4) 市は、避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

第3 避難に関する広報

- 1 県及び市は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平時から、避難場所、火山災害を想定した火山防災マップ、広報誌、インターネット、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。
- 2 県及び市は、登山者等の情報を把握するため、登山者等に対して、登山者カード（登山計画書）の記入、いわてモバイルメールへの登録等を行うよう、観光施設等と連携し、広報活動を行う。

第4 火山災害に対する住民等の予防措置

1 住民の予防措置

- (1) 火山災害に対する正しい知識を身に付ける。
ア 火山災害は、繰り返し発生し、長期化する。
イ 火山の性質、噴火前兆現象の種類と内容、噴火現象とその影響等を知る。
- (2) 日頃から、火山災害に対する備えを怠らない。
ア 避難場所、避難道路等を確認する。
イ 貴重品、ラジオ、懐中電灯、非常持出品、頭巾又はヘルメット、防塵眼鏡等を準備する。
ウ いざというときの対処方法を検討する。
エ 防災訓練等へ、積極的に参加する。

- (3) 次の場合は、直ちに避難所に避難する。
 - ア 強い地震を感じたとき。
 - イ 鳴動、噴煙等で危険を感じたとき。
 - ウ 噴火警報（居住地域）又は噴火警報（噴火警戒レベルが運用されている火山においては噴火警戒レベル5、4）が発表されたとき。
- (4) 正しい情報を、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、ホームページ、市公式LINE、いわてモバイルメール等を通じて入手する。
- (5) 市の避難指示等に従って行動する。

2 登山者等の予防措置

登山者等は、上記1に掲げるもののほか、次に掲げる事項に留意し、登山等を行う。

- (1) 登山等に必要な装備等を用意する。

【装備の例】

地図、ヘッドライト、非常食、ヘルメット、ゴーグル・防塵眼鏡、防塵マスク、ラジオ、携帯電話等

- (2) 登山者カード（登山計画書）を提出する。
- (3) 次の場合は、周囲に声を掛けながら、直ちに下山する。
 - ア 揺れ、鳴動等を感じたとき、又は噴煙等を目撃したとき。
 - イ 噴火警報（居住地域）又は噴火警報（噴火警戒レベルが運用されている火山においては噴火警戒レベル5、4）若しくは噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（噴火警戒レベルが運用されている火山においては噴火警戒レベル3、2）が発表されたとき。
 - ウ いわてモバイルメール、緊急速報メール、ラジオ等により下山を促す呼びかけがあったとき。
 - エ 噴火速報が発表されたとき。

第6節 入山規制

- 1 市は、火山活動の状況に応じて、入山規制・緩和・解除を行う。
- 2 市は、入山規制の実施、緩和及び解除について、火山防災協議会での協議や有識者等の助言を踏まえて統一的に実施する。
- 3 入山規制の実施については、関係機関等に周知するとともに、登山者及び住民等に広報し、周知徹底する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制

第1 基本方針

- 1 市その他の消防関係機関は、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- 2 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市その他の防災関係機関は、平常時からの火山防災協議会での共同検討の結果を踏まえ、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。
- 3 災害応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう、退職者や民間人材等の活用も含め、必要な人員の確保に努める。
- 4 県及び市は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。

第2 市の活動体制

市は、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、本編第3章1節「活動体制計画」に定めるところより、八幡平市災害警戒本部、又は八幡平市災害対策本部を設置する。

第2節 火山に関する予報・警報・情報等の伝達

第1 基本方針

火山に関する予報・警報・情報及び災害が発生するおそれがある異常な現象に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。

第2 市の措置

- 1 市長は、火山に関する予報・警報・情報等を受領した場合は、必要に応じて、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。
- 2 市長は、気象特別警報又は特別警報に位置付けられる噴火警報（居住地域）若しくは噴火警報を受領した場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知するとともに、その内容を関係機関に通知する。
- 3 市長は、あらかじめ、通知先の機関及び通知方法を定める。
- 4 火山に関する予報・警報・情報等の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、県地方支部及び関係機関との連携を密にするなど、的確な気象情報等の把握に努める。
- 5 市長は、同報系防災行政無線の整備により、住民、団体等に対する火山に関する予報・警報・情報等の伝達手段を確保する。

6 異常現象発生時の通報

(1) 異常現象発見者の通報義務

ア 火山災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに最寄りの市町村又は警察若しくは消防に通報する。

イ 異常現象の通報を受けた警察官又は消防職員は、その旨を当該市町村長に通報するとともに、(2) に定める担当機関の長に通報するよう努める。

(2) 市長等の通報先

通報を受けた市長等は、次の区分により、担当機関の長に通報する。

種 類	担当機関	通報を要する異常現象の内容
水防に関するもの	岩手河川国道事務所、広域振興局土木部、広域振興局土木部土木センター、復興防災部防災課	県又は国の管理に属する河川に係るもの
気象、地象に関するもの	盛岡地方気象台、復興防災部防災課	気象、地象に係る全てのもの
その他に関するもの	復興防災部防災課	国又は県の予防等の措置が必要と認められるその他の現象

(3) 異常現象の種類

通報を要する気象、地象に関する異常現象は、おおむね、次のとおりである。

区 分	異常現象の内容
水防に関する事項	堤防の異常
気象に関する事項	竜巻、ひょう、強い突風等で著しく異常な気象現象
地象に関する事項	火山関係 (1) 噴火現象 噴火（噴石、火砕流、火砕サージ、溶岩流、土石流、火山泥流等）及びこれに伴う降灰等 (2) 噴火以外の火山性異常現象 ア 火山地域での地震の群発 イ 火山地域での鳴動の発生 ウ 火山地域での顕著な地形変化（山崩れ、地割れ、土地の昇沈陥没等） エ 噴気、噴煙の顕著な異常変化（噴気孔・火孔の新生拡大、移動、噴気・噴煙の量、色、臭、温度、昇華物の異常変化） オ 火山地域での湧泉の顕著な異常変化（湧泉の新生、湧出量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等） カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大、移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ等 キ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化（量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等）
	地震関係
その他に関する事項	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

第3節 避難・救出

第1 基本方針

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民、登山者等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に注意喚起、避難指示等を行うとともに、避難支援等実施者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 2 救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、逃げ遅れた者等の早急な救出活動を行う。
なお、噴火形態によってはさらなる危険も予測されることから、火山活動の状況を十分に考慮の上、救出救助に当たるものとする。
- 3 避難、救出救助活動は噴火警戒レベルに応じて行われるものであるが、突発的な噴火が発生した場合、住民、登山者等の避難に時間的余裕がないことが想定されることから、より迅速な情報伝達や避難誘導等を行うよう努める。

第2 実施要領

1 避難指示等

(1) 避難指示等の内容

ア 実施責任者は、次の内容を明示して、避難指示等を行う。

① 発令者	② 避難指示等の日時	③ 避難指示等の理由	④ 避難対象地域
⑤ 避難対象者及びとるべき行動	⑥ 避難先	⑦ 避難経路	⑧ その他必要な事項

イ 市は、火山防災協議会において協議された火山ハザードマップ及び避難計画等を参考にしつつ、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら、段階的な避難指示等を行うよう努める。

(2) 避難指示等の周知

ア 地域住民等への周知

【本編第3章第13節「避難・救出計画」参照】

イ 登山者等への周知

- 県及び市は相互に連携を図りながら、登山者等に対し、緊急速報メール、いわてモバイルメール、消防防災ヘリコプター等によって、避難指示等の内容の周知徹底を図る。
- 上記のほか、突発的に噴火が発生又は発生するおそれがある場合においても、県及び市は相互に連携を図りながら、避難指示等の内容の周知に準じ、緊急下山等の広報を実施する。

(3) 避難の誘導

ア 登山者等の避難誘導

- 県及び市本部長は、防災行政無線、緊急速報メール、ラジオ、防災ヘリコプターによる周知や、火口近くに位置する避難促進施設等への連絡などにより、登山者等に立入規制範囲内から規制範囲外への避難や近くの建物への緊急避難を伝達する。なお、外国人対応として、多言語での呼び掛けを行うよう努める。また、登山者等の避難誘導に当たっては、迅速な避難のための下山ルートへ案内するなどの対応を観光団体等と連携して実施する。
- 警察、消防等は、下山した登山者等の避難誘導を行う。
- 県は、市からの要望に応じ、避難誘導のために登山口等に出動する車両や防災ヘリコプター等を手配する。
- 火口近くに位置する避難促進施設の施設管理者等は施設利用者や施設周辺の登山者等へ、避難小屋や施設内への緊急退避を呼び掛ける。また、市や観光協会等と連携し、施設利用者や施設周辺の登山等の規制対象外への避難誘導を行う。
- 緊急下山・避難時の経路は、火口から遠くなる方向を基本とする。また、火口が特定できない場合は、火山活動状況や風向き等も考慮し、最も安全な方向とする。火口が特定できない場合には、最寄りの登山道・道路を避難経路とする。

イ 住民等の避難誘導

【本編第3章第13節「避難・救出計画」参照】

(4) 避難者の確認等

ア 県、市及び防災関係機関は、登山者カード（登山計画書）等や避難促進施設等における緊急退避状況、下山した者からの情報、避難者名簿等を照合することにより、火口近くにいる登山者等の要救助者情報の集約、整理を行い、情報共有を図る。

イ 市職員、消防団員、民生委員等は、それぞれが連携・分担しながら、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。

○ 避難場所（避難所）

① 避難した住民等の確認

② 特に、自力避難が困難な避難行動要支援者の安否の確認

○ 避難対象地域

① 避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認

② 避難が遅れた者等の避難誘導、救出

(5) 避難経路の確保

【本編第2章第5節「避難対策計画」参照】

(6) 避難支援等実施者の安全確保

市本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援等実施者（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の安全の確保を図る。

2 警戒区域の設定

【本編第3章第13節「避難・救出計画」参照】

岩手山噴火警戒レベルにおける居住地域の範囲【資料編 別表 8-4 P554】

3 救出

(1) 登山者等の救出

市は、救出した登山者等を噴石・火山灰・火山ガス等による影響が小さい場所へ早期に避難させるため、また、避難・下山途中に負傷した登山者等を緊急に救助及び救急搬送するため、大型バス、消防・警察車両等をはじめとする関係機関の車両待機場所について検討する。

なお、救出に当たっては関係機関と十分に協議し、二次災害の防止に万全を期すものとする。

(2) 住民等の救出

【本編第3章第13節「避難・救出計画」参照】

4 避難場所の開放及び指定避難所の設置、運営

【本編第2章第5節「避難対策計画」、本編第3章第13節「避難・救出計画」参照】

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧

【本編第4章第2節「公共施設の災害復旧計画」参照】

第2節 生活の安定確保

【本編第4章第1節「被災者の生活確保計画」参照】

第3節 復興計画の作成

【本編第4章第5節「復興計画の作成」参照】

第4節 風評被害防止

- 1 市は、観光団体等と連携し、火山災害による風評被害が観光業などの地場産業に及ぶことのないよう、これを未然に防止し、又は影響を軽減するために必要な活動を実施する。
- 2 市は、火山の現状や火山活動に応じた立入規制区域及び火山周辺における安全確保対策や災害時の避難計画について、様々な手段を活用して広報活動を行う。
- 3 市は、火山活動の鎮静化後においても、火山の現状等について積極的に広報活動を行い、風評被害の軽減に努める。

第5章 継続災害への対応方針

第1節 避難対策

第1 基本方針

- 1 県及び市等は、気象庁等からの火山噴火の長期化や土石流発生のおそれなど火山現象に関する情報を、迅速かつ的確に、関係機関及び住民に伝達するための体制を整備する。
- 2 市は、火山活動が長期化した場合には、火山活動の状況を考慮しつつ、状況に応じた避難指示、警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努め、かつ、警戒区域の変更、状況の変化に応じた対策を行う。
- 3 市は、避難生活が長期化した場合は、必要に応じ火山活動状況を勘案しながら、避難者の避難指示等対象区域・警戒区域への一時入域を実施する。

第2 避難対策

県及び市等は火山災害が長期化した場合は、土石流等二次災害の発生から住民等を守るため、次の対策を講じる。

対策に当たって、県及び市等は、必要に応じて、火山防災協議会での協議や有識者等の助言を踏まえ、火山活動の状況に応じた対策を行う。

第3 避難指示等対象区域・警戒区域の一時入域計画

- 1 市は、避難指示等対象区域又は警戒区域の一時入域を実施する際には、火山活動の状況を十分に考慮して実施することとし、入域者の安全対策について万全を期すものとする。
- 2 一時入域の実施に当たって、市は必要に応じ県に助言を求め、県は、学識経験者及び関係機関等と協議し、市長に対し助言を行う。
- 3 市は、避難指示等対象区域又は警戒区域への一時入域について次の点に配慮した計画をあらかじめ策定する。
 - (1) 住民等からの要望の集約方法及び集約体制
 - (2) 判断体制
 - (3) 安全確保のための防災関係機関との連携体制
- 4 市は、関係機関と連携し、避難指示等対象区域又は警戒区域への計画外の入域を防ぐ手段を講じる。

第2節 安全確保対策

第1 基本方針

県及び市等は、国等の協力のもと、火山災害の状況に応じ、土石流対策等適切な安全確保策を講ずるものとする。

また、火山活動が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等の建設に努めるとともに、復興計画に基づき、必要に応じて、土地のかさ上げ等による住宅の安全対策、道路の迂回・高架化等、発生直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努めるものとする。

第2 安全確保対策

- 1 国、県及び市等は火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達体制の整備により、警戒避難体制を整備する。
- 2 県及び市等は、住民等の日常生活の利便性及び健康が維持できるよう支援するため、次の5～7の対策を講じる。

- 3 対策に当たって、県及び市等は、必要に応じて火山防災協議会での協議や有識者等の助言を踏まえ、火山活動の状況に応じた対策を行う。
- 4 土石流、火山泥流等の安全確保対策
 - (1) 火山の活動状況、危険区域等の関係機関への迅速な情報提供等、警戒避難に対する監視体制の整備
 - (2) 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達体制の整備
 - (3) 的確な警戒避難体制を敷くための体制整備
- 5 応急仮設住宅、災害公営住宅の確保等
 - (1) 応急仮設住宅、災害公営住宅の確保・あっせん
 - (2) 居住性やプライバシーの保護に考慮した避難施設の設置
- 6 火山灰対応対策
 - (1) 降灰に関わる風向・風速情報の収集伝達
 - (2) 降灰による住民等に対する健康影響調査
- 7 感染症予防活動
 - (1) 感染症予防計画に基づく被災現場、浸水家屋等への消毒等
 - (2) 廃棄物処理・障害物除去計画に基づく災害廃棄物の処理

第3 治安確保対策

市は、警察と連携して住民等及び関係機関等へ、警戒区域の設定や避難対象地域への「立ち入り禁止」等の規制措置について周知し、警戒区域や避難対象地域の周辺における警戒活動を実施する。

なお、警戒活動に当たっては、噴火形態によって更なる危険も予測されることから、火山活動の状況を十分に考慮の上、行うものとする。

第3節 被災者の生活支援対策

第1 基本方針

県及び市は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても国等の協力のもと、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施するものとする。

市は、市庁舎及び各避難所に市職員や県派遣職員等による、被災した住民の生活再建、事業の再開等の相談窓口を開設する。

第2 生活支援対策

- 1 生活資金の貸付等生活安定のための支援
- 2 住宅再建時の助成及び資金の貸付等の支援
- 3 家屋の応急修理、火山灰除去作業の支援
- 4 事業の維持、再建への支援
- 5 職業訓練、就職奨励等の再就職と雇用の安定への支援

【 火山災害対策編】

岩手山の噴火警戒レベル

平成 31 年 3 月「岩手山火山防災協議会」

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・ 入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達、あるいは切迫している。
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	・警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難、住民の避難の準備等が必要	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達する可能性がある。
警報	噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住地域 近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	・火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等 状況に応じて要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難の準備等が必要 ・住民は通常の生活	・東岩手山の火口から概ね4km以内及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	・火口周辺への立入規制等（登山道は入口から立入規制） ・住民は通常の生活。	・東岩手山及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏	状況に応じて火口内への立入規制等	・火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生

注 1) 火口は、東岩手山または西岩手山の大地獄谷から姥倉山付近までの稜線に想定される。

注 2) 「特別に被害が予想される区域（施設）」とは、融雪型火山泥流が流下する危険のある「滝沢市一本木地区砂込川沿いの区域」及び「岩手山焼走り国際交流村」を指す。

岩手山の歴史時代の噴火活動 【資料編 別表8-5 P555】

原子力災害対策編

原子力災害対策編 目次

第1章 総則

- 第1節 基本方針…………… 401
- 第2節 災害の想定…………… 401

第2章 災害予防計画

- 第1節 防災知識の普及…………… 402
- 第2節 情報の収集・伝達連絡…………… 402
- 第3節 モニタリング体制…………… 402
- 第4節 避難対策…………… 403
- 第5節 医療・保健…………… 403

第3章 災害応急対策計画

- 第1節 活動体制…………… 404
- 第2節 住民等への情報提供・広報広聴…………… 405
- 第3節 緊急時モニタリング…………… 405
- 第4節 避難・影響回避…………… 406
- 第5節 医療・保健…………… 409

第4章 災害復旧計画

- 第1節 低減措置・廃棄物等対策…………… 410
- 第2節 健康確保等…………… 411
- 第3節 風評被害防止…………… 411

第 1 章 総則

第 1 節 基本方針

原子力災害に対処するには、専門的・技術的な知識を必要とするとともに、長期かつ広範囲にわたってあらゆる分野に大きな影響をもたらすおそれがある。

市は、地域並びに住民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、情報収集及び応急対策その他必要な措置を講ずる。

第 2 節 災害の想定

第 1 原子力事業所内

隣接県に立地する原子力事業所において、警戒事態及び原子力緊急事態が発生したときとする。

第 2 原子力事業所外

核燃料物質等の運搬中の事故により特定事象又は原子力緊急事態が発生したときとする。

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及

第1 職員に対する防災教育

- 1 原子力災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。
- 2 防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。
 - (1) 防災対策及び原子力災害対策関連法令
 - (2) 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
 - (3) 放射性物質、放射線の特性に関する事項
 - (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事項
 - (5) 原子力災害とその特性に関する事項

第2 住民等に対する防災知識の普及

- 1 講習会、広報誌及び防災関係資料配布等を利用して、住民等に対する防災知識の普及に努める。
- 2 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。
 - (1) 地域防災計画の概要
 - (2) 避難のための立ち退き又は屋内への退避の指示の意味及び内容
 - (3) 放射性物質及び放射線の特性並びに原子力災害とその特殊性に関する事項
 - (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事項
 - (5) 平常時における心得
 - (6) 災害時における心得、避難誘導

第2節 情報の収集・伝達連絡

- 第1 市は、県、防災関係機関等と連携して、原子力災害発生時における情報の収集、伝達及び連絡を確実にを行うため、通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化、サブシステム化及び代替通信手段の確保に努める。
また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。

第2 住民等への情報伝達手段の整備

- (1) 住民、事業者等に対し、正確な情報を迅速かつ確実に伝達することができるよう、防災関係機関と連携し、住民等への情報伝達手段の整備を図る。
- (2) 情報伝達手段の整備に当たっては、防災行政無線のほか、携帯端末の緊急速報メール機能の活用等、伝達手段の多重化・多様化を図る。

第3節 モニタリング体制

- 第1 市は、県が実施する空間線量率の状況、県内で販売される流通食品及び生産・収穫される農林水産物の放射性物質濃度の状況を把握するためのモニタリングに協力する。

第2 平常時モニタリングの実施

- 1 市は、県が平常時より、対象物、試料採取地域等を定めて行うモニタリングに協力する。

2 モニタリング結果の公表

県は、モニタリングの結果を、県ホームページへの掲示や報道機関への情報提供等により、速やかに公表する。

3 市の担当業務

担当課	担当業務
市民課	空間線量率及び降下物の放射性物質濃度の測定
地域福祉課 健康こども課	流通食品（消費者向けに県内で販売の用に供する食品をいう。）の放射性物質濃度の測定
上下水道課	水道水の放射性物質濃度の測定
農林課 安代総合支所	農林水産物及び飼料等（市内で生産・収穫・漁獲された主要な農林水産物をいう。）の放射性物質濃度の測定
教育総務課 教育指導課	学校施設内の放射性物質濃度の測定
学校給食センター	学校給食用食品の放射性物質濃度の測定

第4節 避難対策

第1 市は、原子力災害から住民の生命、財産を守り、防護対策を確実に実施するため、原子力事業所からの距離その他の地理的条件を踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成し、住民への周知徹底を図る。

また、避難計画の作成、避難所の確保等に当たっては、防護対策及び原子力災害の特殊性を踏まえる。

第2 避難計画は、国より避難のための立退き又は屋内への退避の指示を発令すべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があった場合を想定し、避難のための立退き又は屋内への退避の指示の住民への伝達方法、避難誘導方法、屋内退避方法その他必要な事項を定める。

第3 避難計画作成及び避難所（収容施設）の指定に当たっては、防護対策並びに避難所として指定する施設の管理者その他の関係機関等との協議を踏まえるとともに、風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる場合やコンクリート建屋の遮へい効果による外部被ばくの低減など、原子力災害の特殊性を十分に考慮する。

第4 避難計画

【本編第2章第5節「避難対策計画」、本編第3章第13節「避難・救出計画」参照】

第5節 医療・保健

第1 市は、健康相談の実施、原子力災害発生時における医療機関等との連携体制の構築等、あらかじめ必要な体制の構築に努める。

第2 医療・保健活動体制の整備

1 相談体制の整備

健康、医療等に係る住民等からの相談、問い合わせに対応できるよう、対応窓口を設置し、相談体制の整備を図る。

2 避難退域時検査等実施体制の整備

市外等からの避難者等に対する身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施が可能な避難所その他の施設の確保に努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制

第1 基本方針

- 1 原子力災害の発生による影響が及ぶおそれがある場合において、緊急事態応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。
職員の動員においては、夜間、休日等の災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。
- 2 市は、退職者や民間人材等の活用も含め、緊急事態応急対策の実施に必要な人材の確保に努めるとともに、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。
また、県は市長に対し、学識者等の意見を踏まえ、必要な助言を積極的に行う。
- 3 市、指定公共機関及び指定地方公共機関は、被ばくの可能性のある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための防災資機材をあらかじめ整備するものとする。

第2 市の活動体制

市は、原子力災害の発生による影響が市内に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合は、その所掌事務に係る緊急事態応急対策を実施するため、市災害警戒本部若しくは、市災害対策本部を設置する。

1 災害警戒本部

災害警戒本部は、本編第3章第1節「活動体制計画」に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。

- (1) 設置基準、組織、所掌事務

【本編第3章第1節「活動体制計画」参照】

- (2) 関係各課の防災活動

災害警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、次の活動を実施する。

担当課	担当内容
市民課	空間線量率の測定・分析・公表

- (3) 廃止基準等

ア 災害警戒本部長は、原子力災害の発生による影響が市内に及ぶおそれがないと認めるときに廃止する。

イ 災害警戒本部長は、原子力災害の発生による影響が市内に及ぶと見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部

災害対策本部は、本編第3章第1節「活動体制計画」に基づき設置し、県及び防災関係機関と連携して緊急事態応急対策を迅速、的確に実施する。

- (1) 設置基準、組織、所掌事務

【本編第3章第1節「活動体制計画」参照】

- (2) 廃止基準等

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

ア 原子力緊急事態解除宣言が行われた場合など、市本部長が、原子力災害の発生による影響が市内に及ぶおそれがなくなったと認めるとき。

イ 市本部長が、おおむね緊急事態応急対策を終了したと認めるとき。

第2節 住民等への情報提供・広報広聴

第1 基本方針

- 1 市は、県と相互に連携し、また、報道機関、情報通信事業者等の協力を得て、住民、事業者等に対し、正確な情報を適時に提供する。
- 2 災害時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、緊急事態応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。その際、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- 3 広報広聴活動に当たっては、あらかじめ、住民等の必要とする情報を選定し、優先順位を定めて広報するとともに、相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者が必要とする情報、要望等について配慮をする。

第2 住民等への情報提供

- 1 市は、県から住民等に対し情報提供を行う旨の通知を受けたときは、情報を整理し、住民等に適時に正確な情報を提供する。
- 2 住民等への情報提供は、県、報道機関、情報通信事業者等の協力を得て、防災行政無線、携帯端末の緊急速報メール機能等、多様な手段を活用し、次に掲げる事項を提供する。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 特定事象発生情報等の概要(2) 災害の現況(3) 緊急時モニタリングの結果等(4) 市等の防災関係機関の対策状況(5) 住民等のとるべき措置、注意事項(6) その他必要と認める事項 |
|---|

第3 広報広聴活動の内容

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の概要並びに災害の発生状況2 災害発生時の注意事項3 避難指示等4 避難所及び救護所の開設状況5 道路及び交通情報6 各緊急事態応急対策の実施状況7 災害応急復旧の見通し8 二次災害の予防に関する情報9 犯罪の予防及び人身安定のために必要な事項10 安否情報及び避難者名簿情報11 生活関連情報12 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況13 防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 |
|--|

第3節 緊急時モニタリング

- 第1 市は、県の指示により、県が行うモニタリングに協力する。

第2 実施要領

- 1 環境のモニタリング
市は、県の実施する空間線量率のモニタリングに加え、降下物及び水道水の放射性物質濃度のモニタリングに協力する。

2 農林水産物等のモニタリング

市は、県の実施する、次に掲げる農林水産物等の放射性物質濃度のモニタリングに協力する。市の実施担当は、第2章第3節第2の部署が実施する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 農林水産物(2) 粗飼料(3) 堆肥(4) 農用地土壌(5) 流通食品（消費者向けに販売の用に供する食品をいう。）(6) 給食食材（学校給食等に使用する食材のうち、農家等から直接仕入れた農産物等をいう。） |
|---|

3 公共施設等のモニタリング

市は、県から学校、医療・福祉施設、公園、庁舎その他の不特定多数の者が利用する施設について、空間線量率のモニタリングを要請された場合は、そのモニタリングを実施する。

第4節 避難・影響回避

第1 基本方針

- 1 市は、住民等の生命、身体の安全を確保するため、原子力災害が発生し、国等から避難のための立退き又は屋内への退避の指示を発令すべきこと、その他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があった場合には、迅速かつ的確に住民等に伝達し、避難誘導等を実施する。特に、避難行動に時間を要する避難行動要支援者については、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導等を行う。
- 2 原子力災害が発生した場合には、住民等が正しい情報に基づき行動するよう、適時に注意喚起を行う。
- 3 避難者等の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。
- 4 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

第2 避難指示等

地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示
〔災害対策基本法第60条〕

第3 警戒区域の設定

警戒区域の設定による緊急事態応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令〔災害対策基本法第63条〕

第4 救出・避難所の開設

【本編第3章第13節「避難・救出計画」参照】

第5 実施要領

1 注意喚起

市は、広報の実施等を通じ、住民等が正しい情報に基づき行動するよう、適時に注意喚起を行う。

2 避難のための立退き又は屋内への退避の指示等

- (1) 内閣総理大臣指示があった場合には、その指示に基づき、避難のための立退き又は屋内への退避の指示を発令する。

この場合において、市本部長は、速やかにその旨を県本部長及び原子力災害対策本部長に報告する。

- (2) 市本部長は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している際に、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、市本部長は、国と緊密な連携を行うものとする。
- (3) 市本部長は、次の内容を明示して、避難のための立退き又は屋内への退避の指示を発令する。

- | | |
|---|----------------------|
| ア | 発令者 |
| イ | 避難のための立退き又は屋内への退避の別 |
| ウ | 指示の日時 |
| エ | 指示の理由 |
| オ | 指示の対象地域 |
| カ | 避難のための立退き先又は退避先 |
| キ | 避難のための立退き又は退避する場合の経路 |
| ク | その他必要な事項 |

- (4) 避難のための立退き又は屋内への退避の指示の周知

ア 地域住民等への周知

避難等の内容を防災行政無線、緊急速報メール機能等、多様な手段の活用によって、直ちに地域住民等への周知徹底を図る。

また、観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあっても、あらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに来訪者に周知徹底を図る。

イ 関係機関相互の連絡

避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

〔報告又は通知事項〕

- | | |
|-----|---------------------|
| (ア) | 指示を行った者 |
| (イ) | 避難のための立退き又は屋内への退避の別 |
| (ウ) | 指示の理由 |
| (エ) | 指示の発令時刻 |
| (オ) | 指示の対象地域 |
| (カ) | 避難のための立退き先又は退避先 |
| (キ) | 避難のための立退き者数又は退避者数 |

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
市長	知事及び原子力災害対策本部長	災害対策基本法第 60 条第 4 項

- (5) 避難の方法・誘導等

【本編第 3 章第 13 節「避難・救出計画」参照】

第 6 警戒区域の設定等

1 警戒区域の設定

- (1) 市本部長は、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、警戒区域を設定する。

ア 発令者
イ 避難のための立退き又は屋内への退避の別
ウ 警戒区域設定の日時
エ 警戒区域設定の理由
オ 警戒区域設定の地域
カ その他必要な事項

- (2) 市本部長は、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 警戒区域設定の周知

(1) 地域住民への周知

市本部長は、警戒区域設定の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）又は広報媒体（テレビ、ラジオ）等により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

(2) 関係機関相互の連絡

実施責任者は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

〔報告又は通知事項〕

ア 警戒区域設定を行った者
イ 警戒区域設定の理由
ウ 警戒区域設定の発令時刻
エ 警戒区域設定の地域

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知	根拠法令
県知事	市町村長	災害対策基本法施行令第 30 条第 3 項
警察官、海上保安官		災害対策基本法第 63 条第 2 項
原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官		災害対策基本法第 63 条第 3 項

第 7 救出・避難所の開設

【本編第 3 章第 13 節「避難・救出計画」参照】

第 8 帰宅困難者対策

【本編第 3 章第 13 節「避難・救出計画」参照】

第 9 避難所以外の在宅避難者に対する支援

【本編第 3 章第 13 節「避難・救出計画」参照】

第 10 広域一時滞在

【本編第 3 章第 13 節「避難・救出計画」参照】

第 11 影響回避等のための措置

1 県等による情報提供

- (1) 県及び市は、住民等に対し、放射性物質等の影響を回避し、防護するために講ずべき措置等について、情報の提供又は要請を行う。
- (2) 県及び市は、必要に応じ、水道事業者、農林漁業者、食品加工事業者等に対し、放射性物質等の影響を回避し、又は軽減するために講ずべき措置等について、情報の提供又は要請を行う。

2 住民等の措置

- (1) 住民等は、身体等を防護するため、県等の情報提供又は要請に基づき、放射性物質等の影響を回避し、防護するために必要な措置を講ずる。この場合において、自主防災組織等は、自ら必要な措置を講ずることが困難な要配慮者等に対し、必要な支援を行うよう努める。
- (2) 水道事業者、農林漁業者、食品加工事業者等は、生産品等への影響を回避し、風評被害を防止するため、県等の情報に基づき、放射性物質等の影響を回避し、又は軽減するために必要な措置を講ずる。この場合において、農業協同組合、商工会議所、商工会その他の公共的団体は、農林漁業者、食品加工事業者等が円滑に必要な措置を講じられるよう、必要な支援の実施に努める。

第5節 医療・保健

第1 基本方針

- 1 原子力災害が発生した場合において、身体の避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの実施に必要な施設の確保及び体制の構築を図り、必要に応じこれを実施する。
- 2 市外からの避難者等に対し、被ばく医療の実施が必要な場合において、市内外の医療機関及び消防等との連携を図り、当該医療機関への搬送を行う。
- 3 避難等した住民等の心身両面にわたる健康を維持するため、健康相談、健康管理指導及びこころのケアを実施する。

第2 避難退域時検査及び除染

- 1 国が指示又は決定する身体の避難退域時検査を行う際の基準に基づき、避難した住民等（市外から避難した者を含む。）の身体の避難退域時検査及び簡易除染を実施する。この場合において、国、指定公共機関その他の関係機関に対し、身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施に必要な人員の派遣、資機材の確保等、必要な支援を求める。
- 2 身体の避難退域時検査及び簡易除染を実施する施設を確保し、当該施設の名称等を県本部長に通知するものとし、身体の避難退域時検査及び簡易除染は、当該施設において実施する。
- 3 市の担当

課	担当業務
健康こども課	1 身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施 2 県、国、指定公共機関との調整等

第3 初動医療体制

- 1 避難した住民等について、サーベイメーターによる身体の避難退域時検査等の結果、被ばく医療の必要性が指摘されたときは、県本部長に対し、被ばく医療の実施が必要な住民等の状況を報告し、搬送すべき医療機関及びその搬送方法の指示を求める。
- 2 市本部長は、県本部長の通知に基づき、被ばく医療の実施が必要な住民等の医療機関への搬送を実施する。県は、当該搬送等の実施に協力する。
- 3 市の担当

課	担当業務
健康こども課	県本部長への報告

第4 健康管理活動の実施

【本編第3章第14節「医療・保健計画」参照】

第4章 災害復旧計画

第1節 低減措置・廃棄物等対策

第1 基本方針

住民が日常生活から受ける追加被ばく線量の低減を図るための措置(以下「低減措置」という。)の実施により発生した廃棄物等について、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理又は処理されるよう指導する。

第2 低減措置の実施

- 1 低減措置は、学校等の施設、不特定多数の者が利用する施設、住居等、住民等が日常生活において利用する頻度等が高い箇所のほか、事業活動等に支障があり、事業者等が低減措置を行う必要があると認める箇所とする。
- 2 低減措置は、住民等が日常生活において利用する頻度等が高い箇所を優先して実施する。この場合において、子どもは、成人に比較し放射線の影響を受けやすいことから、子どもの生活環境を最優先に実施する。
- 3 低減措置は、低減措置の対象となるものを所有し、管理し、又は占有する者(以下、本節中「実施者」という。)が行い、国が示す方法又は県が適当と認める方法により実施する。

第3 廃棄物等の処理等

- 1 実施者は、低減措置の実施に伴い生じた廃棄物等を、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理し処理する。
- 2 市は、実施者に対し、当該廃棄物等が法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理又は処理されるよう指導する。

第4 実施者の措置

不特定多数の者が利用する施設に関し低減措置を行った実施者は、行った低減措置の内容、低減措置の実施結果等を公表するよう努める。

第5 市の措置

- 1 市は、自らが所有し、又は管理する施設等の低減措置を速やかに実施するとともに、自らが行った低減措置の内容、低減措置の実施結果等を公表する。
- 2 市は、相互に連携し、実施者による低減措置及び廃棄物等の処理が、円滑かつ適切に実施されるよう、技術的な助言その他のとりうるべき必要な支援を行う。

第2節 健康確保等

第1 基本方針

- 1 市は、相互に連携し、健康に不安等を感じる住民等（広域避難又は広域一時滞在により市内に滞在する避難者を含む。以下、この節において同じ。）に対し、健康相談を実施するとともに、住民等の健康確保に関し、必要と認めるときは、調査その他の必要な対策を実施する。
- 2 市は、原子力災害により被害を受けた住民等が、速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、住民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 健康相談の実施

不特定多数の者が利用する施設に関し低減措置を行った実施者は、行った低減措置の内容、低減措置の実施結果等を公表するよう努める。

第3 生活の安定確保

【本編第4章第1節「被災者の生活確保計画」参照】

第3節 風評被害防止

第1 基本方針

市は、原子力災害による風評被害が商工業、観光業、農林水産業その他の地場産業に及ぶことのないよう、これを未然に防止し、又は影響を軽減するために必要な活動を実施する。

第2 広報活動等

- 1 市は、関係機関・団体と連携し、商工業、農林水産業その他の地場産業の産品等の適切な流通等が確保され、及び観光客の減少が生じることのないよう、市内外での広報活動を行う。
- 2 広報活動を行うに当たっては、緊急時モニタリングの測定結果、出荷制限等の状況その他の情報を提供し、市内で生産される産品等及び市内の環境等が安全な状況にあることを広報する。
- 3 市は、関係機関・団体が自ら風評被害防止に向けた活動を実施する場合には、活動に必要な情報、資機材等の提供等、関係機関・団体に対し、必要な支援を行う。

資 料 編

目 次

第 1 組織及び役割等

別表 1 - 1 八幡平市防災会議組織	501
別表 1 - 2 防災関係機関の責務及び業務の大綱	502

第 2 避難所関係

別表 2 - 1 避難場所等	504
別表 2 - 2 避難所運営一覧	507

第 3 災害救助法の適用等

第 4 防災面から見た八幡平市の概況

第 5 災害発生時の被害量

別表 5 - 1 岩手・宮城内陸地震の被害概要	516
別表 5 - 2 阪神・淡路大震災級地震時の想定被害量	518

第 6 水害警戒区域等

別表 6 - 1 水位周知河川指定一覧	519
別表 6 - 2 要配慮者利用施設一覧	519

第 7 土砂災害警戒・危険箇所

別表 7 - 1 山地災害危険地区	
(1) 地すべり危険地区	520
(2) 山腹崩壊危険地区	521
(3) 崩壊土砂流出危険地区	526
(4) なだれ危険地区	534
別表 7 - 2 土砂災害警戒区域（土石流）	537
別表 7 - 3 土砂災害警戒区域（急傾斜地）	546
別表 7 - 4 地すべり危険箇所	550
別表 7 - 5 土砂災害警戒区域（地すべり）	550

第 8 火山関係

別表 8 - 1 岩手山火山災害警戒地域	551
別表 8 - 2 岩手山の避難促進施設一覧	551
別表 8 - 3 十和田火山災害警戒地域	553
別表 8 - 4 岩手山噴火警戒レベルにおける居住地域の範囲	553
別表 8 - 5 岩手山の歴史時代の噴火活動	554
別表 8 - 6 岩手山火山防災マップ	555

第9 気象警報等伝達関係

別表9-1	気象警報等伝達系統図	556
別表9-2	火災気象通報・火災警報伝達系統図	557
別表9-3	土砂災害警戒情報伝達系統図	558
別表9-4	住民への伝達	559
別表9-5	市内所在官公署団体等に対する気象警報等伝達先	560
別表9-6	盛岡地方気象台が発表する気象警報等の種類及び発表基準	564
別表9-7	警戒体制をとる場合の基準雨量	576

第10 広報の案文例等

別表10-1	水害関連広報	577
別表10-2	地震災害関連情報	579
別表10-3	火山災害関連情報	580

第11 その他資料

別表11-1	避難指示等の責任者等	581
別表11-2	要員の従事命令等	583
別表11-3	ヘリポート及び補給基地	585
別表11-4	ヘリコプター臨時離着陸場設計基準	586
別表11-5	災害対策本部の標識板及び腕章	588
別表11-6	交通規制の標識等	590

第 1 組織及び役割等

別表 1-1 八幡平市防災会議組織

八幡平市防災会議の組織は、次の防災機関の長又はその指名する職員によって構成する。

職 名	区 分	人数	防 災 機 関
会 長			八幡平市長
1号委員	指定地方行政機関の職員	4人 以内	岩手河川国道事務所 岩手北部森林管理署 盛岡地方気象台
2号委員	陸上自衛隊岩手駐屯部隊	1人	陸上自衛隊岩手駐屯地第九特科連隊
3号委員	岩手県知事部局内の職員	3人 以内	盛岡広域振興局 企画総務部 盛岡広域振興局 土木部 岩手土木センター 盛岡広域振興局 保健福祉環境部
4号委員	岩手県警察の警察官	1人	岩手警察署
5号委員	市長部局内の職員	9人 以内	八幡平市 副市長 企画総務部長 市民部長 福祉部長 産業建設部長 上下水道課長 八幡平市立病院事務局長 八幡平市会計管理者
6号委員	教育委員会の職員	3人 以内	八幡平市教育委員会 教育長 八幡平市教育委員会 教育次長
7号委員	消防機関	指定	盛岡地区広域消防組合消防長 八幡平市消防団長
8号委員	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員	7人 以内	東北電力ネットワーク株式会社盛岡電力センター 東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社 N T T 東本株式会社岩手支店 岩手県北自動車株式会社八幡平営業所 (公社) 岩手県トラック協会中央支部
9号委員	その他市長が任命する者	7人 以内	岩手西北医師会 松川土地改良区 郵便局 (八幡平市内代表郵便局) 新岩手農業協同組合 八幡平市社会福祉協議会

別表 1-2 防災関係機関の責務及び業務の大綱

防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

指定地方行政機関、岩手県、市、公共機関、公共団体及び防災上重要な施設の管理者等は、おおむね次の事務及び業務を処理する。

(1) 県

機 関 名	業 務 の 大 綱
岩手県	県地域防災計画に基づく、防災対策の実施に関すること。

(2) 市

機 関 名	業 務 の 大 綱
八幡平市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置及び運営に関すること。 2 防災に関する施設、組織の整備に関すること。 3 防災訓練の実施に関すること。 4 防災知識の普及及び教育に関すること。 5 災害に関する情報収集、伝達及び広報に関すること。 6 他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関すること。 7 災害応急対策の実施に関すること。 8 被災施設の復旧、被災地域の復興に関すること。 9 その他

(3) 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
国土交通省岩手河川国道事務所	国の管理する河川、道路、砂防等の災害応急対策及び災害復旧の実施に関すること。
岩手北部森林管理署	<ol style="list-style-type: none"> 1 山地治山施設 <ol style="list-style-type: none"> (1) 復旧治山事業に関すること。 (2) 予防治山事業に関すること。 2 防災林造成 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防風林造成事業に関すること。 (2) 雪崩防止林造成事業に関すること。 3 保安林整備に関すること。 4 地すべり防止事業に関すること。 5 山火事防止対策に関すること。 6 災害復旧用材の供給に関すること。
仙台管区气象台 (盛岡地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に係る技術的な支援・協力に関すること。 4 災害の発生が予想されるときや災害発生時において、市に対する気象状況の推移やその予想の解説等の実施に関すること。 5 県、市その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進や防災知識の普及啓発に関すること。 6 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。

(4) 自衛隊

機 関 名	業 務 の 大 綱
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請等に基づく、応急救援及び応急復旧に関すること。

(5) 消防機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
盛岡地区広域消防組合消防本部	1 消防業務に関すること。 2 救急業務に関すること。 3 災害予防対策の実施協力に関すること。 4 災害応急対策の実施協力に関すること。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社	線路及び施設管理、信号保安施設の防護に関すること。
東北電力ネットワーク株式会社盛岡電力センター	電気関係の災害防止及び災害復旧に関すること。
N T T 東日本株式会社岩手支店	各種警報の伝達及び災害時の緊急通信に関すること。
岩手県北自動車株式会社八幡平営業所	旅客自動車による陸上輸送の確保及び緊急輸送に関すること。
(一社)岩手県トラック協会中央支部	緊急物資輸送体制に関すること。

(7) その他の防災機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
岩手西北医師会	1 医療関係機関との連絡調整並びに医療防疫対策の協力に関すること。 2 検視及び死体調査の協力に関すること。
土地改良区	水門、水路、ため池等の施設の整備及びその防災管理に関すること。

(8) 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	業 務 の 大 綱
農業協同組合、農業共済組合及び森林組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施に関すること。 2 農林関係の市の実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること。 3 被災農家に対する災害保険の申請、融資及び融資のあっせんに関すること。 4 被災農家に対する肥料、飼料その他資材の確保及びあっせんに関すること。
郵便局	1 緊急物資等の輸送体制に関すること。 2 義捐金についての協力に関すること。
社会福祉協議会	1 災害ボランティアの連絡調整等に関すること。 2 岩手県災害派遣福祉チームの派遣調整に関すること。
商工会	災害時における物価安定についての協力に関すること。
観光協会	災害時における観光客の避難及び収容保護に関すること。
一般病院、医院等	1 収容患者に対する災害時の避難体制の確保に関すること。 2 災害時における負傷者等の収容保護及び医療救護に関すること。
一般運送事業者	災害時における緊急輸送に関すること。
危険物関係の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること。

第2 避難所関係

別表2-1 避難場所等

(1) 西根地区

施設名	電話	対象地域	収容可能人員	設置状況					
				自動車 出入	共同炊 事施設	飲料水	暖房	冷房	畳
西根中学校	76-3530	上町の一部、仲町の一部、町組	1,240	可	有	市水道	有	無	無
大更コミュニティセンター	76-4069	駅前一区、駅前二区の一部、上町の一部、仲町の一部	560	可	有	市水道	有	無	一部
大更小学校	76-2239	駅前二区の一部、下町一区～三区、松川、雇用促進、山後、両沼、五百森	1,400	可	有	市水道	有	無	無
旧東大更小学校		岡村、山子沢、大石平、中関	660	可	有	市水道	無	無	無
旧渋川小学校		渋川、渋川開拓、白屋	620	可	有	市水道	無	無	無
西根地区市民センター	76-2111	北村、間羽松	420	可	有	市水道	有	無	無
田頭コミュニティセンター	76-2521	館腰、町組	510	可	有	市水道	有	無	一部
田頭小学校	76-2732	中村、高宮、薬師	760	可	有	市水道	有	無	無
平笠小学校	76-3534	上平笠、中平笠、下平笠、南平笠	890	可	有	市水道	有	無	無
平館コミュニティセンター	74-2040	東、大久保	530	可	有	市水道	有	無	無
平館高等学校	74-2610	共新	1,200	可	有	市水道	有	無	無
平館小学校	74-2216	小福田、大泉、駅前、わし森、栴沢、笹目、松久保、山崎の一部	780	可	有	市水道	有	無	無
西根第一中学校	74-2514	山崎の一部、堀切、川原目、上関	860	可	有	市水道	有	無	無
寺田小学校	77-2323	新田、野口、寺田、土沢	780	可	有	市水道	有	無	無
寺田コミュニティセンター	77-2024	帷子	350	可	有	市水道	有	無	一部
荒木田地域体育館		荒木田、館沢	300	可	無	共同水道	無	無	無
若谷地自治公民館		若谷地	50	可	無	自家水道	有	無	一部

(2) 松尾地区

施設名	電話	対象地域	収容可能人員	設置状況					
				自動車 出入	共同炊 事施設	飲料水	暖房	冷房	畳
市役所多目的ホール棟	74-2111	松尾	200	可	有	市水道	有	無	無
大花森集落加工センター			50	可	有	市水道	有	無	一部
時森地区自治会館			50	可	有	市水道	有	無	一部
中松尾集落センター			50	可	有	市水道	有	無	一部
谷地中地区集落センター			50	可	有	市水道	有	無	一部
松野小学校	74-3310		500	可	無	市水道	有	無	無
鷺連寺	74-3028		100	可	有	市水道	有	無	無
松尾コミュニティセンター	76-3235	野駄	200	可	有	市水道	有	無	一部
松尾柔剣道場	76-3237		70	可	有	市水道	無	無	一部
森子集落センター			50	可	有	市水道	有	無	一部
向村ふれあいセンター			50	可	有	市水道	有	無	一部
総合福祉センター	74-4400		150	可	有	市水道	有	無	一部
山道集落センター			50	可	有	市水道	有	無	一部
中沢自治公民館			50	可	有	市水道	有	無	一部
前森集落センター		50	可	有	市水道	有	無	一部	
松尾中学校	76-4650	松尾 寄木	600	可	無	市水道	有	無	無
寄木小学校	76-3498		500	可	無	市水道	有	無	無
北寄木自治会館			50	可	有	市水道	有	無	一部
南寄木集落センター			50	可	有	市水道	有	無	一部
新田公民館			50	可	有	市水道	有	無	一部
刈屋集落センター			50	可	有	市水道	有	無	一部
柏台小学校	78-2003		畑，柏 台，金 沢，緑 ヶ丘， 温泉 郷	300	可	無	市水道	有	無
畑自治集会所		50		可	有	市水道	有	無	一部
柏台地区センター		50		可	有	市水道	有	無	一部
金沢自治集会所		50		可	有	市水道	有	無	一部
安比高原集会所		安比	100	可	有	市水道	有	無	一部

(3) 安代地区

施設名	電話	対象地域	収容可能人員	設置状況					
				自動車 出入	共同炊 事施設	飲料水	暖房	冷房	畳
細野コミュニティセンター	72-6900	細野、豊畑	1,100	可	有	市水道	有	無	無
畑コミュニティセンター	72-5357	畑1, 2区	500	可	有	市水道	無	無	一部
安代地区体育館	72-2111	荒屋新町、新町中央	500	可	有	市水道	有	無	無
荒屋コミュニティセンター	72-2505	荒屋	300	可	有	市水道	有	無	一部
安代小学校	72-3310	秋葉	1,000	可	無	市水道	無	無	無
安代中学校	72-2430	曲田横間、五日市1, 2, 3区	1,500	可	無	市水道	有	無	無
五日市コミュニティセンター	72-2961	五日市4区	200	可	有	市水道	有	無	一部
浅沢コミュニティセンター	72-2962	浅沢第1, 第2	1,200	可	有	市水道	有	無	一部
田山グラウンド	73-3331	杉沢、栗木田、平長	200	可	無	市水道	無	無	一部
田山コミュニティセンター	73-2057	苗石田、新興矢神、石名坂	800	可	有	市水道	無	無	一部
田山小学校	73-2047	田山上、田山下、愛の山	1,000	可	無	市水道	有	無	無
日泥公民館		折壁、日瀬通	70	可	有	市水道	有	無	
舘市コミュニティセンター	73-2995	舘市、兄畑、兄川	200	可	有	市水道	無	無	一部

別表 2-2 避難所運営一覧

施設名	担当部	施設名	担当部	施設名	担当部
西根中学校	市民部 教育部 支援部	市役所多目的ホール棟	総務部 福祉部 水道部	細野コミュニティセンター	市民部 産業部 会計部
大更コミュニティセンター		大花森集落加工センター		畑コミュニティセンター	
大更小学校		時森地区自治会館		安代地区体育館	
旧東大更小学校		中松尾集落センター		荒屋コミュニティセンター	
旧渋川小学校		谷地中地区集落センター		安代小学校	
西根地区市民センター		松野小学校		安代中学校	
田頭コミュニティセンター		鷲連寺		五日市コミュニティセンター	
田頭小学校		松尾コミュニティセンター		浅沢コミュニティセンター	
平笠小学校		松尾柔剣道場		田山グラウンド	
平館コミュニティセンター		森子集落センター		田山コミュニティセンター	
平館高等学校		向村ふれあいセンター		田山小学校	
平館小学校		総合福祉センター		日泥公民館	
西根第一中学校		山道集落センター		舘市コミュニティセンター	
寺田小学校		中沢自治公民館			
寺田コミュニティセンター		前森集落センター			
荒木田地域体育館		松尾中学校			
若谷地自治公民館		寄木小学校			
		北寄木自治会館			
		南寄木集落センター			
		新田公民館			
	刈屋集落センター				
	柏台小学校				
	畑自治集会所				
	柏台地区センター				
	金沢自治集会所				
	安比高原集会所				

第3 災害救助法の適用等

(1) 災害救助法の適用基準

本市における災害救助法適用は、次の程度に達した場合である。

(人口 15,000 人以上 30,000 人未満の場合)

(施行令 1-1-1)

- ・ 市域内の滅失世帯数が 50 世帯以上の場合

(施行令 1-1-2)

- ・ 滅失世帯数が 1 の基準に達しないが、岩手県下の滅失世帯数が 1,500 世帯以上であって、市域内の滅失世帯数が 25 世帯以上の場合

(施行令 1-1-3)

- ・ 滅失世帯数が 1 又は 2 の基準に達しないが、岩手県内において 7,000 世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶された地域に発生する等、救護が困難な事情がある場合で、かつ多数の世帯が滅失した場合

(施行令 1-1-4)

- ・ 多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

注) 被害世帯の運用基準は、全壊(焼)、流失を 1 世帯とし、半壊(焼)又は損傷したときは 2 世帯、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住不能状態のときは 3 世帯をもって、住家の滅失した 1 世帯とみなす。 【資料】滅失住宅の判定基準

【資料】 滅失住宅の判定基準

「全壊(焼)」、「流失」とは、住家が滅失したもので具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその延面積の 70%以上に達したものの、又は、住家の主要構造部(壁、柱、はり、屋根又は階段をいう。)の被害額がその住家の時価の 50%以上に達した程度のもをいう。

「半壊(焼)」とは、住家の損壊が著しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので具体的には住家の損壊又は焼失した部分が、その住家の延面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 20%以上 50%未満のもをいう。

(2) 災害救助法による救助の種類、程度、期間等

(令和7年10月現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期間	備 考
避難所の設置	災害により現に被災を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費1人1日当たり360円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に 応じて設定 2 基本額 1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,516,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額		1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり1,390円以内	災害発生日から7日以内	1人平均かつ3食でという意味である。

【 資 料 編 】

飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上																																				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)冬期(10月～3月)の季別は災害発生日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増す毎に加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊全焼 流失</td> <td>夏</td> <td>20,300</td> <td>26,100</td> <td>38,700</td> <td>46,200</td> <td>58,500</td> <td>8,500</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>33,700</td> <td>43,500</td> <td>60,600</td> <td>70,900</td> <td>89,300</td> <td>12,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊半焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>6,700</td> <td>8,900</td> <td>13,400</td> <td>16,300</td> <td>20,500</td> <td>2,900</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>10,700</td> <td>14,000</td> <td>19,900</td> <td>23,600</td> <td>29,800</td> <td>3,900</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算	全壊全焼 流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300	半壊半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900
区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算																																	
全壊全焼 流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500																																	
	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300																																	
半壊半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900																																	
	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900																																	
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…社会保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上																																				
助産	災害発生日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	災害発生日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上																																				
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生日から3日(72時間)以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上																																				

【 資 料 編 】

被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 739,000 円以内	災害発生の日から3か月以内に完了(ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内に完了)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)、又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり金額以内 小学校児童 5,500円 中学校生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から(教科書) 1カ月以内(文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 232,200円以内 小人(12歳未満) 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,700円以内(一時保存) ・ 既存建物借上費 通常の実費 ・ 既存建物以外 1体当たり5,900円以内(検索) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障を来している場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり143,900円以内	災害発生の日から10日以内	

【 資 料 編 】

輸送費 及び貸 金職員 等雇上 費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常 の実費	救助の実施 が認められ る期間以内	
-------------------------------	--	-------------------	-------------------------	--

実費弁 償	災害救助法施行令第4条 第1号から第4号までに規定 する者	災害救助法第7条第1 項の規定により救助に関 する業務に従事させた都 道府県知事の総括する 都道府県の常勤の職員 で当該業務に従事した 者に相当するものの給与 を考慮して定める。	救助の実施 が認められ る期間以内	時間外勤務手当 及び旅費は別途に 定める額
救助の 事務を 行うの に必要 な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料 費、食糧費、印刷製本費、 光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費は、地方 自治法施行令(昭和二 十二年政令第十六号) 第百四十三条に規定す る歳出の会計年度所属 区分により区分した当該 年度の災害ごとにおい て、第一条から第十五条 までに掲げる経費と法第 五条第三項に要した額 及び法第十九条に要し た額並びに令第八条に 定めるところにより算定 した額の合算額を合算し、 各合計額を合算した額 から次に掲げる割合を乗 じて得た額の合算額以 内とすること。 1 三千万円以下の部分 の金額については百分 の十 2 三千万円を超え六千 万円以下の部分の金 額については百分の九 3 六千万円を超え一億 円以下の部分の金額に ついては百分の八 4 一億円を超え二億円 以下の部分の金額につ いては百分の七 5 二億円を超え三億円 以下の部分の金額につ いては百分の六 6 三億円を超え五億円	救助の実施 が認められ る期間及び 災害救助費 の精算する 事務を行う 期間以内	災害救助費の精 算事務を行うのに必要 な費用のうちに要し た経費も含む。

【 資 料 編 】

		以下の部分の金額については百分の五 7 五億円を超える部分の金額については百分の四		
--	--	--	--	--

(3) 災害援護資金の貸付

対象災害	県内で災害により災害救助法が適用された市町村が1箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付対象者	台風、地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で世帯の前年の年間所得が 1人世帯 220万円以内 2人世帯 430万円以内 3人世帯 620万円以内 4人世帯 730万円以内 5人以上の世帯については、1人増すごとに730万円に30万円を加えた額以内。ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円以内
根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年9月18日法律第82号）
貸付金額	対象被害及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2 住居の全壊 250万円 3 住居の半壊 170万円 4 家財の1/3以上の損害 150万円 5 重複被害 (1) = 1 + 2 350万円 (2) = 1 + 3 270万円 (3) = 1 + 4 250万円 6 住居全体の滅失若しくは流失 350万円
貸付条件	1 据置期間 3年（特別の事情がある場合5年） 2 償還期間 据置期間経過後7年（特別の事情がある場合5年） 3 貸付 利率年3%（据置期間中は無利子） 4 償還方法 年賦又は半年賦 5 延滞利率 年10.75%

(4) 災害復興住宅資金

貸付対象	根拠法令	融資限度額	貸付条件
<p>火災、地震、暴風雨等の災害によって住宅が滅失又は損壊した者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を「住宅金融支援機構」から融資を受ける。</p> <p>1 建設資金</p> <p>(1) 建設資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合</p> <p>(2) 整地資金 建物と同時に宅地についても被害をうけて整地を行う場合</p> <p>(3) 土地取得資金 宅地が流出した等で新たに宅地を取得する場合</p>	<p>独立行政法人住宅金融支援機構法 (平成 17 年 7 月 6 日法律第 82 号)</p>	<p>1 建設資金 1,650 万円</p> <p>2 整地資金 440 万円</p> <p>3 土地取得資金 970 万円</p>	<p>1 据置期間 3 年以内(この期間返済期間を延長する。)</p> <p>2 返済期間 耐火構造、準耐火構造、木造(耐久性) 35 年以内 木造(一般) 25 年以内</p> <p>3 利子 固定金利</p> <p>4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済</p>
<p>2 購入資金</p> <p>(1) 購入資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合</p> <p>(2) 土地取得資金 敷地の所有権又は賃借権を取得する場合</p>		<p>1 新築購入資金 2,620 万円</p> <p>2 中古住宅購入資金</p> <p>(1) リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション 2,620 万円</p> <p>(2) リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 2,320 万円</p> <p>※ 購入資金のうち、土地取得資金は 970 万円が限度</p>	<p>1 据置期間 3 年以内(この期間返済期間を延長する。)</p> <p>2 返済期間</p> <p>(1) 新築購入 耐火構造、準耐火構造、木造(耐久性) 35 年以内 木造(一般) 25 年以内</p> <p>(2) 中古住宅購入 リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション 35 年以内 リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 25 年以内</p> <p>3 利子 固定金利</p> <p>4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済</p>
<p>3 補修等資金</p> <p>(1) 補修資金 住宅に被害が生じた旨のり災証明書の交付を受けた場合</p> <p>(2) 引方移転資金 補修する家屋を引方移転する場合</p> <p>(3) 整地資金 宅地に被害を受けて整地する場合</p>		<p>1 補修資金 730 万円</p> <p>2 引方移転資金 440 万円</p> <p>3 整地資金 440 万円</p> <p>※ 2 と 3 をあわせて利用する場合は、合計で 440 万円が限度</p>	<p>1 据置期間 1 年以内(返済期間は延長しない。)</p> <p>2 返済期間 20 年以内</p> <p>3 利子 固定金利</p> <p>4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済</p>

第4 防災面から見た八幡平市の概況

1 自然的条件

(1) 位置・地勢

本市は、岩手県の北西部に位置し、西は秋田県仙北市・鹿角市、北は青森県田子町、県内では東は二戸市・一戸町・岩手町、南は盛岡市・滝沢市・雫石町とそれぞれ接しており、北東北3県の中心に位置している。市域には東北自動車道・八戸自動車道と国道282号、JR花輪線が縦貫しているほか、主要地方道や一般県道があり、交通基盤が整備されている。

本市の南端には岩手山（標高2,038m）がそびえ、最高地点となっている。西部地域は、十和田八幡平国立公園をはじめとする奥羽山脈の山々が南北に連なり、中央部は前森山、七時雨山などの山々が横断しており、西根地域の市街地周辺を除いて、ほとんどが山間地域となっている。

これらの山々を源として3つの水系が形成され、南東部は、松川、赤川等の北上川水系、中央部から北東部にかけては、安比川をはじめとする馬淵川水系、北西部は、米代川をはじめとする米代川水系に属しており、川沿いに平坦地が開け、集落を形成しています。

本市は、平成17年に西根町、松尾村、安代町との合併を経て、現在では東西約25km、南北45kmの広大な面積（862.30km²）を有し、岩手県の面積（15,278.89km²）の約5.6%を占めている。

(2) 気候

本市の気候はケッペンの気候区分によると、湿潤大陸性気候・亜寒帯湿潤気候に属している。全域が豪雪地帯であり西部山岳地帯は、積雪3m以上で平野部においては、30cm～50cmとなっている。

年平均気温は、岩手松尾で9.4℃、荒屋で9.0℃、年降水量は、岩手松尾で1,076.8mm、荒屋で1,235.4mmとなっている。（アメダス平年値平成3年～令和2年）

厳冬期には-15℃以下、時には-20℃近くまで下がることもあり、岩手松尾-19.3℃（令和3年1月3日）、荒屋-19.7℃（令和4年1月3日）-19.1℃（令和5年2月28日）を観測されている。

2 社会的条件

本市においては、以下のような防災上の課題がある。

- (1) 大型店舗などの増加に伴う都市型火災や複雑多様化する密集地火災に対抗できる消防力の強化や、事務所を含めた自主防災組織の育成、予防消防の徹底が必要であること。
- (2) 若者のサラリーマン化により生活意識が地域中心型から職場中心型へ移行され、消防団員の減少、高齢化が進んでいること。

第5 災害発生時の被害量

別表5-1 岩手・宮城内陸地震の被害概要

1 地震の概要

- (1) 発生日時 平成20年6月14日 午前8時43分
- (2) 震源地 岩手県内陸南部（北緯39度01.7分、東経140度52.8分）
- (3) 震源の深さ 8 Km
- (4) 規模 マグニチュード 7.2
- (5) 各市町村の最大震度（震度5強以上） 余震626回（最大震度5弱）

震度6強	岩手県	奥州市
	宮城県	栗原市
震度6弱	宮城県	大崎市
震度5強	岩手県	北上市、一関市、金ヶ崎町、平泉町
	宮城県	加美町、涌谷町、登米市、美里町、名取市、仙台市、利府町
	秋田県	湯沢市、東成瀬村

地殻変動震央付近隆起2.1m、水平変動1.5m

2 人的・住家被害の状況

県名	人的被害（人）				住宅被害（棟）			
	死者	行方不明者	負傷者 （重症）（軽症）		全壊	半壊	一部破損	建物火災
岩手県	2		9	28	2	4	778	2
宮城県	14	4	54	311	28	141	1,773	1
秋田県		2	5	16		1	9	1
山形県			1				1	
福島県	1		1	1				
計	17	6	70	356	30	146	2,521	4

※ 避難所への避難者最大時 322人

3 土砂災害の状況

県名	土石流	地すべり	崖崩れ
岩手県	12	2	5
宮城県	17	2	8
秋田県			1
福島県			1
計	29	4	15

4 河道閉塞（天然ダム）

岩手・宮城県境の栗駒山周辺で15ヶ所の河道閉塞発生、うち決壊や氾濫のおそれが特に高い河道閉鎖8地区（9箇所）について対策工事实施（磐井川、迫川、三迫川）

5 その他被害の状況

- (1) ライフライン
 - ・ 電力の供給停止 最大29,005戸
 - ・ 水道の供給停止 岩手県1,781戸 宮城県3,584戸 秋田県15戸 山形県180戸
- (2) 通信
 - ・ 宮城県内で一部電話不通、岩手県・宮城県方面への通信に輻輳が発生し、通信規制を実施
- (3) 道路
 - ・ 県管理道路7区間通行止め

- (4) 交通機関
 - ・ 鉄道東北新幹線、陸羽東線運転中止
- (5) 文教施設
 - ・ 国立学校施設 5 施設
 - ・ 公立学校施設 256 施設
 - ・ 私立学校施設 20 施設
 - ・ 社会教育・体育、文化施設 180 施設
 - ・ 文化財等 30 施設
- (6) 農林水産関係
 - ・ 農地・農業用施設 1,405 箇所
 - ・ 林野関係 1,409 箇所
 - ・ 水産関係 10 箇所
- (7) 社会福祉施設等
 - ・ 社会福祉施設 116 施設
- (8) その他
 - ・ 下水道 6 施設
 - ・ 一般廃棄物処理施設 2 施設
 - ・ 公園施設 4 施設

6 災害救助法関係

- (1) 災害救助法の適用
 - ・ 岩手県 一関市、奥州市、北上市、金ヶ崎町、平泉町
宮城県 栗原市、大崎市
- (2) 応急仮設住宅
 - ・ 岩手県 奥州市 8 戸 宮城県 栗原市 65 戸
- (3) 被災者生活再建支援法
 - ・ 宮城県栗原市で支援金支給制度適用
- (4) 激甚災害の指定
 - ・ 岩手県 一関市、奥州市 宮城県 栗原市 秋田県 東成瀬村

7 災害派遣、応援

- ・ 自衛隊 人員約 26,290 名、車両約 7,950 両、航空機 606 機
- ・ 警察 人員 331 名
- ・ 消防 人員 825 名、航空機 16 隊
- ・ 海上保安庁 巡視船艇 30 隻, 航空機 49 機, 特殊救難隊 2 隊, 機動防除隊 1 隊
- ・ 厚生労働省 DMA T36 チーム
- ・ 国土交通省 人員 1,499 名、車両 29 台

別表 5-2 阪神・淡路大震災級地震時の想定被害量

項 目		八幡平市の想定被害量
死者数	芦屋市、神戸市東灘区・長田区並 (約 0.5% ¹⁾²⁾ A	132 人
	神戸市、西宮市並 (約 0.25% ²⁾) B	66 人
負傷者数	A × 6	792 人
	B × 6 (死者発生率 × 6 として計算)	396 人
重傷者数	≒ A	132 人
	≒ B (死者発生率にほぼ同じとして計算)	66 人
全壊数	芦屋市並 (21.9% ¹⁾) C	2,065 世帯
	神戸市並 (10.6% ²⁾) D	999 世帯
要救出現場数	C × 1/3	688 現場
	D × 1/3 (全壊数 × 1/3 として算定 ³⁾)	333 現場
避難者数	東灘区並 (約 36% ⁴⁾)	9,488 人
	芦屋市並 (約 24% ⁴⁾)	6,325 人
	西宮市並 (約 8% ⁴⁾)	2,108 人
避難所数	東灘区並 (6.4 箇所/1 万人 ⁴⁾)	16.9 箇所
	西宮市並 (4.6 箇所/1 万人 ⁴⁾)	12.1 箇所
出火件数	冬(5～6時発震)(約 1.9 件/1 万世帯 ⁵⁾)	1.8 件
	冬(6～8時発震)(約 3.2 件/1 万世帯 ⁶⁾)	3.0 件
	冬(11～13時発震)(約 2.9 件/1 万世帯 ⁶⁾)	2.7 件
	冬(17～19時発震)(約 4.8 件/1 万世帯 ⁶⁾)	4.5 件

なお、この表は八幡平市の人口 26,355 人、世帯数 9,429 世帯(平成 17 年国勢調査)とし、他の条件は阪神・淡路大震災と同一と仮定して、阪神・淡路大震災の被害データを人口・世帯数で読みかえて算定したものである。

- (1) 東京都:阪神・淡路大震災調査報告書一平成 7 年兵庫県南部地震東京都調査団一、1995 年 7 月
- (2) 消防通信社:消防通信 4 月号、1995 年
- (3) 要救出現場数・・・全壊家屋の中でほぼ圧壊状態に至ったものは、生理め者がいる可能性のある現場(=要救出現場)と考え、圧壊状態に至る率を 1/3 とみなした。
- (4) ほぼピーク時の避難所等の数である。出典:朝日新聞(1995 年 2 月 17 日付朝刊)
- (5) 阪神・淡路大震災で 20 件以上の火災が発生した神戸市の 6 区(中央区・兵庫区・長田区・須磨区・灘区及び東灘区)の平均出火率
- (6) 神戸市全体の平均出火率
- (7) 被害想定手法(出火件数予測式)で用いられている時刻係数 0.98(5～6 時)、1.64(6～8 時)、1.52(11～13 時)、2.50(17～19 時)を用いて算定している。

(注) 現在も阪神・淡路大震災に関する調査が関係各方面で進められていることから、本表作成に用いたデータのいくつかは、今後変更される可能性がある。

第6 水害警戒区域等

別表6-1 水位周知河川指定一覧

【県管理河川】

河川名	左岸（区域）、右岸（区域）
安比川	左岸 八幡平市細野 98 番 276 地内（安比堰堤）から 二戸市浄法寺町門前向 14 番 2 地先（太田川合流点）まで 右岸 八幡平市細野 534 番 1 地内（安比堰堤）から 二戸市浄法寺町馬場向 29 番 1 地先（太田川合流点）まで
松川	左岸 八幡平市松尾寄木第 1 地割（北ノ又川合流点）から 八幡平市大更第 7 地割（赤川合流点）まで 右岸 八幡平市松尾寄木第 1 地割（北ノ又川合流点）から 八幡平市大字松内字築場第 5 地割（赤川合流点）まで

別表6-2 要配慮者利用施設一覧

水防法に基づく、洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設は次のとおり。

施設名	住 所	施設種別	浸水区分
安代診療所	八幡平市荒屋新町 144-1	医療施設	計画規模
小原歯科医院	八幡平市清水 90-2	医療施設	計画規模
アオキ歯科医院	八幡平市荒屋新町 109	医療施設	想定最大規模

第 7 土砂災害警戒・危険箇所

別表 7-1 山地災害危険地区

(1) 地すべり危険地区

No	地区名	位置			保安林等	地すべり防止区域	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	治山事業進捗状況	備考	公共施設等						
		旧町村	大字(地区)	字									人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設(道路を除く)	数量	道路
1	安代寄木	安代	畑	安代寄木	有	有	無	有	A	32.63	既成	B-4	58						国
2	戸鎖	安代	田山	戸鎖	無	有	無	有	C	36.83	無	B-3							林
3	不動沢	安代	荒屋	高畑	無	有	無	有	A	2.20	無	C-4	10						
4		安代		安比岳国有林480.481林班	有	有	無	有	B	80	一部既成								市
5		松尾		松尾寄木赤川山国有林1485.1487林班	有	有	無	有	B	114	無				6				県
6		松尾		松尾寄木北ノ又山国有林1564林班	有	無	無	有	A	9	無				5				県
7		松尾		松尾寄木北ノ又山国有林1564林班	有	無	無	有	A	32	無						1		
8		松尾		松尾寄木赤川山国有林1565.1566林班	有	無	無	有	A	768	無						5		
9		松尾		松尾寄木松川国有林1503.1560林班	有	無	無	有	A	768	未成			30				1	県

【 資 料 編 】

(2) 山腹崩壊危険地区

No.	地区名	位 置			保安林等	地すべり 防止区域	他の法令 指定	荒廃状況	危険地区の 危険度	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	公 共 施 設 等					
		旧町村	大字 (地区)	字								人家 50戸以上	人家 49 ～ 10戸	人家 9 ～ 5戸	人家 4 戸以下	(道路を除く) 公共施設	数量
1	松川	西根	大更	大更	無		無	無	C	1.00	無			6			市
2	蟹沢	西根	大更	大更	無		無	無	A	3.00	無		10				市
3	白屋	西根	大更	大更	無		無	無	C	1.00	無			4			市
4	暮坪	西根	寺田	西根寺田	無		無	無	A	1.00	無		14				
5	25地割 1-2	西根	寺田	西根寺田	有		無	有	B	3.00	一部既成						県
6	松川	松尾	寄木	松尾寄木	有		無	有	C	1.00	既成						林
7	時森沢	松尾	松尾	時森	有		無	有	A	2.00	一部既成		17		下時森農 村公園	1	国
8	岩木	安代	浅沢	岩木	無		無	無	A	3.00	無		10				市
9	日影	安代	五日市	日影	無		無	無	A	2.00	無		12				県
10	五日市	安代	五日市	五日市	無		無	無	B	1.00	無		12				市
11	五日市	安代	五日市	五日市	無		無	無	A	1.00	無		12				市
12	荒屋新町	安代	荒屋	荒屋新町	無		無	無	A	1.00	無	50					国
13	清水	安代	荒屋	清水	無		無	無	A	3.00	無		32				市
14	寺志田	安代	荒屋	寺志田	無		無	無	A	2.00	無		25				国
15	寺志田	安代	荒屋	寺志田	無		無	無	C	8.00	無				2		国

【 資 料 編 】

No.	地区名	位 置			保安林等	地すべり 防止区域	他の法令 等の指定	荒廃状況	危険地区の 危険度	面積 (ha)	進捗状況 治山事業	公 共 施 設 等						
		旧町村	大字 (地区)	字								人家 50戸以上	人家 49～10戸	人家 9～5戸	人家 4戸以下	公共施設 (道路を除く)	数量	道路
16	保土坂	安代	畑	保土坂	無		無	無	C	4.00	無							国
17	荒屋新町	安代	畑	黒沢	無		無	有	C	3.00	無			2				高速
18	赤坂田	安代	畑	赤坂田	無		無	無	B	6.00	無			5				国
19	星沢	安代	畑	星沢	無		無	無	A	6.00	無			6				国
20	細野	安代	細野	細野	無		無	無	C	2.00	無							林
21	栗木田	安代	田山	栗木田	無		無	無	A	2.00	無			8				市
22	左妻	安代	田山	左妻	無		無	有	A	1.00	無			5				市
23	田山	安代	田山	田山	有		無	有	A	1.00	既成		14				1	市
24	蛇石	安代	田山	蛇石	無		無	有	A	3.00	無			5				国
25	長坂	安代	田山	長坂	無		無	無	B	3.00	無				1			国
26	佐比内	安代	舘市	佐比内	無		無	無	C	2.00	無				1			国
27	兄畑	安代	舘市	兄畑	有		無	有	A	3.00	既成			5				林
28	舘市	安代	舘市	舘市	無		無	無	C	1.00	無							市
29	作平	安代	舘市	作平	有		無	有	A	9.00	既成			7				市
30	作平	安代	舘市	作平	無		無	無	A	2.00	無		20					市

【 資 料 編 】

No.	地区名	位 置			保安林等	地すべり 防止区域	他の法令 の指定	荒廃状況	危険地区の 危険度	面積 (ha) 危険地区	治山事業 進捗状況	公 共 施 設 等						
		旧町村	大字 (地区)	字								人家 50戸以上	人家 49 ～ 10戸	人家 9 ～ 5戸	人家 4 戸以下	(道路を除く) 公共施設	数量	道路
31	作平	安代	舘市	作平	無		無	無	A	2.00	無		14					市
32	作平	安代	舘市	作平	無		無	無	C	5.00	無			4				市
33	作平	安代	舘市	作平	無		無	無	B	3.00	無							林
34	目名市	安代	五日市	目名市	無		無	無	A	5.00	無		25					国
35	不動	安代	荒屋	高畑	有		無	有	B	2.00	一部既成							林
36	石神	安代	浅沢	石神	無		無	有	B	1.00	無			3				高速
37	高畑	安代	荒屋	高畑	有		無	有	C	3.00	無							作業
38	上岩木 48-1	安代	浅沢	上岩木	無		無	有	C	3.00	無							市
39	吠田	安代	荒屋	高畑	有		無	有	C	2.00	未成							市
40	岩屋	安代	浅沢	岩屋	有		無	有	B	2.00	一部既成		11					市
41	丑山	安代	田山	丑山	有		無	有	B	1.00	無			2				市
42	愛の山	安代	田山	愛の山	有		無	有	B	1.00	無	50						市
43	松木田	安代	畑	小屋畑	有		無	有	B	3.00	未成		25					国
44	田山	安代	田山	田山	無		無	有	C	0.00	無			7				市
45	愛の山	安代	田山	愛の山	無		無	無	B	1.00	無				3			市

【 資 料 編 】

No.	地区名	位 置			保安林等	防地すべり区域	他の指定令	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	進捗状況 治山事業	公 共 施 設 等						数量	道路
		旧町村	大字 (地区)	字								人家 50 戸以上	人家 49 ~ 10 戸	人家 9 ~ 5 戸	人家 4 戸以下	(道路を除く) 公共施設			
46		安代		兄川山国有林 4 林班	有	/	無	無	C	4	無							市	
47		安代		兄川山国有林 34 林班	有	/	無	無	B	8	無			5					
48		安代		兄川山国有林 34 林班	有	/	無	有	A	3	無						300	国	
49		安代		兄川山国有林 34 林班	有	/	無	有	A	4	一部既成						3	市	
50		安代		矢神岳国有林 56 林班	有	/	無	無	A	4	一部既成						400		
51		安代		矢神岳国有林 58 林班	有	/	無	無	A	4	無						300	国	
52		安代		矢神岳国有林 60 林班	無	/	無	無	A	2	無						100		
53		安代		天狗森国有林 117 林班	無	/	無	無	A	9	無		13				500		
54		松尾		松尾前森国有林 1450 林班	有	/	無	無	B	10	無							国	
55		松尾		松尾前森国有林 1451 林班	有	/	無	無	B	4	無				1			国	
56		松尾		松尾寄木赤川山国有林 1487 林班	有	/	無	有	A	6	一部既成						3	県	
57		松尾		松尾寄木赤川山国有林 1492 林班	有	/	無	有	B	14	無							県	
58		松尾		松尾寄木赤川山国有林 1496 林班	有	/	有	無	B	3	無							県	

【 資 料 編 】

No.	地区名	位 置			保安林等	地すべり 防止区域	他の法令 等の指定	荒廃状況	危険地区の 危険度	面積(ha)	治山事業 進捗状況	公 共 施 設 等						
		旧町村	大字 (地区)	字						危険地区		人家 50戸以上	人家 49～10戸	人家 9～5戸	人家 4戸以下	(道路を除く) 公共施設	数量	道路
59	松尾			松尾寄木赤川山 国 有 林 1565.1566 林班	有		無	無	B	10	無							県
60	松尾			松尾寄木北ノ又 山国有林 1564 林班	有		無	有	B	15	無							県
61	松尾			松尾寄木松川国 有林 1503.1559 林班	有		無	有	B	20	未成							県
62	松尾			松尾寄木松川国 有林 1556 林班	有		有	有	B	7	未成				3			
63	松尾			松尾寄木北ノ又 山国有林 1562 林班	有		無	有	B	186	未成							県
64	西根			西根寺田七時雨 山国有林 1417 林班	有		無	有	C	27	未成							林
65	安代			八幡平山国有林 6 林班	有		無	有	C	1	一部既成							市

(3) 崩壊土砂流出危険地区

No.	地区名	位 置			保安林等	地すべり 防止区域	他の法令 等の指定	荒廃状況	危険地区の 危険度	面積 (ha)	進捗状況 治山事業	公 共 施 設 等						
		旧町村	大字 (地区)	字								人家 50戸以上	人家 49 ～10戸	人家 9 ～5戸	人家 4戸以下	(公共施設 を除く) 道路	数量	道路
1	寺田	西根	寺田	西根寺田	有	無	無	無	A	0.90	無	70						県
2	寺田	西根	寺田	西根寺田	有	無	無	無	B	1.47	無		28					県
3	寺田	西根	寺田	西根寺田	有	無	無	無	B	0.30	無		45					県
4	大平	西根	寺田	西根寺田	無	無	無	無	C	0.81	無			5				市
5	上坊	西根	田頭	平笠	無	無	無	無	A	2.70	無		30					国
6	焼切沢	松尾	寄木	松尾寄木	有	無	無	有	B	6.00	既成	73						県
7	柳沢	松尾	寄木	松尾寄木	有	無	無	有	C	3.75	既成							県
8	小金沢	松尾	寄木	松尾寄木	無	無	無	無	A	1.13	無	73				東八幡平病院	1	県
9	寄木東沢	松尾	寄木	松尾寄木	無	無	無	無	A	3.15	未成	73				東八幡平病院	1	県
10	大沢	安代	田山	大沢	無	無	有	有	C	1.20	無							林
11	愛の山	安代	田山	愛の山	無	無	無	無	B	0.63	無		30					国
12	二タ子	安代	田山	二タ子	無	無	無	有	A	1.35	無			9				
13	長志田	安代	田山	長志田	無	無	無	有	B	1.65	無		18					市
14	馬揚沢	安代	田山	馬揚沢	無	無	無	有	C	1.05	無							林
15	愛の山	安代	田山	愛の山	有	無	無	無	B	0.12	未成			5		田山小学校	1	市

【 資 料 編 】

No.	地区名	位 置			保安林等	地すべり防止区域	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	進捗状況	公 共 施 設 等						
		旧町村	大字 (地区)	字						危険地区		人家 50戸以上	人家 49 ～ 10戸	人家 9 ～ 5戸	人家 4戸以下	(道路を除く) 公共施設	数量	道路
16	赤坂田	安代	畑	赤坂田	無	無	無	無	C	0.75	無			5				市
17	打田内	安代	荒屋	打田内	有	無	無	有	C	3.30	未成			7				市
18	荒屋新町	安代	荒屋	荒屋新町	有	無	無	無	A	1.05	無	60						国
19	寺志田	安代	荒屋	寺志田	無	無	無	無	C	0.36	無							国
20	小屋畑	安代	畑	小屋畑	有	無	無	有	B	1.26	無		14					市
21	保戸坂	安代	畑	保戸坂	有	無	無	無	B	0.75	未成		15					市
22	五日市	安代	五日市	五日市	有	無	無	有	B	1.95	未成		10					市
23	戸沢	安代	五日市	戸沢	無	無	無	有	B	1.95	無			7				国
24	土沢	安代	浅沢	土沢	無	無	無	有	C	0.63	無							林
25	中佐井	安代	浅沢	中佐井	有	無	無	有	B	3.75	未成		30					
26	中佐井	安代	浅沢	中佐井	無	無	無	無	B	0.90	無		10					県
27	石神	安代	浅沢	石神	有	無	無	有	C	2.70	未成							県
28	古屋敷	安代	浅沢	古屋敷	有	無	無	有	C	1.50	未成			6				
29	佐比内	安代	舘市	佐比内	有	無	無	有	B	0.36	既成			6				国
30	戸鎖	安代	舘市	戸鎖	有	無	無	有	C	1.35	未成			7				市

【 資 料 編 】

No.	地区名	位 置			保安林等	地すべり 防止区域	他の法令 等の指定	荒廃状況	危険地区の 危険度	面積 (ha)	進捗 状況	公 共 施 設 等						道 路
		旧 町村	大字 (地区)	字						危険地区		人家 50戸 以上	人家 49 ～ 10 戸	人家 9 ～ 5 戸	人家 4 戸 以下	(道路を 除く) 公共 施設	数 量	
31	戸鎖	安代	舘市	戸鎖	有	無	無	有	C	1.05	未成							国
32	杉沢	安代	田山	杉沢	有	無	無	有	B	3.15	未成		15					林
33	苗代沢	安代	田山	苗代沢	有	無	無	有	C	0.36	無							市
34	丑山	安代	田山	丑山	有	無	無	有	B	1.50	無		11					市
35	矢神	安代	田山	矢神	有	無	無	有	A	0.45	未成		12					高速
36	兄川	安代	田山	兄川	無	無	無	有	B	1.50	無							林
37	長志田	安代	田山	長志田	有	無	無	無	C	0.60	未成			7				市
38	高畑	安代	荒屋	高畑	有	無	無	無	C	2.10	未成							林
39	高畑	安代	荒屋	高畑	無	無	無	無	C	2.52	無				2			市
40	高畑	安代	荒屋	高畑	無	無	無	無	C	0.81	無				2			高速
41	新田	安代	畑	新田	無	無	無	無	C	0.54	無				4			国
42	瀬の沢	安代	田山	瀬の沢	無	無	無	無	B	0.96	無			5				
43	黒沢	安代	畑	黒沢	有	無	無	有	C	0.96	未成			6				
44	高畑	安代	荒屋	高畑	有	無	無	有	C	4.08	未成							林
45	高畑	安代	荒屋	高畑	有	無	無	無	C	3.15	未成							国

【 資 料 編 】

No.	地区名	位 置			保安林等	地すべり防止区域	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)	進捗状況	公 共 施 設 等						
		旧町村	大字(地区)	字								人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	(道路を除く)公共施設	数量	道路
46	目名市	安代	五日市	目名市	有	無	無	無	B	3.30	未成		19					国
47	古屋敷	安代	浅沢	古屋敷	有	無	無	有	A	2.31	未成		10					県
48	高畑	安代	荒屋	高畑	有	無	無	有	A	1.95	未成			5				高速
49	相沢	安代	田山	相沢	有	無	無	有	C	2.88	未成							林
50	兄川	安代	舘市	兄川	無	無	無	有	A	0.36	無		10					市
51	兄川	安代	舘市	兄川	無	無	無	有	B	0.72	無		12					市
52	田沢	安代	田山	田沢	有	無	無	有	C	2.16	未成			8				林
53	高畑	安代	荒屋	高畑	有	無	無	無	C	5.25	未成							林
54	小屋畑	安代	畑	小屋畑	無	無	無	無	A	3.78	無		13					市
55	高清水	安代	五日市	繫沢	有	無	無	有	C	2.07	一部既成							県
56	大又沢	安代	舘市	兄畑	有	無	無	無	B	1.80	一部既成							作業
57	不動沢	安代	荒屋	高畑	有	無	無	有	C	0.00	一部既成							市
58	滝の又沢	安代	五日市	滝の又沢	有	無	無	有	C	5.76	一部既成							作業
59	大又小沢	安代	五日市	大又小沢	有	無	無	有	C	0.36	既成							作業
60	繫沢	安代	五日市	繫沢	有	無	無	有	C	2.16	一部既成							県

【 資 料 編 】

No.	地区名	位 置			保安林等	防 止 地 区域 すべり	等 他 の指 法 定 令	荒 廢 状 況	危 險 地 区 の 度	面積 (ha)	進 治 捗 山 状 事 業	公 共 施 設 等						道 路
		旧 町 村	大 字 (地区)	字						危 險 地 区		人 家 50 戸 以 上	人 家 49 ～ 10 戸	人 家 9 ～ 5 戸	人 家 4 戸 以 下	(道 路 を 除 け る) 公 共 施 設	数 量	
61	佐比内	安代	舘市	佐比内	有	無	無	有	C	0.36	未成							国
62	沖の平	安代	舘市	沖の平	有	無	無	有	C	0.10	既成		5					
63	高畑	安代	荒屋	高畑	有	無	無	無	B	1.80	一部既成							林
64	元志内沢	安代	五日市	元志内沢	無	無	無	有	A	2.07	無		15			繫沢 公民館	1	県
65	荒屋新町裏	安代	荒屋	荒屋新町裏	有	無	無	無	B	0.41	一部既成	100				荒屋新 町駅	1	鉄道
66	作平	安代	舘市	作平	有	無	無	有	A	0.30	一部既成		12					市
67	小屋畑	安代	畑	小屋畑	有	無	無	有	A	3.12	一部既成		16			小屋畑 公民館	1	国
68	舘市 17-1	安代	舘市	舘市 17-1	無	無	無	有	B	1.44	無		23					国
69		安代		兄川山国有 林 6 林班	有	無	無	無	C	1	一部既成							市
70		安代		兄川山国有 林 4 林班	有	無	無	有	C	0	無							市
71		安代		兄川山国有 林 4 林班	有	無	無	無	C	1	無							市
72		安代		兄川山国有 林 22 林班	有	無	無	無	C	0	無							市
73		安代		天狗森国有 林 119.120 林班	無	無	無	無	A	1	未成		11					市

【 資 料 編 】

No.	地区名	位 置			保安林等	地すべり防止区域	他の指定制令	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	進治山事業	公 共 施 設 等						
		旧町村	大字 (地区)	字						危険地区		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	(公共施設を 道路を除く)	数量	道路
74		安代		兄川山国有林 34.36 林班	有	無	無	無	B	1	一部既成			5				国
75		安代		兄川山国有林 37 林班	有	無	無	無	A	0	無			5			500	国
76		安代		天狗森国有林 110 林班	有	無	無	無	C	0	無			5				県
77		安代		天狗森国有林 110 林班	有	無	無	有	B	1	無			5				県
78		安代		天狗森国有林 117 林班	有	無	無	無	C	1	無				3			国
79		安代		矢神岳国有林 44.45 林班	有	無	無	有	C	1	無							国
80		安代		苗代沢山国有林 74.80 林班	無	無	無	無	C	0	無							林
81		安代		矢神岳国有林 58 林班	有	無	無	無	B	0	無						300	国
82		安代		矢神岳国有林 58 林班	有	無	無	有	B	0	無						200	国
83		安代		苗代沢山国有林 64 林班	有	無	無	有	B	2	一部既成			5			1	国
84		安代		曲田沢山国有林 427 林班	無	無	無	無	C	1	無							国
85		安代		苗代沢山国有林 65 林班	無	無	無	無	C	2	無							市

【 資 料 編 】

No.	地区名	位 置			保安林等	防地すべり 区域	他の 指法定令	荒 廢 状 況	危 險 地 区 の 度	面積 (ha)	進 治 抄 山 状 事 業	公 共 施 設 等						
		旧 町 村	大字 (地区)	字						危 險 地 区		人 家 50 戸 以 上	人 家 49 ～ 10 戸	人 家 9 ～ 5 戸	人 家 4 戸 以 下	(道 路 を 除 く) 公 共 施 設	数 量	道 路
86		安代		兄川山国有林 23 林班	無	無	無	無	C	0	一部既成							市
87		西根		西根寺田七 時雨山国有林 1417 林班	有	無	無	有	C	4	未成							県
88		西根		帷子七時雨 山国有林 1418 林班	有	無	無	無	C	3	未成							県
89		松尾		松尾寄木松 川国有林 1487 林班	有	無	無	有	A	1	未成						3	県
90		松尾		松尾寄木北 ノ又山・赤 川山国有林 1563.1564. 1565 林班	有	無	無	有	A	21	未成						1	
91		松尾		松尾寄木北 ノ又山国有林 1562 林班	有	無	無	有	C	5	未成							県
92		松尾		松尾寄木松 川国有林 1503.1559 林 班	有	無	無	有	B	1	無							県
93		松尾		松尾寄木松 川国有林 1558.1560 林 班	有	無	無	有	B	12	未成			5			1	県

【 資 料 編 】

No.	地区名	位 置			保安林等	地すべり 防止区域	他の法令 等の指定	荒廃状況	危険地区の 危険度	面積 (ha)	進捗状況 治山事業	公 共 施 設 等						
		旧町村	大字 (地区)	字								人家 50戸以上	人家 49～10戸	人家 9～5戸	人家 4戸以下	(道路を除く) 公共施設	数量	道路
94		松尾		松尾寄木松川 国 有 林 1557.1558 林 班	有	無	有	有	A	4	無			5			1	市
95		松尾		松尾寄木松川 国 有 林 1556.1557 林 班	有	無	無	有	A	4	未成			5			1	

(4) なだれ危険地区

No.	地区名	位置			土地区分		所有区分			危険箇所把握区分			法的規制等の状況				
		旧町村	大字(地区)	字	林地	その他	国有林	民有林	その他	既把握箇所の箇所	治山調査の箇所	新規追加の箇所	保安林等	地すべり防止区域	山地災害危険地区	急傾斜地崩壊危険箇所	砂防指定地
1	兄畑 1	安代	舘市	兄畑	○			○		○			なだれ防止				
2	兄畑 2-1	安代	舘市	兄畑	○			○		○			なだれ防止				
3	兄畑 3	安代	舘市	兄畑	○			○		○			なだれ防止				
4	兄畑 4	安代	舘市	兄畑	○			○		○			なだれ防止				
5	舘市 1	安代	舘市	舘市	○			○		○			なだれ防止				
6	舘市 2	安代	舘市	舘市	○			○		○			なだれ防止				
7	舘市 3	安代	舘市	舘市	○			○		○			なだれ防止				
8	舘市 4	安代	舘市	舘市	○			○		○			なだれ防止				
9	佐比内 1	安代	舘市	兄川山 34 林班	○		○			○	○		なだれ防止		○		
10	佐比内 2	安代	舘市	兄川山 34 林班	○		○			○	○		なだれ防止		○		
11	佐比内 4	安代	舘市	佐比内	○			○		○			なだれ防止				
12	佐比内 5	安代	舘市	佐比内	○			○		○			なだれ防止				
13	佐比内 3	安代	舘市	佐比内	○			○		○			なだれ防止				
14	戸鎖	安代	田山	戸鎖	○			○		○			なだれ防止				
15	蛇石 1	安代	田山	蛇石	○			○		○			なだれ防止				

【 資 料 編 】

No.	地区名	位置			土地区分		所有区分			危険箇所把握区分			法的規制等の状況					
		旧町村	大字 (地区)	字	林地	その他	国有林	民有林	その他	既把握箇所	治山調査等の箇所	新規追加の箇所	保安林等	地すべり防止区域	山地災害危険地区	危険箇所	急傾斜地崩壊	砂防指定地
16	矢神	安代	田山	矢神	○			○		○			なだれ防止					
17	蛇石 2	安代	田山	蛇石	○			○		○			なだれ防止					
18	折壁	安代	田山	折壁	○			○		○			なだれ防止					
19	花輪鉦山 4	安代	田山	花輪鉦山	○			○		○			なだれ防止					
20	花輪鉦山 3	安代	田山	花輪鉦山	○			○		○			なだれ防止					
21	花輪鉦山 1	安代	田山	花輪鉦山	○			○		○			なだれ防止					
22	花輪鉦山 2	安代	田山	花輪鉦山	○			○		○			なだれ防止					
23	切通 2	安代	田山	切通	○			○		○			なだれ防止					
24	切通 1	安代	田山	切通	○			○		○			なだれ防止					
25	貝梨峠 1	安代	田山	貝梨峠	○			○		○			なだれ防止					
26	貝梨峠 2	安代	田山	貝梨峠	○			○		○			なだれ防止					
27	貝梨峠 3	安代	田山	貝梨峠	○			○		○			なだれ防止					
28	兄川 1	安代	舘市	兄川	○			○		○			なだれ防止					
29	兄川 2	安代	舘市	兄川	○			○		○			なだれ防止					
30	兄川 3	安代	舘市	兄川	○			○		○			なだれ防止					

【 資 料 編 】

No.	地区名	位置			土地区分		所有区分			危険箇所把握区分			法的規制等の状況				
		旧町村	大字 (地区)	字	林地	その他	国有林	民有林	その他	既把握箇所	治山調査等の箇所	新規追加の箇所	保安林等	地すべり防止区域	山地災害危険地区	急傾斜地崩壊危険箇所	砂防指定地
31	兄川4	安代	舘市	兄川	○			○		○			なだれ防止				
32	兄川5	安代	舘市	兄川	○			○		○			なだれ防止				
33	兄川6	安代	舘市	兄川	○			○		○			なだれ防止				
34	兄川7	安代	舘市	兄川	○			○		○			なだれ防止				
35	星沢	安代	畑	星沢	○			○		○			なだれ防止				
36	兄畑2-2	安代	舘市	兄畑	○			○		○			なだれ防止				
37		松尾		松川山 1556林班	○		○			○	○		水源かん養		○		○

【 資 料 編 】

別表 7-2 土砂災害警戒区域（土石流）

No.	溪流番号	溪流名	溪流所在地			水系	河川名	流域長	流域面積	平均溪床勾配	代表的な 地質条件	土石流氾濫区域					保全対象				警戒区域の 指定・ 土砂災害特別
			旧町村	大字 (地区)	字							地形分類	氾濫開始点 の勾配	氾濫終息点 の勾配	氾濫区域の 延長	氾濫区域の 最大幅	人家戸数	災害弱者 関連施設	公共施設	耕地面積	
1	I-17	二双沢	西根	田頭	平笠	北上川	松川	3.00	5.00	8	火山 火山岩屑地帯又は 火砕流堆積地帯	扇状	4	2	910	690	29			33.60	特別
2	I-18	ナリヤ 沢	西根	田頭	留右	北上川	松川	2.06	1.76	7	火山 火山岩屑地帯又は 火砕流堆積地帯	扇状	6	2	2980	240	34			3.00	特別
3	A036003	西根団 地の沢	西根	寺田	西根 団地	北上川	涼川	1.05	0.67	5	火山 火山岩屑地帯又は 火砕流堆積地帯	扇状	7	2	380	235	5			0.28	特別
4	A036004	西根団 地の沢 (2)	西根	寺田	西根 団地	北上川	涼川	0.31	0.10	8	火山 火山岩屑地帯又は 火砕流堆積地帯	扇状	6	2	260	240	6			0.27	特別
5	A036101	権現沢	西根	寺田	権現沢	北上川	涼川	0.30	0.06	9	火山 火山岩屑地帯又は 火砕流堆積地帯	扇状	7	2	200	180	5			0.82	特別
6	A046101	滝ノ沢	西根	寺田	荒木田	北上川	涼川	3.35	2.31	6	火山 火山岩屑地帯又は 火砕流堆積地帯	谷底 平野	3	2	690	170	5			3.25	特別
7	A046102	寺沢の 沢	西根	寺田	荒木田	北上川	涼川	0.49	0.21	7	火山 火山岩屑地帯又は 火砕流堆積地帯	扇状	5	2	675	150	5			4.22	特別
8	A056101	上坊の 沢	西根	田頭	平笠	北上川	松川	0.40	0.27	14	火山 火山岩屑地帯又は 火砕流堆積地帯	扇状	3	2	1100	340	12			10.86	警戒
9	A056102	水沢	西根	田頭	平笠	北上川	松川	0.63	0.20	10	火山 火山岩屑地帯又は 火砕流堆積地帯	谷底 平野	3	2	1300	230	5			6.76	特別
10	B036102	寺沢	西根	寺田	西根 寺田	北上川	涼川	2.70	1.52	5	火山 火山岩屑地帯又は 火砕流堆積地帯	谷底 平野	4	2	390	130	4			1.95	特別

【 資 料 編 】

No.	溪流番号	溪流名	溪流所在地			水系	河川名	流域長	流域面積	平均溪床勾配	地質条件 代表的な	土石流氾濫区域					保全対象				警戒区域の指定 土砂災害特別・
			旧町村	大字 (地区)	字							地形分類	氾濫開始点 の勾配	氾濫終息点 の勾配	氾濫区域の 延長	氾濫区域の 最大幅	人家戸数	災害弱者 関連施設	公共施設	耕地面積	
11	B056101	平の沢	西根	田頭	水沢	北上川	松川	1.33	0.73	9	火山 火山岩屑地帯又は 火砕流堆積地帯	扇状	5	2	950	160	1			4.12	
12	J056101	屋敷沢	西根	田頭	平笠	北上川	松川	1.46	1.27	7						0					
13	I-01		松尾		畑	北上川	赤川	0.31	0.37	10	火山 火山岩屑地帯又は 火砕流堆積地帯	扇状	4	2	690	470	11			12.80	特別
14	I-02		松尾		畑	北上川	赤川	0.21	0.06	12	火山 火山岩屑地帯又は 火砕流堆積地帯	扇状	4	2	280	270	11			0.55	警戒
15	I-03	鴨田川	松尾		畑	北上川	赤川	6.10	6.30	8	火山 火山岩屑地帯又は 火砕流堆積地帯	谷底 平野	4	2	820	260	5		東北電力ネ ットワーク(株) 雫石開閉所	0.07	特別
16	I-04	洞ヶ沢	松尾		八幡平 温泉郷	北上川	松川	3.54	2.51	15	火山 火山岩屑地帯又は 火砕流堆積地帯	扇状	6	2	2850	1030	8			3.07	特別
17	I-05	小水無 川	松尾		八幡平 温泉郷	北上川	松川	3.73	2.28	12	火山 火山岩屑地帯又は 火砕流堆積地帯	扇状	5	2	1900	230	0			2.20	特別
18	I-06		松尾		八幡平 温泉郷	北上川	松川	1.38	0.76	10	火山 火山岩屑地帯又は 火砕流堆積地帯	扇状	4	2	1670	360	28			3.08	特別
19	I-07		松尾		八幡平 温泉郷	北上川	松川	1.68	0.42	9	火山 火山岩屑地帯又は 火砕流堆積地帯	扇状	10	2	1900	350	57		森林学習展 示館、木材工 芸センター	6.70	特別
20	I-08		松尾		八幡平 温泉郷	北上川	松川	2.15	0.66	11	火山 火山岩屑地帯又は 火砕流堆積地帯	扇状	4	2	185	340	43		森林学習展 示館、木材工 芸センター	6.9	特別
21	I-09	小金沢	松尾		八幡平 温泉郷	北上川	松川	1.57	0.82	12	火山 火山岩屑地帯又は 火砕流堆積地帯	扇状	3	2	2400	600	43			0	特別

【 資 料 編 】

No.	溪流番号	溪流名	溪流所在地			水系	河川名	流域長	流域面積	平均溪床勾配	代表的な地質条件	土石流氾濫区域					保全対象				土砂災害特別警戒区域の指定
			旧町村	大字(地区)	字							地形分類	氾濫開始点の勾配	氾濫終息点の勾配	氾濫区域の延長	氾濫区域の最大幅	人家戸数	災害弱者関連施設	公共施設	耕地面積	
22	I-10	寄木東沢	松尾		八幡平温泉郷	北上川	松川	2.00	0.88	8	火山 火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯	扇状	4	2	2600	590	41			0.00	特別
23	I-11	澄川	松尾		松川温泉	北上川	松川	3.14	6.61	10	火山 火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯	谷底野	11	2	230	290	0			0.00	特別
24	I-12	赤川	松尾		松川温泉	北上川	松川	3.61	4.87	9	火山 火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯	谷底野	7	2	740	140	1		地熱発電所	0.00	特別
25	I-13	湯ノ沢	松尾		松川温泉	北上川	松川	3.60	7.14	11	火山 火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯	谷底野	8	2	580	240	1		地熱発電所	0.00	特別
26	I-14	一ノ又沢	松尾		寄木	北上川	松川	1.05	0.73	13	火山 火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯	扇状	4	2	950	350	1			0.00	特別
27	I-15		松尾		寄木	北上川	松川	0.21	0.04	25	火山 火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯	谷底野	16	2	130	130	0		北ノ又発電所	0.00	警戒
28	I-16	藤七沢	松尾		藤七温泉	北上川	松川	0.39	0.26	6	火山 火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯	扇状	4	2	1300	220	1			0.00	特別
29	I-43	滑り沢	松尾		御在所温泉	北上川	赤川	0.39	0.41	16	火山 火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯	扇状	5	2	1490	252	0			0.00	警戒
30	I-44		松尾		八幡平温泉郷	北上川	松川	0.31	0.07	7	火山 火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯	扇状	6	0	2515	751	13			0.00	警戒
31	J-01		松尾		御在所温泉	北上川	赤川	2.44	2.60	10	火山、火山岩屑地帯 又は火砕流堆積地帯、崩積土層地帯	谷底野	8	2	1810	153	0			0.00	特別
32	J-08	恵比須沢	松尾		御在所温泉	北上川	赤川	0.29	0.28	8	火山、火山岩屑地帯 又は火砕流堆積地帯、崩積土層地帯	谷底野	6	2	2110	161	0			0.00	特別

【 資 料 編 】

No.	溪流番号	溪流名	溪流所在地			水系	河川名	流域長	流域面積	平均溪床勾配	地質条件 代表的な	土石流氾濫区域					保全対象				土砂災害特別・警戒区域の指定
			旧町村	(大字地区)	字							地形分類	氾濫開始点の勾配	氾濫終息点の勾配	氾濫区域の延長	氾濫区域の最大幅	人家戸数	関連施設	災害弱者	公共施設	
33	J-10	グンタリ沢	松尾		寄木	北上川	松川	2.19	1.62	8	火山、火山岩屑地帯 又は火砕流堆積地帯、崩積土層地帯	谷底平野	3	0	1328	173	0			0.00	特別
34	J-11		松尾		松川温泉	北上川	松川	0.83	0.61	9	火山、火山岩屑地帯 又は火砕流堆積地帯、崩積土層地帯	谷底平野	3	0	1688	189	0			0.00	特別
35	J-12		松尾		松川温泉	北上川	松川	0.47	0.09	7	火山 火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯	扇状	4	0	202	161	0			0.00	警戒
36	B046101	時森沢の沢	松尾		上時森	北上川	長川	0.41	0.21	9	火山 火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯	扇状	9	2	300	280	1			1.59	特別
37	B046102	シドノ沢の子沢	松尾		谷地中	北上川	赤川	0.14	0.05	27	火山 火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯	扇状	7	2	400	260	3			2.80	特別
38	J046101	外芳名の前沢	松尾		時森	北上川	長川	0.25	0.06	16											
39	J046102	シドノ沢	松尾		谷地中	北上川	赤川	1.00	0.71	10											
40	A026001	田山の沢	安代	田山	田山	米代川	米代川	0.68	0.16	9	一般/表土層	扇状	7	3	70	110	5			0.00	特別
41	A026002	石名坂の沢	安代	田山	石名坂	米代川	米代川	0.49	0.25	7	一般/表土層	扇状	5	3	430	255	36			0.67	警戒
42	A026003	石名坂の沢(2)	安代	田山	石名坂	米代川	米代川	0.14	0.03	12	一般/表土層	扇状	11	3	200	160	12			0.27	特別
43	A026004	館市の沢	安代	館市	館市	米代川	米代川	0.47	0.13	9	一般/表土層	扇状	9	3	310	270	8		館市コミセン	0.67	特別
44	A026005	館市の沢(2)	安代	館市	館市	米代川	米代川	1.52	0.94	6	一般/表土層	扇状	14	3	360	270	12			0.55	特別
45	A026006	瀬の沢	安代	田山	瀬の沢	米代川	瀬の沢川	0.11	0.02	15	一般/表土層	扇状	18	3	520	315	5			4.61	特別

【 資 料 編 】

No.	溪流番号	溪流名	溪流所在地			水系	河川名	流域長	流域面積	平均溪床勾配	地質代表的な条件	土石流氾濫区域					保全対象				警戒区域の指定・
			旧町村	(大字地区)	字							地形分類	氾濫開始点の勾配	氾濫終息点の勾配	氾濫区域の延長	氾濫区域の最大幅	人家戸数	災害弱者 関連施設	公共施設	耕地面積	
46	A026007	切通の沢	安代	田山	切通	米代川	瀬の沢川	0.29	0.08	8	一般/表土層	扇状	7	3	510	110	8			1.28	特別
47	A026008	切通の沢(2)	安代	田山	切通	米代川	瀬の沢川	0.29	0.03	11	一般/表土層	扇状	7	3	380	185	7			1.23	特別
48	A026009	兄川の沢	安代	舘市	兄川	米代川	兄川	0.39	0.20	15	一般/表土層	扇状	8	3	355	335	11			4.07	特別
49	A026010	兄川の沢(2)	安代	舘市	兄川	米代川	兄川	0.22	0.05	18	一般/表土層	扇状	11	3	365	345	9			3.82	特別
50	A026011	兄川の沢(3)	安代	舘市	兄川	米代川	兄川	0.40	0.15	12	一般/表土層	扇状	11	3	470	220	8			1.89	特別
51	A026012	兄川の沢(4)	安代	舘市	兄川	米代川	兄川	0.30	0.05	16	一般/表土層	扇状	8	3	445	460	11		兄川 公民館	6.36	警戒
52	A026013	兄川の沢(5)	安代	舘市	兄川	米代川	兄川	0.28	0.12	13	一般/表土層	扇状	6	3	465	300	11			3.21	特別
53	A026014	越戸の沢	安代	田山	越戸	米代川	矢神川	0.20	0.09	12	一般/表土層	扇状	9	3	315	150				0.00	
54	A026101	瀬の沢の奥沢	安代	田山	瀬の沢	米代川	瀬の沢川	0.58	0.30	16	一般/表土層	扇状	5	3	400	90	5			0.84	特別
55	A026102	小原道の上の上沢	安代	田山	小原	米代川	瀬の沢川	0.34	0.06	15	一般/表土層	扇状	8	3	310	140	5			1.75	特別
56	A026103	小原道の上の下沢	安代	田山	小原	米代川	瀬の沢川	0.32	0.04	14	一般/表土層	扇状	6	3	300	200	5			1.83	特別
57	A026104	平又の沢	安代	田山	平又	米代川	米代川	0.75	0.29	9	一般/火山灰 地帯	扇状	4	3	80	240	5			3.42	特別
58	A026105	日泥道の下沢	安代	田山	日泥	米代川	瀬の沢川	1.08	0.36	6	一般/表土層	扇状	4	3	240	150	7			0.60	警戒

【 資 料 編 】

No.	溪流番号	溪流名	溪流所在地			水系	河川名	流域長	流域面積	平均溪床勾配	地質条件 代表的な	土石流氾濫区域					保全対象				警戒区域の指定
			旧町村	大字 (地区)	字							地形分類	氾濫開始点 の勾配	氾濫終息点 の勾配	氾濫区域の 延長	氾濫区域の 最大幅	人家戸数	災害弱者 関連施設	公共施設	耕地面積	
59	A026106	矢神の沢	安代	田山	矢神	米代川	米代川	0.45	0.19	19	一般/崩積土層地帯	扇状	6	3	220	275	5			2.74	特別
60	A026107	戸鎖の沢	安代	田山	戸鎖	米代川	米代川	1.70	1.14	10	一般/崩積土層地帯	扇状	9	3	450	350	15			2.02	特別
61	A026108	佐比内の沢	安代	舘市	佐比内	米代川	米代川	0.78	0.31	12	一般/表土層	扇状	7	3	180	175	5			0.32	特別
62	A026109	白沢口の沢	安代	舘市	佐比内	米代川	米代川	1.55	1.09	11	火山、火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯	谷底平野	10	2	475	195	5			0.88	特別
63	A026110	作平の沢	安代	舘市	兄川	米代川	米代川	0.70	0.32	16	一般/表土層	扇状	12	3	225	235	5			0.56	特別
64	A026111	上新田の沢	安代	舘市	兄川	米代川	米代川	0.33	0.13	22	一般/表土層	扇状	17	3	425	235	6			2.60	特別
65	A027001	寺志田の沢	安代	荒屋	寺志田	馬淵川	安比川	1.10	0.53	11	一般/表土層	扇状	13	3	410	230	65			0.90	特別
66	A027002	荒屋新町の沢	安代	荒屋	荒屋新町	馬淵川	安比川	0.63	0.39	11	一般/表土層	扇状	4	3	625	200	84			0.61	警戒
67	A027003	荒屋新町の沢(2)	安代	荒屋	荒屋新町	馬淵川	安比川	0.49	0.11	12	一般/表土層	扇状	6	3	450	250	40			0.00	特別
68	A027004	荒屋新町の沢(3)	安代	荒屋	荒屋新町	馬淵川	安比川	0.92	0.25	7	一般/表土層	扇状	4	3	450	215	48			0.12	特別
69	A027005	目名市の沢	安代	五日市	目名市	馬淵川	安比川	0.87	0.48	6	一般/表土層	扇状	4	3	400	380	23		目名市 コミセン	1.70	警戒
70	A027006	目名市の沢(2)	安代	五日市	目名市	馬淵川	安比川	0.11	0.06	11	一般/表土層	扇状	11	3	190	165	5			0.52	特別
71	A027007	繫沢	安代	五日市	繫沢	馬淵川	安比川	0.80	0.25	6	火山、火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯	谷底平野	9	2	600	125	8		繫沢 集会所	1.95	警戒
72	A027008	石神の沢	安代	浅沢	石神	馬淵川	安比川	0.33	0.11	6	一般/表土層	谷底平野	5	3	420	140	7			2.56	特別

【 資 料 編 】

No.	溪流番号	溪流名	溪流所在地			水系	河川名	流域長	流域面積	平均溪床勾配	代表的な地質条件	土石流氾濫区域					保全対象				警戒区域の指定・土砂災害特別
			旧町村	(地区)大字	字							地形分類	氾濫開始点の勾配	氾濫終息点の勾配	延長	氾濫区域の最大幅	人家戸数	関連施設	災害弱者	公共施設	
73	A027009	石神の沢(2)	安代	浅沢	石神	馬淵川	安比川	0.46	0.11	7	一般/表土層	谷底平野	7	3	430	280	9		石神公民館	5.63	特別
74	A027010	岩屋の沢	安代	浅沢	岩屋	馬淵川	安比川	0.24	0.10	9	一般/表土層	扇状	13	3	410	350	11			2.64	警戒
75	A027011	岩木の沢	安代	浅沢	岩木	馬淵川	安比川	0.36	0.07	17	一般/表土層	扇状	4	3	170	210	8			0.46	警戒
76	A027012	関沢	安代	浅沢	中佐井	馬淵川	安比川	3.92	2.61	6	火山、火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯	谷底平野	6	2	830	150	25		第28分団屯所	3.86	特別
77	A027013	中佐井の沢	安代	浅沢	中佐井	馬淵川	安比川	0.44	0.07	11	火山、火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯	谷底平野	4	2	750	160	8			6.50	特別
78	A027014	土沢	安代	浅沢	土沢	馬淵川	安比川	1.14	0.42	6	火山、火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯	谷底平野	5	2	970	230	22		土沢公民館	8.52	特別
79	A027015	土沢(2)	安代	浅沢	土沢	馬淵川	安比川	0.28	0.10	9	火山、火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯	谷底平野	9	2	350	150	7			0.84	特別
80	A027016	曲田の沢	安代	荒屋	曲田	馬淵川	打田内川	0.75	0.28	11	一般/表土層	谷底平野	5	3	560	100	18			1.75	特別
81	A027017	戸沢の沢	安代	五日市	戸沢	馬淵川	安比川	0.31	0.06	11	火山、火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯	扇状	4	3	150	150	5			0.62	特別
82	A035101	黒沢の中沢	安代	畑	黒沢	馬淵川	安比川	0.70	0.24	11	一般/崩積土層地帯	扇状	4	3	250	305	5			2.07	特別
83	A036001	赤坂田の沢	安代	畑	赤坂田	馬淵川	安比川	0.74	0.37	7	火山、火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯	扇状	6	3	450	190	15		畑コミセン、赤坂田駅	0.64	特別
84	A036002	松木田の沢	安代	畑	松木田	馬淵川	安比川	0.42	0.23	9	一般/崩積土層地帯	扇状	6	3	360	290	10		松木田公民館、第29分団松木田屯所	3.38	警戒

【 資 料 編 】

No.	溪流番号	溪流名	溪流所在地			水系	河川名	流域長	流域面積	平均溪床勾配	代表的な地質条件	土石流氾濫区域					保全対象				警戒区域の指定
			旧町村	大字(地区)	字							地形分類	氾濫開始点の勾配	氾濫終息点の勾配	氾濫区域の延長	氾濫区域の最大幅	人家戸数	災害弱者 関連施設	公共施設	耕地面積	
85	A036102	小屋の畑沢	安代	畑	小屋畑	馬淵川	安比川	0.65	0.21	9	一般/表土層	扇状	3	3	575	255	7			3.24	特別
86	A036103	半津沢	安代	畑	小屋畑	馬淵川	安比川	0.77	0.52	8	一般/表土層	扇状	3	3	575	255	7			3.04	特別
87	B026101	頭無沢	安代	田山	大原	米代川	瀬の沢川	0.90	0.24	11	一般/表土層	扇状	6	3	320	210	3			2.08	特別
88	B026102	日泥道の 上沢	安代	田山	日泥	米代川	瀬の沢川	0.40	0.08	11	一般/表土層	扇状	7	3	280	130	2			0.62	特別
89	B026103	杉沢の 沢	安代	田山	杉沢	米代川	米代川	0.19	0.06	18	火山、火山岩屑 地帯又は火砕流 堆積地帯	扇状	11	3	210	210	2			0.28	特別
90	B027101	神楽山 の沢	安代	五日市	湯の沢	馬淵川	安比川	0.16	0.04	19	火山、火山岩屑 地帯又は火砕流 堆積地帯	扇状	9	3	220	190	2			1.63	警戒
91	B027102	繫沢の 前沢	安代	五日市	繫沢	馬淵川	安比川	0.52	0.11	8	火山、火山岩 屑地帯又は火 砕流堆積地帯	扇状	9	3	335	100	1			1.83	特別
92	B027103	上岩木 の沢	安代	浅沢	岩木	馬淵川	安比川	0.16	0.04	19	火山、火山岩 屑地帯又は火 砕流堆積地帯	扇状	18	3	130	180	4			0.31	特別
93	B035101	細野 の沢	安代	細野	細野	馬淵川	安比川	0.77	0.37	8	火山、火山岩 屑地帯又は火 砕流堆積地帯	扇状	5	3	220	250	2			1.43	特別
94	B035102	黒沢の 前沢	安代	細野	黒沢	馬淵川	安比川	1.05	0.65	9	火山、火山岩 屑地帯又は火 砕流堆積地帯	扇状	4	3	450	315	4			3.21	特別
95	B036101	時沢	安代	畑	保戸坂	馬淵川	安比川	1.20	0.53	6	火山、火山岩 屑地帯又は火 砕流堆積地帯	扇状	4	3	470	260	3			2.32	特別
96	J026101	瀬の沢 橋の沢	安代	田山	小原	米代川	瀬の沢川	0.50	0.23	13											

【 資 料 編 】

No.	溪流番号	溪流名	溪流所在地			水系	河川名	流域長	流域面積	平均溪床勾配	代表的な地質条件	土石流氾濫区域					保全対象				土砂災害特別警戒区域の指定	
			旧町村	(大字地区)	字							地形分類	氾濫開始点の勾配	氾濫終息点の勾配	氾濫区域の延長	氾濫区域の最大幅	人家戸数	災害弱者関連施設	公共施設	耕地面積		
97	J026102	田沢の沢	安代	田山	田沢	米代川	矢神川	0.29	0.15	12												
98	J026103	作平の上沢	安代館市		佐比内	米代川	米代川	0.65	0.24	15												
99	J027101	青沢の子沢	安代	五日市	下町	馬淵川	安比川	0.32	0.06	12												特別

別表 7-3 土砂災害警戒区域（急傾斜地）

No.	箇所番号	箇所名	斜面区分	位置			地形要因							人家(戸)	公共施設	土砂災害特別警戒区域の指定
				旧町村	(地区)大字	字	延長	傾斜度	高さ	斜面方向	斜面形状	上位地形の方向	横断形状			
1	036A1001	西新田	自然	西根	寺田	新田	40	30	15	東	直線尾根	その他	平坦	1		特別
2	046A1001	本平	自然	西根	平館	本平	70	40	30	北東	凹型谷	その他	平坦	5		
3	046A1002	大久保	自然	西根	平館	大久保	100	40	30	東	凹型谷	南	斜面全体に凹凸	8	平館高校	特別
4	036B1002	西根団地	自然	西根	寺田	西根団地	240	50	25	東	直線直線	南	斜面下部に凹凸	4		
5	046B1001	小曲沢	自然	西根	寺田 (荒木田)	小曲沢	80	45	25	西	凹型直線	その他	斜面下部に凹凸	3		特別
6	046B1002	堀切	自然	西根	平館 (堀切)	堀切	50	30	15	東	凸型尾根	東	平坦	3		
7	046B1003	本平-1	自然	西根	平館	本平	30	40	10	北東	凹型谷	南東	平坦	3		特別
8	046D0011	平館	人工	西根	平館	本平	320	60	10	南東	凸型尾根	北東	斜面全体に凹凸	9		特別
9	046D1001	六日市	人工	西根	寺田 (荒木田)	六日市	40	35	10	南	直線直線	南	平坦	1		特別
10	056D0012	大更	人工	西根	大更	竹花	170	40	10	南	直線直線	その他	オーバーハング		西根中学校	特別
11	046E1001	寺沢-1	人工	西根	寺田 (荒木田)	寺沢	60	60	15	南東	平坦	東	斜面全体に凹凸	1		特別
12	046E1002	寺沢	人工	西根	寺田 (荒木田)	寺沢	50	50	15	南	直線直線	南東	オーバーハング	1		特別
13	046E1004	山崎上	人工	西根	寺田 (荒木田)	山崎上	35	50	10	南東	直線谷	南	オーバーハング	3		特別
14	046E1005	谷地	人工	西根	平館	谷地	60	45	15	南	直線直線	その他	平坦	2		
15	056E1001	館腰	人工	西根	田頭	館腰	35	60	15	北西	凹型谷	その他	斜面下部に凹凸	1		特別

【 資 料 編 】

No.	箇所番号	箇所名	斜面区分	位置			地形要因							人家(戸)	公共施設	土砂災害の 警戒区域の 指定・
				旧町村	大字(地区)	字	延長	傾斜度	高さ	斜面方向	斜面形状	上位地形 の方向	横断形状			
16	056E1002	水沢-1	人工	西根	大更	水沢	35	45	15	南東	直線直線	北東	平坦	1		特別
17	056E1003	水沢	人工	西根	大更	水沢	35	50	15	北東	直線直線	東	平坦	1		特別
18	044A1001	藤七温泉	自然	松尾	松尾寄木	沼利	55	32	30	北東	凸型尾根	北東	斜面全体に 凹凸	1		
19	055A0009	松川温泉 (1)	自然	松尾	松尾寄木	沼利	140	35	15	南	平坦	その他	オーバーハ ング	2		特別
20	055A0010	松川温泉 (2)	自然	松尾	松尾寄木	沼利	75	50	10	南東	直線尾根	その他	斜面下部に 凹凸	1		特別
21	046D1002	舘	人工	松尾	野駄	舘	70	35	20	北西	直線尾根	その他	斜面下部に 凹凸	1		特別
22	055D1001	松川温泉	人工	松尾	松尾寄木	沼利	30	60	7	北東	直線直線	その他	斜面上部に 凹凸	1		特別
23	046E1003	落合	人工	松尾	松尾	落合	20	50	6	南	凹型直線	その他	オーバーハ ング	1		特別
24	026A0048	舘市(1)	自然	安代		舘市	100	35	15	西	凸型尾根	西	平坦	3		特別
25	026A0049	舘市(2)	自然	安代		舘市	300	35	12	北西	凹型谷	北	オーバーハ ング	11		特別
26	026A1001	田山	自然	安代		田山	310	40	40	東	直線尾根	その他	オーバーハ ング	13		特別
27	026A1002	下モ川原	自然	安代		下モ川原	220	40	20	南東	直線直線	その他	オーバーハ ング	13		特別
28	026A1003	沖ノ平	自然	安代		沖ノ平	275	40	140	南西	凸型尾根	南西	平坦	7		特別
29	027A0042	岩屋	自然	安代		岩屋	270	30	30	南東	直線直線	その他	斜面全体に 凹凸	8		特別
30	027A0043	中佐井	自然	安代		古屋敷	180	35	20	北西	直線直線	その他	斜面全体に 凹凸	11		特別

【 資 料 編 】

No.	箇所番号	箇所名	斜面区分	位置			地形要因							人家(戸)	公共施設	土砂災害特別警戒区域の指定
				旧町村	(地区大字)	字	延長	傾斜度	高さ	斜面方向	斜面形状	上位地形の方向	横断形状			
31	027A0044	上の山	自然	安代		五日市	240	45	10	東	直線直線	その他	平坦	8		特別
32	027A0045	新町	自然	安代		荒屋新町	220	50	10	東	凸型尾根	東	オーバーハング	3		特別
33	027A0046	荒屋新町	自然	安代		荒屋新町	190	60	40	南東	直線直線	その他	オーバーハング	9	岩手北部森林管理署	特別
34	027A1001	岩屋-1	自然	安代		岩屋	355	45	40	南	凸型尾根	南	斜面下部に凹凸	9		特別
35	027A1002	川原	自然	安代		川原	155	45	25	北西	直線直線	その他	斜面全体に凹凸		あしろ苑	特別
36	027A1003	寺志田-1	自然	安代		寺志田	245	50	90	東	直線直線	北	斜面全体に凹凸	23		特別
37	017B1001	長者前	自然	安代		長者前	50	45	20	北西	直線直線	その他	平坦	3		特別
38	026B1001	栗木田	自然	安代		栗木田	80	32	15	南東	直線直線	その他	斜面全体に凹凸	1		特別
39	026B1002	瀬ノ沢	自然	安代		瀬ノ沢	45	30	8	南	直線直線	その他	平坦	2		特別
40	026B1003	沢口	自然	安代		沢口	60	50	30	東	凸型尾根	その他	オーバーハング	2		特別
41	026B1004	根石-1	自然	安代		根石	62	35	25	南東	直線直線	その他	平坦	1		特別
42	026B1005	石名坂-1	自然	安代		石名坂	42	60	8	南西	直線直線	その他	オーバーハング	2		特別
43	026B1006	白沢口	自然	安代		白沢口	200	45	90	南西	直線直線	その他	斜面全体に凹凸	3		特別
44	026B1007	白沢口-1	自然	安代		白沢口	180	45	120	北東	直線直線	その他	平坦	3		特別
45	026B1008	舘市	自然	安代		舘市	120	45	25	西	直線直線	その他	斜面上部に凹凸	3		特別
46	026B1009	作平-2	自然	安代		作平	150	40	110	北東	直線直線	その他	平坦	2		特別
47	026B1010	作平	自然	安代		作平	110	40	70	東	直線直線	その他	平坦	1		特別
48	027B1001	上岩木	自然	安代		上岩木	170	50	30	南東	直線直線	その他	平坦	2		特別

【 資 料 編 】

No.	箇所番号	箇所名	斜面区分	位置			地形要因							人家(戸)	公共施設	土砂災害特別・警戒区域の指定
				旧町村	大字(地区)	字	延長	傾斜度	高さ	斜面方向	斜面形状	上位地形の方向	横断形状			
49	027B1002	上岩木-1	自然	安代		上岩木	185	50	50	南東	直線尾根	その他	斜面全体に凹凸	3		特別
50	027B1003	上岩木-2	自然	安代		上岩木	60	50	60	南東	直線直線	その他	斜面全体に凹凸	2		特別
51	027B1004	寺田	自然	安代		寺田	140	45	20	南東	直線尾根	その他	斜面全体に凹凸	4		特別
52	027B1005	田の沢	自然	安代		田の沢	35	40	15	南西	直線直線	その他	斜面全体に凹凸	1		特別
53	036B1001	保戸坂	自然	安代		保戸坂	95	35	25	東	直線直線	その他	平坦	1		特別
54	026D0016	愛の山	人工	安代		愛の山	200	45	25	南東	直線直線	その他	平坦	5		特別
55	026D0047	愛の山-1	人工	安代		愛の山	90	45	8	南東	直線直線	その他	凹型尾根	6		特別
56	027D0041	清水	人工	安代		清水	120	60	10	北東	直線直線	その他	凸型尾根	1		特別
57	027D1001	新町-1	人工	安代		荒屋新町	280	45	8	東	直線直線	その他	凹型尾根	15		特別
58	017E1001	根石	人工	安代		根石	50	50	15	南東	直線直線	その他	平坦	1		特別
59	026E1001	左妻	人工	安代		左妻	120	45	10	西	凸型尾根	南西	オーバーハング	3		特別
60	026E1002	石名坂-1	人工	安代		石名坂	115	45	15	南東	直線直線	その他	斜面全体に凹凸	3		特別
61	026E1003	作平-1	人工	安代		作平	60	50	6	北東	直線直線	その他	オーバーハング	2		特別
62	027E1001	戸沢	人工	安代		戸沢	140	45	8	南西	直線直線	その他	斜面全体に凹凸	4		特別
63	027E1002	山口	人工	安代		山口	85	50	5	北	直線直線	その他	オーバーハング	3		特別
64	027E1003	滝沢	人工	安代		滝沢	130	45	15	東	直線直線	南東	平坦	2		特別

別表 7-4 土砂災害警戒区域（地すべり）

No.	地区名	位 置		面積 (ha)	勾配 (度)	対策工事	人家 (戸)	公共施設等		道 路	土砂災害 特別・警戒 区域指定
		旧町村	大字 (地区)					種類	数		
1	八幡平	松尾	緑ヶ丘	55.34	15	実施				県	
2	大沼	松尾	緑ヶ丘	140.0	10	実施				県	
3	小松尾	松尾	小屋の沢	11.0	8	無					
4	舘市	安代	舘市	26.4	11	無	22			市	警戒
5	戸鎖	安代	戸鎖	58.4	18	無	1			国	警戒
6	尻高沢	安代	矢神	65.1	19	無	2			国 市	警戒

別表 7-5 要配慮者利用施設一覧

土砂災害防止法に基づく、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は次のとおり。

施設名	住 所	施設種別	危険種別	特別・ 警戒区分
介護老人保健施設あしろ苑	八幡平市川原 129	社会福祉施設	急傾斜	特別
平舘高等学校	八幡平市平舘 25-6	学校	急傾斜	特別
西根中学校	八幡平市大更 24-25	学校	急傾斜	特別
アオキ歯科医院	八幡平市荒屋新町 109	医療施設	土石流	警戒

第8 火山関係

別表8-1 岩手山火山災害警戒地域

火山	都道府県	市町村
岩手山	岩手県	盛岡市 八幡平市 滝沢市 雫石町

別表8-2 岩手山の避難促進施設一覧

活動火山対策特別措置法に基づく、火山災害警戒地域内の避難促進施設は次のとおり。

1 集客施設

施設名	住所	施設種類	火口からの距離
八幡平リゾートパノラマスキー場	八幡平市松尾寄木 1-509-1	スキー場	3. 4 km
岩手山焼走り国際交流村(焼走りの湯)	八幡平市平笠 24-728	宿泊所・公衆浴場	4. 3 km
八幡平マウンテンホテル	八幡平市松尾寄木 1-509-1	宿泊所	5. 4 km
八幡平温泉館森乃湯	八幡平市松尾寄木 1-590-280	公衆浴場	5. 8 km
森林ふれあい学習館フォレストi	八幡平市松尾寄木 1-515-5	展示館	5. 9 km
松川温泉 松川荘	八幡平市松尾寄木松川国有林 557	旅館	7. 0 km
道の駅にしね	八幡平市大更 2-154-36	物品販売店舗	8. 9 km
八幡平ハイツ	八幡平市松尾寄木 1-590-4	宿泊所	6. 4 km
八幡平ライジングサンホテル	八幡平市松尾寄木 1-590-226	宿泊所	6. 2 km
ときわ苑	八幡平市松尾寄木 1-590-411	宿泊所	5. 9 km
セカンドハイツやすらぎ荘	八幡平市松尾寄木 1-622-16	宿泊所	6. 7 km
松川温泉峡雲荘	八幡平市松尾寄木松川国有林 1560	宿泊所	7. 4 km
ユーランド清水川	八幡平市松尾寄木 13-289	釣り堀	7. 9 km
いこいの村岩手	八幡平市平笠 24-1-4	宿泊所	7. 0 km
岩手山サービスエリア(下り)	八幡平市平笠 1-150	物品販売店舗	8. 0 km
パチンコユニオン西根	八幡平市大更 16-19-3	遊技場	9. 2 km

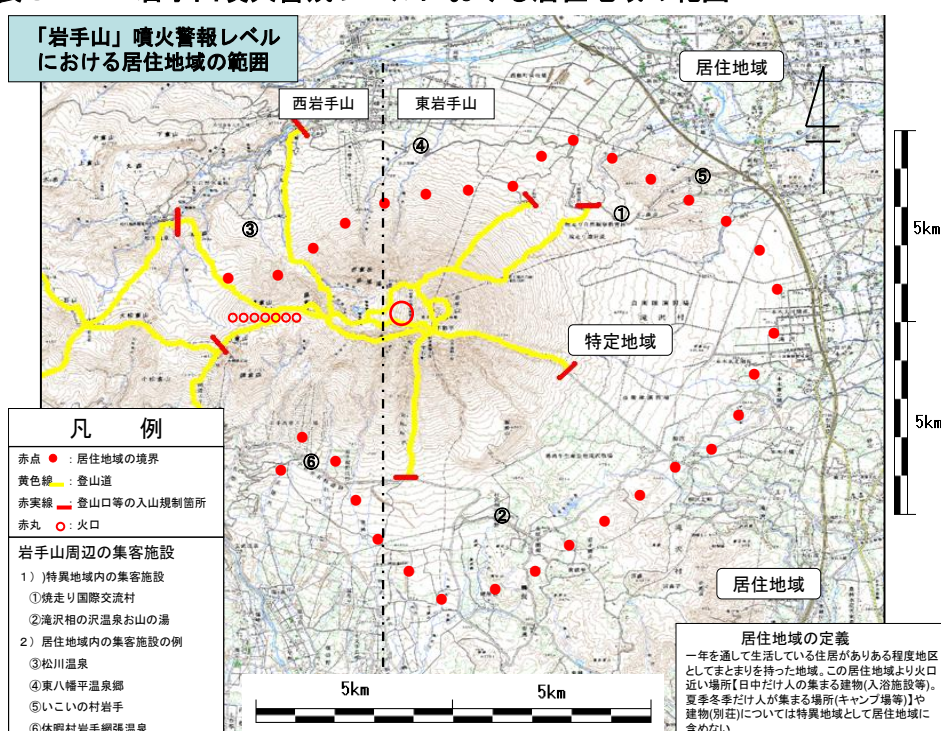
2 要配慮者施設

施設名	住所	施設種類	火口からの距離
ケア・ホーム 岩手山	八幡平市平笠 10-6-2	グループホーム	8. 4 km
松野学童保育クラブ	八幡平市野駄 11-155-1	児童保育	12. 8 km
松尾中学校	八幡平市野駄 14-57	市立学校	11. 0 km
松野小学校	八幡平市野駄 11-157	市立学校	12. 7 km
平笠小学校	八幡平市平笠 12-62	市立学校	9. 0 km
平笠学童保育クラブ	八幡平市平笠 12-62	児童保育	9. 0 km
八幡平スポーツ整体院	八幡平松尾寄木 17-78	療術業	9. 1 km
まるごとケアの家 里・つむぎ	八幡平市田頭 12-99-1	老人ホーム	10. 0 km
グループホーム白山の里	八幡平市田頭 12-18-1	介護施設	10. 0 km
小規模多機能ホーム くるまっこ	八幡平市田頭 12-94-1	介護施設	8. 4 km
松川の家	八幡平市大更 1-13-1	老人ホーム	8. 9 km

別表 8-3 十和田火山災害警戒地域

火山	都道府県	市町村
十和田	青森県	青森市 弘前市 八戸市 黒石市 五所川原市 十和田市 つがる市 平川市 藤崎町 大鰐町 田舎館村 板柳町 鶴田町 中泊町 七戸町 六戸町 おいらせ町 三戸町 五戸町 田子町 南部町 新郷村
	岩手県	二戸市 八幡平市
	秋田県	能代市 大館市 鹿角市 北秋田市 小坂町 藤里町

別表 8-4 岩手山噴火警戒レベルにおける居住地域の範囲

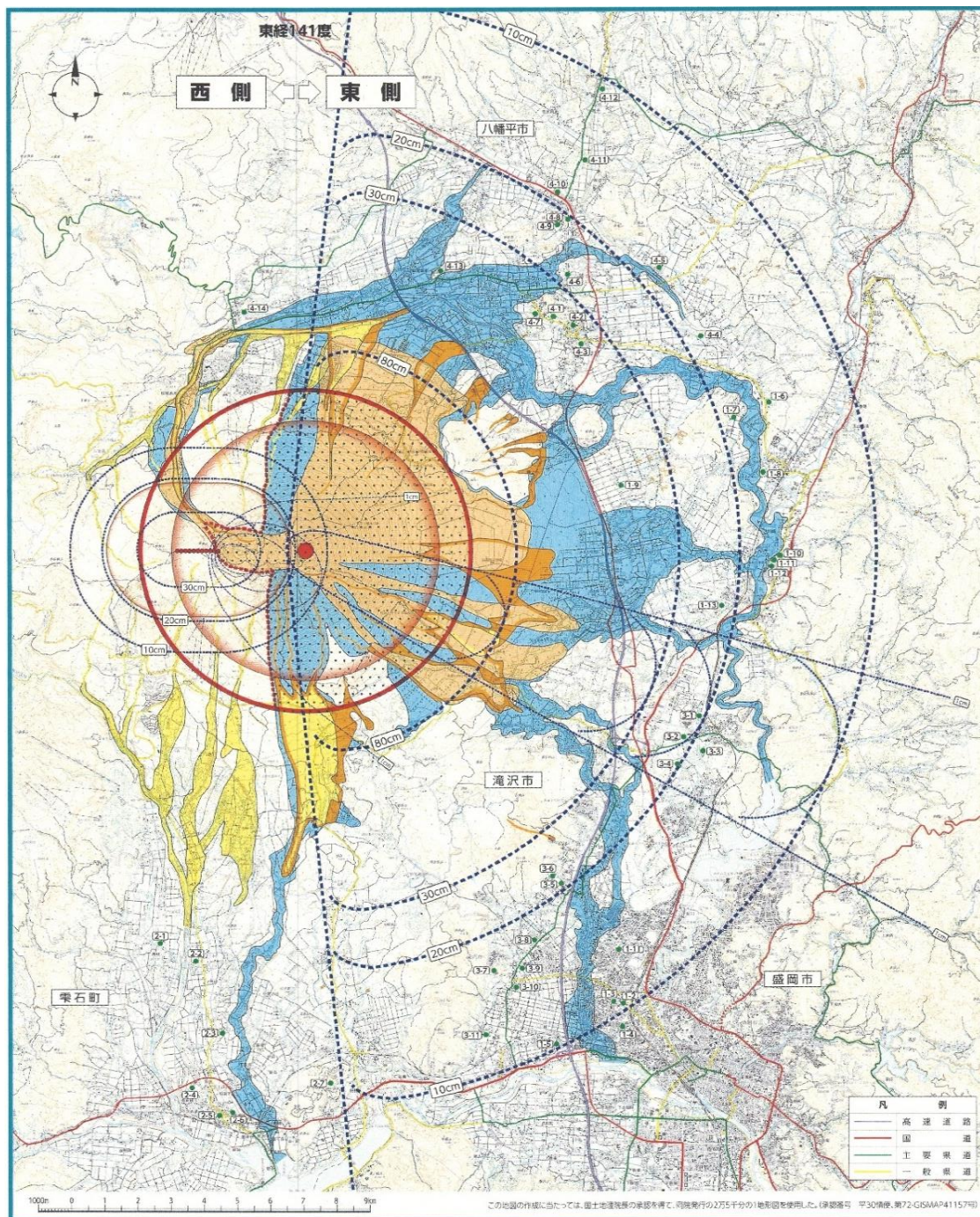


別表 8-5 岩手山の歴史時代の噴火活動

年 代	現 象	活動経過・被害状況
1686 年	中規模：マグマ水蒸気噴火→マグマ噴火	火砕サージ→火砕物降下。噴火場所は東岩手山妙高岳。山頂御室火口で噴火。東山麓を中心に降灰（盛岡城下でも激しい降灰。3 月 25 日～27 日に融雪型泥流が発生し、家畜及び家屋が被災。
1732 年	中規模：マグマ噴火	溶岩流、火砕物降下。噴火場所は東岩手火山北東山腹。北東山腹に溶岩流出（焼走り熔岩流）。長さ 3.4 km、最大幅 1.1 km。鳴動、地震を伴う。地震により周辺（平笠地区）住民一時避難した。
1919 年	小規模：水蒸気噴火	火砕物降下。噴火場所は西岩手火山大地獄谷。大地獄谷で水蒸気噴火。噴石が大地獄脇の登山道に飛散。新火口生成、降灰。
1934～35 年	噴気	東岩手火山薬師岳山頂部・妙高岳で噴気活動活発化。
1959 年	噴気	東岩手山の妙高岳南東斜面と御室火口西壁で噴気活動が活発化。
1972 年	噴気	東岩手火山薬師岳山頂部で噴気活動活発化。妙高岳から白色噴煙 300m。
1995 年	地震・微動	やや深部低周波地震・微動の活動始まる。
1997～2004 年	地震・地殻変動・噴気	山体西側浅部で地震活動が始まり、超長周期地震を含む地震活動及び大地獄谷から黒倉山一姥倉山稜線で噴気活動が活発化。同時に東北大学、国土地理院等の地殻変動観測データにも変化が現れる。 1998 年 4 月 29 日に短時間で多数の火山性地震を観測、傾斜計に大きな変化。9 月 3 日岩手山の南西約 10 km で M6.2 の地震が発生し、地震活動が一時活発化した。10 月には元の傾向に戻った。やや深部の低周波地震・微動の活動は継続した。噴火には至らなかった。
2011 年	地震	東北地方太平洋沖地震（2011 年 3 月 11 日）以降、山頂の西北西約 10 km で地震活動が活発化。
2024 年～	地震・地殻変動	2024 年 2 月頃から山体の深いところの膨張を示す地殻変動及び大地獄谷で局所的な隆起が観測されている。また、黒倉山付近で発生している微小な火山性地震は、増減を繰り返しながら引き続き観測されている。

噴火の程度については、火口周辺だけに限られた極小規模な噴火から住民の居住地域にまで及ぶ大規模な噴火まで様々な形態がある。約 6,000 年前には、東岩手山山頂部で大規模な山体崩壊を起こし、北東山麓を埋め尽くした。（平笠岩屑なだれ堆積物）また、土砂の一部は、北上川に沿って流下し、岩手大学理工学部付近に達した。）

別表 8-6 岩手山火山防災マップ

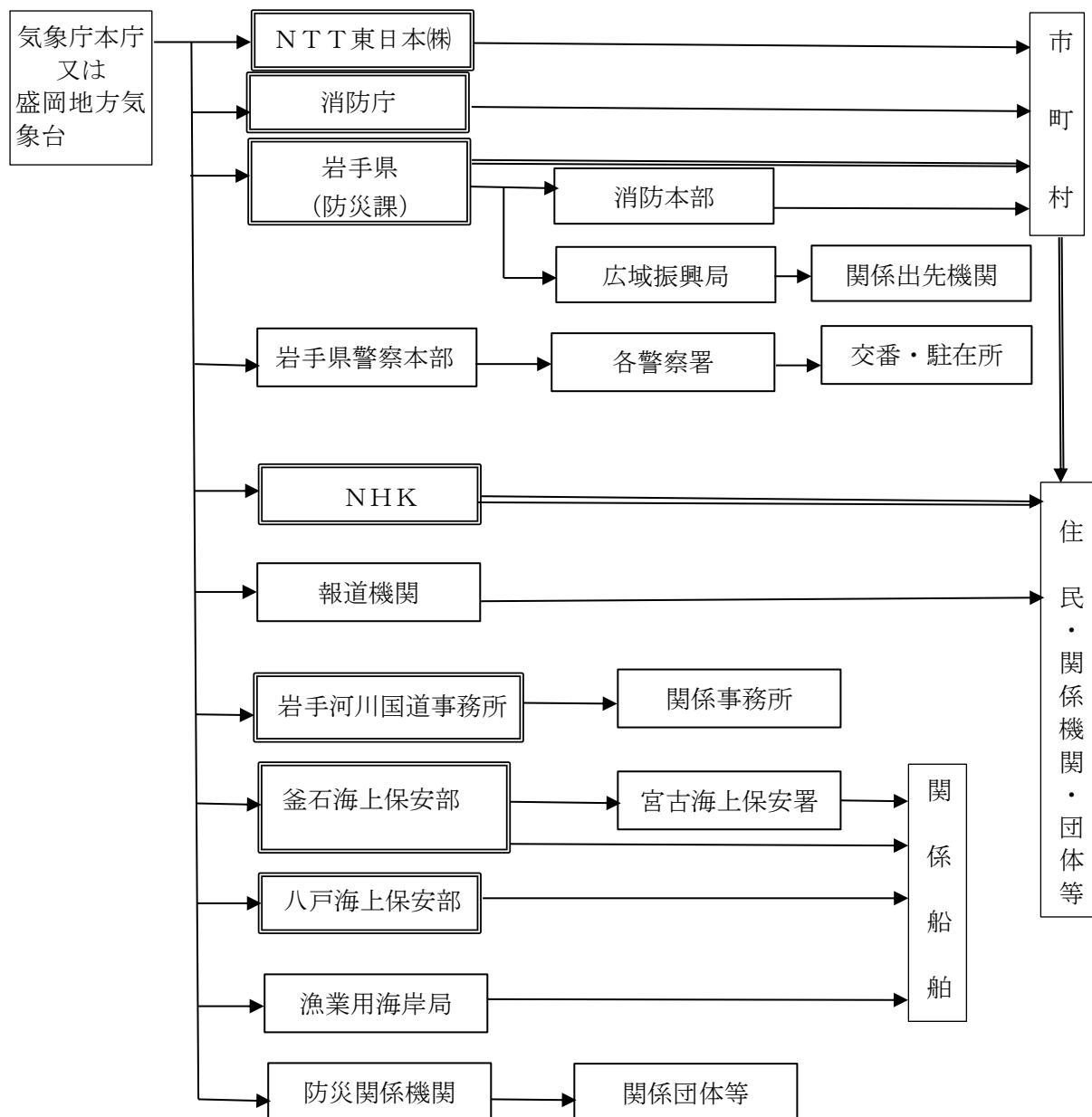


避難場所	想定火口	大きな噴石	降灰	火砕流	火砕サージ(爆風)	溶岩流	土石流	火山泥流
	西側 東側 	西側 東側 	西側 東側 	東側 	東側 	東側 	西側 東側 	東側
	予想される火口位置	大きな噴石が飛んでくる危険性のある範囲	火山灰が降り積もる厚さ(cm) 風向きによる側	火砕流が到達する危険性のある範囲	火砕サージが到達する危険性のある範囲	溶岩流が流れ下る危険性のある範囲	土石流が流れ下る危険性の高い沢と堆積する範囲	稀薄時に火砕流が発生した場合、雷が落ちて火山泥流が流れ下る危険性のある範囲
※ 風向・地形条件等で、到達する方向は変わります。図に示したすべての範囲に到達するわけではありません。								

平成10年10月 監修：岩手山火山災害対策検討委員会
 発行：国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所、岩手県、盛岡市、雫石町、西根町、滝沢村、松尾村、玉山村
 平成31年 3月 改訂：岩手山火山防災協議会
 (現八幡平市) (現滝沢市) (現八幡平市) (現盛岡市)

第9 気象警報等伝達関係

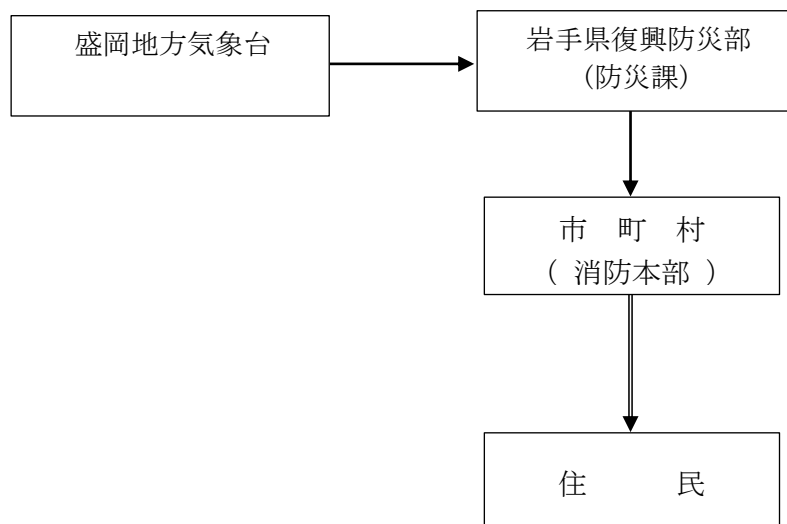
別表9-1 気象警報等伝達系統図



(注) 二十枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先

(注) 二重線の経路は気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

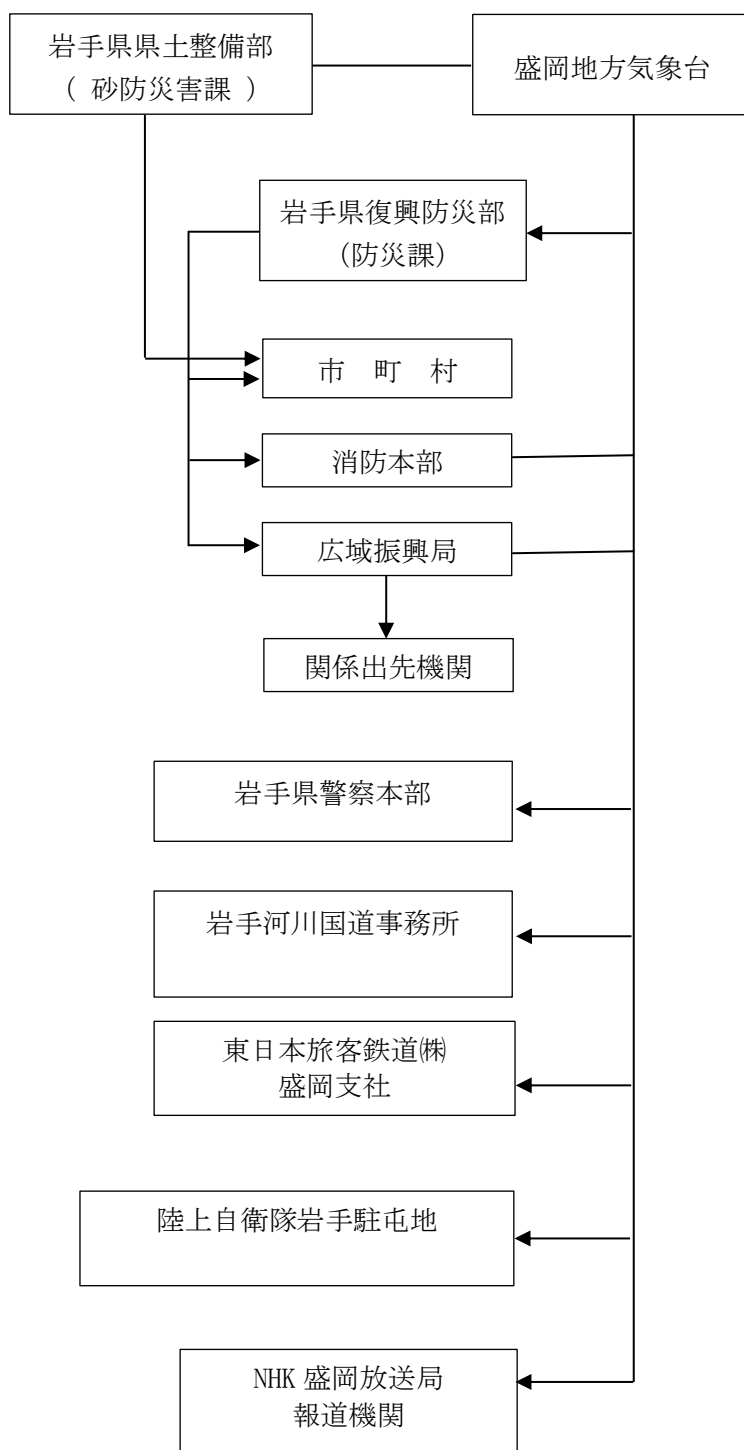
別表 9 - 2 火災気象通報・火災警報等伝達系統図



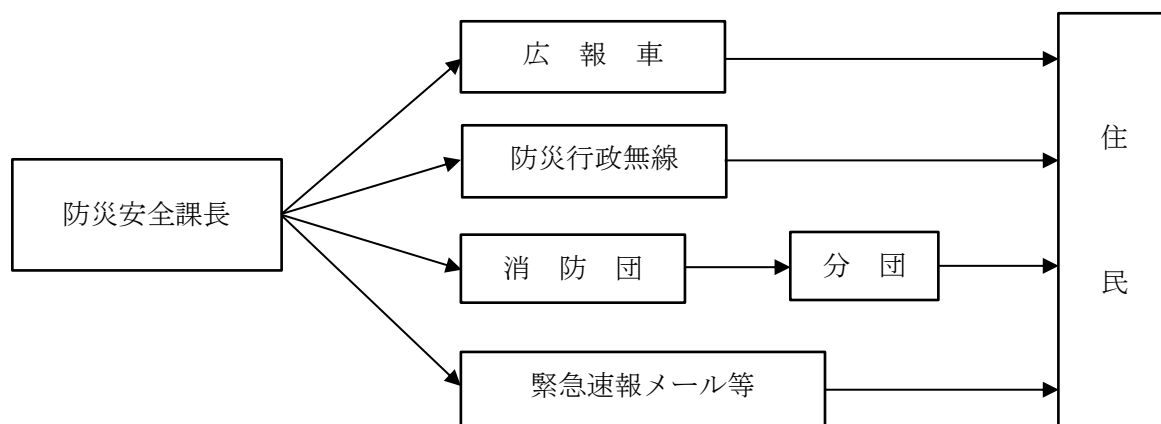
(注)

- 1 火災警報等は、市長等が知事から伝達された火災気象通報又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき発する。
- 2 **——** 線は、火災気象通報の伝達系統
- 3 **====** 線は、火災警報等の伝達系統

別表 9 - 3 土砂災害警戒情報伝達系統図



別表 9-4 住民への伝達



別表 9-5 市内所在官公署団体等に対する気象警報等伝達先

名 称	所 在 地	電 話
(伝達責任者 総務部長)		
火山防災情報ステーション	松尾寄木 2-512	78-4881
大更郵便局	大更 21-16-12	76-2010
田頭郵便局	田頭 23-30	76-2018
平館郵便局	平館 9-72-4	74-2015
寺田郵便局	西根寺田 16-74-1	77-2017
松尾郵便局	野駄 19-82-4	74-3013
柏台郵便局	柏台 3-3-1	78-2021
荒屋郵便局	荒屋新町 26	72-3116
田山郵便局	亦戸川原 19-1	73-2117
赤坂田郵便局	赤坂田 204-52	72-5100
岩手銀行平館支店	平館 9-72-5	74-3121
岩手銀行安代支店	荒屋新町 57-2	72-2211
北日本銀行平館支店	平館 24-37-1	74-3311
盛岡信用金庫西根支店	大更 23-98-3	76-2611
(伝達責任者 市民部長)		
清掃センター		
田山スキー場		
八幡平市体育協会本部		
八幡平市体育協会松尾事務所		
八幡平市体育協会安代事務所		
いこいの村岩手体育館		
大更コミュニティセンター		
田頭コミュニティセンター		
平館コミュニティセンター		
寺田コミュニティセンター		
松尾コミュニティセンター		
細野コミュニティセンター		
畑コミュニティセンター		
荒屋コミュニティセンター		
五日市コミュニティセンター		
浅沢コミュニティセンター		
田山コミュニティセンター		
館市コミュニティセンター		
J R大更駅		
岩手県北自動車八幡平営業所		

【 資 料 編 】

名 称	所 在 地	電 話
(伝達責任者 福祉部長)		
盛岡北部行政事務組合	平舘 27-49	74-2716
八幡平中央整形外科・内科クリニック	大更 25-117-2	76-2318
吉田内科呼吸器科医院	大更 21-79-3	70-1100
一戸歯科クリニック	大更 24-30	75-1411
岡田歯科医院	大更 25-117-2	76-3613
佐藤歯科医院	大更 22-162	76-2154
たかしま歯科医院	大更 18-88-96	76-4182
前田歯科医院	平舘 9-238-1	74-3545
山口歯科医院	大更 35-63-44	75-1166
東八幡平病院	柏台 2-8-2	78-2511
にしね眼科クリニック	大更 24-29-1	70-2711
小原歯科医院	清水 90-2	72-2464
アオキ歯科医院	荒屋新町 109	72-3372
エールクリニック八幡平	田頭 37-103-1	75-2355
八幡平市社会福祉協議会	野駄 19-50	74-4400
ひなぎく幼稚園	大更 18-88-7	76-5026
杉の子こども園	大更 18-315	76-3345
森の子保育園	大更 18-301	70-1880
大更こども園	大更 21-111-1	76-3526
平舘こども園	平舘 26-30	74-2025
東慈寺保育園	田頭 21-1	76-3236
あしろこども園	清水 219	72-2431
畑保育園	赤坂田 29-4	72-5511
大更学童保育クラブ	大更 25-55-13	70-1771
大更第二学童保育クラブ	大更 25-55-13	70-1771
東大更学童保育クラブ	大更 9-116	70-1503
田頭学童保育クラブ	田頭 19-43	76-3205
平笠学童保育クラブ	平笠 12-62	68-7156
平舘学童保育クラブ	平舘 9-35-1	080-5567-4011
寺田学童保育クラブ	西根寺田 16-64	77-1133
松野学童保育クラブ	野駄 11-155-1	74-4071
寄木学童保育クラブ	松尾寄木 27-110	76-2171
柏台学童保育クラブ	柏台 2-4-15	78-3153
あしろ学童保育クラブ	清水 219	72-2644
田山学童保育クラブ	下モ川原 20	080-5575-0383
杉の子ホーム	大更 18-314	76-3345
たからっこ広場	大更 25-55-13	70-1771
森の子育て支援センター	大更 18-301	70-1880
七時雨憩の湯	西根寺田 2-512-1	77-2573
なかやま温泉館	松尾寄木 11-13-1	78-3132
綿帽子温泉館「あずみの湯」	細野 436-9	72-6811
安代福祉センター	小柳田 210-1	72-2811

名 称	所 在 地	電 話
(伝達責任者 福祉部長)		
特別養護老人ホームむらさき苑	田頭 24-36	76-3100
西根会デイサービスセンター	〃	〃
特別養護老人ホーム麗峰苑	平舘 13-1-1	64-1120
特別養護老人ホーム富士見荘	松尾寄木 11-13-1	78-2455
特別養護老人ホームりんどう苑	丑山口 27-5	73-2855
地域密着型介護老人福祉施設はらからの里	野駄 21-299-1	68-7880
介護老人保健施設岩鷲苑	大更 18-88-102	76-5611
介護老人保健施設希望(のぞみ)	柏台 2-8-3	71-1010
介護老人保健施設あしろ苑	川原 129	72-2600
むらさき苑かまど わの家	田頭 24-36	70-1122
共生型グループホーム 白山の里	田頭 12-18-1	68-7525
グループホーム ななしぐれ	堀切 14-10-7	74-2887
陽だまりの家平舘	堀切 14-49-1	74-2100
グループホーム やがみ	丑山口 28-1	73-3711
小規模多機能ホーム くるまっこ	田頭 12-94-1	68-7707
ケアハウス アーベイン八幡平	柏台 2-9-3	78-2710
住宅型有料老人ホームぱんたれい	田頭 22-108-4	68-7227
認知症対応型グループホーム ぱんたれい	〃	〃
松川の家	大更 1-13-1	75-0300
松川の家 (デイ)	〃	〃
まるごとケアの家 里・つむぎ	田頭 12-99-1	76-4424
認知症対応型通所介護事業所 里・つむぎ	〃	〃
住宅型有料老人ホームふぁみりあ安比高原	安比高原 605-329	78-8839
住宅型有料老人ホームライラック安比高原	安比高原 605-382	68-7365
住宅型有料老人ホームさくら	松尾寄木 13-76-2	88-0373
西根会北部デイサービスセンター	堀切 14-16-1	64-1110
森のデイサービス	大更 25-118-9	68-7466
松尾デイサービスセンター	柏台 2-9-2	78-3720
八幡平ハイツデイサービスほかほかクラブ	松尾寄木 1-590-4	78-2229
りんどう苑デイサービスセンター	丑山口 27-5	73-2722
ふれあいセンター安代デイサービスセンター	小柳田 210-1	63-1501
デイサービスあさひ	松尾寄木 1-135-2	75-2340

名 称	所 在 地	電 話
(伝達責任者 産業部長)		
岩手北部森林管理署	荒屋新町 41-8	72-2221
浄安森林組合安代支所	叭田 70	72-3231
新岩手農業協同組合八幡平支所	大更 35-62	76-2311
新岩手農業協同組合安代支所	叭田 70-2	72-3111
東日本高速道路(株)西根料金所	大更 1-265-3	76-5045
東日本高速道路(株)松尾八幡平料金所	野駄 3-370-1	74-3017
東日本高速道路(株)安代料金所	小柳田 192-4	72-2010
松川土地改良区	野駄 19-66-1	74-2411
安代土地改良区	叭田 103-9	72-2705
八幡平市商工会	大更 35-63-85	76-2040
八幡平市観光協会	柏台 1-28	78-3500
八幡平市産業振興株式会社	松尾寄木 2-512	78-2230
株式会社八幡平温泉開発	松尾寄木 1-590-310	78-2030
八幡平温泉館森乃湯	松尾寄木 1-590-489	78-3611
道の駅にしね(生産物直売所)	大更 2-154-36	75-0070
松尾八幡平物産館「あすぴーて」	柏台 1-28	78-3480
岩手山焼走り国際交流村	平笠 24-728	76-2013
岩手県内水面養殖漁業協同組合	松尾寄木 1-474-1	78-2047
八幡平農業改良普及センター	田頭 39-72-2	75-2233
松川地熱発電所	松尾寄木	78-2231
松尾八幡平地熱発電所	松尾寄木赤川山 1-1	—
安比地熱発電所	八幡平山国有林内	68-7332
岩手県企業局北ノ又発電所	北ノ又国有林 499	78-2580
岩手県民の森管理事務所	松尾寄木 1-515-5	78-2092
岩手県民の森木材工芸センター	松尾寄木 1-515-2	78-4115
岩手県森林ふれあい学習館	松尾寄木 1-515-5	78-2092
岩手中央森林組合西根連絡所	大更 39-139	76-5010
(伝達責任者 教育部長)		
岩手県立平舘高等学校	平舘 25-6	74-2610
西根中学校	大更 24-25	76-3530
西根第一中学校	堀切 12-40	74-2514
松尾中学校	野駄 14-57	76-4650
安代中学校	清水 50	72-2430
大更小学校	大更 21-70	76-2239
田頭小学校	田頭 19-43	76-2732
平笠小学校	平笠 12-62	76-3534
平舘小学校	平舘 9-35-1	74-2216
寺田小学校	西根寺田 15-30	77-2323
松野小学校	野駄 11-157	74-3310
寄木小学校	松尾寄木 27-103	76-3498
柏台小学校	柏台 2-7-10	78-2003
安代小学校	清水 210	72-3310
田山小学校	下モ川原 20	73-2047

別表 9-6 気象予報・警報等の種類及び伝達

1 気象予報・警報等の種類

気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。

(気象業務法に基づくもの)

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 情報の種類

種 類		概 要
気象に関する情報	早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表される。 当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
	岩手県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報の発表に先立って注意・警戒を呼びかける場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する岩手県気象情報」が速やかに発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する岩手県気象情報」が発表される。大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの岩手県気象情報が発表される場合がある。
	記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

	土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で岩手県と盛岡地方気象台から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当
	意情報竜巻注	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(3) 注意報の種類と発表基準

	種 類	概 要
気 象 注 意 報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起を付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。

	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	低 温 注 意 報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
気 象 注 意 報	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	なだれ注意 報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるとときに発表される。
洪水注意報	<p>上流域での降雨や融雪等により河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>(令和7年5月29日現在)</p> <p>○流域雨量指数基準 安比川流域=11.4, 目名市川流域=5.9, 打田内川流域=6, 鍋越川流域=5.1, 松川流域=18.8, 赤川流域=17.4, 涼川流域=6.8, 押口沢流域=3.6, 小松尾沢川流域=3.1, 米代川流域=23.2, 矢神川流域=5.6, 大沢川流域=6.5, 切通川流域=7.1, 寺沢流域</p> <p>○複合基準(備考2) 安比川流域=(5, 9.1), 目名市川流域=(5, 4.7), 打田内川流域=(5, 4.8), 鍋越川流域=(5, 4.4), 松川流域=(5, 15), 涼川流域=(5, 6.1), 押口沢流域=(5, 2.9), 小松尾沢川流域=(5, 2.5), 米代川流域=(5, 18.6), 矢神川流域=(5, 4.5)</p>	

備考1 土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意事項を気象警報に含めて行う。

備考2 洪水注意報の複合基準は、(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。

(4) 警報の種類と発表基準

種 類		概 要
気 象 警 報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報 (備考1)	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	大雨警報 (備考1)	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
洪水警報		<p>上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象として挙げられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 (令和7年5月29日現在)</p> <p>○流域雨量指数基準 安比川流域=14.3, 目名市川流域=7.4, 打田内川流域=7.7, 鍋越川流域=10.2, 松川流域=23.6, 赤川流域=21.8, 涼川流域=8.5, 押口沢流域=4.5, 小松尾沢川流域=5.3, 米代川流域=29.1, 矢神川流域=7, 大沢川流域=8.2, 切通川流域=8.9, 寺沢流域=5.1</p> <p>○複合基準(備考2) 安比川流域=(7, 12.8), 打田内川流域=(7, 6), 松川流域=(5, 21.2), 涼川流域=(5, 6.8), 押口沢流域=(5, 4), 米代川流域=(5, 26.1), 矢神川流域=(5, 6.3)</p>
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)		100mm

備考1 土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報にそれぞれ含めて行う。大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨警報等の基準を暫定的に引下げて運用することがある。

備考2 洪水警報の複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。

備考3 キキクル（危険度分布等）

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ○「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ○「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ○「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ○「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ○「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ○「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。</p> <p>流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを指標で、土壌中に貯まってる雨水の量を示す指数。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水割リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に沿って流れ下る量を示す指数。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面いたまっている量を示す指数。

(5) 気象等に関する特別警報の発表基準

現象	特別警報の基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合*	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合*
高潮		高潮になると予想される場合*
波浪		高波になると予想される場合*
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合*	
大雪	数十に一度の降水量となる大雪が予想される場合*	

*過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等に関する客観的な指数を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表を判断する。

(6) 地震動の警報及び地震情報の種類

ア 緊急地震速報（警報）

- (ア) 気象庁は、最大震度 5 弱以上又は長周期地震動階級 3 以上を予想した場合に、震度 4 以上が予想される地域又は長周期地震動階級 3 以上の揺れがを予想された場合に、震度 4 以上又は長周期地震動階級 3 以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。
- (イ) 気象庁は緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市町村の防災無線等を通じて住民に伝達される。
- (ウ) 緊急地震速報のうち震度 6 弱以上又は長周期地震動階級 4 の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

イ 地震情報の種類と内容

市は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

種類	発表基準	内 容
震度速報	・ 震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・ 震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。）	「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・ 震度1以上 ・ 津波警報・注意報又は若干の海面変動が予想された時 ・ 緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村、地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・ 震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合* ・ マグニチュード7.0以上 ・ 都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 *国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本国内や国外への津波の影響に関しても記述して発表 *国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。
その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・ 震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方毎に推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

*北海道・三陸沖後発地震注意情報

○情報発表条件

- ・北海道の室根沖から東北地方の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合に、情報が発表される。
- ・想定震源域の外側でモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に、情報が発表される。

ウ 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び盛岡地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報等発表時（遠地地震による発表時除く。） ・岩手県内で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報等発表時 ・岩手県内で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動等、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある）。
地震活動図	・定期（毎月）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の岩手県及びその地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。

(7) 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

種 類	内 容
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	<p>噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲（生命危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。</p> <p>噴火警報（居住地域）は警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。</p>
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	
噴火予報	<p>火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表</p>

噴火速報	<p>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表 噴火速報は以下のような場合に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※) ・ このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 <p>※噴火の規模が確認できない場合は発表する。 なお、噴火の発生を確認するにあたっては気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</p>
火山の状況に関する解説情報	<p>現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが今後活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」発表する。</p> <p>また、現時点では噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>
降灰予報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 降灰予報（定時） <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に定期的（3時間ごと）に発表 ・ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供 ○ 降灰予報（速報） <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表 ・ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供 <p>※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やか伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 降灰予報（詳細） <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表 ・ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供 <p>※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やか伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表 降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表</p>
火山ガス予報	<p>居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報で、仙台管区气象台が発表する。</p>
火山現象に関する情報等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火山活動解説資料 写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表。 ○ 月間火山概況 前月一カ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表。 ○ 噴火に関する火山観測報 噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表

ア 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	噴火警戒レベル (警戒事項等)	火山活動の状況
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
		レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきた)。
噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

備考1 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて警戒を必要とする対象範囲と住民等の対応を5段階に区分して発表する指標である。

国の防災基本計画に基づき、県の火山防災協議会等の助言を受け、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。

備考2 噴火警戒レベルの詳細は、火山ごとに作成される。

イ 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域 嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報	火口内等	活火山であることを留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

ウ 岩手山の噴火警戒レベル判定基準（令和7年3月17日現在）

レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫】</p> <p>○ 次の現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多量のマグマ貫入を示す顕著な地殻変動 ・ 概ね火口から 3km を超える火砕流の発生（積雪期においては 2km） 	<p>左記に該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、判断する。</p>
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>○ 次の現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火活動の活発化がみられるなかで山体膨張を示す顕著な地殻変動（レベル3よりも規模大）とともに山麓で体を感じる規模の大きな地震の多発 	<p>左記に該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、判断する。</p>
3	<p>【居住地域の近く（火口から概ね 2 km を超え 4 km 以内）まで重大な影響を及ぼす噴火の可能性あるいは発生】</p> <p>○ 次の現象のいずれか複数観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火山性地震の活発化（100 回以上／24 時間） ・ 山麓で体を感じる規模の地震の発生 ・ 継続時間のやや長い火山性微動の多発、または振幅の大きな火山性微動の多発 ・ 山体膨張を示す明瞭な地殻変動（レベル2よりも規模大） ・ 東岩手山火口から噴気の顕著な増加 <p>○ 次の現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴出物にマグマ起源の物質が含まれていた場合 ・ 10Pa 以上の空振を伴う火山性地震（爆発地震）の発生 ・ 東岩手山火口から大きな噴石が飛散する噴火を確認 	<p>左記に該当する現象が観測されなくなり、1 カ月程度経過した場合</p>
2	<p>【火口周辺（火口から概ね 2km 以内）に影響を及ぼす噴火の可能性あるいは発生】</p> <p>○ 次の現象のいずれか複数観測された場合（現象が顕著な場合は、単独の現象でも引上げることがある。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火山性地震の増加（前 5 日間の地震回数の合計 50 回以上） ・ 火山性微動の発生（3 回以上／24 時間） ・ 浅い低周波地震の多発 ・ 噴気地熱地帯の明瞭な拡大、新たな噴気の発生もしくは地熱活動の活発化 ・ 山体膨張を示す地殻変動（GNSS、傾斜計、干渉 SAR 等） <p>○ 次の現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東岩手山火口、または西岩手山火口から有色の噴煙を確認 	<p>左記のいずれの現象もみられなくなり元の状態に戻った、あるいは戻る傾向が明瞭になった段階でレベル1に引下げる。ただし、元に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル1に下げた後に、再び火山活動が高まる傾向に転じた場合、上記の基準に達していなくてもレベル2に戻す。</p>

- 東岩手山では、山頂のやや深部の低周波地震が静穏な状況下でもみられ、連続して発生することがある。このため、東岩手山付近で発生する、やや深部の低周波地震の活動は地震、微動の基準に含めないこととする。
- 火口は、「岩手山火山防災マップ」（平成10年10月）で想定されている、東岩手山（岩手山山頂）と西岩手山（大地獄谷・黒倉山～姥倉山）としているが、火口が特定できない時点では、両火口からの噴火を想定して噴火警報を発表する。
- これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合は、それらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- 「融雪型火山泥流」は、積雪量と噴火の影響の範囲を勘案して判断する。
- レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合（例えばレベル1の状況において、噴気活動の活発化やレベル2の基準に達しない程度の地震活動の活発化等）などには、臨時の「火山の状況に関する解説情報」を発表することで、火山の活動状況の解説や警戒事項をお知らせする。
- 以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。

2 消防法(昭和23年法律第186号)に基づくもの

種 類	通 報 基 準
火災気象通報	<p>気象の状況が火災の予防上危険であると予想される場合</p> <p>(1) 通報基準 盛岡地方気象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準</p> <p>(2) 地域区分 市町村単位</p> <p>(3) 通報方法 盛岡地方気象台には、午前5時に発表する天気予報に基づき、翌日午9時までの気象状況を気象概況として毎日午前5時頃に通報する。なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報（臨時通報）する。 火災衣装通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪含むが予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。</p> <p>(4) 通報区分 イ 感想注意報→火災気象通報【乾燥】 ロ 強風注意報→火災気象通報【強風】 ハ 乾燥注意報及び強風注意報→火災気象通報【乾燥・強風】</p>
火災警報 (年間を通して)	<p>火災気象通報が通知され、市の地域の気象状況が火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合。 気象の状況が次の各号のいずれかに該当し、かつ、発令の必要があると認められた時に発令する。</p> <p>1 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下及び風速7m/s以上 が2時間以上継続すると予想される場合</p> <p>2 平均風速が10m/s以上で1時間以上継続すると予想される場合</p> <p>3 前2号に掲げるもののほか、気象の状況が火災予防上危険であると認められるとき</p>

3 水防法(昭和24年法律第193号)に基づくもの

種 類	内 容
国・県管理河川 水防警報	洪水によって災害が起こるおそれがある場合において、水防を行う必要がある旨を警告して行うもの
県管理河川氾 濫危険水位情 報	河川の水位が氾濫危険水位（洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。）に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの
県管理河川避 難判断水位情 報	河川の水位が避難判断水位（氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの

4 盛岡地区広域消防組合火災予防条例（昭和46年条例3号）に基づくもの

種 類	発 令 基 準
林野火災注意報	乾燥注意報と強風注意報の両注意報が発表されたとき (1月1日から5月31日まで)

5 水防法(昭和24年法律第193号)及び気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づくもの

(1) 水防活動の利用に適合する注意報、警報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の種類及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する警報。注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概 要
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

(2) 指定河川洪水予報

	標題 (種類)	概要
北上川 上流洪水予報	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

別表 9-7 警戒体制をとる場合の基準雨量

体制区分	連絡体制	前日までの連続雨量が100 mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100 mmあった場合	前日までの雨量がない場合
第1警戒体制	危険区域の警戒巡視、住民に対する広報	当日の日雨量が50 mmを超えたとき	当日の日雨量が80 mmを超えたとき	当日の日雨量が100 mmを超えたとき
第2警戒体制	住民に対する避難準備の広報、避難の勧告、指示等	当日の日雨量が50 mmを超え、時間雨量30 mm程度の強雨が降始めたとき	当日の日雨量が80 mmを超え、時間雨量30 mm程度の強雨が降始めたとき	当日の日雨量が100 mmを超え、時間雨量30 mm程度の強雨が降始めたとき

第10 広報の案文例等

別表10-1 水害関連広報

[案文1] 大雨に関する情報の周知と住民への喚起

(梅雨)前線による大雨に関する情報について、お知らせします。
〇〇地方では、(梅雨)前線が引続き停滞し、〇〇市(町・村)では、降り始めからの雨量が△△ミリに達しております。
これから夜半にかけて(梅雨)前線が活発になるおそれがありますので、今後の雨の降方に十分注意してください。
また、災害を未然に防ぐためにも、家の周りに山や崖地があるお宅は、斜面に亀裂や異常出水が起きていないか点検するとともに、以上があれば早めに避難してください。
雨は、今後も降続く見込みです。テレビやラジオ等の気象情報に注意してください。
なお、〇〇コミュニティセンター、〇〇小学校体育館は、特に危険地域にお住まいの方のために、避難所として解放していますのでご利用ください。

[案文2] 大雨・洪水警報発表の周知と避難準備の呼びかけ

大雨、洪水警報が発表されました。
河川が氾濫したり、山や崖が崩れるおそれがあります。停電したり、断水のおそれがあります。いつでも避難できるよう準備して下さい。
テレビやラジオの情報に注意してください。
(断水に備えて、飲料水をためてください。)
(あわてず、落ち着いて行動してください。)

[案文3] 高齢者等避難

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。
こちらは、八幡平市です。
〇〇地区に洪水に関する警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。
お年寄りの方など避難に時間のかかる方は避難を開始してください。
それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難してください。

[案文4] 避難指示(土石流)

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難。
こちらは、八幡平市です。
崖崩れや土石流が発生するおそれのある区域にお住まいの方は最寄りの避難所へ速やかに避難してください。
〇〇地区の避難所は〇〇コミュニティセンターです。
あわてず、落ち着いて行動してください。

[案文5] 避難指示(崖崩れ)

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難。
こちらは、八幡平市です。
〇〇地区で、崖崩れが発生しました。
〇〇地区の方は、至急避難してください。
避難所は、〇〇コミュニティセンター、□□中学校です。
最寄の避難所へ、隣近所助け合って、避難してください。
避難する場合は、川沿いや崖の周辺など危険な場所を避け、あわてず落ち着いて行動してください。なお、夜間及び暴風雨により避難が危険と判断したならば、自宅の2階等、安全な場所に避難してください。

[案文6] 緊急安全確保（洪水）

緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、直ちに安全確保。
こちらは、八幡平市です。
〇〇地区で、〇〇川が氾濫しました。
氾濫区域が広がるおそれがあります。
〇〇地区の人は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに直ちに避難してください。

[案文7] 災害の状況の周知（洪水）

〇〇川の水位は下がりはじめましたが、まだ危険になるおそれもあります。
停電や断水はまだ続いています。
市道〇〇線は通行できません。
飲料水や食料は△△で配っています。必要な人は取りにきて下さい。
係員の指示に従って、落ち着いて行動して下さい。

[案文8] 市の救援活動状況の周知

八幡平市災害対策本部からお知らせいたします。
市内の停電は、本日△時ころに解消される見込みです。
上水道は、復旧までに数日かかる予定です。断水している〇〇地区の方々は、△△公園、□□コミュニティセンターにおいて給水車による給水を行っています。
(消毒が完了していない井戸水は、使用しないで下さい。)
また、被害に遭われた方々のために、〇〇小学校、〇〇中学校で、食料、毛布等の救援物資を配付しています。
特に、家屋が土砂に浸かったお宅では、保健所の職員が薬剤を配付していますので、消毒等の防疫対策を行って下さい。

[案文9] 復旧状況の周知と対応行動の指示（洪水）

堤防の復旧工事が、〇月〇日から始まります。完成は〇月上旬の予定です。
水道管の検査のため、〇〇地区は、〇日の〇時から〇時まで断水します。
ごみの収集は、明日より平常通りに行います。
生活相談を、〇曜から〇曜の朝△時から午後△時まで、市役所で行っています。
工事中ご迷惑をおかけしますが、今しばらくご辛抱下さい。
水道が断水する前に、飲料水をためておいて下さい。
市役所の窓口が混雑しています。お急ぎでない方はしばらくお待ち下さい。

別表 10-2 地震災害関連情報

[案文 1] 火災発生状況

〇〇付近で火災が発生しています。△△戸が消失し、現在も延焼中です。
(現在、〇〇地区の火災は、□□方面へ燃え広がっています。□□地区の住民は、直ちに▲▲方面へ避難してください。)

[案文 2] 避難の準備の周知

現在、〇〇地区は〇〇のため危険な状況になりつつあります。
いつでも避難できるよう、準備をしてください。
避難する際の荷物は最小限に止めましょう。

[案文 3] 避難指示

緊急放送、緊急放送、警戒レベル 4、避難。
こちらは、八幡平市です。
地震により家屋の倒壊のおそれがあるため、避難指示を発令しました。
避難先は〇〇コミュニティセンターです。
戸締りをし、家族そろって早く避難してください。
なお、避難する際は、ブレーカーを切って避難してください。漏電による火災の発生、電力復旧時に出火するおそれがあります。

[案文 4] 地震情報、余震情報

ただいま、大きな地震がありました。
住民の皆さん、あわてて、外に飛び出さないで下さい。
先ず、火の始末をしましょう。
先ほどの地震の震源地は〇〇で、震源の深さは▲▲kmと推定されます。
八幡平市の震度は〇でした。
今後もテレビやラジオの情報に注意し、落ち着いて行動してください。

[案文 5] 交通の状況

(本日未明に発生した)地震による、市内の被害状況についてお知らせします。
午前(午後)〇〇時現在の状況は、次のとおりです。
J R 花輪線は、運転を見合わせています。線路の点検を行っており、まだ、運転の再開の見通しは立っていません。今後の情報に注意してください。
道路状況は、国道 282 号線〇〇付近と〇〇付近で通行止めとなっています。
現在、市内の全ての道路(〇〇から〇〇)が〇〇のため、車両の通行が禁止されています。
住民の皆さんは、自動車の使用はしないでください。
現在、J R 花輪線は、〇〇から〇〇間で運転が一部再開されました。
市内を運行しているバスは、□□走っている〇〇交通(バス)の〇〇行きです。

[案文 6] 救護対策の周知

負傷者の臨時救護所が〇〇に設けられています。けがをされた方は〇〇に行ってください。
負傷者の収容についてお知らせします。〇〇付近でけがをされた方は、(所在地)の〇〇病院(診療所)に収容されています。

別表 10-3 火山災害関連情報

[案文 1] 火山の状況に関する解説情報の発表

ただいま、仙台管区气象台から、岩手山に臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。
岩手山〇〇付近を震源とする火山性地震が(多数)発生しております。
詳細については、現在調査中ですので、今後のテレビ、ラジオ、防災広報による情報に注意してください。

[案文 2] 噴火警報の発表〈火山活動(噴火)の前〉

ただいま、仙台管区气象台から、岩手山に噴火警報(火口周辺)が発表されました。
本日〇時〇分頃、岩手山〇〇付近で大(小)規模な白色噴煙を観測しました。
詳細は、現在調査中です。
今後さらに火山活動が活発化した場合には、噴火の可能性もあり、十分な注意が必要です。
テレビ、ラジオ、防災広報による情報を聞いて、厳重に警戒してください。
詳しいことは、分かり次第お知らせします。

[案文 3] 噴火警報の発表〈火山活動(噴火)の始まり〉

ただいま、仙台管区气象台から、岩手山に噴火警報(居住地域)が発表されました。
本日〇時〇分頃、岩手山〇〇付近で大(小)規模の噴火がありました。
火砕流(による(融雪)泥流)の発生、噴石や火山灰の降下等が予想され、岩手山周辺では災害の起きるおそれがあります。
(〇〇地区の方は、いつでも避難できるように、準備をするとともに、)テレビ、ラジオ、防災広報による情報に注意し、今後の火山活動に厳重に警戒してください。
詳しいことは、分かり次第お知らせします。

[案文 4] 避難指示

緊急放送、緊急放送、噴火警戒レベル 5、避難。
こちらは、八幡平市です。
岩手山の火山活動が活発になり危険な状態になっております。
〇〇地区に避難指示を発令しました。
〇〇地区の皆様は、直ちに〇〇避難所へ避難してください。
戸締りをし、家族そろって早く避難してください。また、隣近所助け合って、あわてず、落ち着いて行動してください。

[案文 5] 被害情報の収集

岩手山〇〇付近の噴火による被害等がありましたら、状況を市役所防災安全課までお知らせください。

第 11 その他資料

別表 11-1 避難指示等の責任者等

実施責任者	災害の種類	勧告、指示等の内容	根拠法
市長(指示)	災害全般	災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示するとともに併せて立退き先を指示する。	災害対策基本法第 60 条
知事(避難の指示代行)	災害全般	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは知事が避難のための立ち退きの指示に属する措置の全部、又は一部を当該市長に代わって実施する。	災害対策基本法第 60 条
警察官(指示)	災害全般	市長が避難の指示するいとまがないとき、又は市長から要求があったときは避難のための立退きを指示する。 災害の危険がある場合は警告を発し、急を要する場合は避難をさせ、又は通常必要な措置を命じる。	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
知事又はその命を受けた吏員(指示)	洪水	洪水又は高潮の氾濫並びに地すべり等により著しい危険が切迫しているとき、区域内の居住者に対し避難のため立退くべきことを指示する。	水防法第 22 条 地すべり等防止法第 25 条
水防管理者(市長)(指示)	洪水	洪水又は高潮の氾濫並びに地すべり等により著しい危険が切迫しているとき、区域内の居住者に対し避難のために立退くべきことを指示する。	水防法第 22 条
自衛官(指示)	災害全般	災害の危険により避難を要する場合に、警察官等がその場にいない場合に限り、居住者に対し避難のための立退きを指示する。	自衛隊法第 94 条

1 避難指示等を行うとき

- (1) 気象台から豪雨、台風等災害に関する警報が発せられ避難を要すると判断される時。
- (2) 関係官公署から、豪雨、台風に関する通報があり、避難を要すると判断される時。
- (3) 河川が警戒水位を突破し、洪水のおそれがある時。
- (4) 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険がある時。
- (5) 火災が風下に拡大するおそれがある時。

2 避難に当たっての注意事項

- (1) 避難に際しては、必ず火気危険物などを始末し、戸締りを完全に行うこと。
- (2) 会社工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類、ドラム缶の流出防止、発火しやすい薬品、電気ガス等の保安措置を講ずること。
- (3) 避難者は 2 食程度の食料、水、手ぬぐい、チリ紙、最少限の着替肌着、照明具、救急薬品を携帯すること。
- (4) 服装は軽装とするも、素足をさけ、必ず帽子、頭布等を着し、必要に応じ雨合羽、雨外とう等の防雨、防寒衣を携帯すること。
- (5) 単独行動は避け、隣近所揃って避難すること。
- (6) できれば氏名票を肌へ携帯すること。(住所、氏名、年齢、血液型を記入したもので、水に濡れてもよいもの)
- (7) 貴重品以外の荷物(大量の家具衣類等)は持たさないこと。
- (8) その他用意しておける物品、なお、携行品は非常の標示をした袋に入れておくこと。

3 警戒区域の設定

(1) 実施責任者

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、応急措置の一つとして、市本部長は、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があるときは、警戒区域を設けて、応急対策従事者以外の者の立入りを制限、禁止し、又はその区域からの退去を命ずることができる（災害対策基本法第 63 条第 1 項、警戒区域設定権）。

※ 警戒区域の設定が、避難の指示（同法第 60 条）と異なる点は、第 1 に、避難の指示が对人的にとられて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定権は、地域的に捉えて、立入り制限、禁止、退去命令により、その地域の居住者等の保護を図ろうとするものである。

第 2 に、警戒区域の設定権は、災害がより急迫している場合に行使する。

第 3 に、警戒区域設定権に基づく禁止、制限又は退去命令については、その履行を担保するために、その違反について罰金又は拘留の罰則が科される（第 116 条第 2 項）ことになっており、避難の指示については罰則がない。

市長の警戒区域設定権は、地方自治法第 153 条第 1 項に基づいて市職員に委任することができる。

(2) 実施責任者等については、次の表のとおりである。

設定権者	災害の種類	内容(要件)	根拠法
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で人の生命、又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第 63 条
警察官	災害全般	同上の場合においても、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第 63 条
自衛官	災害全般	同 上	自衛隊法第 94 条
消防吏員 又は消防 団員	水害を除く災 害全般	災害の現場において、活動確保を主目的に設定する。	消防法第 28 条 第 36 条
水防管理 者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において設定する。	水防法第 14 条

(3) 警戒区域設定の時期と範囲

警戒区域設定は、災害がより急迫しており、人的、物的に大きな被害を招くことが予想される場合にとられる措置であるから、時期を失することのないよう迅速に実施する必要があるが、災害の種別によっては、円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施することもある。

警戒区域の設定範囲は、災害現場の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。

警戒区域の設定は、住民等の行動を制限するものであるから不必要な範囲にまで設定することのないように留意する必要がある。

別表 11-2 要員の従事命令等

1 従事命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第 65 条第 1 項	市長
		災害対策基本法第 65 条第 2 項	警察官
		警察官職務執行法第 4 条	
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第 7 条	知事
	協力命令	災害救助法第 8 条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第 71 条第 1 項	知事 市長(委任を受けた場合)
	協力命令	災害対策基本法第 71 条第 2 項	
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 17 条	水防管理者 水防団長 消防機関の長

2 命令対象者

命令等の種別による対象者は、次に掲げるとおりである。

命令区分(作業対象)	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令(災害応急対策並びに救助作業)	ア 医師、歯科医師又は薬剤師 イ 保健師、助産師又は看護師 ウ 土木技術者又は建築技術者 エ 土木、左官、とび職 オ 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 カ 地方鉄道業者及びその従業者 キ 軌道経営者及びその従業者 ク 自動車運送業者及びその従業者 ケ 船舶運送業者及びその従業者 コ 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令(災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令(災害応急対策全般)	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令(災害緊急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令(消防作業)	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令(水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

3 公用令書の交付

交付者	命令区分	交付事由	根拠法令
市本部長 県本部長 指定(地方) 行政機関の 長	従事命令	ア 命令を発するとき	災害対策基本法第81条第1項
		イ 発した命令を変更するとき	
		ウ 発した命令を取消するとき	災害救助法第7条第4項において準用する同法第5条第2項

4 損害補償

従事命令又は協力命令(災害対策基本法によるものを除く。)による従事者が、その作業により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障害の状態となった場合においては、法令の定めるところにより、損害を賠償する。

5 その他

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故により作業に従事することができない場合は、次に掲げる書類を添付して、県本部長に届ける。

- (1) 負傷又は疾病による場合は、医師の診断書
- (2) 負傷又は疾病以外による場合は、市本部長、警察官その他適当な公務員の証明書

別表 11-3 ヘリポート及び補給基地

【西根地区】

ヘリポート等の名称	所在地	大きさ		座標(世界測地系) N 北緯 E 東経
		縦m	横m	
八幡平市総合運動公園 多目的運動広場	八幡平市大更 37-105-2	120	90	39° 55' 53" 141° 05' 50"
八幡平市上坊牧野	八幡平市平笠 4-710-14	200	100	39° 54' 12" 141° 02' 45"
岩手山焼走り国際交流 村グラウンド	八幡平市平笠 24-720-2	290	130	39° 52' 36" 141° 02' 26"
西根中学校校庭	八幡平市大更 24-25	120	120	39° 54' 55" 141° 05' 30"
西根第一中学校校庭	八幡平市堀切 12-40-90	90	110	39° 57' 34" 141° 06' 06"

【松尾地区】

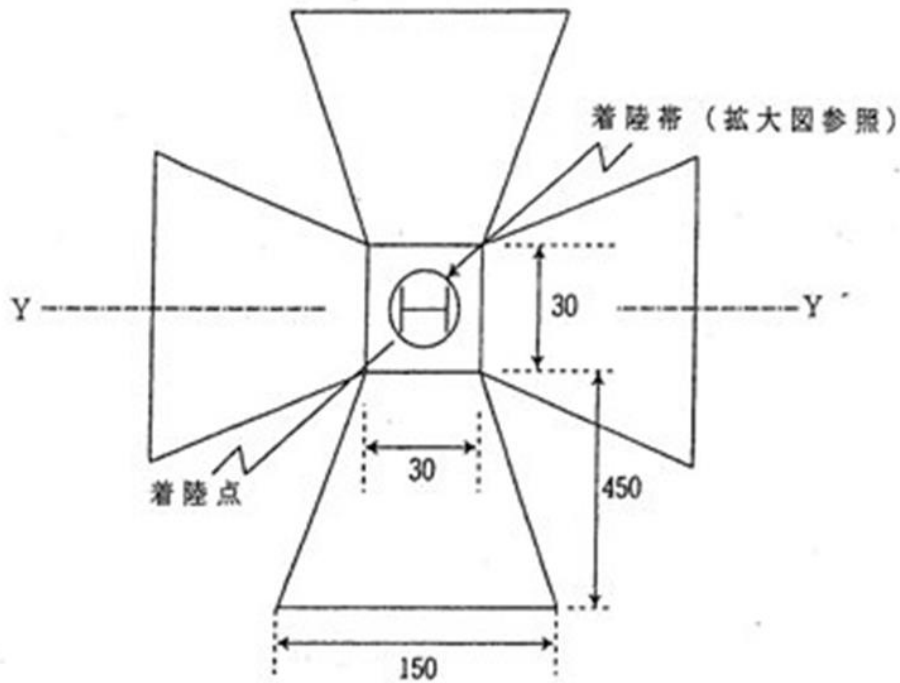
ヘリポート等の名称	所在地	大きさ		座標(世界測地系) N 北緯 E 東経
		縦m	横m	
県民の森ヘリポート	八幡平市松尾寄木 1-515-5	80	50	39° 53' 44" 140° 57' 57"
八幡平市ラグビー場	八幡平市松尾寄木 7-3-1	200	100	39° 55' 19" 140° 59' 40"
八幡平市中山ラグビー場	八幡平市松尾寄木 2-538	100	150	39° 55' 43" 141° 00' 23"
八幡平市松尾総合運動 公園多目的運動場	八幡平市野駄 7-203	100	60	39° 56' 30" 141° 02' 59"
八幡平市さくら公園	八幡平市柏台 1丁目 27	200	100	39° 55' 12" 140° 58' 24"

【安代地区】

ヘリポート等の名称	所在地	大きさ		座標(世界測地系) N 北緯 E 東経
		縦m	横m	
八幡平市安代グラウンド	八幡平市寺志田 50-2	130	100	40° 05' 33" 141° 02' 42"
八幡平市田山グラウンド	八幡平市馬場下 46-1	150	150	40° 08' 26" 140° 57' 31"
安比高原スキー場駐車場	八幡平市安比高原 117-1	300	400	40° 00' 12" 140° 58' 18"

別表 11-4 ヘリコプター臨時離着陸場設計基準

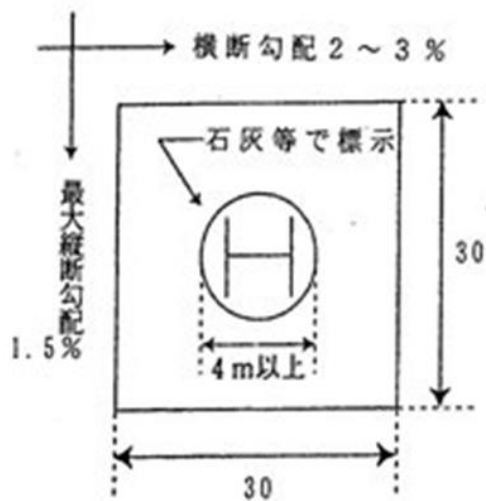
(1) 平面図



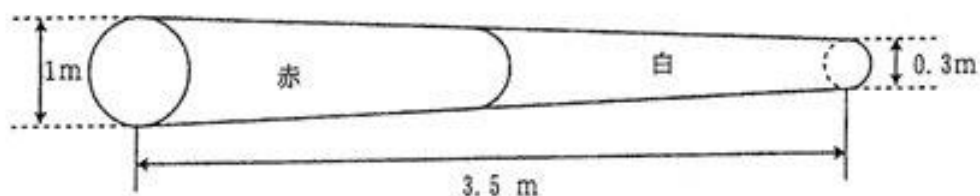
(2) 縦断面図面 (Y ~ Y')



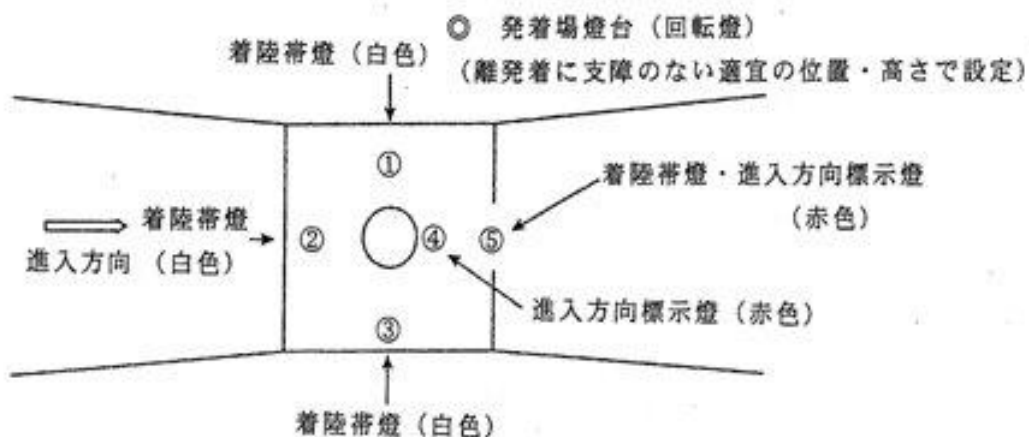
(3) 着陸帯拡大図



- (4) 設計基準に示す着陸帯の形状は、4方向進入を基準とした場合のものであり、地形の状況などやむを得ない場合は、2方向(Y~Y')進入とすることができる。
- (5) 着陸点は、石灰等を用いて着陸点標識を標示する。
- (6) 付属設備
- ア 風向指示器(吹流し)
着陸点から約15m以上離し、地上から約5mの高さに掲揚する。



イ 離着陸用燈火(夜間、ヘリコプターを使用する場合)



(7) 路面の設計

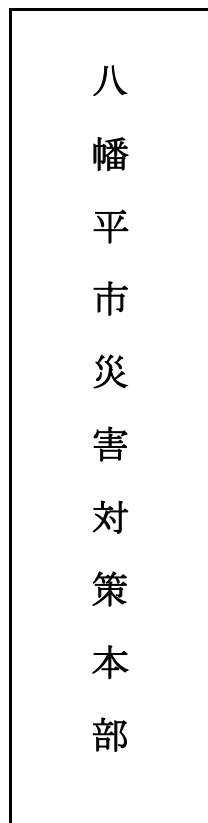
通常、無舗装として、現地地面または土を締め固めて使用する。

無舗装または、芝生、草地でも可、ただし、運動場などを使用する場合は、散水などにより防塵処理を行うこと。

別表11－5 災害対策本部の標識板及び腕章

(標識板)

災害対策本部の設置を示すため、次の標識板を設置する。



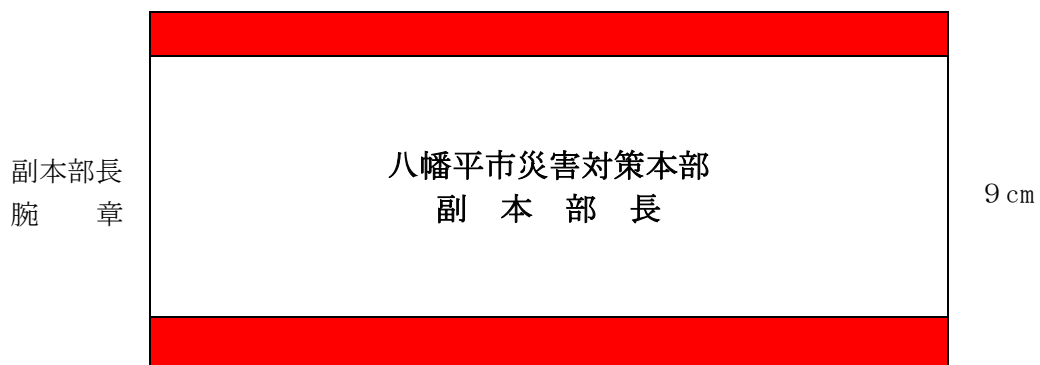
(腕章)

本部長、副本部長、その他職員は災害応急活動に従事するときは、次に示す腕章を
帯用するものとする。

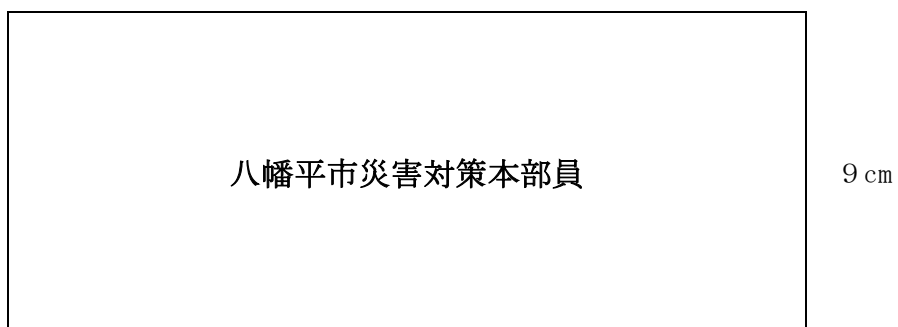
赤色



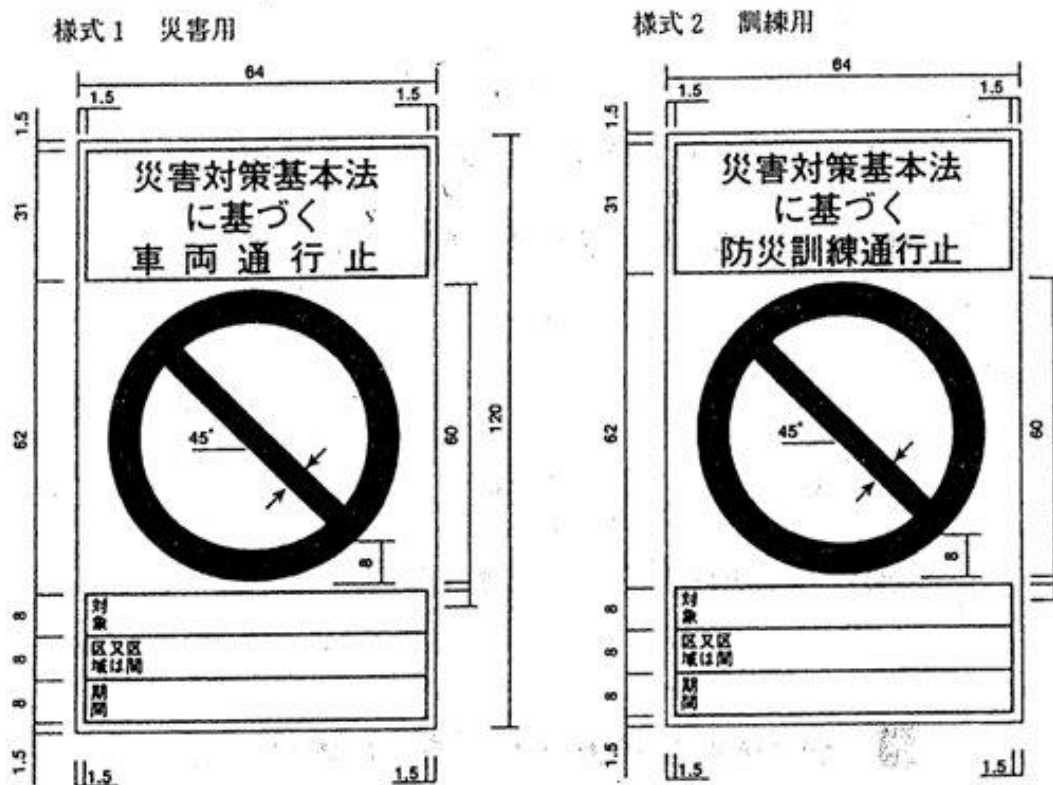
赤色



部長・
本部員



別表 11-6 交通規制の標識等



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

八幡平市地域防災計画

平成 18 年 3 月 3 日 発行
令和 8 年 3 月 23 日 改版

編集 八幡平市防災会議
